昭和十四年調

参考資料

一、所謂日比谷焼打事件概況

一、大正七年に於ける米騒動事件概要

警保局保安課（第三係）

国立公文書館
分類 返 背
3A
排架番号 15
4-11-2

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

0080

103

昭和十四年十二月調

大正七年に於ける所謂米騒動事件の概要

内務省警保局保安課

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

大正七年に於ける所謂米騷動事件の概要　目次

第一、大正七年に於ける所謂米騷動事件……一
第二、所謂米騷動當時の我國社會狀勢の推移……九
A、歐洲大戰の影響と一般社會動向……九
(一)「デモクラシー」の擡頭……一三
(二)ロシヤ革命の影響……一九
(三)我國社會主義運動の動靜……二七
(四)我國政治情勢の推移……三五
第三、所謂米騷動の全國的騷擾概況……四一
第四、所謂米騷動の內部的構成……六七
A、所謂米騷動の歷史的沿革……六七
(一)富山縣に於ける米に關する紛擾の沿革……七一
(二)舊幕時代に於ける所謂打毀し騷動の影響……七五
B、所謂米騷動の人的構成と各種騷擾動向……八七
(一)一般參加分子の社會的地位……九一
(二)一般的騷擾動向……一〇五
(三)特殊參加分子と騷擾動向……一一九
(イ)在鄕軍人、青年團員及學校生徒……一一九
(ロ)勞働者、農民及漁民……一二三
(ハ)特殊部落民……一四九
(ニ)政黨員並危險思想懷抱者……一七一
C、所謂米騷動の思想的動向……一九一
(一)騷擾參加民衆の一般的思想傾向……一九二
(二)政黨員の思想內容……二二七
(三)危險思想懷抱者の思想內容……二三三
D、所謂米騷動の傳播性と反覆性……二三九
(一)所謂米騷動の傳播性……二四一

めくれず

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp

(三) 所謂米騒動の反覆性……………………二五七
E、社會現象としての所謂米騒動……………………二六三
(一) 所謂米騒動の發生原因と其の本質……………………二六五
(二) 各種論評の内容……………………二七九
第五、所謂米騒動に對する取締狀況……………………二九五
A、行政的取締狀況と出兵……………………二九五
(一) 行政取締狀況……………………二九五
(二) 出兵狀況……………………三二七
B、司法取締狀況……………………三四〇
(一) 所謂米騒動事件に對する司法當局の態度と取締方針……………………三四〇
(二) 所謂米騒動事件の檢擧狀況……………………三六三
(イ) 司法警察官の檢擧狀況……………………三六三
(ロ) 所謂人權蹂躙問題……………………三八五
(三) 所謂米騒動事件犯人處分並裁判に關する諸問題……………………三九一

(イ) 米穀廉價購買者の處分問題……………………三九一
(ロ) 違警罪即決處分の危險……………………三九五
(ハ) 罰金刑求刑事件に對する略式請求の可否……………………三九七
(ニ) 嚴罰主義の當否……………………四〇〇
(ホ) 檢事の求刑の標準と裁判結果の全般的狀況……………………四一三

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

第一、大正七年に於ける所謂米騷動事件

「米騷動」が勃發したる彼の大正七年は、時恰も歐洲大戰酣なるの秋にして戰局混沌として未だ勝敗の歸趨を辨せず、前年卽ち西暦一九一七年には舊帝政ロシヤに革命蜂起して勢猖獗を極め、其の暴威は所謂パルチザンの跳梁と爲りて遠くシベリヤに東進の徴あり、隣邦支那に於ても亦南北兩派の爭闘紛糾して事態愈々重大化するに至れり。我國に於ては既に聯合國側に參戰して青島ドイツ租借地及ドイツ領南洋諸島を占領し、今や帝國軍艦の一部は地中海等に遠征したるが、更にシベリヤに於けるチエッコ・スロバキヤ軍救援を目的として北米合衆國の提唱に從ひ之と共に共同出兵の擧に出でたるものなり。

飜つて我國內に於ける當時の情勢を一瞥するに、産業經濟界は戰時の影響に依りて未曾有の好況を呈し、所謂戰時成金を簇生せしめたると同時に、之が反面に於ては輸出の激增に基く物資の遞減、通

貨の膨脹等を原因として米價を始め一般物價益々急騰を告ぐるに至り、生活不安隱然として横溢し來れり。然かも政界は夙に所謂政黨政治完成期に達したるに拘らず、政友會・憲政會・國民黨の各政黨に在りては孰れも當時の國政擔當者たりし寺內々閣を繞りて徒に黨爭に終始し、民心漸く政黨より離反せんとしたる折柄、「デモクラシー」思想澎湃として擡頭し、早くも普通選擧制度に依る所謂民本政治の實現を鼓吹したるあり、國民各層の統一漸次弛緩するに至り各層利害の牴觸するところ動もすれば各種の不平を醸成して遂に深刻なる社會不安を鬱積せしめたり。

斯くして我國民の主要食糧たる米穀問題に關し、政府が採りたる各般の對策施設奏効せず、米價愈々狂騰を演ずるや、忽ちにして「米騷動」の勃發を見たるものなり。卽ち七月下旬に入り富山縣下魚津町の漁民婦女子生活難救濟を求めて哀願運動を惹起し、附近各町の細民等翕然として其の轍に倣ふや、同縣下を始め大阪其他各地の

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

新聞紙に於ては右哀願運動を捉へて所謂越中女一揆として報道演出したるを以て右哀願運動は忽ち全國的騒擾爆發の導火線と化し八月十日先づ京都及名古屋兩市に騒擾を勃發せしめて茲に「米騒動」の端を啓きたるが、右兩市に於ける騒擾の波及頗る急激なるものあり一瞬にして西部日本に於ける諸主要都市大阪、神戸、廣島、岡山及和歌山各市に蔓延したるのみならず、同月十三日には福井、靜岡等の中部日本に於ける各主要都市を通過して遂に帝都東京市に傳播するに至り、最高潮に達したるものにして爾後九月中旬迄の間騒擾の波動は三府三十二縣一道に起伏し、合計三十三市二百一箇町村の治安を攪亂しつつ推定概數七十萬人に及ぶ主として下層民衆より成る群集の出現を見たり。而して各地騒擾の狀況を觀るに、其の多くは或は大擧米穀商舗に殺到して米穀の廉賣を强要し、或は多衆富豪又は資產家邸を襲撃して寄附金の出捐を强請し、瓦石を飛ばし、軒燈門戸障壁を破壞するが如き狼藉を爲したるものなるが、勢の激する

ところ家財道具を始め家屋等に至る迄悉く之を破壞し盡し、甚だしきは放火、掠奪、殺傷の如き兇暴を擅にしたるもの尠からず、遂には京都及吳兩市に於けるが如く兇器を採りて警戒の警察官吏又は軍隊に反噬を企つるあり、爲に流血の慘を招きたるもの無きに非ず、其の觀宛然徳川幕府時代の彼の所謂打毀し騒動を彷彿せしめたりと謂ふべし。加之、各地騒擾に乘じて工場爭議の騒擾化したるもの散見せられたると、北九州地方を主とし、稀には北海道地方に亘りて炭坑暴動頻發し、更に西部日本各地方には特殊部落民の團體的蜂起添加し、孰れも暴戾を擅にしたるを以て「米騒動」は極めて複雜なる各種動向を發現したるものとす。果して然らば、「米騒動」は抑如何なる社會的本質を包藏したるものなりや、一言にして之を要約するに於ては、「米騒動」は明治維新以來未曾有の大騒擾なりと雖、其の社會的本質は、米價を始め一般物價の昂騰に依りて生活不安に陷りたる一般下層民衆が、富豪特に戰時成金の驕奢及一部米穀商又は

米穀投機業者の利己的暴利行爲に對する社會的不平を鬱積爆發せしめたるものにして、群集心理に支配せられ、模倣的に傳播したる一の偶成的騷擾なりと謂ふを得べし。

斯くの如き「米騷動」に對する應急的施設としては、八月十三日畏くも兩陛下御內帑金中より御下賜ありたる三百萬圓の御賑恤金を始めとし、同日政府に於ても亦一千萬圓の國庫支出を決定し、更に各富豪の救濟義捐金を合して財源と爲し、各府縣當局並自治公共團體等に依りて外米廉賣等を實行したるは、今日世人の記憶未だ新なるところなり。又各地騷擾の鎭靜に就ては、警察官吏の警戒鎭撫に俟ちたるところ甚だ多しと雖も、騷擾の暴戾熾烈を極めたると警察力に不足を生じたる結果、各地に所謂無警察狀態を現出するに至り、青年團、消防組、在鄕軍人會等の出動協力を見たるあり、遂には陸軍又は海軍部隊の出動警備を求めて鎭定し得たる事例多く、其の數全國各府縣を通して實に六十箇市町村に達したり。

而して「米騷動」當時之と關聯して特に注目すべき動向を示したる社會的存在として、全國新聞界の政治的行動及全國辯護士團の司法的活動あり。前者は八月十四日內務當局が騷擾記事揭載禁止命令を發するや、直に起て之が解禁を迫ると共に言論の自由擁護並寺內內閣彈劾を標榜して全國各地に記者大會を開催し、大いに其の氣勢を昂め、稍重大なる政治的波紋を生起せしめたるが、後者は同月下旬に至り日本辯護士協會を中心として騷擾事件並之に關する人權蹂躙の有無等に亘りて調査を開始し、各地辯護士會にして之に參加協力するもの尠からず、其の活動は一般社會の注意を喚起するところありたり。

然も右の如き「米騷動」の社會的影響たるや、之と時を相前後したる彼の歐洲大戰の夫と並びて近代に於ける我國社會狀態に急激なる變化を招來せしめたる二大原因なりと稱せらるゝところにして、「米騷動」直後、寺內內閣が總辭職を決行して原敬政友會總裁其の

後繼內閣を組織し、茲に一應所謂政黨政治を完成したるが如きは、其の直接なる政治的所産に過ぎず。右影響中特に顯著なるものを列舉すれば、第一には我國食糧の自給自足を目的としたる米穀政策の外地轉換あり、第二には國民相剋の解消を理想としたる社會政策的施設の發展あり、而して第三には國民思潮の急激なる變化に基く各種社會運動の勃興を見るに至れるものなり。

第二　所謂米騒動當時の我國社會狀勢の推移

A、歐洲大戰の影響と一般社會動向

大正年代に於ける歐洲大戰と「米騒動」とは、前者は國外に勃發したる曠古の大戰亂にして、後者は國内に發生したる未曾有の全國的大騒擾にして、各其の發生時期を前後したるのみならず、兩者は思想、政治、經濟の各分野に亘りて相關聯するところ極めて深きものあり、然も兩者孰れも我國近代の社會狀態に對し急激なる一大變化を惹起せしめたる二大原因なりと謂はるるところにして、爾來約二十年の星霜を經たる今日に至る迄、我國社會萬般の推移に對し直接、間接の影響を及ぼしたるの事實に至りては、既に一般世論の肯認するところなり。

大正三年六月、墺國皇儲ボスニヤの首都に於て、突如セルビヤの一青年に暗殺せらる、右兇漢は汎セルビヤ主義者なりと傳へられたるが、是實に歐洲大戰の導火線にして、翌七月には先づ墺塞間に

國交斷絶し、次で墺露關係も亦決裂して、忽ち各國境に戰火を見るに及び、茲に大戰の端を啓きたり。斯くして同年八月には獨露兩國間に宣戰の布告ありたるを始めとし、英、佛等孰れも戰亂の渦中に投じ、大正四年五月、伊太利の聯合軍參加あり、更に大正六年六月には北米合衆國又對獨宣戰を發したるに及び、戰雲遂に歐洲諸列强間を蔽ひ、北米合衆國を除く他の交戰諸國に在りては、孰れも戰火の犧牲甚大なるに加へ、戰時物資の消耗激增し、國運を賭する歷史的苦難を打開せんとして凡ゆる國家的統制の强行せられたるあり、國家主義的傾向益々倍加するに至れり。我國に於ては大戰勃發に際り、折柄隣接支那には袁世凱北京に據りて清朝復辟派を抑へ、南方國民革命派に對峙し、國を擧げて紛糾錯然たりしを以て、我對支問題も愈々重大を加へたるに依り、歐洲に於ける戰局の東洋に波及せざるを希望したるも、大正三年八月遂に日英協約に基き對獨最後通牒を發し、次で間も無く對獨宣戰を布告して聯合軍に參加したり。

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

我國は參戰後直に獨領南洋群島を占領すると共に、幾應も無くして獨逸租借地青島要塞を陥落せしめ、更に大正六年五月、我海軍の一部は地中海に遠征したることありしも、極東は遠く戰亂の中心を離れ、我國參戰の程度右の如く重大ならざりしを以て、我國内には毫も戰時の體制を經驗せず。國民に戰時の緊張又は興奮無くして、恰も一の局外中立國たるが如き地歩を保持したり。斯くして歐洲大戰は勃發後四年を經過したるに拘らず、其の間戰局混沌として勝敗の數を辨ぜず、終熄の日も亦逆睹し難き形勢に彷徨したるが、大正七年七月頃より獨墺側に敗色漸く萠し來りて、同年十一月遂に休戰條約調印せられたるものなり。（藤本尚則編「明治大正國事年譜」參照）

然り而して、右の如き歐洲大戰が我國に與へたる主なる影響は、第一に「デモクラシー」の擡頭。第二にロシヤ革命の影響、第三に輸出貿易の振興に依る經濟界の躍進的發達なりとす。以下「デモク

ラシー」の擡頭及ロシヤ革命の影響を略說し、次で我國社會主義運動の勃興並國内政治情勢の推移を概說すれば左の如し。

0039

㈠「デモクラシー」の擡頭

當時我國に「デモクラシー」思想を導入紹介したる者は、東京帝國大學教授吉野作造博士にして同氏は戰前大正二年七月歐米留學より歸朝するや・歐米諸國の見聞を基礎として開戰後の我國内に「デモクラシー」唱道の論陣を張りたるものなるが。此の風潮たるや開戰當初に際りて歐洲聯合諸國が・各參戰の目的として獨逸の「軍國主義」に對する「デモクラシー」の擁護なる標語を揭げたると彼是對應したるものなり。「デモクラシー」は忽ち我國内に浸潤して玆に我國思想史上一期を劃すべき右思想の擡頭を見たるものとす。卽ち早稲田大學に於ける大山郁夫。北澤新次郎等の教授も亦吉野博士と並びて右思想の鼓吹宣傳に努め・後に大山郁夫は關西に降りて大阪朝日新聞編輯部に入り。主筆鳥居素川及部員長谷川如是閑等と共に右紙上を藉りて「デモクラシー」を唱道したるを以て、我國言論界は之に迎合追隨するに至り、滔々として當代の思想界を風靡した

るの觀あり。然かも當時の「デモクラシー」なるものは、單に概念的なる自由主義思想に止まらず、寧ろ斯かる自由主義思想を理論的背景としたる民本主義的政治思想にして畢竟一の社會思想なりと斷定するを憚らず。大正六年以降ロシヤ革命の思想的影響漸次我國にも侵入し來るや。「デモクラシー」は之に刺戟せられて極端化の嫌ひあり・或は人類解放を說き、又は社會改造を唱へて動もすれば矯激に走らんとするの風を呈したり。卽ち吉野博士が大正五年一月雜誌中央公論上に「憲政の本義を說いて其の有終の美を濟すの途を論ず」なる論說を發表し。「デモクラシー」提唱の第一聲を放ちたるが，其の所說は要之。自由主義思想に基き・民衆を背景としたる民本政治を實現せんとするに在りたるものと謂ふべし。更に同氏著「民本主義鼓吹時代の回顧」を繙けば。「デモクラシー」の内容は卽ち近代政治にして人民の意向を樞軸として運用せらる、輿論政治に外ならず。輿論なるものは形式上人民の多數に依りて形成せらる

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

るものなるも、其の内容たるべき思想自體は少數哲人の所產なるを以て、近代政治も哲人政治の一形態なりと做したるが、進んで今日の立憲代議制下に在りては下院を少數有產階級の獨占より解放し、之を完全に多數民衆の利害休戚の發現所たらしめざるべからずとし、之が爲には先づ普通選擧の實行並理想的なる選擧取締規程の攻究を必要とすべく、斯くして後始めて政黨内閣又は議院内閣は近代政治の傾向に即するものたるを得べく、大權内閣說の如きは一の謬論なりと斷じたるものなり。而して前顯著書に依れば同氏は明治四十三年四月以來歐米留學中、英國上院權限縮少問題の成行を見聞したるを始とし墺都維納に於ては生活必需品暴騰に激して蹶起したる勞働黨の秩序整然たる一大示威運動に加はり、深く之に感銘するところあり、更に西曆一九一二年の白耳義に於ける大同盟罷業を其の準備時代より觀察し、民衆運動の正當性と威力なるものを痛感したりと謂ふ。同氏が歐洲に於て得たる「デモクラシー」が、抑如何なる社

會的背景を有したるものなるか、略之を想像するに難からず。更に同氏歸朝後に於ける「デモクラシー」擡頭の經過に就ては、同氏自から左の如き說明を爲したり。

「私は大正二年の七月に歸朝した。假令かの憲政擁護なるものが其實まじめなる根據を缺くものだとしても、明治と大正との政界はこの世人の移りを境として、實に重大の變異がある。一時寺内内閣の高壓政策に由て自由思想に加へられたる威壓の頗る强烈なるものありとはいへ、民潮に於ける潑剌たる機運の醞釀は何人の目にも隱し得なかつた。而して歐洲大戰が之に勃發の好機會を與へ遂に今日の時勢を作るに至つたことは今更事新しく論ずる迄もあるまい。」

（前顯「民本主義鼓吹時代の回顧」參照）

今日再び當時に於ける右の如き思潮の方向を回顧するに於ては、何人も當時の我國民が、西歐諸國を前にして、戰前の「デモクラシー」を承繼して其の蹤尾に追隨すべきか、將又戰時の國家主義的統

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

制を學び、創造的建設に邁進すべきか、二者擇一の歴史的岐路に立ちたる事實に想到すべし。然り而して西歐交戰諸國が大戰なる歴史的試錬裡に在りて、萬國共通の「デモクラシー」の外裝を一擲し。將に國民的意識に覺醒せんとしつゝありし時に際し、我國民は果して、國民的自覺を確得したるか、我國民に紹介導入せられたる「デモクラシー」の裡に理想の哲理は之を發見し得べきも、果して皇祖皇宗を戴き光輝ある三千年の民族的傳統を誇る日本の眞姿は其の片鱗だに認め得るや。然かも尚、日本は遂に此の「デモクラシー」の思想的道程を進まんとしたるものにして、我國民が「デモクラシー」に依りて踊せられたる最大の痛恨事は、之に依りて我國民精神の統一を阻害せられ、弛緩せしめられたる事ならずんばあるべからず。蓋し爲政者又は指導者の責任たるや、寔に重大なるものありと謂ふべし。

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp

(一) ロシヤ革命の影響

大正六年三月、突如露ロシヤに革命蜂起して忽ち帝政を顚覆するに至る。假政府樹立せられて時局の收拾に當り、對獨繼戰を強行せんとしたるも、同年十一月には右政權も亦勞兵會即ち「サヴヰエツト」側の強勝に堪へずして崩壞し、政權遂にレーニン一派のボルシエヴヰーキの手中に掌握せられ、玆に「サヴヰエツト」政府の出現を見たるは、今日に於ては一般世人の熟知するところなり。而して此のロシヤ革命が、「米騷動」前後に於ける我國思想界に多大の影響を及ぼしたる事實に就ては、今や何人も之を否定せざるところなるべし。然れどもロシヤ革命の思想的影響を過重に評價するは、事態の眞相に合致せざるところにして、コミンテルン第六回世界大會に於て採用せられたる綱領の如く、「米騷動」を目してロシヤ十月革命の直接的影響に依りて惹起せられたる革命的騷亂なりと做すが如きは、（内務省警保局保安課「海外よりの左翼宣傳印刷物集」收

録、國際通信、片山潛著「大正七年の米騷動」參照）徒にロシヤ革命の思想的影響を誇大視したる机上の宣傳的空論に外ならず。「米騷動」なるものが、ロシヤ十月革命の影響的所產にも非ず、又右革命の波動的延長にも非ざるは、後述する所第三章に於て之を實證すべきところなるも、ロシヤ革命が「米騷動」の思想的環境を形成すべき當時の我國思想界に與へたる影響に至りては、到底之を無視し得ざるところにして此の意味に於てはロシヤ革命は、「米騷動」に對し一の間接的影響を及ぼしたるものと謂ふべし。然り而してロシヤ革命が我國思想界に捲き起したる反響の主要なるは既に述べたる如く、「デモクラシー」を刺戟して益々之を極端化するに至らしめたる事實なりとす。ロシヤ革命が我國社會主義運動に影響したる點に至りては、何人も之に想到すべきところなりと雖、其の反響は寧ろ「米騷動」後なる大正八年代に入りて稍顯著に現はれ來りたるものと謂ふを相當とす。「米騷動」前又は當時に於ては、我國社會主義運動

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

は後述の如く所謂欝伏又は屛息状態に在りたるのみならず、ロシヤ革命に對する彼等一派の理論的研究等未だ見るべきもの無かりし状態なるを以て、ロシヤ革命の我國社會主義運動に對する影響は、「米騒動」當時に在りては未だ之を特筆强調するを得ざるものとす。

而して「米騒動」前又は當時に於けるロシヤ革命の一般的影響を檢討するに、ロシヤ革命に關はる詳細なる事情未だ判然せず、ボルシエヴヰーキを過激派と呼稱したる程度にて各新聞紙等も僅に外國電報等に依りて經過的事實を傳へたるに過ぎず、其の概要を摘示すれば

大正六年三月十六日「露國に於ては數日前より食料品分配問題に關し、勞働者其の他の暴動發生しつゝある由なりしが、遂に秩序ある革命となり、露國議會は内閣員全部を監禁し、内閣は遂に廢滅に歸せし旨發表せらる。」次で「露國議會は十三日特別委員會を開き議長ロジヤンコを委員長として假政府を樹立す。」同月十九日「在

露都英佛伊各國大使露國假政府を承認し、」更に同月二十七日「我政府露國新政府を承認するに決したり。」同年七月十六日「露都に於て勞兵會側の群集暴動を起し、三月革命當時の如き徴候を呈す。」同月二十一日「露國首相リウオフ公辭し、ケレンスキー其の後を襲ぐ。」同年八月十七日「露國廢帝家族と共に某地に移さる。」同月三十一日「二十八日より莫斯科に於て開かれたる全露大會に於て北日コルニコフ將軍發壞するや、其の人氣俄かにケレンスキーを凌ぎ中産派の新聞紙はコ氏を國民的英雄と稱揚す。此會に於て中産階級の勢力熾盛なりと認めらる。」同年九月二日「露軍の士氣潰頽其の極に達し、今や大關牆を成して陣營を棄て遁走するとの報あり。」同月八日「露都に於てケレンスキーとコルニコフとの確執遂に平和的解決の望なく、コ將軍に忠實なる一箇師團はプスコフを發して漸次露都に迫り一方内閣側にありてはケ氏に自由手腕を振はしむべく總辭職を爲す。」同月十四日「コルニコフ露都を去る五里の地點に

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp

迫れるも其の後の形勢可ならず、ケレンスキーの勢力依然優勢なるを見て遂に條件附降服を希望す、之に對し假政府は無條件降伏を要求す、十六日コ軍は假政府に歸順し、コルニコフ以下拘禁せられたりとの報あり、」同月十七日「露國假政府は共和を宣言し閣員五名より成る軍事內閣を組織す、」同年十一月十日「露國勞兵會の軍事委員會は卽時平和を提議し土地を農民に與へ且憲法議會を召集すべき旨同政府に對し要求す、」同月二十日「露都の政權レーニンの手に歸し、トロツキー內閣組織せられたりとの報あり、」同月二十一日「ケレンスキー姿を晦まし行方不明となる、」同月三十日「露國過激派總司令官クレリンコ將軍と獨軍總司令官との間に休戰交渉纏まり、同時軍は卽時發砲中止命令を露軍全線に布達す、」同年十二月二十三日「ブレストリトウスクに於て露獨休戰交渉開始さる、」（東京朝日新聞並前掲「明治大正國史年譜」參照）の如し、斯くの如き狀態なりしを以て我國朝野はロシヤ革命の勃發を以て「想像

を絕したる事變の出現」なりとし、該革命が果して共産主義と如何なる程度の具體的關聯を有するものなりやは、未だ之を理解せざりしものゝ如く、右革命が愈々全露に擴大して其の暴威を逞しうするに及びては、漠然たる一種の不安と化して低迷するに至れり。然り彼の「デモクラシー」は斯くの如きロシヤ革命の思想的影響に對して何等防壁の役割を果さざるに止まらず、所謂新進思想として動もすれば、右革命に對して同情的態度に出でんとし、之が影響を我國內に浸滲せしむる思想的助成帶たるの危險無しとせざりしのみならず、我政府に於ても未だ右革命の東進を斷乎破碎すべき防共の國策無かりし狀態に在りて右影響に對して漫然門戶を開放したる憾無しとせざるなり。

斯くしてロシヤ革命が遠くシベリヤに蔓延し來り、大正七年二月には我駐露大使館を引揚げ、過激派獨墺の俘虜を利用して漸次東進を策し、滿洲里附近を騷がせりと傳へられたるあり、同年四月海

軍省より浦鹽の治安紊れて同地碇泊の帝國軍艦より陸戰隊上陸の公表あり、更にチエツコ・スロバツキヤ軍過激派と戰ひて同年七月浦鹽を占領し、臨時政府を組織するに及び、事態は漸く逼迫を告ぐるものあり、偶々北米合衆國よりシベリヤ共同出兵の提議ありて同年八月二日遂に出兵の宣言發表せられたるも、右出兵に對する國論遂に統一せず、當時各新聞紙の傳ふるところを綜合すれば、我國民はシベリヤに於けるチエツコ軍救援の如き名分に出でたる右出兵に對しては必ずしも擧國の支持を表明するに至らざりしもの丶如し。

0046

(三) 我國社會主義運動の動靜

繼つて「米騷動」當時に於ける我國社會主義運動の動靜を想起するに、明治末期以降大正七年迄の期間は所謂蟄息時代に該當したるものありたり。卽ち明治四十一年六月には「赤旗事件」ありて主なる社會主義者堺利彥、大杉榮、荒畑勝三等合計十二名檢擧せられ。次で同四十三年五月には無政府共產主義者幸德傳次郎一派の「大逆事件」發覺して檢擧せられたるあり、彼等一派の正體は一般國民に暴露せられたる結果、其の運動は頓に凋落するに至りたるものなるが、「赤旗事件」關係者次第に出獄して山川均等の如く一時郷里に隱退するものあり、西川光三郎の如く運動より離脫するものあり、更に堺利彥の如く賣文社なるものを興して僅に寄稿に依り。糊口を凌ぎたるものありたるところ、彼等一派は日時の經過するに從ひ、徐に相寄りて、「近代思想」「新社會」「平民新聞」及「青服」の如き新聞雜誌を刊行し、微溫的なる筆致を弄して再び主義宣傳の活

動を開始しつゝ、漸次同志の糾合を圖るに至りたるも、（司法省刑事局「日本社會主義運動史」參照）他面「デモクラシー」の急激なる擡頭あるや、之に乘じて彼等の活動も亦次第に活潑と爲り、大正六年一月の總選擧に際りては、堺利彥東京より「社會黨」候補として出馬し、合計二十五票の得票を集め更に大正七年五月一日夜東京に社會主義者十數名參集して「ロシヤ革命支持の決議を爲したるが之と共に我國思想界の一部にも新に社會主義の研究紹介を爲す者出現するに至り、京都帝國大學教授河上肇博士は大正五年九月より同年十二月迄の間に亘り、大阪朝日新聞紙上に「貧乏物語」を執筆連載したり。（大阪朝日新聞社發行「五十年の回顧」參照）而して當時に於ける之等社會主義者の思想内容に就ては、或は社會主義と謂ひ、或は無政府主義と稱し、將又無政府共產主義と呼びたるも、孰れも其の水準幼稚にして直譯の域を脫せず、ロシヤ革命も彼等一派に對しては未だ顯著なる影響を與ふるに至らず、唯右革命に刺戟せ

18

0047

られて徒に所謂革命的氣分に陶醉するものを生じ、動もすれば直接行動を標榜して「サンジカリズム」の色彩を帶びんとするが如き狀態に在りたるものと謂ふべし。更に進んで當時に於ける彼等一派の動靜を檢討するに於ては、第一に彼等の標榜する各思想は孰れも原則論を出でず、其の間今日の如き激烈なる分化對立無く、各其の理論的内容も我國社會組織の「分析」と謂ふが如き内包的分野に到達せざりしを以て「米騷動」に對しても亦何等具體的なる解釋又は方針等の如きものを有せざりしは當然にして、第二に彼等の間には「グループ」、團體、結社の如き組織なく、僅に交友關係を辿りて相互に交通連絡し居りたるが故に、「米騷動」に對しても何等の團體的又は組織的活動を認めざりし狀況なり。即ち「米騷動」當時彼等主義者の來往最も頻繁なりし大阪市に於ける彼等の動靜を示せば次の如し。

大阪市に於ける社會主義者の來往は

八月九日來阪 八月十五日出發	甲號	大杉榮
八月四日來阪 今猶滯在中	同	藤田貞二
八月十一日來阪 八月十四日出發	同	北原龍雄
八月五日來阪 八月十五日出發	乙號	水谷榮治
八月十一日來阪 八月十七日出發	丙號	江川喜太郎

の如くにして府警察部に於ては終始尾行を附し、其の動行を視察せしめたるに、互に往來し、又其の頃當地に在りし同志岩出金次郎、武田傳次郎、逸見直造、若林藤藏、宮内某、神崎謙雄、木藤特一郎、金咲道明、富田周造等とも氣脈を通じて往來を爲し、又

19

暴徒蜂起の場所に出没徘徊したる事實あるも、今回の騒擾に關係の有無明かならずと謂ふ。（大阪地方裁判所檢事正大正七年八月二十日附報告參照）

而して右報告書中、水谷榮治、神崎讓雄、金喚道明の三名は八月十三日夜に於ける大阪市騒擾に參加したること發覺して九月八日孰れも起訴せられたる外、社會主義者にして同市騒擾に參加したるものを認めず、右三名の騒擾參加も極めて單純にして偶發的事犯なりと謂ふを得べく、更に參考として前掲社會主義者中若干名の具體的動靜を摘示すれば次の如し。

(一)大杉榮の行動

七月下旬東京を發して九州に至り、其の歸途八月九日情婦伊藤ノヱ同伴にて來阪し、大阪市内池の屋旅館に投宿し、同月十五日夜歸京の途に就きたり。其の間終始尾行巡査を付して嚴重に其の行動を視察せしめたるに、十日午後三時大阪每日新聞社に和氣律次郎を訪問し、會談約三時間にして歸宿せり。十一日に至り情婦ノヱを歸京せしめ、同人は同志岩出金次郎方に轉宿し、同夜十一時過より同人及武田傳次郎同伴にて市内に於ける暴動の状況を見物せんと稱して外出し、南區日本橋筋、難波河原町方面を一巡して歸宿したるが、其の間同町に於て一團の暴徒が一米穀商を襲ひて脅迫し、廉賣せしめ居れる状を見て傍人に對し窮民が米を奪取するは當然のことなり等の言語を洩らし、又二三婦女子の集合せるを見て米の廉賣場所を指示したる事實あり。十二日午後九時頃より岩出、逸見外一二の者と共に暴動の状況見物の爲、西成郡今宮町の貧民部落を一巡歸宿せり。十三日は武田傳次郎及甲賀若林藤[illegible]等の訪問を受け、尾行巡査の隙を窺ひ外出したる疑あり。十四日午後七時頃西區九條通の宮内藤並逸見直造外一二名の者の訪問を受け、暫時にして宮内一名を伴ひ、道頓堀、難波新地附近を徘徊し、一旦歸宿の上更に岩出、逸見、宮内の四名同伴にて附近の料亭「みそ

に至り飲酒して午後一時過歸宿せり。十五日午前九時過年齢二十五六歳の身許不明の男一名の來訪を受け、岩出と鼎座して談話せし模様あり、次で午前十一時三十分頃より午後零時三十分頃迄の間逸見直造並年齢三十五六歳の男外一、二名の者の來訪を受け會談したる模様なり。

(二)北原龍雄の行動

八月十一日東京より來阪、會社員佐々井晃次郎方に滯在し同月十四日午後五時過高知へ向け出發したり。其の間前同樣の尾行觀察に依り判明したる同人の行動は、十一日午後八時過外出す。此の日天王寺公園公會堂に開く米價問題に關する演說會場に至り。暫時にして北區曾根崎中二丁目永田旅館に滯在中の乙號水谷榮治を訪問し、同家に來合せ居りたる木藤精一郎及神崎讓雄等と會談歸宿せり。十二日午前中は永田旅館の水谷榮治並木藤精一郎方を各訪問せしも、何れも不在の爲一旦歸宿して午後八時頃再び永田旅

館を訪問し、水谷榮治及來合せ居りたる木藤精一郎と會談して午後十一時過歸宿したり。十三日午前中西區九條下の町に至り、パン某を訪問したるも別宅不明にて午後五時過歸宿せり。十四日午前中佐々井晃次郎の來訪を受け暫時會談、夫より「ふんどう」屋旅館に神崎讓雄を訪問し、次で永田旅館に至り甲號藤田貞二、水谷榮治、丙號江川寒太郎等と會談、午後四時過神崎讓雄と共に高知縣へ向け出發したるが、右大阪滯在中、「今日の政黨は富豪と豪農との奴隷なり。故に斯くの如き政黨を以て内閣を組織するは駄目なり。宜しく社會黨を以てせざるべからず。後藤外相は鈴木の走狗なり、鈴木は後藤外相等に依つて暴利を收め居れるが、鈴木も軈ては酷い目に逢ふことあるべし、」と暗に神戸の鈴木商店が暴徒の爲火災に罹りたる自己の豫言を適中せしを得意に語り居りたる事實あり。

(大阪地方裁判所檢事局保存「大正七年騷擾事件に關する調査書」參照)

四　我國政治情勢の推移

大正年代は我國憲政史上に於て所謂政黨政治完成時代と稱せらるる時期に該當す。而して「米騒動」當時の内閣は寺内々閣にして同内閣は大正五年十月。前内閣卽ち大隈内閣として成立したるものとす。大隈内閣は憲政會を基礎としたるに反し、寺内々閣は政黨に基礎を置かず。世呼んで超然内閣なりとしたるが、同内閣出現の政治的意義は、世界大戰と時局多難なるに鑑し、擧國一致の必要を唱道して國民を基礎とした擧國一致内閣を實現せんとしたるものなり。然るに民本政治思想漸く普及せんとしたる當時の政界並言論界に於ては、右内閣の「義公持平」の聲明を以て「閉口辭平」なりと冷笑し、右内閣を目して所謂官僚軍閥政治の再來なりと攻擊し、茲に複雜なる政爭の局面を見たり。卽ち國民黨並憲政會は直に倒閣聯盟を組織して絶對多數を制し、寺内々閣否認の旗幟を揭げたるが。政友會は嚴正中立を唱へて準與黨たるの地位に就き。同年十二月の第三十八議會に臨みたり。斯くて國民黨より先づ内閣不信任案の上程あり、之が採決に入らずして議會は解散せられたるが。議會一度解散となるや。國民黨は忽ち憲政會と絶緣を宣言して政友會と共に準與黨に近づき。大正六年四月二十日施行の總選擧の結果は憲政會の激減、政友會並國民黨の増大と爲り、衆議院議員總數中政友會一五八名。國民黨三六名。憲政會一一九名、無所屬六八名の分野を生じたり。斯くの如くにして寺内々閣は當初所謂超然主義を以て發足し乍ら、次第に政友會並國民黨と提携して政界安定の途を擇びたるものなるが、時しも米獨國交斷絶に依る北米合衆國の大戰參加ありて國際政局愈々混沌たるに加へ支那の動亂擴大して日支關係益々多事多端を來したるを以て、政府は同年六月五日勅語の降下と共に官制を發布して宮中に臨時外交調査會を設置し。政友會總裁原敬及國民黨總理犬養毅を參加せしめたり。然るに憲政會總裁加藤高明は右調査委員會參加を拒絶して野黨たる立場に終始し。同年六月の第三十九

特別議會に至るや、超然内閣否認並不當解散に伴ふ選擧干渉及臨時外交調査委員會の無責任を骨子として内閣彈劾を企てたるところありしも、多數を以て否決せられて政府提案に係る各種戰時緊急の議案を通過したり。然るに此の頃より獨逸潛水艦の暴威加はりて我海軍の地中海派遣あり、歐洲の戰局愈々混迷して歸趨を豫測すべからず。同年三月には露國に革命勃發してロマノフ帝政倒潰したるあり、國内に於ても通貨の膨脹と一般物資の缺少に依りて諸物價騰貴し、之を利用せんとする奸商の跋扈あり、加之、思想界亦外來思想の影響を受けて急激なる變調を來たし、内外萬般の經營輻湊したるに拘らず、當時の各政黨は既に黨利黨略の弊に墮して時局に對應すべき何等の抱負經綸を有せざりしのみならず、國民の實生活より遊離して其の動向を辨せず、徒に「デモクラシー」の驥尾に追隨して所謂超然主義否認の聲のみ之を大にし、民本政治卽政黨政治の到來を希求したるにより、國民亦政黨に期待するところ薄く、漸次離反の

徵候を示したる嫌なしとせず。重大なる時局に當面したる政府は、各種調査會を設置して應急の對策を樹つると共に、戰後の經營を講ぜんとして努力するところあり、大正六年九月十二日大藏省令を以て所謂金貨出禁止を斷行したるを始め、暴利取締令、船舶管理令、小額紙幣發行令を續行したるが孰れも小に就きて大を逸し、國家國民の趨勢を指導し得ざりし憾無しとせず。遂に、同年十二月の第四十議會に臨みては、野黨たる憲政會は只管内閣の無爲無能を攻擊し進與黨たる政友會並國民黨は大隈内閣當時の秕政を列擧し、之が違法不當を數へて快を貪り、黨爭に終始するに至り、政府は猶國際政局に鑑みるところあり、八八艦隊完成計劃並陸軍兵器改善費等國防充實を主眼とし、更に臨時軍事費を追加したる豫算を提出して之が財源を增稅と公債增發に求めんとしたるも、政府提出の稅制改革は政友會の反對に依りて多大の修正を餘儀なくせられ、豫算の編成替に及びたるを始めとして政友會の干渉制肘を受くること甚だしきも

0052

のあり、內閣の地位甚だしく安定を缺きたるが、大正七年三月議會閉會後に至りては、米價を始め一般物價昂騰を續けて社會狀態稍變調を來たし、全國各府縣に亘りて賃銀値上を要求する勞働爭議鋒鬪發し、不安の雰圍氣漸次浮動したり。然り而して政府は遂に述べたるが如く、幾多の迂餘曲折を經て同年八月四日、シベリヤ出兵の宣言を發したるが、單北米合衆國との共同に出て、其の目的としたるところは單にチエツコ・スロバツキヤ軍救援に過ぎず、所謂人道主義の域に跼蹐して自主本然の國策に依るにあらざりしを以て國民全般の支持を得るに至らず、却つて「政府はチエツコ・スロバツキヤ救援を名としてシベリヤに出兵することは之を知るも、大衆の生活安定には多くの考慮を拂はず」と謂ふが如き非難囂々たりしものなり。（尾崎行雄著「日本憲政史を語る」並朝日新聞社編「明治大正史」政治編參照）

0053

第三　所謂米騷動の全國的騷擾概況

一、大正七年全國を席卷したる彼の「米騷動」は、同年七月二十二日夜、富山縣下新川郡魚津町に於ける漁民妻女數名の所謂井戸端會議に端を發したるもの﹅如く、翌二十三日同町漁民婦女子四十數名海岸に蝟集して、米穀の船舶登載を阻止せんと企てたるを始めとし爾來同縣下には漁民婦女子米價暴騰に困る生活難を訴へて團體行動に出づるもの各地に頻發し、同年八月五日に至るや、魚津町を始め縣下滑川町、東水橋町、西水橋町、生地町、泊町等の漁民婦女子一齊に蹶起して、數十名乃至數百名一團と爲り、或は米穀商を訪れて米價の歎願を爲し、或は海岸に集合して米穀の船舶登載を阻止せんとし、或は町役場に出頭して生活難救濟を懇願するに至れり。然も同縣下に於ける之等婦女子連の運動は團體的哀願の域を出でず。漸次擴大するに從ひ、時々、稍不穩の氣運を孕みたることあるも。未だ騷擾事犯の發生を見るに至らざりしところ、時恰

も自由主義思想の唱導せらる﹅あり、世道人心漸く弛緩して、國民精神統一を缺きたるあり、加之、米價愈々狂騰して諸物價之に從ひて生活不安の暗流橫溢し來るあり、全國新聞紙が偶々、富山縣下に於ける前記哀願運動を所謂越中女一揆として喧傳報道するや、忽ち全國各地の人心を刺戟して動搖するに至らしめたり。京都及名古屋の二大都市を始め和歌山、廣島及岡山三縣下の各郡部地方先つ之が影響を感受す。京都及名古屋兩市に於ては既に同月九日不穩の形勢低迷したるが、翌十日夜に至り兩市の細民等多數孰れも米穀廉賣等を叫びて群集行動を起し、玆に騷擾勃發の先驅を爲したり。京都市に於ける騷擾は四日間に亘り、市內柳原町の細民部落を中心とし、特殊部落民の參加したるもの尠からず。連日數千名の群集市內各所に出沒して獨り米穀商のみならず、一般大商店舖及富豪の邸宅等を襲ひて放火掠奪等を擅にし、遂には兇器を採りて出動の軍隊と衝突するに至り。著しく狂暴化したるが、名古屋市に於ける騷擾は之に

0054

反して稍政治的色彩を帯びたる觀あり、數萬の群集同市内鶴舞公園に集合して屢々演説を試みたるあり、騷擾は主として米穀取引所員等に集中せられ、前後八日間に亘つて繼續したるも、民家の放火又は金品の掠奪等を伴はず。京都及名古屋兩市に騷亂惹起するや、之が波動は西部日本に發展して翌十一日には、我國經濟の中樞都市たる大阪市内の騷擾勃發さ爲り、其の規模を倍加するに至れり。卽ち大阪市に於ける騷擾は當初、天王寺公會堂の政談演說會に發したるが、忽ち暴動化して軍隊の出動警備ありたるも熄まず、三日間繼續して連日數萬の群集市内各所に出現し、放火掠奪等を逞うして猖獗を極めたり。而して大阪市の騷擾は同市外郡部諸町村全般に波及したるのみならず、其の影響は同月十二日隣接神戶市に傳播し、更に廣島及吳兩市にも達したり。神戶市は傳ふるところに依れば、當時所謂戰時成金連の奢侈最も盛んなりし地にして同市の騷擾も亦頗る激甚を極め、市内特殊部落民及一般細民等多數參加したるあり、三

日間に亘りて放火掠奪等相次き、市内米穀商店を始め一般商舖會社及富豪の邸宅等被害を蒙れるもの尠からず。廣島市に於ける騷擾も亦、特殊部落民大暴動起したるあり、前後二日間數萬の群集市中を塲め、破壞掠奪を敢てし、吳市に於ては海軍工廠職工多數參加し、電燈を滅して市中を暗黑さ爲し、酒類金品を掠奪したるが、遂に出動の水兵團さ衝突して流血の慘を見たり。又中部地方に於ても同月十二日、金澤市に騷擾勃發し、暴民市内の米穀商店又は富豪の邸宅を襲ひ、電燈線を切斷して暴行掠奪に及びたり。斯くして同月十三日には騷擾愈々最高潮に達したる觀あり。同日、西部日本の和歌山岡山兩市を始め、中部日本の靜岡及福井兩市等に騷擾蔓延するに至りたるのみならず、東部日本を襲ひて帝都、東京市を擾亂の渦中に投じ、遠く北進して奧羽地方福島市に達したり。和歌山市に於ては暴徒市中を橫行して金錢を强要し、暴行破壞掠奪等至らざるなく、警戒の軍隊及警察官さ衝突す。岡山市に於ては特殊部落民喧噪して

26

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

群集に伍し、市內各所に出沒して白晝公然米麥及金品の掠奪を敢行したり。更に靜岡市に於ては數千名の群集大擧して市內米穀商及富豪邸に殺到し、暴行破壞を逞うし、福井市に於ては米價問題に對する知事の處置を攻擊し、暴民數千名知事官舍及警察署等を襲ひて破壞至らざるなし。帝都、東京市に於ける騷擾は西部日本に於ける諸都市に比較し稍平穩なりしが如し。卽ち其の騷擾は日比谷公園を中心として三日間に亘り、數萬の群集集合したると、本所、淺草公園及上野公園等にも多數の群集蝟集したるあり、之等群集は相呼應するが如く、喊聲を揚げ砂礫を飛ばして示威橫行しつつ、隨所に暴行を演じたり。東京市が一度騷擾の巷と爲るや、「米騷擾」は只に一地方の騷擾に非ずして、全國的騷擾と化し、國家の治安全體に關はる事態、益々重大性を帶ぶるに至る。今や事、御宸襟を惱まし奉り天皇、皇后兩陛下には米價問題の重大なるに鑑み給ひ、畏くも御內帑金三百萬圓を下賜せられ給ふ。政府又米價問題解決の應急資金

として金一千萬圓の非常支出を決定す。全國各騷擾發生地に於ては知事の出兵要求に依り軍隊出動して警察官吏と協力し、警戒鎭撫に當りたると共に、司法權遲滯なく發動して暴徒の檢擧假借なく斷行せられたるあり。同月十二日京都市の騷擾先づ鎭壓せられたるを始めとし、翌十三日には大阪及廣島兩市鎭靜し、更に同月十四日には神戶、和歌山、岡山、吳、靜岡等各市の騷擾相次いで屛息するに至り、翌十五日には東京市の擾亂も亦漸く退潮の徵候を示したり。然れども「米騷動」は是を以て直に終熄したるものに非ず、其の波動は東西の諸大都市を風靡して僅に最高潮を通過したるに止まり、餘勢未だ衰へず各種流言蜚語流布せられて不穩の形勢全國に瀰漫し騷擾各地に起伏して物情騷然たり。卽ち全般的騷擾の波動を追ひて各地方を概觀すれば爾後の狀況左の如し。關西地方に於ては同月十四日奈良市に襲來したるも、甚しき擾亂を見ず、翌十五日津市に稍狂暴なる特殊部落民等の騷擾惹起したり。中部地方に於ては同月十

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

五日甲府市に移行して富豪邸の放火決行せられ、形勢一時險惡化したるが、同月十七日には長野市を經て新潟及長岡兩市に發展し、掉尾の暴威を發揮して喧噪を極めたり。又關東地方に於ては同月十六日に至り群馬の警戒比較的嚴重なりし横濱市を蹂躙し、同市所在の日本人造絹糸株式會社職工賃銀増加を叫びて騷擾し、工場破壞の暴擧に及びたるが、更に九月七日に至り茨城縣東茨城郡磯之濱町に及び微弱なる紛擾發生して衰頽せり。中國地方に於ては徐々西進して同月十三日以來山口縣下郡部諸町村を席卷し、同月十七日には沖ノ島炭坑に暴動勃發し、數千名の坑夫突如賃銀値上を要求して放火掠奪等狂暴を逞しうし、軍隊出動して遂に發砲するに至り、死傷多數を生じたるが、同日裏日本、島根縣下の郡部地方にも飛火し、爾後若干の騷擾發生したり。次て四國地方に於ては、同月十四日高松市に始めて騷擾發生するや、翌十五日には松山及高知兩市に擴大し、松山市に於ける騷擾は漸次郡部諸町村に波及して同月二十二日宇和

島町に達したるが、愛媛縣下各地の騷擾中暴民一團と爲りて酒釀業者店舖又は酒釀會社及酒類倉庫等を襲撃したる事例尠からず。更に九州地方に於ては同月十五日門司市に騷擾勃發するや忽ち福岡縣下一帶の炭坑地域に傳播し、峰地炭坑等十數個所の炭坑々夫突然結束して賃銀値上昇を強要して順次暴動を決行したるあり、「米騷動」化して炭坑騷動と爲りたるが如き觀あり、其の紛糾猖獗を極めつつ更に隣接佐賀及熊本兩縣下の諸炭坑に波及し、九月十七日明治炭坑の同盟罷業を以て漸く終熄す、蓋し明治炭坑の同盟罷業は全國的騷擾の最終を爲すものと謂ふべし。轉じて奧羽地方に於ては既に述べたる福島市の騷擾は附近若松市其他の諸町村に擴大したると共に、北進して同月十四日仙臺市に迫り、同市に騷擾惹起したるが、翌十五日石卷町に波及したるのみにて漸次頽勢に陷りたるところ、越へて九月六日に至り北海道空知郡沼貝炭坑々夫蜂起したるあり、遠く北九州地方の炭坑暴動と南北呼應したるが如き觀無きに非ず。斯くして

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

全國を風靡したる「米騷動」も玆に全く終熄するに至れるものなり。
二、「米騷動」は之を最も廣範圍に觀察すれば、七月二十三日富山縣下新川郡魚津町に於ける漁民婦女子連の前記哀願運動に始まり、九月十七日福岡縣嘉穗郡穎田村明治炭坑の同盟罷業終了迄の間、前後五十七日間を經過したるものなれども、富山縣下に於ける前記哀願運動は八月五日以降殆んど同縣下全般に蔓延し乍ら、結局騷擾の程度に至らざりしものなるを以て、寧ろ全國的騷擾の前驅を爲したるものは、同月十日に於ける京都及名古屋兩市等の騷擾なりと言ふを相當とすべし。然れば全國的騷擾は八月十日より起算し、九月十七日の前記明治炭坑に於ける同盟罷業に至る迄、前後三十九日間を經過したるものなり。

而して其の期間内に於て、單純なる群集行動の出現を見たるに止まらず、範圍程度の大小を問はず、苟も騷擾の發生ありたる府縣を列擧すれば、東京、大阪、京都三府縣を始め、愛知、石川、岐阜、

靜岡、福井、山梨、長野、新潟、兵庫、和歌山、三重、滋賀、奈良神奈川、茨城、廣島、岡山、山口、島根、香川、愛媛、德島、高知大分、福岡、熊本、宮崎、鹿兒島、長崎、佐賀、福島、宮城の三十二縣及南海道に亘りたるものにして、即ち三府三十二縣一道に達したるが、之等關係府縣中相當廣範圍の騷擾勃發して事態稍重大化したるものは、東京、大阪、京都の三府を始め愛知、靜岡、兵庫、和歌山、三重、廣島、岡山、山口、愛媛、福岡の十縣に及びたり。富山縣を始め騷擾發生せざりし爾餘の諸縣に在りても、例へば埼玉縣秩父郡大宮町に於て八月十七日夜鐵道院大宮工場職工千二百名集合して賃銀値上要求を決議し、將に行動に移らんとして解散せしめられたるが如き、又山形縣東田川郡峠村に於て同月二十一日夜米價問題に付村民約三十名集合したるも、警察官の諭示に依り退散したるが如き、殆ど米價問題に關する群集行動の出現を見ざりしところ無しと謂ふを妨げず。更に「米騷動」に關する各種流言蜚語に至りて

アジア歴史資料センター

は、全國津々浦々に流布喧傳せられて、人心を動搖せしめたるものと謂ふ可く、例へば盛岡市に於ては八月十九日來、多數壯士同市に入り込み煽動すべしとの風說盛行して警察官の警戒嚴重なりしが如し。前記騷擾發生府縣たる三府三十二縣一道を通じ、比較的重大なる騷擾等の發生したる市町村數を擧ぐれば、三十三市、二百一箇町村を算す。然かも右の三十三市は殆んど全國主要都市を網羅したるのみならず、二百一箇町村中、町は百四箇町を占めたるに反し、村は僅に九十七箇村に過ぎず。以上の如き市町村別數を考察すれば、「米騷動」なるものが都邑に集中したるものにして、農村には擴大せざりしものなることと明白なり。

全國的騷動に出動したる群集人員數に就ては適確なる資料完備せず、正確なる數字は到底之を計上し難きところなり。固より此種騷擾は一部小數者の計畫的行動に非ず、單純なる人出も群集心理の支配するありて忽ち一個の集團と化し、漸次雪達磨を轉ずるが如く增

大して老大なる群集と爲り之を背景として一部過激分子結集するに至り、忽ち多衆を率ゐて遂に騷擾事犯に及びたることと一般にして、群集全部が直接騷擾に參加したるものに非ざるは論無きところなれども、之等騷擾直接參加者と之が背景又は大衆的地盤たる群集との間には、密接なる有機的關係存するあり、然かも騷擾直接參加者人員數に至りては到底之を算出するの途なく、寧ろ檢擧人員數に徴して之を想定するの外なきを以て、之を後述に讓り、玆には先づ群集人員を推定すべし。大阪府警察部が八月十一日以降同月十九日迄の府下に於ける騷擾に關し調査累計したるところに依れば、該期間中に出現したる群集團體數は、合計二百三十四團體にして、內大阪市百四十七團體、郡部は十七團體に分れ、群集人員數は二十三萬二千人にして、內大阪市十九萬人、郡部三萬二千人と計上せらる。更に同警察部の調査に依れば全國を通し群集人員總數六十一萬四千八百九十人、群集出現箇所合計約四百六十七箇所と推定せられたり。右

各調査中、大阪府關係分は略正鵠を失せざるものと思料せらるゝも全國關係分に就ては稍過少評價の嫌なしとせず。東京市に於ては八月十三日以降十七日迄の間少くとも累計約五萬人以上の群集出現し名古屋に於ては同月十日以降同月十七日迄の間累計約十三萬人以上の群集あり、京都市に於ては同月十日以降同月十二日迄の間累計約一萬人の群集あり、更に神戸市に於ては同月十二日以降同月十四日迄の間累計約三萬人の群集を見たり。加之、前記大阪府警察部の算出範圍外なる八月二十日以降九月中旬迄の期間に出現したる群集數をも、考慮するに於ては、全國各地の群衆人員總數は累計七十萬人と推定するも敢て過言にあらざるべし。

次て「米騒動」の被害に就ては、之を直接且有形の被害のみに限りて物的被害と人的被害に區別し、先づ右の物的被害を考察すれば其の主要なるものとして建造物を始め建具、家財道具及各種商品の破壊並燒却、放火に依る燒燬金品の掠奪又は強要等を擧ぐべきも、

之等の被害が全國を通じて果して幾何に達したるものなりや、之を計上し難きところにして、當各地縣援の被害狀況若干を採りて之が全般を想定するの外なし。即ち協調會發行の「最近の社會運動」に依れば、兵庫縣に於いて火災に依り燒失したる家屋より單に戸障子を破壊せられたる程度の家屋を合算するに、都市併せて約五十萬に達したりと謂ふ。而して神戸地方裁判所檢事正の神戸市内に於ける放火被害狀況報告に徵すれば、其の被害次の如し。

放火被害家屋	損害額
脇の濱製鋼所米納屋	六、〇〇〇圓
日本樟腦製造所	一九、〇九九圓
兵神館瀧道出張所	一、五〇〇圓
神戸新聞社（類燒三戸）	一六三、〇〇〇圓
鈴木商店事務所（同二十七戸）	四五七、九九二圓

大井駒藏住宅（同二戸）　九三、五五〇圓
橋間久吉住宅　七五、〇〇〇圓

又廣島地方裁判所檢事正の呉市騷擾に於ける各種被害狀況報告に依れば、破壞、放火、掠奪等の被害を含め、其の概況左の如し。

被害者	戸數	被害額（錢單位）
米穀商	三八戸	四〇、〇五五、八〇
酒醬油商	五戸	一、四二二、六〇
呉服商	二戸	六、七〇〇、〇〇
其の他	一七戸	二、四二四、〇〇
計	六二戸	五〇、六〇二、〇〇

更に前顯「最近の社會運動」に依れば、大阪市に於ける家屋の被害は燒失二戸、全壞一戸、一部破壞五十二戸、戸障子程度破壞二百四十戸に及び、被害家屋中の大半は米穀商店舖にして、飲食店、貸座敷等も亦相當數を占めたるが如く、以て被害の一班を推知するに

足るべし。

人的被害即ち騷擾に依り生じたる死傷者數に就いても、正確なる總數を計上することは困難なれども、前掲「最近の社會運動」に依れば、大阪府に於ける死傷者數は、死亡者二名、重傷者九名、輕傷者三百七十名にして合計三百八十一名を算す。大阪府以外の他關係府縣に在りては死傷者數に就き何等統計的調査無きも、大阪府の死傷者數が最も多數なりしは疑無きところにして此の數字を參考とし、更に他關係府縣の騷擾狀況を基礎として考察するに於ては、全國を通じて死傷者總數は概略千名と推定するも大過なかるべし。而して之等死傷者は先づ之を警察官吏消防組員及軍隊側と一般民衆側とに區別するを得べく、前掲大阪府警察部調査に依れば八月十九日現在にて判明したる同府下の負傷者數合計二百八十四名中、警察官吏並消防組員百六十二名、軍隊三十名に及び、民衆九十二名に過ぎず。即ち警察官吏、消防組員、軍隊側の負傷者は一般民衆側の夫れに對

して約二倍強の多數に達したり。又法律新聞大正七年九月三日附に依れば、東京警視廳巡査にして騷擾取締の爲負傷を蒙り、特別賞與を支給せられたるもの五十餘名と傳へたり。斯くの如く全國各府縣を通じて警察官吏及軍隊の負傷したるもの意外に多數を占め居れるは、注目すべき現象にして、之が負傷を蒙りたる狀況を觀るに、其の大部分は寡少克く多衆に當りて騷擾取締に盡し、動もすれば興奮喧噪して兇暴化せんとする群衆の制壓に努め、挺身治安保持の重責を完ふせんとして遂に犧牲を蒙りたるものに外ならず。甚だしきに至りては、兇器を携へて反噬し來れる暴徒の鎭壓に努めて重傷を蒙りたるものあるも、群衆にして或は警戒線を突破せんとし、或は暴擧に出でんとするに際し、之を制せんとして暴民の投じたる瓦礫に當り、負傷したる者尠からず。各縣騷擾發生地に於ける警察官吏及軍隊等負傷の事例を引用すれば左の如し。名古屋市に於ては八月十一日夜、警察官吏約四十名を以て泥江橋附近を警戒したる際、約二萬

數千名の群集蝟集し來り、警戒線を突破して米穀取引所を襲撃せんとし、之を阻止せんとしたる警察官吏に對し盛に瓦石を投じて喧噪したる結果、警察官吏中約十四名の重輕傷者を生ぜり。尚愛知縣下に於ては同月十三日夜、豐橋市に於ける騷擾に際し警戒に任じたる警察官吏中約八名の負傷者を出し、同月十二日夜中島郡一宮町に於ける騷擾中、群集を制止せんとしたる警察署長警部一名負傷したるあり、更に同月十五日夜碧海郡刈谷町に於ては暴徒巡査駐在所を襲撃破壞し、折柄警戒中の巡査三名重輕傷を負ふに至れり。京都市に於ては同月十二日拂曉、暴徒警戒解除に乘じて巡査派出所を襲はんとし、刀劍、棍棒、鳶口、等の兇器を携へて殺到し、之を制止せんとしたる警察官吏に反抗したる結果、格鬪と爲りて巡査五名、暴民三名の重輕傷者を出したり。又和歌山縣有田郡湯淺町に於ては同月十日騷擾惹起し、暴民多數警戒中の巡査二名に暴行を加へ打撲傷を負はしむ。三重縣に於ては同月十四日安濃郡雲林院村特殊部落民多

敷附近なる河藝郡椋本村巡査駐在所を襲ひ、所内に亂入して暴行狼藉を極めたる上、巡査一名を毆打して重傷を負はしめたり。又甲府市に於ては同月十五日の騒擾に際し警戒中の巡査三名及兵士一名負傷したるが、暴民中にも九名の負傷者を出せり。更に吳市に於ては同月十四日夜海軍工廠職工等多數蜂起して騒擾猖獗を極め、出動警備中の海軍將兵に兇器を採りて反擊し、宛然市街戰の狀況を呈したるが、海軍側負傷者將校一名、水兵約十六名、暴徒側卽死三名、負傷者約百名を出したり。其の他警察官吏が警戒中負傷を蒙りたる事例は各地に散見して枚擧に遑あらず。次に一般民衆側の死傷狀況を檢討するに騒擾當時群集若くは暴徒中に參加して雜踏の爲死傷を招きたるが如き者は、之を論外として、其の最も多數に達したるは、暴徒に伍して警戒中の軍隊又は警察官吏に反抗衝突し、遂に軍隊又は警察官吏の强力的鎭壓を蒙りたる結果、死傷を受けたる者なり。卽ち既に述べたる二、三の事例に現はれたるものゝ外、八月十八日

山口縣厚狹郡宇部村沖之島炭坑暴動中、暴徒は出動の軍隊に反擊して形勢益々險惡を極めたるに及び、遂に軍隊の實彈射擊あり、爲に暴徒中十三名の卽死者並十六名の重輕傷者を生じたり。又同月十八日福岡縣田川郡添田町所在の峰地炭坑暴動に際り、暴徒は炭坑事務所を包圍してダイナマイトを投じ、且拳銃を亂射するものありたるを以て、出動の軍隊實彈射擊を爲したる結果、暴徒中五名の重輕傷者を出すに至れり。更に同月二十日夜同坑々夫一名軍隊の步哨線を無斷突破せんと企て該步哨に刺殺せられたるあり。斯くの如きは實に不祥事態なりとすべきも、「米騒動」の如き異常時に於て全國各地の喧噪擾亂將に惡化せんとするが如き形勢に際りては、苟くも一兇を鎭して萬衆を鎭撫し、以て治安の萬全を得んが爲には、寔に已むを得ざるに出でたる犧牲なりと謂ふべし。而して事例比較的少數なりしも、暴徒に參加したる者にして被害民衆より却て殺傷を蒙りたる者あり、又被害民衆にして暴徒の爲に殺傷せられたる者あり、孰

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

れも騒擾極めて兇暴化したる場合に之を認むるところにして、若干の例證を擧ぐれば次の如し。八月十三日大阪府西成郡千船村騒擾に於ては、暴徒の襲撃を受けたる被害者激昂して暴徒の首魁一名を刺殺したる事件あり。又八月十五日和歌山縣伊部郡岸上村騒擾に於ては、暴民狂亂して某富豪邸に潜みたる盲人一名を捉へ、密告者なりとして之を路上に惨殺したる事件を見たり。更に八月十四日大阪府南河内郡藤井寺村騒擾に於ては、村民多數某地主宅を襲ひたる際、之を制止せんとしたる某有志の横腹に手斧を打込み、重傷せしめたる事件惹起したり。

「米騒動」の全國的概況は、以上述べたる如くなるが、更に之を明瞭ならしむる爲、府縣別騒擾概況表を次に掲示したり。

府縣別騷擾概況表

府縣別	府縣別騷擾發生並終熄時間	府縣別騷擾繼續期間	府縣別騷擾發生市町村數
富山縣	七月二十三日以降 八月十九日迄	二十八日間	一市 十一箇町
愛知縣	八月十日以降 同月十九日迄	十日間	三市 十二箇町村
石川縣	八月十一日以降 同月十二日	三日間	一市 一箇・村
岐阜縣	八月十三日以降 同月二十一日迄	九日間	八箇町村
靜岡縣	八月十三日以降 同月二十六日迄	十四日間	二市 十五箇町村
福井縣	八月十三日及同月三十一日	二日間	一市 一箇村
山梨縣	八月十五日	一日間	一市
長野縣	八月十七日及九月六日	二日間	一市 一箇町
新潟縣	八月十七日以降 同月十八日迄	二日間	二市 一箇町
京都府	八月十日以降 九月一日迄	二十三日間	一市 八箇町村
大阪府	八月十一日以降 同月十八日迄	八日間	二市二十五箇町村
兵庫縣	八月十二日以降 同月二十三日迄	十二日間	三市 十四箇町村
和歌山縣	八月十日以降 同月十七日迄	八日間	一市 十二箇町村
三重縣	八月十二日以降 同月十五日迄	四日間	一市 七箇町村
滋賀縣	八月十三日以降 同月十六日迄	四日間	二箇町村
奈良縣	八月十四日以降 同月二十七日迄	十四日間	一市 四箇町村
東京府	八月十三日以降 同月十五日迄	三日間	一市
神奈川縣	八月十六日以降 同月十七日迄	二日間	一市 一箇町
茨城縣	九月七日	一日間	一箇町
岡山縣	八月十日以降 同月十五日迄	六日間	一市 十七箇町村
廣島縣	八月十日以降 同月十四日迄	五日間	二市 十三箇町村
山口縣	八月十三日以降 同月十九日迄	七日間	十四箇町村
島根縣	八月十七日以降 同月二十三日迄	七日間	四箇町村
香川縣	八月十四日以降 同月十六日迄	三日間	一市 四箇町村

本表中富山縣は騷擾發生せざりしも同縣は所謂米騷動の發端地なるを以て便宜同縣下の小運動を騷擾に準じて記載したり

愛媛縣	八月十四日以降同月二十二日迄	八日間	一市	四箇町村
德島縣	八月十五日及同月二十一、二十二日			二箇町村
高知縣	八月十五日以降同月十六日迄	二日間	一市	
大分縣	八月十三日	一日間		一箇町
福岡縣	八月十五日以降九月十七日迄	三十四日間	一市	十三箇町村
熊本縣	八月十六日及九月四日	二日間		二箇町村
宮崎縣	八月十七日	一日間		一箇町
鹿兒島縣	八月二十五日	一日間		一箇村
長崎縣	八月二十八日	一日間		一箇村
佐賀縣	八月二十九日	一日間		三箇村
福島縣	八月十三日以降同月十八日迄	六日間	二市	六箇町村
宮城縣	八月十四日以降同月十五日迄	二日間	一市	一箇町
北海道	九月六日	一日間		一箇町

アジア歴史資料センター

第四　所謂米騒動の内部的構成

A、所謂米騒動の歴史的沿革

全國各地を一瞬にして席巻したる「米騒動」も之を各騒擾發生地に就きて觀察すれば、既に述べたるが如く、必しも全國を通じて同一なる動向を示したるものに非ず、東京地方に於ては群集の喧噪せる示威運動出現横行し、京阪並山陽道地方に於ては特殊部落民の蜂起を中心とし、暴徒の直接、米穀商舖又は富豪の邸宅等に對する破壊、掠奪、放火等狂暴なる暴動あり、又名古屋地方に於ては群集の稍政治的色彩を帯びたる米穀取引所襲撃企圖せられ、更に九州地方に於ては炭抗暴動と化したるが如き、多種多様の動向を發揮したるものにして、是は各地に於ける特殊なる政治的、經濟的地方事情並各層民情の相異に基きたるものなれども、翻って之等各地に於ける騒擾の外貌を檢討するに於ては夫々當該地方に於て從來惹起したる幾多騒動の影響永く殘存し居るものありて、之が傳統的遺風を踏襲

せんとしたるが如き傾向ありと謂ふを得べし、即ち東京市に於ける「米騒動」が日比谷公園に於ける民衆の自生的集合を以て始まりたるは、日露戰爭戰爭直後なる明治三十八年九月同市に勃發したる所謂日比谷燒打事件に於て、日比谷公園に蝟集したる市民熱狂して警察官と衝突し、遂に擾亂を啓きたる先例を追ひたるが如く、又名古屋市に於ける「米騒動」が當初鶴舞公園に於ける偶成的なる市民大會に據りたるは、大正三年九月同市に發生したる所謂電車燒打事件に於て鶴舞公園に市民大會開催せられ、熱狂せる群集遂に騒亂に走りたるの轍を踏みたるが如く、其の事例に乏しからず。

斯くの如く從來各地の騒動が各其の發生原因並內容を異にし乍ら、然かも其の外貌に於て程度の差こそあれ、過去に於ける騒動の傳統的影響を免れざるものあるは、吾人の日常社會生活が歴史と傳統に支配せらるるところ、實に多大なるに徴するも明瞭なるところなり。

溯んで「米騒動」全般を對象として考察すれば、歴史的沿革の影響

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

を否定し得ざるもの二あり。即ち其の一は富山縣に於ける米穀に關する紛擾の沿革なり。同縣下に發生したる女群の哀願運動なるものは他府縣に於ける「米騒動」とは自から其の趣を異にし、古來獨特なる地方的風習に基きたるものにして、之等哀願運動の特殊なる本質的動向は同縣に於ける米穀に關する紛擾の沿革的事實と密接不可分なる聯關を有し、右沿革的事實を俟ちて始めて解明せらるべきものなり。次で其の二は舊幕時代に於ける所謂打毀の影響にして、「米騒動」なるものは之を其の一般的外貌より觀察する時、彼の所謂打毀し騒動が舊幕末期とは全く異れる大正年代の社會的事情と環境の下に於て、別個の内容と意義を内包しつつ再現せられたるが如き觀あるは何人も容易に想到し得るところなるべし。之を一言にして謂へば、大正年代の「米騒動」は或る意味に於て所謂打毀し騒動なりと謂ふも妄斷には非ざるべし。斯くの如く以上兩個の歷史的沿革は「米騒動」の本質を考究する上に於て孰れも之を回顧するの要あるものなるを以て以下略說すべし。

(一) 富山縣に於ける米に關する紛擾の沿革

富山縣に於て全國的米騒動の勃發に先ち女群の哀願運動惹起し、遂に全國的騒動の導火線と爲りたるは理由なきに非ず。元來同縣には舊藩時代加賀藩の所領に屬し、慶安承應年間夙に米穀の「改作法」を樹立したると共に他面地割制度又は開墾助成制度を實行し、且百姓十村、村肝煎等を設けて農事を改良し、米穀生産の増加を圖りたるを以て、同藩に於ては米穀か藩財政の中樞と爲り、越中一圓は米穀の特産地として「越後米」の名稱の下に多量の米穀は大阪を始め各地へ移出せられたり。同藩に於ては右の如き米穀移出の必要上領内要所に數十箇所の藩倉を設け、米穀の貯藏及米價の調節を爲すと共に、一朝兇作に遭遇せば藩民の困苦甚大なる關係にありたるを以て、豫め兇荒不慮の災害に罹りたる窮民を救助するの目的を以て備荒倉と稱する倉庫を設置し、毎年籾二萬俵を貯藏し、順次之を賣却して其の代金を保管するの制度を採りたるが、降て明治四年に至る

や、備荒倉を義倉社なるものに引繼ぎ、更に明治二十一年悉く之を縣下各郡長の管理に移し、更に明治二十三年に至るや、遂に之を各郡と各町に折半分配して各其の基本財産に編入したり。(之に關する記録は往年富山縣廳火災の砌、燒失したるを以て詳細なる調査不能なり)斯くして古來前記藩倉の制度は之が所在地の住民をして無意識の裡に、倉から米が出る時は米價高し」との素朴にして幼稚なる經濟觀念を培せしめたると共に、前記備荒貯蓄の制度は兇作又は饑饉等に際り藩内細民を救助したる事例尠からざりしところ、明治年代に入るや、時勢移りて藩倉廢れ、米穀商之に代りて縣米移出の衝に當り、備荒貯蓄の制度漸次衰頽したるを以て縣下の細民、就中漁民婦女子等に在りては、兇年又は米價騰貴に際會するや、或は諸村の米倉庫又は米穀商舖に殺到して米價の昂騰するは米穀を他に移出するが爲なりとし、之が阻止を試み、或は町役場、資産家及米穀商宅に到りて米穀の廉賣又は生活難救助を哀願し、其の都度有志及

40

資産家等の施米又は寄附金を得て其の目的を達したる事實漸く多きを加へ來れるものにして、富山縣警察部調査に依れば、次表揭記の如く、之等哀願運動は明治二年以降同四十五年迄の間に於ても、前後約四十四回の多數に亘りて反覆せられたり。而して此の弊風は時代を重ね、時を經るに從ひ、次第に歷史的慣行性を帶ぶるに至り、容易に芟除せられず、遂に縣下細民間に於ける傳統的風習と化したるが如き觀を呈したり。然かも、之等細民の多數は縣下富山灣沿岸一帶の諸町村に居住し、或は北海道地方へ出稼するものあり、孰れも主として漁撈に依りて生計を立つる者にして、「米騷動」が勃發したる夏季七、八月は之等細民漁夫にとりては、一箇年を通じて最も不漁の季節に該當し、屢々收入不足して糧食を購入し得ざるに至り、恰も空鍋を焚くが如き窮狀に陷るが故に、所謂「鍋破月」の稱あり、大正七年偶々此の「鍋破月」に際り、北海道出稼漁夫の送金も亦杜絕するに至りたるのみならず、米價愈々狂騰したるを以て之

等漁民婦女連縣下各所に起つて例の如く哀願運動を開始したるものにして、敢て晴天霹靂の突發に非ざるものと謂ふ可し。即ち富山縣に於ける女群の哀願運動は其の由來するところ遠く、次に獻くところの舊幕末期時代に於ける所謂打毀し騷動とも其の性質內容を異にし、獨特なる傳統的風習に基きたるものにして、稀に細民男子多數參加したる場合を除きては、槪して一揆又は騷動の程度に及ばざるの傾向を有するものなり。（司法省刑事局藏「大正七年騷擾事件報告」並「最近の社會運動」參照）

アジア歴史資料センター

(一) 舊幕時代に於ける所謂打毀し騒動の影響

我國は往古以來豐葦原の瑞穗國と稱せられ、建國の當初より米耕を以て國民經濟生活の根幹と爲したるが、爾來皇紀二千五百有餘年を經たる現代に至る迄、米穀は實に我國民全般の日常不可缺の主要糧食と爲り來れるものなり。一般に衣食住が國民の物的生活を構成するは論なきところなれども、未だ曾て衣類被服の拂底又は價格昂騰が、國民多數を驅つて騒擾に走らしめ、所謂衣類騒動なるものを惹起したる事例を聞かず、又住宅問題も近時重要なる社會問題と爲りたりと雖、住宅難が國民生活を假令、一時にもせよ、混亂に陷らしむるが如き騒亂の原因と爲り、所謂住宅騒動の如きものを發生せしめたる先例を知らず、獨り食糧問題に至りては、決して然らず、我國に於ては米穀問題は國民食糧問題の中樞にして、米穀の缺乏又は之が價格の騰貴は、直ちに國民の生存を脅威し、延ては國家の安危休戚に關はるが如き重大性を有す。古來、饑饉の襲來は幾度か慘

憺たる被害を擅にしたるのみならず、史上、米穀問題が國民多數の擾亂の原因を醸し、或は都邑に於て、將又、村落に於て、之が暴威を逞しうたる事例枚擧に遑あらざるなり。

殊に徳川幕府時代に至り、封建制漸く衰頽するや、江戸・大阪等各地都邑に於ける町人の所謂打毀し騒動は、諸國農村に於ける農民一揆と兩々相並びて、頻發したるものにして、天保八年二月大阪の與力にて陽明學者なる大鹽平八郎が米價狂騰して國民困惑したるに際りて幕府當局者並富豪等の措置當を得ざるに憤激し、遂に門下を率ゐて兵を擧げたるは、本來町民の自成騒動には非ざるも、一個の政治的打毀し騒動に外ならず。大鹽の亂は今日に於ても、世人の記憶未だ新たなるところにして、大正七年八月の「米騒動」に際り、我國一部民衆の間に於ては舊幕時代に於ける此の打毀し騒動を想起したる者尠からざる如し。彼等は或は落首又は投書等に依り之を表現せんとしたるが、大阪朝日新聞（大正七年八月八日附）「その日その日」欄には左の如き落首掲載せられたり。

アジア歴史資料センター

「モハヤ堪らぬ大鹽平八郎」

又、山口地方裁判所檢事正同年十一月十五日附報告に依れば、同年八月十五日山口縣厚狹郡宇部村沖之山炭坑暴動に際り、同村居住の貴族院議員藤本閑作、衆議院議員渡邊祐策、富豪三隅久吉、桂木良平に對し左の如き投書を郵送したるものあり。

忠告

米價騰（原文の儘）貴は空前の高潮に達し社會の狀況見るに不忍一方小賣米屋に對し頻て暴力を以て直下を（原文の儘）を迫らんか元來小資本の彼等の事故破する不忍、間々公徳を尊する米屋あり是は一二日の内に一大鐵槌を加へ反省を促す覺悟（原文の儘）愛處（原文の儘）に至りては社會上流に居る貴賤等は冷胸（原文の儘）一番慈悲の精神を以て救濟の方法を講ずるは所謂富豪の公なる義務と想像す故に此の際擇て一掬の涙を以て應分の幾綱の程社會一般の貧民に成り替り懇願の次第要は白米一升の價二十五錢

に値下げ實行相成る樣御高配切に懇願す併し萬一穩便なる公徳の忠告者たる我等の此說を馬耳東風と御看過あれば遺憾乍ら一の非常手段に出づるの外道なし幸に我曹等の忠告を諒として來る十七日迄に實行相成る樣有福者間に於て御採用を乞ふ此意義の書狀は四五の有福者へ郵送しつつあり。

八月十五日

大鹽平八郎

又、國民義會代表大正大鹽平八郎と署名し村內米穀商、雜貨商、醬油商、八百屋商、酒商、劇場等に對し廃賣若くは興行中止を要求し若し聞かずんば一大制裁を加ふべしとの趣旨を記載したる葉書數通を投書したるものあり。

之等の諸事實に徵するも、今日未だ所謂打毀し騷動の記憶永く民衆の腦裡を去らざるものあり、「米騷動」に對しても隱然たる思想的影響を與たるの性質を有す。而して之等騷動の原因は主として飢饉等に據く米穀の缺乏並米價の狂騰にして江戶、大阪等の細民生活

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

の困苦に窮して遂に蜂起し、浪人又は市井無賴の徒、往々之に參加したるあり、人心恟々として流言蜚語橫行し、期せずして暴民各所に集合するに至り、手鳶等の兇器を携へたる者あり、大擧閧聲を放ちて米穀商を始め質商、酒商、呉服商等五穀商舖又平常惡德の風評ある富豪邸を襲ひ、鉦、拍子木を鳴らして合圖として、家宅等を破壞しなるが、甚しきは大八車數輌を門戶に突當て、打破りたるあり、極めて不法なる米穀の廉賣を強要して、米俵を路上に撒亂せしめ、又は金穀衣類等を掠奪して、四方に逃亡したるが如し。然れども、所謂打毀し騷動の思想的動向は、暴擧の狂暴なるに比すれば極めて低級且單純なりしものの如く、一般的には何等明確なる政治的方向を有せず。彼の所謂田沼時代の打毀し騷動當時には「世にあふは道樂者におごりもの、ころび藝者に山師運上」なる狂歌流行したるものなることは、之を推察するに難からず。宜なる哉、彼の所謂打毀し騷動の史實若干を捉し來りて、少しく其の内容を檢討するに於ては、

得是、騷動の外貌相類似するところ極めて多きのみならず、天明七年の打毀し騷動の擴大傳播狀況すら、大正年代の「米騷動」の夫に近似するところあるを發見すべし。加之、諺に謂ふ歷史は反覆すと、徳幕府當局者が所謂打毀し騷動に對して採りたる諸般の施設亦政府當局が「米騷動」に對して爲したる夫と相類ずるもの尠からざるは容易に肯定し得るところにして、轉々感慨に堪へざるところなり。以下所謂打毀し騷動の一般的内容並歷史的事例を略記すれば左の如し。

徳幕時代に於ける所謂打毀し騷動は、享保十八年江戶、更に天保年間には、同四年播州、同七年大阪、最後に慶應元年阪神又江戶等に亘りて發生したるものにして、内には前記大鹽平八郎の亂の如き例外あるも、爾餘の大多數は、孰れも各都邑に於ける町民多數の自成的暴動し、更に慶應の打毀し騷動に際りては「年恐じめつ（自滅）爲致呉候歟。又は米三百目位に爲致呉候哉。右兩用出來がたく候へ

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp

ば、上町初市中黒口致候間、無年御返答承度、此段張紙を以奉願上候、以上、月日　難澁者より御老中様へ」と記されたる貼紙貼布せられたる由にして、之等の事實を次に略述すべき打毀し騷動の具體的事例と綜合對照する時、所謂打毀騷動なるものが、獨り米穀商に對する暴民の集團的廉賣強要又は強奪に止まらずして多數細民の富豪等の奢侈富商の極端なる營利等に對する反感の爆發なるを知るに足るべし。

而して幕府當局が所謂打毀し騷動に對して採りたる應急對策を概括すれば、暴徒に對しては終始一貫強硬なる彈壓方針を採り、檢擧は徹底を缺きたるも、苟も逮捕したる暴民に對しては嚴刑を課して他戒に資すると共に、努めて人心の鎭靜を圖りて、窮民救濟の方法を講じつつ、其の間米價の安定を企圖したるものの如し。即ち、騷動發するや、町奉行以下與力同心先手十人組等出動して市街の巡察警戒に當り、或は町民の外出を禁じて、流言蜚語傳播者を嚴し或は

町民の集合を嚴禁して、人心の鎭靜に努め、暴民を逮捕して嚴罰を加へたるに止まらず、暴徒愈々跳梁して、手に餘るに至りては、各町民の武裝自衞を許可して極力暴動彈壓を加へたると共に、幕府自から窮民に米錢を施與し、又は官米の廉價販賣を實施し、恐慌して休業に及びたる米穀商を始め各商舗を保護して營業を復活繼續せしめ、更に富豪、篤志家を促して窮民を救恤せしめたる外、囲米、買置米を禁じて出穀を命じ、代用食若は食延し策を奬勵し且酒造に制限を加へて米穀の消費節約を圖り、進んでは廻米策を講じて米穀の局地的凝滯を防止したり。

次に舊幕時代に於ける主要なる打毀し騷動若干に就きて其の概要を述ぶれば左の如し。

一、天明七年の打毀し騷動

此の打毀し騷動は舊幕時代に於ける最も著名の騷動なり。天明六年には、國內に亘り天災、兇作等相次ぎ、米價沸騰して止まらず、

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

翌七年五月大阪に於て細民蜂起し、米穀商其の他富商を襲ひて暴行破壞を擅にし、米穀の廉價なる押賣を迫り、被害二百餘軒に達したる結果、米穀商を始め一般商舗孰れも休業したるが、幕府は暴擧に附和するは勿論、見物をも嚴禁し、一町毎に番人を設けて警備せしめ、暴民を逮捕して嚴罰に處すると共に、窮民を調査して各町をして救濟を爲さしめ、更に一般の施行賑恤を奬勵し小賣米穀商を保護して廉價押買者を訴出でしめたり、然るに騷動は大阪のみに止まらず、之と相前後して、京都、伏見、郡山、和歌山山田、神奈川、甲府、小田原、駿河、石巻、廣島、長崎等東西各地方に蔓延す。江戸に於ては、同年五月に至り、巷間傳ふるところに依れば、廻米絶えて在米枯渇したる爲町民代表打寄りて奉行所に出頭し、救濟方を懇願したるところ、奉行より目下何等の方策無きを以て、出來秋迄如何樣にしても取續くべし、饑の飢饉には猫一匹三匁宛致したるに比ぶれば、今日は未だ夫程の事無しと

の回答を得、一同肝を消して退去したりとの挿話あり、間も無く同月十一日に至り暴民遂に騷擾し最も猖獗を極め、翌曉に及びたり。卽ち、江戸に於ては、南は品川、北は千住、府内四里四方に亘りて、雜爾取と謂ふことなく、此處に三百彼處に五百と謂ふが如く、暴徒諸方に結集して、米穀商を始め乾物商、酒商等を襲ひ金品を掠奪し、隨所に暴吏と衝突して暴行破壞を敢てし、幕府に於ては、町奉行以下與力同心、先手十人組に至る迄出動して、市中巡察に任じ、暴民を逮捕して嚴罰に處したるも、幕府の警戒鎭壓力も及ばざるに至るや、遂に町民の武裝自衞を許し、各町民をして竹鑓等を準備し、死體屆出に及ばずと爲し、暴徒に當らしめたると共に、令を發して朝夕粥を食して米穀を調節せしめ、米雜穀を廉賣し、金二萬兩並六萬俵を出して窮民を賑恤したるが、更に米穀商を詰りて圍米を出穀せしめ、又は廻米政策に依る在米の集中を圖りて騷動を鎭靜せしめたり。

46

二、慶應元年の手毀し騒動

徳川幕府愈々末期に迫りて多事多端と爲り、物情騒然たるに際り、經濟情勢亦變調を來たして諸物價昂騰し、米價も亦暴騰するに至りたるが、同年五月八、九の兩日に亘りて、兵庫、西宮、灘、池田、伊丹各地の難民一齊に暴動し延ては大阪に波及して同月十三日夜、木津、難波に打毀し騒動あり。多數の暴民大擧して米穀商を襲ひ、米穀の無法なる廉賣を强要し、應諾せざれば其の家宅を破壞する等狂暴を極む。幕府は暴民鎭壓を勵行したる他面、恐慌を來たせる小賣米穀商等を保護して營業を繼續せしめ、兩替屋一般商舖にも營業を爲さしめ、更に窮民を調査して極貧者には粥を給し、藏屋敷に命じて多量の拂米を行はしめ市民に諭して宿者の調査及市内の取締を嚴重にしたり。

江戸に於ては、同年四月二十八日夜、南品川に暴徒現はれ、同所界隈の民家四十軒を破壞し、愈々諸方に擴大したるを以て、幕府

は米穀救助を告示し、一旦之を鎭靜せしむ。然るに右救助の徹底を缺きたる結果不平續發し、同年九月に入り、再び暴動勃發し、暴民大擧して富豪又は米穀商等に殺到して救助を迫り、携へたる大釜にて直に救助米を焚出し、又法恩寺に屯集したる一團は卒塔婆を薪として飯を焚き、徹宵露宿し喧噪を極めたり。茲に於て幕府は救小屋を建てて難民を收容し、富豪亦米穀を施與して漸く之を鎭撫するを得たり。

徳川幕府時代に於ける所謂打毀し騒動の狀況以上述べたるが如きものなるが、之等騒動は直接の影響として一般に米價の下落を齎らしたる事實なく、又騒動に對する幕府の施設對策も亦一時の應急的救濟として人心を鎭靜せしめたる効なきに非ずと雖、直接米價の下落安定を招來するに至らず、米價は寧ろ其の後に到來したる偶然の豐作等に依りて安定するに至りたるが如し。（司法省刑事局編思想研究資料第十九輯「飢饉資料」、本庄榮次郎著「徳川時代の米價調節」並同著「日本社會經濟史」參照）

47

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

B、所謂米騒動の人的構成と各種騒擾動向

全國的騒動に直接間接參加したる概數約七十萬人の多衆が、果して如何なる人的構成を有したるやは、「米騒動」の原因並本質等を檢討するに當り看過すべからざる問題たるに止まらず、右人的構成は「米騒動」に對する全般的取締並檢擧の對象としても亦、之を闡明するの要あるところなり。宜なる哉、右全國的騒擾事件に對する檢擧開始せられたる當時、司法省に於ては法務局長の名を以て全國關係各控訴院檢事長並各地方裁判所檢事正に對し次掲の如き各通牒を發し、大正七年九月三日附にて騒擾事件被告人の年齢、職業、教育程度及生活程度に關する調査服告を命じ、又同月二日及七日附にて騒擾事件被告人中特に特殊部落民、在郷軍人、青年團（又は會）員、官公立學校の教員又は學生、生徒、同一雇主使役の職工、工夫及各種勞働團體員等の調査報告を命じたり。

大正七年九月三日騒擾事犯に付調査事項の件

今回の騒擾に付ては、一般に米價の昂騰に原因するものの如くなるも、事犯の跡に就て之を考覈すれば、啻に米穀商若くは投機業者に對する報復的行爲たるに止まらず、進んで關係なき富豪等に對する反感の發露、此の機に出たるものも有之哉に被認、從つて其の動機原因の存する處亦多端に渉るべく被思料候、就ては此等諸般の狀況を調査するに當り、此の直接間接の原因を確的ならしむるは極めて緊要事に屬するを以て被告人の年齢、職業は勿論、生活及教育の程度をも調査するの必要有之候條左記標準に依り本人の教育並生活の程度等服告書に記入相成度此段及通牒候也

記

教育程度の標準

一、高等教育あるもの又は之に準ずるもの

二、中學程度のもの

三、小學程度のもの

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp

四　稍文字を解するもの
五、無教育のもの

生活程度の標準及說明

一、安全なるもの（家族三四人と假定し之に對し月收百圓以上あるものの類）
二、稍裕なるもの（同上百圓內外のもの）
三、餘裕なきもの（同上五十圓內外位のもの）
四　窮迫なるもの（同上三十圓內外位のもの）
五、極端なるもの（同上無收入乃至十圓內外位のもの）

追て生活の程度は本人の資產、月收、技倆、家族の多寡等を參酌して其標準を定められ度し。

大正七年九月七日縣擬事件報告方の件

前略――左記事項の調査を要し候條之に該當の者は本月二日通牒致置候處の特殊民表示の例に準じ相當符號を付し報告相成度此段及通

牒候也

記

一、特　殊　部　落　民　符號氏名の上に朱圈）
二、在　鄉　軍　人　、軍
三、青　年　團　（會）員　、青
四　官公立學校の教員又は學生、生徒　、文

（教員學生生徒に就ては特に其の校名を知る必要あるを以て適宜の場所に其の說明を施すこと

五　職工、工夫の如き使用人にして同一雇主の下に勞働するもの又は組合員の如き團體を組織するものの多數騷擾に參加したるとき（例へば某市の騷擾に某紡績會社の職工多數加入せるが如き）は各特定の符號又は其の他便宜の方法を以て其の何々なることを表示すること

仍て了ゝに於ては、前揭各通牒の趣旨を參考し、先づ前記人的構成

は之を一般參加分子又は參加團體とに分類し、一般的參加分子に就ては、年齡、教育程度、生活程度、及職業の各方面を究明して、其の社會的地位を解明し、進んで之が一般的騷擾動向を考察すべく、更に特殊參加分子又は參加團體に就ては、之を在鄉軍人、青年團、學生、勞働者、農民、漁民、特殊部落民、政黨員及危險思想懷抱者に分ちて、各騷擾關與の狀況を檢討し、出來得る限り各其の動向をも觀察するところあるべし。

（一）一般參加分子の社會的地位

全國的騷動に參加したる民衆全般の年齡別狀態を調査するが如きは固より不能なるを以て、右騷擾參加者中檢事處分人員總數、八千百八十五名を對象とし、各人員に就き、大正七年十二月末を現在として、調査したるところに依れば、調査不能の者十八名を除き、殘八千百六十七名の年齡は

十四歳以上十八歳未滿	三四一名
十八歳以上二十歳未滿	六八六名
二十歳以上三十歳未滿	三一七〇名
三十歳以上四十歳未滿	二二二九名
四十歳以上五十歳未滿	一二八二名
五十歳以上六十歳未滿	三八四名
六十歳以上	七五名

の如き狀態を呈したり。（前顯「大正七年騷擾事件報告」中、各種騷擾犯人年齡別調査資料參照）右表に依りて明瞭なるが如く、年齡別騷擾犯人は少年、青年、壯年及老年の全部を網羅し、二十歳以上三十歳未滿の青年を最多數として三十歳以上四十歳未滿の壯年之に次ぎ少年又は老年に至りては漸次其の數を減じ、其の狀恰も人體の發育老衰に對應するが如き觀を呈したり。就中、少年又は準少年に該當すべき十四歳以上二十歳未滿の者意外に多數を占め、其の合計數千二十七名に達し居るは、注目すべき現象なりと謂はざるべからず。而して之等少

年犯人の騒擾參加が如何なる態樣のものなりやは、一般的に之を推定すべき資料乏しきも、之等少年犯人は多く特殊部落民又は下層細民にして、青壯年たる其の家族に隨伴して騒擾に參加し、其の指圖に從ひて、暴行掠奪等を敢行したるもの尠からざる狀況あり。岡山地方裁判所檢事正の大正七年八月十五日附報告に曰く、岡山市に於ける同月十三日夜の騒擾に際し、特殊部落民多數を混じたる暴徒の富豪邸並倉庫等を襲擊するや、必ず米穀金品を街路に投棄し、而して常に彼等の群集に追隨し、大いなる袋、風呂敷等を携帶したる一團あり、直に之等米穀金品を包みて去る。然かも此の集團の多くは婦人と幼少の子女なり。又同夜暴徒に放火燒燬せられたる富豪澤田正兵郎燒跡には、翌早朝より無數の男女押寄せ、衣類、家具、銅板、米穀等を手當り次第に持歸り、中には多數幼少の子女あり、之等幼少子女の將來は實に寒心に堪へざるものあり、と。以て其の一斑を推知し得べき歟。少年中より斯くの如く多數の騒擾犯人を生じたる事實は、常時司法當局を始

め一般社會の注意を喚起したるところにして、「米騒動」以後に至り少年法制度の創設を始め、少年保護事業の發達を促したる一の有力なる原因と爲りたるが如し。

全國的騒擾參加が民衆の教育程度に關しても、前記檢事處分人員を對象としたる調査に依りて之を推定するも、略其の正鵠を失せざるべし。而して右調査を了したる人員數は、檢事處分人員總數八千八十五名中の七千二十四名にして、剩餘の千百六十一名は調査不能に歸したるを遺憾とす。調査終了の七千二十四名の教育程度を、後に揭記したる大正七年九月三日附法務局長通牒の標準に依りて區別すれば

高等程度	一〇名
中等程度	一一〇名
小學程度	三四八二名
稍文字を解するもの	二〇三八名
無教育	一三八四名

の狀態を生じたり。右表に依り騷擾犯人中、高等程度又は中等程度の者極めて少數にして、高等程度の犯人十名は東京三名、新潟一名、神戸一名、山口一名、岡山一名、福岡一名、仙臺二名の如く各地に分散し、各騷擾參加の態樣も亦雜多にして偶發的傾向有するのみならず、騷擾犯人の大部分が小學程度以下の者なりし事實明白にして、右事實は「米騷動」なるものが、本來「イデオロギー」を內包せず、專ら下層民衆の盲目的なる自生的騷擾なりしを示唆するが如し。

又騷擾參加民衆の生活程度に就ても、前同樣の方法に依り前記檢事處分人員總數中、調査不能の千百七十二名を除き、爾餘の七千十三名を對象とし、前記通牒の標準に依りて調査したる結果に徵すれば、

安全なるもの	一五〇名
稍裕なるもの	五五九名
餘裕なきもの	二四八二名
窮迫なるもの	三二四三名
極端なるもの	五七九名

の各等級に分れたり。

即ち右表に依れば、中流以上の生活程度と認むべき「安全なるもの」「稍裕なるもの」は合計七百九名にして全體の一割弱に過ぎず、爾餘の九割強は孰れも下級の生活を營むものにして、所謂第三級に屬するものなることを知るべし。然かも「極端なるもの」即ち極貧者の比較的少數なるは、特に留意すべき現象にして、右の事實は、所謂米騷動なるものが、曾て西歐の乞食騷動に於て見たるが如き饑餓に迫れる細民群の絕望的暴動とは、全く其の趣を異にするものなるを立證するものなり。然らば極貧者が「米騷動」に於て比較的少數なりし原因如何。

大正七年八月東京市に於ける騷動勃發直前、警視廳に於て管內各地細民等の生活狀態を調査したることありしが、其の際、同廳官房主事の談として、今日迄のところでは細民窟にては、或る特別の者を除くの外、皆身體健全なるにより、働く以上仕事は幾何でもあり、從つて收

入も相當あり、立ん坊も日に一圓になり、其の他にても二圓より二圓五十錢も日收あるを以て、階く困り居る者は割合に尠きも、一番打擊を受け居れるは、五十圓以下三四十圓程度の月給取なり、之等の人は立ん坊と同じ收入にて相當なる服裝を爲し、交際も行はねばならぬにより、昨今の米價暴騰に對しては言ふに言はれぬ苦境に陷り居れりとのことなりしが、（法律新聞大正七年八月十五日附參照）這般の事情は前記極貧者の比較的少數なりし事實と彼是相表裏するものと謂ふべし。

更に全國的騷擾參加民衆の職業に至りては、統計的數字を揭ぐること困難なるを以て、關係各地方裁判所檢事局に於ける檢事處分人員中に現はれたる種別狀態若干を採りて、之が內容を窺知するの外なし。

卽ち大正七年八月十一日以降同月十六日迄に於ける大阪府下各地騷擾に對する總檢擧人員は、行政檢束者を含めて市部千三百二十餘名郡部四百六十餘名、合計千七百九十餘名に達したるが、右總檢擧人員の職業別は

職工	三九七名
手傳	五四名
左官	二〇名
大工	三八名
荷車輓	九名
人力車夫	四〇名
仲仕	一一七名
鍛冶職	六八名
土方	七七名
鑛物職	一名
日稼	八三名
漁業	六〇名
農業	八〇名
船員	一五名
魚商	三名

八百屋	二一名
古物商	七名
屑物商	三名
店員	二名
官公吏	一名
學生	二名
會社員	四名
其の他	三五四名
無職	三四八名
合計	一、七九餘名

の如き各種類に分れたり。尚右の官公吏一名は通信書記補とす。

又大正七年八月二十三日現在の神戸市騒擾事件の検擧人員總數は、行政検束者を含まずして、五百七十八名なりしが、其の職業は約九十種の多數に分れ、内十名以上を含みたる各種職業を列擧すれば

仲仕	一一三名
職工	六八名
鍛職	三八名
人夫	三二名
大工	二八名
船夫	二四名
店員雇人	一九名
車夫	一九名
日傭手傳	一六名
靴直し	一六名
古物商	一四名
魚商	一四名
下駄屋	一一名
八百屋	一一名

等にして、關係の一名乃至十名以下の各職業に亘りては、荷馬車挽あり、會社銀行員あり、新聞配達夫あり、將校馬丁あり、按摩あり、庭師あり、植木職あり、遊藝人あり、看守長あり、悉皆屋ありて、其の多岐多彩なる、宛然市街通行人の所屬職業を算ふるが如き感あり。（神戸地方裁判所檢事正大正七年八月二十三日附報告參照）

右職業が斯の如く多種多樣に亘りたる事實は、一般に騷擾犯人が如何に偶成的雜集なりしかを物語るものなり。

騷擾犯人の職業が果して如何なる種類のものなりしかは、當時社會の注目したるところにして、法律新聞（大正七年八月二十五日附）は、「東京監獄に於ける騷擾事件の收監者」と題し、「收監者の種類は大抵職工、人夫、小商人等の下層階級に屬する者許りで知識階級の者は殆んど無いそうである。中に一人某藥學校の生徒があつたが、之は群集の前で演說をしたのであつて、本人は騷擾取鎭めの演說をしたのだと申し立てたが、證據不十分の爲に幾日も經ずして釋放された。」との記事を掲げ、又同新聞（同年八月三十日附）に掲載せられたる辯護士横山勝太郎談「各警察署巡視と予の騷擾事件觀」と題する記事中にも、「警視廳其の他東京市内各警察署當局の談話より推察して、檢擧されたる人員の職業が鍛冶職、人足其の他勞働者極めて多數なるを指摘したり。」然して之等の論說には孰れも、騷擾犯人の右の如き職業別狀態に依りて、其の社會的地位を明かにすると共に、騷擾發生の一般的原因が經濟的事情に在りやを推斷せんと試みたるものなり。果して然らば、全國騷擾犯人の社會的地位如何。以上總說したるところを綜合して、右社會的地位一般を茲に推定すれば次の如し。

全國騷擾犯人の主流が、其の教養小學程度以下なる點より觀察すれば、固より上層階級にも非ず、又中流智識階級にも屬せざるは明白なるところにして、彼等主要部分の生活程度が月收五十圓内外乃至三十圓内外の者なる事實は、彼等が第三階級に屬する下層民衆なることを證明するものなり。而して彼等の收入源泉たる職業を考察するにつ

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

工人夫、職人、仲仕等の筋肉勞働者其の大部分を占め、小商人を始め各種小規模營業者之に次ぎ、特に地方海岸に於ては漁民、農村に於ては小作人、日稼等を認むるも、其の年齢は血氣旺盛なるを知り得べし。

卽ち騷擾犯人の主流は、第三階級に屬する各種勤勞者小商人等より成る下層民衆にして、更に其の支流として社會最下級の細民層一部を伴ひたる外、中流給料生活者の下級分子若干を加味したるものと謂ふを相當とす。

(一) 一般的騒擾動向

前項指摘したるが如き「米騒動」参加者に依りて示されたる一般的騒擾動向を觀察するに、騒擾發生前に於ては概して各種流言蜚語の横行瀰漫したるあり、人心の不安動揺漸く深刻なるに隨ひ、將に一觸即發の險悪なる雰圍氣を醸成するに至りたるものの如し。即ち之等流言蜚語は個々に之を觀察すれば、孰れも單純にして根據なき巷間の紛説に過ぎざるも、其の態様並推移は恰も人心不安の晴雨計とも謂ふべきものにして、或は他地方に於ける外米廉賣等の應急的救濟施設著しく進捗し、當該地方に比して米價頗る低廉なるを傳へたるものあり、或は他地方に於ける騒擾事實を誇大に吹聴したるものあり、或は各地騒擾には相互連絡あり、隱れたる煽動者の策動あるが如く想像したるものあり、事態愈々逼迫し來るに及びては、當該地方にも煽動者の潜入又は暴徒の來襲あり、暴動近く勃發するが如き程の恐怖的言動を見たり。（前掲「大正七年騒擾事件報告」中

關係各府縣知事情報參照）然かも斯の如き所謂潜伏期こそ事前に於ける治安對策上最も考慮を要すべき時期なりと謂はざるべからず。

騒擾發生の形態に就ては、事全く偶成的なるものあり。第三に摘示の八月十三日夜、東京市本所區押上町に惹起したる騒擾は即ち其の適例にして、某商店屋上に妖怪現はるとの噂話を聞知して蝟集したる群集が、偶々附近瓦斯紡績會社内より職工が投じたる小石に激昂し大擧同會社を襲撃して破壊喧騒を極めたる如き、果して米價問題と何の聯關ありやを疑ふべく、人心鎭靜の當時に在りては到底斯くの如き騒擾は、之を想像し得ざるが如きものなり。而して最も一般普通なるは、「何月何日夜、米價問題等に關する市民大會等の催あるに依り、公園、寺院、又は神社の境内、廣場等に參集すべし」と謂ふが如き、直接群衆の出動を促がす流言、落書、貼紙、大道演説若くは單なる打鐘、鳴鼓の類に基くものにして、徒に事を好む一二不逞分子の漠然たる所爲に依るもの極めて多く、之が一例としては

奈良市に於ける騒擾の如きは、某料亭女將が他地方に騒擾頻々たるに拘らず、獨り同市に騒擾なきは不甲斐なしとし、前記趣旨の貼紙を爲したるに基因したるが如し。又靜岡地方裁判所檢事正大正七年八月十三日附報告に依れば、靜岡市に於ては米價昂騰に關し一般の民情恂々たる折柄、同市停車場附近寳臺院境内に於て市民大會ある旨風說を流布したる者あり、又前日靜岡新報に其の風說を誤り揭げたる爲、同夜九時同停車場を通過したる浦鹽派遣軍司令部を送りたる多數の群集は、歸途續々右寳臺院境内に集り、一時數百名に達したるも、何等演說等不穩の行動なく、警察官出張して穩に市民大會無き旨諭したるを以て午後十一時半頃鎭靜解散したる事實あり。諺に曰く、一犬噓を吠ゆれば萬犬實を傳ふとは、正に右の如き事態を指稱するものなるべきも、人心動搖ある以上、苟も人集の存在するところ、斯くの如き些少の刺戟あるに於ては、忽ち不穩なる群集を形成するに至り團體的行動愈々昂潮して遂に擾亂に及びたる事例

枚擧に遑あらず。或は常時水野内務大臣が語りたるが如く、市街交通を警戒したる巡査に罵詈を加へ、僅かなる問違より投石する等の事が遂に重大なる事態を惹起するに至り、納涼又は露店見物の群集化して騒擾團體となり、盆踊の民衆忽ち暴民に變じたるは、屢々之を見たるところなりとす。更に騒擾惹起の形態として稍計畫的傾向を具へ、低級乍ら少數主動分子の策謀に出でたるものあり。斯種傾向体　後に述ぶる特殊部落民の騒擾に其の類例多きも、一般民衆の騒擾に於ても亦、同種の事例尠からず。而して比較的小範圍の騒擾中には、斯かる傾向多く大都市に於ける稍大規模の騒擾には、其の傾向少きも、若干の引例に依り其の動向を實證すべし。

(1)　岡山市騒擾主動者の謀議狀況

岡山市に於ける騒擾事件に就ては、騒擾實行者にして目星しき者は概ね檢擧し、豫審進行中なるも、其の主腦犯者明瞭ならざりしに付、從て原因動機を詳悉する能はず、事案の中心に觸れざるの

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

憾み有之候處、今回本報告中の河本要（明治大學生）三折重太郎、（人力車帳場）山口辰藏（湯屋業）堀久太郎（料理屋業）秋岡幸喜治（活動寫眞辯士）並に目下所在搜査中なる古物商人尾谷明治等の畫策なること略ぼ判明せり。抑も河本要は本件に主要の關係ある疑ありたるも、騷擾當日は岡山警察署に檢束中にして、騷擾行爲の實行者にあらざるのみならず、其の共犯と認むる證憑を得る能はざりしに付、茲に報告致置候如く恐喝罪として拘留中の處其の供述其の他搜査の結果に依れば、同人並に前掲記名の者其の外數名の者と共に八月十二日夜岡山市古宗町米穀商岡崎增太郎宅に押寄せ、表戸を打破き瓦礫を投じ、或は良民を苦しむる惡漢、或は鬼の岡崎打殺せ等大呼して暴威を示し、米の安賣を迫りたるも、要領を得ず、同所を引揚ぐるに際し、其の附近旭川に架設せる相生橋上に於て吾々小人數にては目的を達する能はざるに付、廣く貼紙を爲し、多數を衆合せんことを謀議し、河本要其の下案

を作り、三組に分れ各組に於て各數十枚宛岡山神社若くは旭川磧に集合す可き旨の貼紙を作成し、十三日未明市內各所に貼付したる處、時恰も各地に騷擾起り人心動搖の折柄とて市の內外各所に蟠居せる數ケ所の特殊部落民等は各團結し其の他事を好む者之に加はり遂に大騷擾を惹起せしものの如し。猶ほ引續き取調中に有之候、又此上に主謀者ありや否やは最も注意を加へ取調進行中に有之候得共、一應報告致置候。（岡山地方裁判所檢事正大正七年十月二十一日附報告參照）

(2)

廣島市騷擾に於ける米穀取引所關係者と特殊部落民の策謀狀況

八月十二日騷動の原動力は西部福島町住民（特殊部落戶數七〇九）が、米價昂騰に對する不滿と常市取引所仲買員連の一部が之に投合したるものなる如し。廣島米穀取引所は八月七日の相場は亂高下なりと認め、仲買人佐藤誠之助の主唱に基き、立會を停止せられしより、買方仲買人は之を含み、取引者關係の破落戶輩を使嗾

し、東西呼應して事を擧げしめたるものなりと認めらる。而して十二日夜の首謀者は廣島市飲客稼業井出房一、特殊部落民満田正三郎、同世並彌太郎、旅館營業（取引所附近）三好房吉等にして井出房一は事前福島町に入り謀議計畫し、且三好房吉と徒黨し又三好房吉配下には常に取引所に出入して生計を營む山本禮治、中村鶴夫ありて本件煽動者の一員なること、及前記仲買商佐藤誠之助の家宅を破壞し、最も慘虐を極めたる形跡は此間の消息を談るものと言ふべし。只三好房吉以外に仲買筋の何人が教唆者なるやを知る能はざるを遺憾とす。其他は首謀者指揮者以下系統的に檢擧し盡したりと信ず。（廣島地方裁判所檢事正大正七年十月五日附報告參照）

(3)

愛媛縣北宇和島町騷擾に於ける主動者謀議狀況

同町騷擾は貧弱なる漫遊藝家並其の一味の鞍具師、差物大工等が米價騰貴に困憊したる折柄、生計談より激昂して時流を追ひ多衆集合して米穀商等を襲ひ、米の廉賣を強要せんことを謀議し、「米價調節の協議あり、本日午後九時鶴島町に集合ありたし。共助團」

なる貼紙十餘枚を町内要所に貼付したるに因るものなり。（松山地方裁判所檢事正大正七年十月十四日附報告參照）

次で騷擾内容を考察するに、被害の直接對象たりしものが、主として人に非ずして、物なりし事實は既に説明したるところにして、騷擾の目標たりし普通の物的對象は、(一)に米穀商店。(二)に富豪資産家(三)に一般商舖民家なり。(一)米穀商舖に對しては米穀の廉賣強要最も多く、之を承諾せしめて證書、誓約書等を徴し、或は門戸に廉賣の掲示紙を爲さしめ、又は即時過少なる代金を差置きて所謂押買に及びたるものにして、進んでは家屋建具及米穀其の他家財諸道具の破壞毀棄を敢てし、遂に米穀金品の掠奪を擅にし、其の商舖等を放火燒燃するに至れり。然かも所謂米騷動中斯種最も一般的なるを特色とす。(二)富豪資産家にして被害を受けたる富豪資産家の總てが、日頃民衆反感の的たりしものに非ず。普通富豪資産家に對しては、巨額の寄附を強要したる場合比較的多く、之等被害者中には豫め暴民

0087

の襲撃に備へて自衛手段を講じ、門戸に抜刀の壮漢を配布し又は屋上より拳銃等を發射したる結果、却て暴徒を挑發したる嫌あるものあり。一般民家等にて暴徒に迎合し、酒食を供したると彼是相對應す。(三)一般商舗民衆が被害を蒙りたるは、暴徒通過に際し門戸硝子等を投石破壊せられたる場合を除きては、稍異例にして騒擾頗る狂暴化したる際に於ける現象とも謂ふべく。其の被害は單なる商品掠奪の强要に止まらず、寧ろ掠奪的傾向濃厚なり。以上の外、被害對象として特記すべきは、(四)米穀取引所、新聞社、其の他各種の營利會社、(五)知事官宅を始め市町村長宅及町村役場、(六)警察官署並巡査派出所、(七)電燈電話乃至電車等の公共施設是なり。之等の被害は決して一般的なるものに非ざるも、以て各地騒擾の動向並之が發展の方向を檢討する意味に於て治安對策上留意すべき現象なりと謂はざるべからず。(四)米穀取引所にして現實に被害を受けたるもの勘きも、東京名古屋等に於ては暴徒各米穀取引所襲撃を試み、警察官に阻止せら

れて其の目的を達せざりし事實あり。直接此の點には關せざるも、人民に最も密接なる關係を有する白米商が攻撃せられたることと、而して米仲買人又は投機業者が攻撃せられたる場合の少きは、人民が其の迫り來る食糧の缺乏の爲、暴動を起せるものなるを示すものなり。故に是、智識階級又は學生の騒擾と異れり。」との論評を加へたるものあり。右所論全部は遽に肯定し難きところなれども、米穀商襲撃が直接食糧配供關係に關するものなるに反し、仲買人、投機業者攻撃が米價騰貴問題の原因關係に關するものにして、兩者其の趣を異にするものなりとの論旨は、之を承認せざるべからず。然り而して米價取引所襲撃の如きが多分に政治的色彩を帶ぶる所以も亦、自から明かなるべし。又新聞社襲撃は、大正二年二月の所謂護憲騒擾事件とは異り、極めて稀有なりしが、神戸市所在の神戸新聞社放火燒燬せられたる事實あり。右は當業松方幸次郎氏經營に係るの一事を以て遂に無謀なる被害を蒙りたるが如し。他に一般新聞社の被

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

害なかりしは後述の如く、孰れも政府反對の氣勢を示し、所謂米騷動に對して同情的態度を採りたるにも因るなり。更に各種營利會社が襲擊せられたるは、其の數大ならざるも、孰れも地方民の利害に付反感を招きたるが如き特殊なる事情あるに因るものなり。㈤知事官舍にして暴民より襲擊せられたるは、福井市のみにして、之が原因は同縣知事の米價問題に對する措置不當なりと謂ふにあり、頗る政治的傾向顯著なり。市町村長宅及町村役場にして厄を蒙りたるものも亦、略同樣なる理由に基くもの多し。㈥警察官署並巡査派出所が襲擊破壞せられたる事例比較的多きを遺憾とす。取締の衝に當る警察官署及巡査派出所が動もすれば秩序紊亂の暴民の反感を誘發し、其の襲擊を受くるは不可避なりと雖、當時の自由主義思潮にして往年の騷擾事件に於けるが如く、警察官を目して官僚の走狗なりとし、警察制度の活用を以て直に警察國の出現なりと誣ふるが如き偏見存在したるは、暴民をして更に右の暴擧を容易ならしめたるに非ざる

歟。然かも斯種事件中、逮捕されたる騷擾犯人奪還を目的としたるもの比較的僅少にして且所謂燒打の暴擧なかりしは、不幸中の幸なりとす。㈦電燈電話電車等の公共施設が破壞燒燬せられたるは、被害僅少なりとも、稍惡質なる傾向と謂ふべし。右犯行の中には事前の計畫に出で騷擾決行の手段として市街全部又は一部の電燈を滅したるものあり、暴民中偶々後日の檢擧を免れ、又は官憲の取締を困難に陷れ、自己の進退を便ならしめんが爲、騷擾地附近の街燈、軒燈を破壞したるものあり、全然關係なき電車の所謂燒打に至りては騷擾の餘勢遂に暴徒を驅つて狂暴なる破壞鬼と化せしめたるものなりと謂ふの外なし。各地騷擾の實況を稍仔細に査察するに於ては、騷擾發生當時は極めて單純なる動向を示したるものと雖、漸次擴大發展するに從ひ、益々複雜なる動向を呈し、米穀商より富豪資産家へ、更に米穀投機業者より米穀取引所へと進み、一轉して知事官舍又は警察官署と謂ふが如く襲擊の對象を轉換して全く豫期せざりし

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

局面に展開するが如き傾向あり、其の間暗躍の消長も亦波瀾起伏を極め、人心全く鎮せざる以上、不測の事態勃發の危険あるは、特に關心を要するところなり。

(三) 特殊參加分子と騷擾動向

(イ) 在鄉軍人、青年團員及學校生徒

「米騷動」に參加したる特殊分子中、在鄉軍人、青年團及學校生徒の三者は國家治安上最も大なる意義を有するものなり。曾て中產階級なるものが國民の中堅として所謂輿論の指導者なりと見做されたることあるも、斯くの如き觀念は極めて疑問の餘地あるところにして、國民一部個人の社會的地位を採りて、之を中產階級なる概念に包括するも、彼等に何等の組織的結合なく、國民全般を指導すべき何等の態勢あるに非ず。現實には單に中產階級の名を負ふ一個の個人存在するのみ。寧ろ國民の中堅として現實に國家治安の干城たるべきものは、在鄉軍人、青年團及學校生徒の如き國家的意義に於て一の統一的體制を具有するものに非ざる歟。彼等にして一日擾亂の渦中に投じたりとせんが、其の國民全般に影響するところ、眞に憂慮すべきもののあるのみならず、國家は果

して治安保持の羅針盤を何處に求むべきや、蓋し深甚なる考慮を要すべき問題なり。大正七年八月十五日東京府知事は帝都の形勢未だ險惡なるに鑑みるところあり、管下在鄉軍人分會、青年團及各學校に對して左の如き訓令を發し、各輕擧盲動を誡め、進んで救濟の普及並秩序の維持に協力せんことを要望したり。

米價の暴騰に伴ひ國民の日常生活に苦痛を感ずると共に今や全國各地に不穩の傾向を示し其の餘波動もすれば我帝都に波及し來らんとす。而かも顧みれば我國目下の時局は最も人心の緊張を要す、府に於ては百方手を盡して狀況の恢復に努力し普く救濟の事に熱痒せり、今回圖らず國民窮乏の狀況を聞召され、御內帑より本府に對し金三十餘圓を分賜せられ聖恩の優渥なる恐懼措くところを知らず、此の際府下在鄉軍人分會、青年團其の他の努力を得、一層奮勵以て聖旨に副ひ奉らんことを期す、若し夫青年有望の學生々徒にして徒に一時の風潮に驅られ矯激に走るが如きことあら

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

んか、是れ實に其の前途を愆るものにして國家の不幸之より大なるはなし、軍人分會、青年團各員及學生々徒宜しく以上の趣旨を諒し相率て郷平自ら持し、救濟の普及及秩序の維持に付範を府民に示さんことを望む。（法律新聞大正七年八月二十日附参照）

而して「米騒動」全般を通じて觀察すれば、在郷軍人、青年團は次の第五　に於て説明するが如く、團體として事先各地の治安維持に參加し、警察官吏と協力して其の警戒力不足を補充したる事例尠からざる状況なるも、他面彼等にして騒擾に參加したるもの相當數に達したるを遺憾とす。學校生徒の騒擾に參加したるもの極めて僅少なり。即ち前述檢事處分人員數八千百八十五名に就きて調査したるところに依れば

在郷軍人	九九〇名
青年團員	五六八名
學校生徒	一八名

の如き數字を現はしたり。右の内、在郷軍人及學校生徒は孰れも個人として騒擾に參加したるものにして、團體參加の事例無きも青年團員中には、單に個人として參加したるものの外、團體參加の形に出でたるものあり。後に第五　に於て摘示したるが如く、大正七年八月二十三日兵庫縣養父郡口大屋村に於ては青年會員一團となりて、平常衆怨を買ひたる村内富豪某が米價問題の救濟に冷淡なるを憤り、同家を襲ひ暴行に及びたる事實あり。又同年九月一日京都府久世郡久津川村字平川部落の青年會火防組員等一團と爲り、村内某が自己の持米を廉賣せず且同部落の在米不足を顧みず、却つて米價騰貴を好機として他より買入れたる玄米六石を他地に賣却して利得したるを憤り、同人を膺懲せんとして、各火防道具を携帶して同人宅を襲ひ暴行破壞に出でたる事實あるも各其の動機頗る單純にして血氣に驅られ、多分に偶發的色彩を有するものと謂ふべし。

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

(ロ)勞働者、農民及漁民

(1) 勞働者。 所謂米騒動當時に於ける勞働者の騒擾參加が相當多數に達したるは、既に述べたるところなれども、特に注意すべきは工場職工の勞働爭議の騒擾化並各種勞働者の一般騒擾への闘爭的參加及炭坑々夫多數の暴動なりとす。溯つて「米騒動」前に於ける我國勞働爭議の槪況を按ずるに、大正元年八月一日東京に於て鈴木文治等に依り友愛會なる勞働組合創設せられ、各種爭議に介入して漸次其の勢力を扶植しつつありしも、其の實勢力は總組合員數千三百餘名に過ぎざりしところ、大正三年七月歐洲大戰勃發するや、我國は一時不況に襲はれ工場閉鎖又は職工解雇頻發したるに依り、各地に亘り勞働闘爭の背景なき偶發的勞働爭議發生したるなり。然るに大正五年以降我國經濟界が躍進的發達を來たし、物價も亦漸騰の傾向を示したると、「デモクラシー」の思潮瀰漫したるを以て勞働爭議漸次增

加し、之と共に勞働運動の發展著しきものあり、大正七年に入るや、社會不安の深刻化するに伴ひ、全國各地に亘り大小の勞働爭議續發したるも、一般には友愛會等勞働團體の介入指導なく、各爭議とも組織なき自生的傾向を有したり。卽ち大正五年以降大正七年に至る我國爭議件數及參加人員を示せば次の如し。

(前掲「最近の社會運動」參照)

年度別	件數	參加人員	一件當り參加人員
大正五年	一〇八	八、四一三	七八
同 六年	三九八	五七、三〇九	一四四
同 七年	四一七	六六、四五七	一五九

左の如く激增しつつありし勞働爭議は、「米騒動」に際會するや、之が影響を受けて忽ち從前の哀願、要求、交渉、闘爭、示威又は同盟罷業等の如き傾向を示したるものにして、工場職工

66

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

0094

の争議にして遂に「騒擾又は不穏行動を惹起するに至れる事例各地に散見したり」即ち八月十二日の神戸市所在川崎造船所職工の騒擾、同月十六日の熊本縣八代郡境町所在日本窒素肥料株式會社境町工場職工の騒擾及同月十七日の横濱市子安町所在日本人造絹糸株式會社職工の暴行等は其の適例にして参考の爲、横濱地方裁判所検事正同月二十日附並同年九月五日附各報告に依りて右人造絹糸株式會社職工の暴行事件發生の經過を摘示すれば左の如し。右會社職工男八十名、女二百二十名を使役し、從來右職工の大部分を占むる通勤者に對し晝食一回は會社に於て廉價に賄ひ、費用の不足額三分の一は會社之を負擔し居りたるが、職工等は米價騰貴を理由として一日三食給與のみにては家族を有するものは恩惠を受くる能はずとの理由の下に、此際改めて増給を要求せんことを協議し、代表を選びて會社に情願したるも、會社之を拒絶するや、職工等は同盟罷業を決行するに

至り、其の間調停効なく會社は職工一同に對して解雇を宣言し同月十七日午後五時巡査數名警戒の裡に職工の荷物を交付すべく、一同を會社門前に集め、一名宛工場に入らしめたり。然るに職工中の一部は會社の措置に激昂の餘暴行を計畫し、他職工に暴行脅迫を加へて参加を強要したる上、男女工數十名一團となりて突如門前に闖入し、巡査に制止せらるるや、男工約百名は會社裏手板塀を破壊して工場内に亂入し、窓硝子其の他の器物を破壊したるものなり。然かも右暴行事件は前記會社建物が人家を遠く隔てたる丘陵の中腹にあり、未だ騒擾罪の要件たる一地方の靜謐を害せずと認めたるも結局、其の主動者等は治安警察法第十七條違反並傷害として検擧せられたり。

工場職工其の他の勞働者にして勞働争議等の發生無きに拘らず全國的騒擾に影響せられたる結果、自から主動的と爲りて一般騒擾を勃發せしめて、或は大衆工場外の一般騒擾に参加し狂暴

を釀しうしたるもの尠からず、即ち八月十三日夜の京都府加佐郡餘部町に於ける舞鶴海軍工廠職工等の騷擾及同月十四日夜の吳市に於ける吳海軍工廠職工多數の騷擾參加は顯著なる事例にして、茲に參考の爲、京都地方裁判所檢事正大正七年八月二十八日附報告中より右餘部町騷擾發生經緯を摘示すれば左の如し。

「舞鶴海軍工廠職工約六千人中、加佐郡餘部町に居住する者約三千人は主として同衛工廠酒保中江某方より米穀の供給を受け居たる處、近時米價暴騰の結果、動もすれば豫期注文額の供給を受け得ざる事あり、其の他酒保に對し數多の不平を懷き居りし處、該暴騰に付諸所に騷擾事件の續發するを耳にし、期せずして之を模倣せんとする者續出したる折柄、八月十三日午後八時頃同職工約千名が勤務を終りて同工廠西門外に出づるや、偶々同日同町會及米商人より救助米として一升三十五錢宛にて賣却する旨の決議を得たる人夫團體一心會幹

事白髮某外五名が警察官の手を經て此の決議を同會員に告知し實はんが爲、餘部町警部補派出所に出頭せるに會し、職工等は該救助米に關し贊否區々の發言を爲し、漸次喧囂を極め附近に徘徊せる職工其の他町民等を併せ、約三千名の集團となり益々不穩の狀況を呈し、茲に騷擾に及びたるものなり」

又八月十二、三日夜の神戶市に於ける騷擾には、仲仕の集團暴威を振ひたるもいの如く、朝鮮人土工の多數も亦參加したる形跡あるは留意すべきところなりとす。（神戶地方裁判所長大正七年八月二十六日附報告參照）同市の騷擾に際りて朝鮮人々夫にして恐喝罪に依り檢擧せられたる者七名あり。而して右朝鮮人土工の騷擾參加問題は、早くも當時一部識者の注意を喚起したるが如く、左の如き論評を見たり。

「今回の暴動に於て內地に移住せる朝鮮勞働者の參加せる者が少くなかつたと言ふことであるが、若し此事にして事

賃であるとするならば其の理由を發見するに難くない。近來朝鮮勞働者の來往が大いに增加しつつあるが、佛獨等に於て自國勞働者は主に高級の仕事に從事し、農業、土工等の低級の力役は之を伊墺等の外國勞働者に多く行はしめる趨勢あると同じく、我國に於ても今後朝鮮勞働者の來往が增加して主に低級の力役に從事することとなるかも知れぬ。朝鮮勞働者來往問題は獨り內地勞働者に對する競爭の點より研究を要するのみならず、朝鮮勞働者保護の上よりも大に研究を要する。近來朝鮮勞働者と內地勞働者との衝突事件が屢起るのみならず、言語不通、土地不案內の朝鮮勞働者の虐待と窮迫とに關する報道が屢新聞紙上に現はるるに至つた。今日朝鮮勞働者來往問題の研究を怠つたならば、今後新なる特殊部落民問題を生ずるのみならず、朝鮮統治の上にも惡影響を及ぼすを免れない。」（雜誌「經濟論叢」

大正七作十月號所載、戶田海市著「米價暴動の社會的意義」參照一

更に八月二十日夜の瀨戶市に於ける第二次暴擾が同市居住の陶工職十名に依りて惹起せられたる事實等、斯種事例多し。尙奇とすべきは工場經營者自から使役職工を煽動して一般暴擾を勃發せしめたる事例にして、八月十六日の愛媛縣喜多郡五十崎村に於ける暴擾之に屬す。卽ち首魁藤本某は同村所在の製紙工場經營者の息なりしが、右工場主に於て職工並附近細民の窮狀を救濟せんが爲、白米の廉賣を企圖したるところ、藤本某は右所要の白米を得んが爲、米穀商に對し値段を定めずして白米購入の契約を結び置き、右米價を低落せしむる目的を以て、職工監督以下使役職工數十名を使嗾して右米穀商を襲擊せしめたるものなり。

次て炭坑々夫の暴動は「米騷動」後半期に續發して、其勢猖

嚴を極めたるものにして、其の暴動發生炭坑は實に第三[illegible]に於ても大要之を摘示したる如く、山口縣下の沖の山炭坑、福岡縣下の峰炭坑、方城炭坑、海軍採炭所第四坑、同第五坑、甞牟田炭坑第五坑、高尾炭坑、中央炭坑、第二目尾炭坑、潤野炭坑、上三緒炭坑、赤阪炭坑、明治炭坑、中島炭坑、鯰田炭坑、佐賀縣下の杵島炭坑、相知炭坑、岩見炭坑、熊本縣下の萬田炭坑、及北海道空知郡の沼貝炭坑の多數に亘り、通常同盟罷業等の暴に出づるもの、「米騒動」に際しては、氣風頓に粗暴と化し、些細の刺戟あるや、忽ち雷同蹶起して暴擧に及びたるを一般とし、工場職工等の騒擾に比すれば、格段の狂暴性を發揮したるものとす。炭坑暴動最も激甚なりし福岡縣下の各炭坑暴動狀況に關し、福岡地方裁判所檢事正大正七年十月九日附報告に依りて其の動向を考察すれば、各炭坑に於ける坑夫の暴動原因は略其の揆を一にしたるものの如く、管内最初に暴動勃發したるは

藏内工業株式會社經營に係る峰地炭坑にして、同炭坑は當時米價四十四錢なりしも、入坑者に對しては一人に付三十五錢にて一升を、外勤者に對しては同上七合限りを賣與へ、其の他の者即ち家族又は休坑者に對しては、敍上の廉賣を爲さず、時價通り四十四錢を徴し居りたるところ、附近なる中島炭坑が二十五錢なるに比し、大に徑庭あるのみならず、添田町の米穀商が此の機に乘じ顧客吸收方法として何人にも一升三十五錢にて賣出し、炭坑賣勘定と競爭を試みたるに拘らず、賣勘定は依然其の値を引下げずして、坑夫に些少の同情も拂はず、加之賣勘定の主任は鑛主藏内一家の親族なるにより常に坑夫に對して不親切なりとの風評あり、之等坑夫の平常の反感益々加はりたる折柄、偶々各地方に「米騒動」なるものの起り、近くは八月十五日、十六日門司市、戸畑市等にも同種の騒擾勃發したるを耳にし、茲に坑夫大擧して先づ賣勘定事務所襲撃の暴擧を敢行したるものなり。

而して檢擧せられたる坑夫被告人中には、「外でやつたから米が安くなつた。満らうではないかと謂ふが如きことより今回の暴動を敢行したる次第にして深き原因あるに非ず、」と申立てたる者あり。蓋し事實の眞相なるべしと思料せらる。其の徐順次に發生したる各炭坑に於ける暴動も亦、峰地炭坑に於けると略同樣の反感と誤解に刺戟せられたるものにして、其の多くは忽ち狂暴なる直接行動に出づると共に、孰れも大同小異の待遇改善を要求し、之が貫徹を強要したるものなり。

斯くして暴動鎭靜後に於ける之等炭坑にありては、概して入坑者多く且靜穩なりしが右は㈠暴擧の共犯者たる嫌疑を避けんとし、㈡坑主側の態度一變して優遇方法を設けたること、㈢各坑夫は暴擧當時數日休業したる爲、生活の資料乏しく且同僚の拘禁者を扶助せざる可からざる等に職由す。然れども全部の炭坑より觀察すれば、各炭坑とも坑夫を優待して賃銀其の他賞與等

を増額したる爲、休坑者多く坑炭能率前年度に比して激減したりと傳へらるるの狀況にして留意すべき一の現象なりと思料せられたり。

今試みに暴動を惹起したる二三の炭坑夫被告人の供述したる暴動敢行の動機を掲記すれば次の如し。

峰地炭坑々夫被檢擧者百六十七名中遠因として供述したる事由及其の供述者數は

坑夫等に對する事務所の待遇悪し	一六名
坑夫等に其の積立金の高を知らさず	九名
採炭一函に付二割の不法天引を爲す	一三名
生活困難	四七名
不醉	八二名

近因として供述したる事由及其の供述者數は

各地の暴動を見倣ふ	八名

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

賃銀値上を爲さしめんが爲　三二名
物價値下を爲さしめんが爲　百三名
他坑夫との情誼上加擔す　五名
群衆心理に化せられたり　一四名
面白半分　二名
不詳　五三名

萱牟田炭坑第五坑被檢擧者三十七名中
遠因として供述したる事由及其の供述者數は
平素賃銀値上の希望あり　八名
不詳　二四名
無し　五名
近因として供述したる事由及其の供述者數は
賃銀値上を爲さしめんが爲　一一名
坑夫間の情誼上加擔す　一名

35　136

脅迫を受けて加擔す　一名
他人の煽動に因る　一名
群集心理に因る　一一名
好奇心　二名
面白半分　二名
不詳　三名
無し　五名

海軍採炭所第五坑被檢擧者百三十九名中
遠因として供述したる事由及其の供述者數は
坑長が賃銀拂渡を遲延せしむ　一名
炭坑の景氣好き時は賃銀を下げ利益を與へず　二名
幼稚園の興業に席料を徴收す　三名
共濟會設置以來物價著しく昂騰す　一名
共濟會積立金を盆正月に下附せず　二名

坑夫納屋不潔にして衛生上害なるに之が改善を爲さず　一名
社會上勞働者の地位を低視輕蔑す　一名
不　詳　一二八名

近因として供述したる事由及其の供述者數は

賃銀値上及物價値下を爲さしめん爲　三六名
群集心理に化せられたり　四二名
暴動の起りし新聞記事を見て一名賃銀賃上を爲さしめん爲　一名
面白半分　四名
不　詳　五六名

(2) 農民。「米騒動」を其の發生地より觀察すれば、市又は町の如き都邑を中心としたる騒擾にして、農村方面に對する波及比較的少範圍に止まりたるの事實は、既に第四に於て之を立證したるところなり。即ち全國騒擾發生地約二百三十四箇所中、村は僅かに九十七箇所に過ぎず、右事實を以てするも、「米騒

動」に對する農民の參加が多數に及ばず、寧ろ勞働者に比しては、頗る少數なりしを想像するに難からず。然かも農村に於て騒擾を惹起したる民衆中には、後述するが如く多數の特殊部落民あり、又半農半漁の住民あり。更に亞炭坑夫、日稼若くは各種出稼人等を含み、純然たる農民にして騒擾が近隣都邑を勃發せしめたるは、小作人等を主とする下層農民の一部なりと謂ふを相當とす。而して之等農民の騒擾が近隣都邑に於ける騒擾の影響に因るものなるは論なきところなれども、其の騒擾は孰れも村中心の局地的傾向を有し直に隣接村落に波及するが如きこと殆んど之を認めず、騒擾の内容たる暴行程度も都市の騒擾に比すれば、概して微溫的にして、一般的傾向は單純素朴なりと謂ふを得べし。進んで之等農民騒擾の各種動向を查察するに(一)は村民多衆大擧して、或は村内居住の富豪資産家に對し難民救濟の寄附を強要し、又は村内資産家米穀商に對して米穀の廉賣

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

を選り、騒擾に及びたるものあり。此種動向は各地農村騒擾中最も多數を占むるものなり。(二)は平常衆怨を買ひたる富豪、資産家等にして米價騰貴の折柄、米穀の買占、賣惜、轉買等利已的行動あるを憤慨し、村民多衆を以て之を膺懲せんとしたる者亦尠からず。次で(三)は米價問題に對する村當局者等の態度冷淡なりとし、又は其の措置不當なりとし、村民多數團結して暴威を振ひ騒擾を惹起したるものあり。八月十四日の大阪府南河内郡藤井寺村大字野中部落に於ける騒擾が、米價昂騰の結果部落共有金分配問題に關して惹起したるが如き、又同月二十七日の奈良縣宇陀郡神戸村に於ける騒擾が村當局の廉賣米穀の價格引上に端を發したるが如き、更に同月十四日の愛知縣愛知郡鳴海町に於ける騒擾が町内公園に開催せられたる救濟協議會に於て同町長の演說を不滿として惹起したるが如き孰れも之に屬す。更に(四)は豫てより地主對小作人の爭議燻燒しつつありたるに際し、偶々各地騒擾の報傳聞せられたるを以て、右小作人等多數

は此の機會を捉へて該爭議を騒擾に導き、有利なる解決を得んとしたるものにして之が事例は幸にして多からざりしも、八月十四日の岡山縣淺口郡船穗村及奈良縣生駒郡法隆寺村に於ける各騒擾が係爭中の小作爭議を基礎として勃發したるは其の適例なりと謂ふべし。而かも以上說きたる各種動向は互に錯綜し、現實には一の騒擾にして二種以上の動向を備へたるもの尠からざる狀態なり。尚玆に注目すべきは純然たる農民の騒擾に非ずして、農村居住の亞炭坑夫、日稼其の他の勞働者多數を混じたる騒擾が、比較的悪質なる動向を示したることとなり。八月十八、九日の愛知縣愛知郡猪高村大字高針部落に於ける騒擾は其の一例にして、名古屋地方裁判所檢事正大正七年十一月二十日附報告等に依れば、右部落民が米價暴騰に苦しみ居りたるは事實なるも、未だ之が爲、飢饑に瀕するが如きものありたるに非ず、然るに縣下に於ては本村の如き僻地には殆と其の實例なきに拘らず、獨り本村のみ騒擾の勃發を見るに至りた

74

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

0102

るは、(1)同村には亞炭坑ありて之が採掘に從事する多數の坑夫ありたること、(2)數年前より同村に入込み土方職を僞し居りたる中村力吉なる者、縣下各所の例に倣ひ同部落に於ても有力者の寄附金に依り白米廉賣を開始せしむる樣努力し、自家の名聲を博さんとし、右坑夫其の他を煽動して一定の場所に集合せしめ騷擾を教唆したること、(3)村民中勞働者の多くは飲酒の風習あり、殊に騷擾當時は恰も偶祭に際し村民の多數休業して多量に飲酒したる者多かりしこと(4)村内有力者中淺井某、加藤某の他三四名は小作取立等に關し苛酷なるのみならず、平素吝嗇なりとして村民の多くは惡感を懷き居りたること等諸般の事情を原因としたるものなり。

(3) 漁民。「米騷動」の導火線と爲りたる富山縣下の哀願運動が、富山灣一圓に居住したる漁民婦女子群に依りて惹起せられたるものなることは、旣に述べたるが如し。而して爾後全國各地に勃發したる騷擾自體に對しても、漁民多數の集團的參加を見たる事例多くし

て、特に愛知、福井、兵庫、和歌山、廣島、山口、香川、愛媛等の各縣沿海地方に於ては漁民の騷擾頻發したり。之等漁民の多くは半農半漁の住民に非ずして、漁撈を唯一の收入とし、恒產無く日用品は殆ど全部附近一般商家よりの供給を受けて、孰れも下層の生活を營むものなりしが、偶々夏季の不漁に禍ひされて其の收入激減したるに加へ、米價を始め諸物價昂騰したるにより、眞に生活困難に陷りたるが如し。然かも彼等の大部分は海邊に密集して、一般民家等と離隔し、獨自の集團生活を營み概して感情粗暴にして飲酒の風習あり、兎角世情に疎遠にして、一般住民との間動もすれば感情の離反衝突を來し、各種物事を釀す處無しとせざる狀況なり。彼等漁民の生活狀態斯くの如くなるを以て、其の騷擾に際しても、極めて簡同團結性に富み、一度大擧騷擾を惹起するや、愈々過激性を發揮して徐々狂暴性を加へ其の目的とするところ救濟資金寄附又は米穀の廉賣等の强要に在りと謂はんよりは、寧ろ一般商舗等に對する報

75

復又は嫉憤嫉妬の爆發なるが如き觀を呈したるもの尠からず。第四摘示の如く、八月三十一日の福井縣丹生郡城崎村に於ける騒擾に於て、酒氣を帯びたる漁民五十名突如郡道起工式場を襲ひ、村長巡査に暴行を加へて會場を修羅場と化せしめ、一同凱歌を揚げたるが如きは、其の一例に過ぎず。山口地方裁判所檢事正大正七年八月十七日の管下大島郡安下庄町に於ける漁民騒擾は、漁民の一般商業者に對する反動なる動向を示したるものにして其の狀況左の如し。

本件騒擾の暴情名狀すべからず今暴動の行はれたる事跡によりて察するに、暴行者の全部は殆んど漁民のみにして、壯年團青年團の主要部分之が首動者と爲り、中に多數の在郷軍人と少數の消防夫を交ふ。而して被暴行者の如何を觀るに、害を蒙りたる者限り米穀商に止まらず、酒醤油醸造業商あり、雜貨商あり、靑物商あり、金物商あり、諸商陶器商あり、殆んど日用品販賣業者の全部を網羅し、尚其の他無職あり、質商あり、然れども之等のもの約半數は他より

移住し來りたるものにして宛然漁民對商業者の反動、若くは排他主義の實行は認むることを得。殊に本件被害中慘狀を極めたるは青木春雄の一家なりとす。蓋し春雄は町内第一等の土着財產家にして其の富數十萬を唱ふ。然るに同人は資性冷酷にして貸附金の催促、貸貸地料の値上其の他に關し附近住民との間常に圓滿を缺けるのみならず、米の廉賣に關し他より醵金を勸誘せられたるも、事に托して之を拒絕したる事實あるより、衆怨之に集り、暴徒に襲擊せらるる二回、其の間實母及妻の兩名は毆打凌虐を受け、暴行者中の或る者は春雄を殺害すべしと叫びつつ之を物色し、僅に身を以て逃れたる事實あり、遂に居宅内七個所に放火せられ、之を消止めんとせば却つて危害を受けんとするに至り、全戶烏有に歸す。其の損害額約十五萬圓なりと謂ふ。

廣島地方裁判所檢事正大正八年七月八日附報告に依れば八月十四日

の管下安藝郡音戸町に於ける騒擾被告人の多數は弱年者にして漁業に從事せる無教育者多きを占め、輕躁短慮の徒輩雷同して事茲に至りしものにして、其の狀況左の如し。

音戸町及其の附近に於ける騒擾は廣島市に於ける夫に比すれば局面狹少なりしも、行爲の積暴辛辣にして深刻なりしことは同日の談に無之、廣島市にては米價減額の運動的騒擾なりしも、音戸町に於て漆全く掠奪殺傷破壊より來る犯罪たるの觀有之、其の犯情頗る重きものを列擧すれば

(イ) 金庫帳簿等を破壞して現金(六百十三圓餘)公債利札、手形債權證書數十通を掠奪したる如き

(ロ) 各種の商品を掠奪し或は荷車に積みて海中に投棄し殊に被告人中大工職某は曲尺五本を窃取したる如き又街路等に撒き散したる米穀子類等は各自之を持歸り箪笥長持等より取出したる衣類は總て取隱匿したるも檢擧の開始せらるるや窃に之等を海中に投棄し處分

路地等に遺棄したる如き殊に甚しきは某女の嫁入仕度の衣裳全部を破壞又は窃取したる爲某女發狂したる如き

(ハ) 仕入桶の栓を拔きて在中の酢三十石餘醬油十二石餘酒二石一斗餘を流出せしめたる如き

(ニ) 被告人等の債務の記入してある帳簿等に石油を注き之に放火燒燬したる如き

(ホ) 被告人の大部分は拔刀、棍棒、竹鎗、鋸、出刄庖丁等を携帶して侵入したる如き

(ヘ) 家屋を毀壞するに當りては天井を突破り或は柱を鋸斷し其の柱に繩を掛け多數力を込めて之を曳き家屋を倒壞せんとしたる如き

(ト) 同一個所の被告人等何れも同一被害者を二回若くは三回襲撃したる如き

(チ) 米價問題に關係なき某醫院を襲撃し醫療機械家具等を破壞したる如き

(リ)警察署に引致したる首魁川口堤を奪還せん爲大擧警察署に迫り暴威を示し之を解放せしめたる如き之なり。

(ハ) 特殊部落民

「米騒動」に對し西部日本各地に亘りて特殊部落民の多數蜂起參加したるありて、騒擾の原動力たりしもの尠からざりし事實は、既に世論の一致するところなり。彼等特殊部落民は明治維新以來、所謂穢多なる社會的政治的境遇より解放せられ、茲に天皇の赤子として均しく國民の一員に列したと雖、其の多數は無智劣等の細民たるを免れず、彼等の職業も亦、或る一定範圍に限定せられ、屠殺、皮革等を常業としたる結果、一般社會よりは心理上尚賤民視せられたるものにして彼等は一般國民と交際するを得ず、其の教育を受くるに際しても、往々別種の取扱ひを受くることあり、遂に「新平民」なる呼稱を冠せられて一般國民より離隔せられ、忌避せられたるを以て、彼等は孤獨固陋の部落生活を形成して、一般國民延ひては現代社會に對し深刻なる不滿乃至僻見を鬱積するに至る。而して彼等部落民の差別待遇に對する呪詛は、到底下層民衆の貧富の懸隔になり、斯くして內務省は明治四十

三、四年の兩年に亘りて、全國特殊部落の調査を爲し、其の改善に着手するところあり、或は特殊部落の指導者に對して奬勵金を與へ、或は特殊部落民に普通一般の職業を與ふべく補助を爲し、或は特殊部落民の教育を一般教育と均調ならしむべき措置を試み、之等特殊部落民の向上改善を企圖するところありたるも、未だ十分なる施設の實行を見ざりき。然り而して「米騒動」當時に及びては內務省の調査に依れば、全國特殊部落民の總數は百五十萬を算し、兵庫縣の十萬人、京都府の七萬三千人、全國各地特に關西各地方瀬戸內海沿岸地方に散在したり。從來之等特殊部落民が各地方に於て種々狂激なる紛擾を惹起したる事例屢々之を見たるも、其の總てが殆んど地方的事件に過ぎざりしところ、「米騒動」に際しては、彼等各部落の間には何等組織的連絡なきに拘らず、期せずして各地特殊部落民の集團的參加を生じたるものにして、此處に醸成せられたる全國的氣運は、遂に彼等をして大正十一年一月に至り、水平社なる全國的社會團結を創立するに至らし

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp

めたり。斯くの如き憐愍なりしを以て、「米騷動」が再度我國民に對し、特殊部落問題の重大性を警告したるは寧ろ當然にして、大木遠吉伯を會長としたる帝國公道會は、五年前の創立以來、特殊部落の調査指導に盡力しつつありたるが、今回の米價暴騰民衆蜂起事件の發端が特殊部落民の反抗にありたる事實に奮起し、一層會務を發展せしめて事業の徹底を期すべく、八月二十八日より數名の幹部は全國に向つて出發し、部落民の新なる研究並戒諭誘導を爲すこととなり、（法律新聞大正七年八月三十日附參照）又當時の中外商業新報は其の論說に於て、現在百五十萬を數ふる穢多卽ち特殊部落民が今回の騷擾を醸すに與つて力ありしことを指摘し、而かも此等特殊部落民が米騷動に於て重大なる分子たりしことは諸方面に傳へられたところなるも、此の事實は未だ必ずしも明白に證明せられ居らずと做し、進んで「彼等が憲法上國民の他の部分と同等の權利を有するものなるは勿論なり。明治維新以來殊に憲法發布以來、一切の國民は自由平等となれり。然れども是法律

上及理論上然るのみにして、日本は幾多の社會階級に分れ居れり。故に日本國民にして眞に文明的、近代的、民本的國民たらんと欲せば、先づ斯くの如き社會的差別を打破せざるべからず」と主張したり。更に前顯「米と社會政策」に於ては特殊部落民の「米騷動」參加に關聯して、「此の特殊部落民の大部分は貧民なり。然れども彼等の間にも若干の富裕あり。彼等は約一千年以前朝鮮より來れる捕虜、或は移民の子孫にして、日本の他の住民とは全然隔離せられたる彼等自身の部落に居住しつつあり。彼等が社會の嫌惡と輕侮を受けつつ斯く隔離せる生活を送り來れる事實は、彼等をして一般日本人に對する強烈なる反感を抱かしむるに至れり。日本人一般が不幸なる彼等特殊部落民を全く同化して、其の社會組織中に受容する能はざりし事實は、偶々日本人が他の國民と同化し難きものなるを主張する人々に對し、好個の論證を與ふるものなり」との論評を加へたり。

「米騷動」に對し各種特殊部落民が積極的參加の傾向を示したることと

アジア歴史資料センター

多きは、曩に一言したるが如しと雖、第五に於て說明するが如く右部落民に對する事前の感化指導又は當時の防犯對策機宜に適したるものありて、該部落附近に騷擾發生したるに拘らず、或は冷然傍觀の態度を採り、或は進んで騷擾の波及防止に努めたるもの尠からざりし事實は、治安保持上特に注目すべきところなり。全國關係各府縣を通し、特殊部落民の騷擾參加、比較的顯著なりし地方は、京都府下の京都市、相樂郡笠置村。大阪府下各地。兵庫縣下の神戸市、飾磨郡雲林院村。津市。滋賀縣下の蒲生郡八幡町。岡山縣下の都窪郡倉敷町、岡山市、吉備郡衞田村。廣島縣下雙三郡三次町、佐伯郡三日市町、廣島市、比婆郡庄原町。香川縣下の香川郡鷺田村。等之なり、然らば各騷擾に參加したる特殊部落民は、抑如何なる原因に基きたるものなりや、一般の騷擾と略其の原因を同じうし、唯程度の濃淡あるに過ぎざるか、將又彼等特殊部落民特有の原因あるに基くものなるか。當時奈良縣知事が報告したるところに依れば、同縣

下細民に對する救濟狀態は各地公共團體竝篤志家に於て計畫し、外國米の購入竝廉價販賣（白米一升二十五錢）を實行し極力人心の緩和に努めつゝありたるが、之等施設に對し普通細民は其の主旨の存するところを幾分了解したるものの如きも、特殊部落民に至りては之を了解せざるのみならず、好機逸すべからずとなし、富豪に對して米麥の貸與を申込み、或は不當廉賣を强要する等其の行動面白からざるものあり之等に對して今後一層警戒を要するものと認めらるゝことゝなりしが、進んで各地特殊部落民の騷擾を通觀するに、彼等細民が米價竝諸物價昂騰に依り其の生活を脅威せられたるは論を俟たざるところなるも、寧ろ特に彼等が一般國民より受くる差別待遇に對する憤懣を鬱積して、社會的偏見と化したるに基因するものにして、其の孤獨固陋の因習的生活が無智低級なる彼等をして深刻なる反逆的性情を懷抱するに至らしめたる結果なりと謂はざるを得ざるなり。卽ち大正七年九月二十一日、後述するが如く日本擁護士

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

協會時局問題特別委員會が發表したる米騒動調査報告中には「特殊部落より比較的多數の騒擾者を出したるは、蓋し境遇上の不滿も亦其の一原因なるが如し」と指摘したり。更に具體的なる例證を擧ぐれば、巷間の傳聞的報道なるも特殊部落民最も猛威を振ひたる京都市に於ける騒擾に關し、左の如き事實あり。

「今回の京都騒擾は市外柳原町特殊部落から始まつたのである。夫れは十二三歲の少女が病に臥して居る母に食べさせる爲、附近の米屋へ二合の白米を買ひに行つた。特殊部落だと侮つて居る上、而かも二合の御客様だから相手にしない。『夫ればつかり賣れるものか』で追拂つた。其の翌日同部落の一婦人が米屋へ行つて一升五十錢では出し切れない、四十錢に負けて下さいと頼み入つた。米屋の方では『四十錢なら幾何でも俺の方で買つてやる』と其の時もせせら笑つて返した。此の二つの侮蔑が柳原部落全部の人々を驅つて憤りの絶頂に到達させた。』平素

から人交りも出來ない様な扱ひをしてあるさへあるに』と、骨髓に徹して居た恨が、先づ米屋騒擾となつた。九日の夜は蒸される様に熱かつた。全部落の屈強な男に女も交つて其の數百、件の米屋に殺到して打毀しをやつた。之を機に騒ぎが大きくなつたのである。云々」（法律新聞大正七年八月二十五日附所載、某代議士談「京都騒擾の原因」參照）

而して各關係各發生地に於て、特殊部落民が如何なる程度に參加したるものなりや、全國に亘り統計的に之を確知すること困難なるも、一縣下全般に亘りて比較的多數の特殊部落民參加者を出したりと認めらるる廣島縣に於ては、廣島地方裁判所檢事正大正七年十月三十日附「特殊部落調査の件」上申報告に依れば、其の狀況次表の如くにして、以て這般の全況を想像する一の有力なる資料たるべし。

廣島縣下特殊部落民騷擾參加表

市郡	部落數	戸數	人口 男	人口 女	暴動參加部落數	同上人員	檢擧濟部落數	同上人員
廣島市	二	九一八	三、一四九	三、八五八	二	男二四〇 女八〇	二	男三四 女
呉市	六	一九五	四六九	四四九	六	男一一六 女二	三	男五 女一
尾之道市	三	一五五	五一三	三六一				
福山市	一	四九	一五九	一二八				
安藝郡	三七	七七五	三、一九五	三、一八八	二	男一二 女三		男一 女
佐伯郡	三〇	五八七	一、七四一	一、五九六				
安佐郡	三六	四四九	一、〇七八	一、一二〇	二	男五〇 女三〇	二	男一一 女
高田郡	六二	七〇七	一、七二二	一、七四四	三	男四二 女三	二	男一六 女
山縣郡	四三	二四〇	五八四	五二四				
加茂郡	四八	六七四	一、九七五	一、七一六				
豐田郡	五七	九六八	三、六六八	三、七四五				
御調郡	三九	三六五	一、一一七	一、一二八				
沼隈郡	三九	四五四	一、一七四	一、一〇六				
芦品郡	一八	三二七	九〇七	八九二	三	男一五		
深安郡	二二	三六一	一、〇三八	一、〇〇八				
世羅郡	二三	二四二	五三六	五八六				
甲奴郡	八	九六	三一七	二一三				
神石郡	一〇	一〇四	二七三	二六四				
双三郡	二八	六七九	一、六二六	一、六八八	四	男四六〇 女四〇	四	男一七五 女四
比婆郡	四二	五九六	一、五一八	一、四一五	一〇	男二一三 女三	七	男二七 女
合計	五五四	八、九五九	二三、七五九	二三、七二九	三三	男一〇四八 女二六一	二〇	男二六九 女四

又前顯大阪地方裁判所檢事局保存「大正七年騷擾事件に關する調査書」に依れば、大阪府下各地騷擾に對する特殊部落民の參加狀況として左の如き記載あり。

「大阪府警察部の報告に依れば、當管内に於ける特殊部落民

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp

にして、今回の騷擾勃發せし各警察署部內に居住せる主なる部落は

市內に在りては

一難波警察署部內

　南區西濱町　一六四一一人

　同區木津北島町　三、七六八人

一曾根崎警察署部內

　北區葉村町南濱町
　同區東權現町　}　九五二人

郡部に在りては

一十三橋警察署部內

　西成郡中島町下三番　五七八人

　同郡歌島村字加島

　同郡北中島村字東宮原　六九四人

一住吉警察署部內

　西成郡今宮村字木津
　東成郡住吉村字出口
　同郡依羅村字杉本新田　}　一、一八〇八人

一平野郷警察分署部內

　平野郷町字別所　五二一人

等の窮民にして、大阪市內に於ては概下駄直、羅宇替、屑拾、犬殺等の職業に従し居り、概ね强欲兇暴の徒輩なるにより、今回の騷擾に關與するもの尠からずと認められ、騷擾勃發以來八月十六日迄の間に東警察署外大警察署に於て檢擧したる特殊部落民の總數は、僅かに百三名に過ぎざれども、檢擧不能にして各所の騷擾に關與したりと認め得べき概數は、實に九千三百五十八名に達したり、而して之等は果して孰れの部落民にして孰れの騷擾に關與したるものなりやは、今日迄の

取調にては不明なり。」

然り而して各地方裁判所管内に於て、騒擾犯人として検挙せられたる特殊部落民總數は八百八十七名にして、其の内譯は左の如くにして、其の内京都に二名、岡山に十七名、呉に一名の婦人を含めり。

甲府	一名	岐阜	九名	京都	一三七名
廣島	九六名	大阪	一九名	松江	六名
奈良	一六名	松山	八名	神戸	五五名
岡山	一六一名	大津	二四名	佐賀	四名
和歌山	一七六名	福岡	一名	安濃津	一七四名

各地に亙り騒擾を惹起し又は之に參加したる特殊部落民は、他の一般民衆に比し、稍特奇なる動向を示したり。第一に彼等は騒擾を勃發するに當り或は寺院又は神社の境内に集合して飲酒氣勢を昂めて事前の謀議を經たるもの多く、而かも一旦蜂起するに

際しては豫想以上の卽發生を帶び、取締官憲をして事の意外に急激なるに啞然たらしめたるものなり。津市に於ける特殊部落民の騒擾は其の一例にして、同市警察署に於ては、豫て不穏の風説を耳にし、多少警戒を加へ居りたるも、其の突發は豫想外なりしが如く、騒擾の主力と目さるる暴徒は四五十名に過ぎざりしも、之に附和するもの數百に及び、其の勢を助け、殆んど無警察の狀態に陥らしめたり。（安濃津地方檢事正大正七年八月十六日附報告參照）更に既述の如く、京都市、廣島市等の騒擾は孰れも特殊部落民の蜂起に其の端を發したるのみならず、騒擾比較的激烈なりし諸縣に於ては、殆んど特殊部落民の擾亂を最初の發火點と爲したるものと謂ふべく、既に述べたる京都府に於ける京都市然り、三重縣に於ける上野町、廣島縣に於ける三次町、岡山縣に於ける倉敷町等孰れも然らざるはなし。是卽ち特殊部落民の騒擾が「米騒動」の原動力なりと稱せらるる所以なり。次に第二は彼等特殊部落民の騒

擾闘爭が多分に移動性を有し、或は居村を出發して隣村を襲撃したるが如き。或は都市郊外の居部落より大擧都市に侵入したるが如き、右移動性の發現に外ならず。三重縣に於ては阿山郡淺宇田村の特殊部落民が近隣なる同郡上野町に侵入騷擾し、同郡中瀬村大字寺田の特殊部落民が附近なる同郡府中村に侵入擾亂し。更に安濃郡雲林院村の特殊部落民が近接したる河藝郡椋本村に侵入騷亂したる事例あるのみならず、滋賀縣蒲生郡宇津呂村の特殊部落民が同郡八幡町に侵入暄鬪したる等多數の例證あり。更に第三には彼等部落民の騷擾内容が、竹鎗、手斧等の兇器を携行し、又は官憲に對して不遜の反抗を敢てする等頗る獰猛性を有したること、騷擾の目的が漫然たる報復的破壞に存するが如く、而かも極めて狂暴性を有したること及金品米穀の掠奪盛んにして宛ら盜賊團體の如き傾向ありしこと是なり。之が事例としては第二節に掲示の各地騷擾事實に徴し、既に十分なりと思料せらるるも、尚若干の具體的實例を供して、其の動向を闡明すべし。

(イ)神戸市騷擾に對し特殊部落民の參加したる狀況

「市内に於ては新河部落、上筒井部落、宇治川部落及番町部落なる四特殊部落あり、今回の騷擾に當り右の部落民多數之に加はりたるは事實にして既に鈴木商店を襲撃せし者二名檢擧せり、其の他騷擾暴動を爲したる爲め檢擧したる數尠からず、然れども彼等の多くは三々五々暴民に加はり騷擾したるものにして其の集團を作りて行動したるは十三日の豊田精米所を襲ひたる團體に止まり之等は騷擾を目標として掠奪を求めたり、元來彼等の特性は輕擧に乘じ騷擾又は盜竊を爲すに長ずるも、騷擾の主動者たるが如きは敢て爲さざるが如し。特殊民中或は仲仕を爲り又は鍛冶職工となりて普通民と接觸する者は騷擾に當りても亦夫等の者と行動を共にせる者無きにしも非ず、然れども是極めて少數にして騷擾の爲め警察の力及ばざるに乘じ不正を働きたる者最も多數とす」又右四部

86

落の間には毫も連絡して行動せし事跡無し、由來特殊部落間に於て相互の利害に關する事項に就ては最も敏速に氣脈を通ずるの慨あるに拘らず、騷擾に就て斯種の連絡なき事實は彼等の之に關與せし當時の消息を示すものと謂ふべし、右の如き狀況にして彼等が社會主義者又は政黨員の使嗾に因り行動せし事實更に無し。」

（神戸地方裁判所檢事正大正七年九月二十九日附報告參照）

(ロ)廣島縣雙三郡三次町に於ける特殊部落民等の騷擾

「八月十三日三次町の暴動は、十二日夜廣島暴動の號外によるものなりし如く見做すものあるも、其の原因は第一次暴動八月九日に際し、郡長警察署長の說諭ありし時、既に暴動を計畫し、暴動に先ち鳴鐘あらば戶每出會はすべく、之に應ぜざる者は放火破壞等の報復手段を採るべく觸れ廻らしめたる爲、老衰者病人等にして義務的附行したる者も尠からず。首魁椎岡惣八の如きは己一人にても事を擧ぐべく揚言し、町會議員片山戶市、人力車夫取締川

口次太郞及特殊部落民にして町會議員たる竹田與市等と謀らひ、三次町十日市町の細民及特殊部落民を煽動糾合し、三次町會議員綱田善吉之に加はり、尙人を派して高田郡粟屋村の特殊部落民を誘出し、先づ三次發電所に消燈を迫り、一面三次郵便局に通話の差止を强談する等の手段を決め、米商は勿論金貸業質屋業地主富豪等を襲擊し、建物、戶障子雜具類を破壞し、酒類醬油類を流毀し或家にては倉庫を破り簞笥長持等を打毀し、衣類其の他書籍骨董等手當り次第に破却泥土に委ね甚しきは鍋釜類の底を突破り再び用を爲さゞらしめ、又或る方面は暴動交々襲來三回四回に及びしものあり。此の地暴動被害者中に町會議員十九戶ありしは竹田與市が町會議員なるも、他議員連は之と齒するを欲せず、事每に疎外せらるゝを恨み、綱田善吉町會議員は普通民なれども、商業上竹田より資金融通を仰ぎし關係上之に參加し、因て町會議員の殆んど全部を襲擊したるものと認めらる。（以下略一亂暴狼藉實に

凄慘を極めしも、掠奪強取等の事實庄原に比し寡少なりしは主として米價問題と富豪及町會議員に對する怨報復の意思なることを知るに足る。（廣島地方裁判所檢事正大正七年九月五日附報告參照）

(ハ)同縣比婆郡庄原町に於ける細民と特殊部落民の結合的騷擾

庄原町には八月十一、十二の兩日既に不穩の形勢あり、郡長警察署長等米安賣に斡旋し一升三十錢を以て新米出荷迄、賣續きの計劃を諭示せしも、之に滿足せず、十三日の夜九時頃附近數個寺の鐘を撞くものあり、庄原町を中心とし漸次群衆集合し來り、約二千名の暴徒と變じ、先づ米券倉庫組合及其の主任の宅を襲ひ、次で富豪商店料理店の建物器具雜具を破壞し、酒醬油類を流毀し、帳簿書類を燒却し、某酒店にては清酒を強請酩酊し、現金衣類金側時計、蠟燭手拭煙草等手當り次第強奪分配し、警察署を襲ひ前面の硝子戸を殆んど破壞し盡し、寧ろ強盜の集團と見做すを相當とす。從つて米商の被害は僅少なり。其の最後に於ては峰田村字

赤川の某家を襲ひし時は、人數五、六十名に過ぎざりしも、暴徒の中堅にして庄原より一里半の道程を遠しとせず、其の附近に於て整列吶喊以て殺倒し掠奪（現金五十圓餘、衣類等）を擅にする如き、米價問題は第二にして、目的は富者侵害に在り、由來庄原の地人氣惡しく、毎月定期市には露店の商品を掠めたる者多く、世間庄原の盜人市と稱呼せしが如きは其の一班を窺ふに足る。此の暴徒中の特殊民は附近六部落にして其の數は約二百名（起訴二十一名）なるも庄原町普通民の勸誘催促に依り受動的に參加せし一事は他地方と其の趣を異にせり。

(ニ)岡山市騷擾に參加したる特殊部落民の動向

今回の岡山市騷動の實況を目撃するに、暴徒の多數は特殊部落民にして彼等は常に社會より虐待せらるるものなりとの僻見を有し、暴動の初めに當り警察官の彼等を制止するや、彼等は曰く「吾々は警察の敵にあらず、却て其の味方なり。吾々は弱者の爲に戰ふ

義民なりと傲語して群集の喝采を博したり。而かも彼等は公共團體等の勢力に依り或る程度迄米穀低價供給の途を開きたるに拘らず、猶暴擧を爲すのみならず、金品の掠奪を擅にしたるものにして、救濟會に於て白米一升二十五錢の購買券を配布したるに、彼等部落民中には右購買券を突返へし、飽迄富豪を膺懲せんと放言したるものありたり。之等の事實に徴すれば、此の暴擧は最初より單に米價暴騰に對する細民窮乏の趣旨に起因したるものなりしや否やは、考慮を要するのみならず、最早今日に於て斯る單純なるものに非ざるが如く、注意中なり。（岡山地方裁判所檢事正大正七年八月十五日附報告參照）

(ホ)愛媛縣北宇和郡宇和島町騷擾に對する特殊部落民の參加

宇和島町に於ては特殊部落民數十名出動參加したるものにして被告人中五名を算し、内三名は放火犯に關す。右特殊部落民は宇和島町に接續せる八幡村大字中間と稱する一部落にして農業の外籠造業其他の雜業を營み居れり。而して從來の風習宜しからず、改善の必要を認め居れり。騷擾當夜は部落青年等が盆踊を擧行せる爲、暴動の當夜は更に參加したる迹なく、午後十一時頃酒精會社に放火する前後數十名參加したりと認めらる。右干與の原因に付ては同部落へ誘因に行きたる形跡あり。因て盆踊終る後暴動を傚關し、干與したるものならんと察せらる。而して彼等の目的は其の性質及生活狀態等より考ふれば、際變竊盜を爲すに在りたるものの如く其の猛暴なる性質は臨機助勢放火等を爲すに至りたるものと推測せらる。（松山地方裁判所檢事正大正七年十月十四日附報告參照）

(一) 政黨員並危險思想懷抱者

我國近代の歴史を繙くに、民衆が其の政治的不平若くは主張を訴へんが爲、屋外集會等の示威運動等に出でて不穩なる形勢を誘致し之を解散又は鎭靜せんとしたる取締官憲と衝突を惹起するに至り、玆に騷擾の端を啓きて勢の赴くところ、警察官署、新聞社等を襲擊して放火破壞し、政治的鬱憤を爆發せしめたる不祥事件之無しとせず。明治十八年九月五日彼の日露戰爭を終結したるポーツマス平和條約締結に際し、右條約を不滿とする輿論遂に沸騰して、民衆は條約破棄、戰爭繼續、政府糾彈を標語として帝都を中心に橫濱、名古屋、大阪、神戶各地に亘り示威運動を起し忽ち官憲と衝突して所謂燒打の暴擧に及び、帝都に於ては警官の死傷四百七十餘名、民衆の死傷五百五十餘名にして警察官署並派出所の放火燒燬せられたるもの百四十餘箇所に達し、戒嚴令の施行を見たり。更に又大正二年二月十日陸軍大將桂太郎を首班としたる內閣の下に、第三十議會開會

中、憲政擁護を標榜したる野黨政友會並國民黨の桂內閣に對する反對氣勢、愈々熾烈を極めたるものあり、政局頓に形勢險惡となり、數萬の民衆議會附近に蝟集し、警戒の任に當れる數千の警官及三個小隊の騎馬憲兵と對峙したる折柄、三度停會の報傳はるに及び、民衆の憤激一時に爆發して、隨所に警官との間流血の衝突を惹起し、政府系新聞社、都、やまと、讀賣、二六各新聞社を始め、警察官署並派出所襲擊せられ、放火破壞の騷擾を勃發したり。(前顯「明治大正史」政治篇參照)然かも叙上の各騷擾は孰れも知識階級に屬する者、就中政黨關係の壯士群衆を率ゐ、群衆中には多數の中層階級を混じたるものにして、下層民衆は所謂彌次馬として之に雷同追隨したるものなるが、「米騷動」に在りては、全く其の趣を異にし、知識分子の參加極めて僅少なるのみならず、其の參加分子も群集を率ゐたるに非ずして、寧ろ偶然其の渦中に投じ、群衆中に單なる一分子として伍列したるもの多し。而して各政黨の「米騷動」に對す

90

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

る態度は、孰れも消極に終始したるもの丶如くなりしを以て、八月十一日大阪市天王寺公會堂に於て、國民黨支部主催にて米價問題に關する政談演説會を開催し、右演説會は平穏なりしも、之が聽衆遂に同市騒擾の口火を切りたる外、政黨員の「米騒動」に參加したるもの稀にして、徒に壯士來るの風説のみ巷間に喧傳せられ、群集中自から政黨員なりと僭稱するが如き徒輩若干を出したるに止まりし狀況なり。次で危險思想懷抱者に就ては、既に第二、に於て略述したるが如く、當時我國社會主義運動は蟄伏期に當り其の思想頗る幼稚なりしにより、彼等一派の蠢動活潑ならず、「米騒動」全般に對しては稍嚴重なる取締と相俟ちて茫然爲すところを知らず、一地方の騒擾に對してすら、何等支配的影響を與へざりし狀態なりき。後に第五、に於て説明するが如く、關係各地方裁判所檢事局に於ては管內騒擾事件の檢擧に際し政黨又は社會主義者の騒擾に關與したる事實の有無並右關與の程度に對し捜査の主力を傾注したるのみなら

ず、偶々政黨員又は社會主義者等を檢擧したる場合は、之等分子に依る隔地騒擾間の相互的連絡の有無に關し嚴重なる調査を試みたることもありしが、政黨員又は社會主義者にして騒擾關與の廉に依り檢擧せられたるもの、實に寥々たりしに止まらず、之等分子が夫々相互に連絡して各地騒擾を計畫煽動したるが如き事實は毫も存在せざることを判明したり。前顯日本辯護士協會の米騒動調査報告も亦此の點に關し「政黨的の關係又は危險思想の影響を受けたる事跡は之なかりしもの丶如し」と極言したり。

仍て各地檢擧の實績に基き、政黨員又は危險思想懷抱者の騒擾關與者の各動向を示せば次の如し。

(イ) 政黨員

(1) 純然たる政黨員にして檢擧せられたるは、衆議院議員勳三等澤來太郎（當五十三年）一名にして、治安警察法第九條違反なり。郎ち同人は八月十五日より十七日に渉り、仙臺市內に於て米價暴

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

騰に因る騒擾事件勃發し、其の間暴徒は民家に放火し、又は米穀商店及資産家を襲ひ、瓦礫を投げて戸障子等を損壞するのみならず、住宅に侵入し亂暴狼藉を逞しうして米價の値下若くは寄附金の約諾を強請するに至りたるより、警察官は出動せる軍隊の應援を得て、之が鎮靜に努力し且該犯人檢擧に努め、其の現行を認めて逮捕告發したる者尠からず、仙臺地方裁判所檢事局亦其の犯人に對し勾留状を發して拘禁せる者數十名に達し。且該騒擾の餘燼未だ冷却せず、人心恟々たるの秋に當り。自から主催者と爲りて名を騒擾事件の鎮撫又は前後策に藉り、同月二十日夜同市東四番丁、劇場仙臺座に於て政談演説會を開催し、聽衆約一千五百名の面前にて講演を爲し、同市騒擾犯罪を煽動若くは曲庇し、又は右騒擾事件刑事被告人を賞恤したるものなり。而して同人は帶勳者なるの故を以て上奏を經て同年九月五日仙臺地方裁判所に公判請求せられ、罰金三十圓を求刑せられたるが、同月二十八日罰金二

十四の判決宣告せられたり。（仙臺地方裁判所檢事正大正七年八月二十八日附報告並右判決謄本參照）

(2) 神戸市騒擾に出沒したる政黨臭味者の動靜として左の如き事實あり。

同市内の騒擾當時に於て壯士風の者人民を煽動したる風說あり。或は壯士は東京方面より入込みたるが如き風聞も有之たるを以て專ら其の檢擧に努力せしも、然る事跡毫も發見されず。風說は全く臆測に出でたるものならん。最も暴民の集團地たりし湊川遊園地に於ける煽動的演說者中に、壯士風の者ありたるも、如斯壯士風の者は市の住民中にも尠からず。既に檢擧したる龜井詳一（三十七年、債權取立業）田中千太郎（二十六年、無職）山本鶴松（十八年、鍛冶職）及米澤常次郎（三十二年仲仕）の如きも演說を爲して群衆を煽動し、壯士ならんとの疑を懷きたる者なるも搜査の結果然らざることを判明せり。故に演說者中に壯士風の者有之たるは事

貧なるべきも、之を目して政黨員の煽動とは爲す可からず。又鈴木商店の火災中其の事を東京に打電したるものあり、是壮士の一人なるべしとの疑ありしを以て極力搜査したるに、其の根據は何等政黨に關係なき石井滑吉なる者が此の火災を見て鶴岡の知人に報告したるを訛傳せることと判明せり。

尤も暴民中現に檢擧したる竹内春雄（四十年廣告看板業）及米澤幸次郎（前出）の如きは憲政會臭味者にして且米澤幸次郎の如きは八月十二日夜群集に對し憲政會員の如き演說を爲したるも、其の賛同黨とは毫も連絡なく、唯誇大なる演說を爲したるに過ぎず竹内春雄も亦同派とは連絡なし。（神戸地方裁判所檢事正大正七年九月二十九日附報告參照）

(ロ) 危險思想懷抱者

茲に危險思想懷抱者と稱するは、當時の所謂社會主義者又は同主義共鳴者にして、全國を通じて檢擧せられたるものの合計七名なり。

其の内分けを示せば、

大阪	三名	内一名特別要視察人
神戸	一名	特別要視察人
名古屋	一名	
廣島	一名	
新潟	一名	

にして、以下其の概況を述ぶれば左の如し。

(1) 大阪　八月十三日夜同市北區下福島町三丁目電車停留場附近に道路に群集せる約一萬の聲援團體に參加したる社會主義者三名あり。即ち、右三名は

東京要視	雜誌發行	水谷榮治
東京	雜誌記者	神崎讃雄
大阪	痛快新聞社長	金咲道明

にして彼等は群集に率先して交々ワツシヨワツシヨワツシヨワツシヨと連呼しつゝ

警戒の任に當れる巡査を押し倒さんとし、右巡査より屢々安寧秩序を紊すものと認められ、解散を命ぜられたるに拘らず被告人等三名は右巡査に對し交々ノーノーと連呼して之に反抗し其の制止の命に從はざるのみならず、却つて群集に率先して一層熾にワッショワッショと叫び、殊更解散を命じたる巡査に肉迫して騷擾の助勢を爲し、同所に於て約一時間を要したる後、更に轉じて南區湊町深里橋南詰附近の道路に群集せる約一萬人位の騷擾團體に加はり、被告人等三名は再び前同樣騷擾せる群集に率先してワッショワッショと連呼し以て騷擾の助勢を爲したるものなり。

右三名は孰れも九月八日騷擾罪に依り豫審請求せられたるが、金咲道明は其の主幹したる痛快新聞九月五日附紙上に安寧秩序を紊るべき記事を掲載したる件に付、新聞紙法違反の追訴を受けたり。（大阪地方裁判所檢事正大正七年九月十五日附報告並當該起訴狀參照）

(2) 神戸　同市に於て檢擧せられたるは

東京新聞主幹　要視　藤田貞二

なるも、單純なる恐喝罪に依りて豫審請求せられたるものにして騷擾參加の事實無かりしものなり。即ち同人に關する動靜は次の如し。即ち同人は

神戸市に於ける騷擾前數日なる八月八日市内多聞通田村旅館に投宿し、同十一日同家を立出で、淡路國洲本町に赴き、翌十二日夜半過ぎ即十三日午前二時過再び右田村旅館に投宿し、同日午後大阪に赴きたる事實あり。其の當時に於ては、貞二の視察を脫し、其の行動一切明かならず、漸く十三日に至り其の神戸市内に在ることを發見し、始めて尾行視察を附したる次第にして從つて此の間、同人の行動亦不明に屬し、或は窃に騷擾を煽動したるに非ずやの嫌疑を懷かざるを得ざるを以て、爾來此點の搜査に手を盡したる處、幸にも同人は同月十三日勝田銀次郎の店員を恐喝した

る犯罪あるを發見し、直に豫審を求めて拘束し、引續き其の神戸に入り込みたる以來の行動を質したる處、同人は八月四日大阪に來り次で神戸に下りたるものにして、其の目的は專ら自己の經營する東京新聞の廣告料收集及援助者を訪ね出金を求めんとするに在りて、此の同恐喝を爲すに至りたる事實判明し、前記の如く神戸市内に滯在中も專ら此の目的に依つて行動し、其の間騷擾に關與せる擧動なく、淡路に赴きたるも亦休養の目的なることも亦明白と爲り、若し社會主義者等が騷擾に關與するとせば特殊部落民に接近するなるべしとは普通に想像さるる處なるも同人は右の如き關係無之、此の他又下級勞働者とも接近したるが如き形跡存せず故に同人に付ては騷擾に關し容疑すべき處無きに至れり。尚右貞二の滯在中、八月十一日及十二日同人の幕下とも目すべき同主義水谷榮治（號蕉風）も亦大阪より神戸に來りたる事實ありと雖、之亦貞二と同じく其の經營する「ブルドツク」新聞の廣告料又は

寄附金收集の目的に存し、貞二とは神戸に於て會談したる事實無く、又市内の騷擾に關與せる疑を容るゝ點無し。（神戸地方裁判所檢事正大正七年九月二十九日附報告參照）

(3) 名古屋　八月十六日夜の同市騷擾に際し鶴舞公園音樂堂に於て

社會主義者　井上奈良三

なる者群衆百五六十名に對し過激なる主義宣傳の煽動的演說を爲し即日逮捕せられて騷擾罪に依り豫審請求せられたり。因に同人は曾て特別要視察人なりしも謹愼し居るの故を以て視察解除を受けたるものなり。

(4) 廣島　呉市在住の

關西太郎事　越間長三郎

と謂ふ者あり。同人は純然たる社會主義者には非ざるも、平素粗暴過激の言動を爲して幾分社會主義の思想に感染し居りたる者に

して、取調主任檢事に對し近時富豪成金の徒が徒に豪奢を極め、社會に跋扈するを觀て不平の念を懷き、心私かに新聞雜誌等に散見せる大杉榮、福田和五郎等社會主義者又は危險思想を有する人物の思想言動に共鳴私淑し居たる旨自供したるが、窃盜恐喝の前科三犯を有し、曾て新派講談師關西太郎と名告り各地方を巡業したる經歷を有す。大正七年七月上旬本籍地の實兄より亡父の遺產分前として千餘圓を受取りたるより之を資金として廣島市に一戶を構へ、博多織の行商を爲す目的にて同月二十九日廣島市に來り八月十六日迄滯在し、同日午後廣島驛發急行列車にて福岡に赴きたるものなるが、廣島市滯在中前記八月十三日夜の騷擾に關與したる形跡あるものにして被告は福岡に赴く途中、酩酊列車內を徘徊し二等室に於ては乘客千葉鐵道聯隊副官工兵大尉、南滿洲鐵道社員其の他に對し、自分は幸德一派に非ざるも社會主義者にして關西太郎と稱し、福田和五郎、大杉榮等は自分の知己なり、今日

三合飯も食へない人間のあることを知つて居るか、夫れに二等室に乘るとは何事だ。斯樣な奴が居るから細民が苦しむのだ。元來汽車に一、二、三等の區別を設くるが間違なり。今日の如く米價昂騰するは貴族等が居るからだ。當今は塗炭に苦しみ居る者を救ふ使命を帶びて居る。云々等豪語嘲侮すると共に、三等車內の下層民に對しては今に米を安くして遣る故安心せよと慰撫したる事實あり。

福岡に於て先づ右不穩の言動に依り拘束せられ、更に廣島へ移監の上、同市に於ける騷擾罪に依り追豫審請求せられたるも、右騷擾罪は大正七年十二月七日遂に豫審免訴の決定を受けたるものなり。(廣島地方裁判所檢事正大正七年十二月七日附報告並當該豫審終結決定謄本參照)

(5) 新潟 八月二十二日發生の長岡市に於ける公務執行妨害事犯にして、被告人は

長岡通報主筆　谷村伊八郎

と稱し、曾て特別要視察人たりしことあるも、既に視察解除のものなり。

而して右事犯の內容は、目下豫審繋屬中なる長岡市內に於ける騷擾事件に付、同日午後三時二十分本件に最も必要ありと思料せらる、市內東坂ノ上町谷村伊八郎居宅へ搜査の爲、豫審判事代理判事、書記、檢事は警部甲、乙（私服）其の他數名の巡査を同行し該所に赴くや、當時妻イサ（三十二歳）在宅し居りしを以て、豫審判事が家宅搜査をする旨告知し着手せるに、約二十分間の後右伊八郎は酒氣を帶びて歸宅するや、「誰の許しを受けて斯かる亂暴をするか」「令狀を持て來たか」「家宅侵入である」などと怒號するを以て、判事は自己の職名ある名刺を交付したるに名刺等にては認められずと喝へ、更に檢事に何者なりやと詰問せるを以て兩警部は新潟地方裁判所檢事なる旨申聞けたるに警察官などと言つても贋物ならん。さる罵言にては認められずと叫び、塵蹴の隅に立て掛けありたる日本刀七本の內中身二尺二、三寸ある一刀を携へ來り身構へを爲し、時に拔き放たんとする擬勢を示して怒號し、後には拔刀して障子を突破り又椽側に出でて椽側に力強く突立て「我は天下の志士なり」「米價の騰貴は大反對なり」「火を附けたのは最も宜しい」などと怒號し、公務の執行を爲さんとせば危險なるを以て一先づ中止し、伊八郎に對し、公務執行妨害として更に豫審を求め令狀執行したるものなり。（新潟地方裁判所檢事正大正七年八月二十三日附報告參照）

政黨員乃至危險思想懷抱者の最も廣き意味に於ける「米騷動」干與の實狀は、以上屢說したるが如し。而して當時彼等が發表したる各種言說に至りては、次節に於て之が說明を試みるところあるべし。

最後に本節の敍述を終るに際し、「騷擾犯人身位別表」を掲げ從來諸所に掲示したる各種數字的統計を茲に一括表示したり。

騷擾犯人身位別表（大正七年十二月末現在）

地方裁判所名	検事処分人員	教育程度 高等程度	中等程度	小学程度	稍文字ヲ解スルモノ	無教育	生活程度 安全ナルモノ	稍裕ナルモノ	余裕ナキモノ	窮迫ナルモノ	極端ナルモノ	処分人員ノ内 特別視察者	政党関係者	在郷軍人	青年団員	学校生徒	特殊部落民
東京	二九九	三	二四	二一一	四七	一四	一〇	二三	二二六	三九	一			一三		一三	
横浜	四〇		三	三四	三			二	五	八	二五			五	四		
水戸	四〇		二	二五	五	八		一	六	二四	九			九			
静岡	三一四		五	一六五	九九	四五	三	一七	六三	一八二	四九			五二	七〇		
甲府	二三			一三	八	二	一		二	二〇				五	五		一
長野	二一		四	一六	一		一	二	一〇	二	六			一		一	
新潟	六〇	一	一	四四	九	五	四	六	一三	三二	五			九	二一	一	
京都	三〇一			一八八	五七	五六	二	二七	八四	一五三	一四			三九	一三		一三
大阪	五二一		二	二一六	一六五	一三八	三	一三	二〇五	一四二	一五八	一		五	一二		一九
奈良	六五			一八	三一	一六		五	一三	四五	二			二	五		二六
神戸	五四六	一	五	二三四	一四二	一三三	一三	五三	一八〇	二四七	三三	一		五二	二九		九五
大津	三五			七	一五	一三	一	一	四	二八	一			八	九		二四
和歌山	五六五		四	二三四	一七七	一五〇	一九	二四	六七	三四五	六〇			九二	七五		一七六
徳島	一八			四	一二	二	二		一	一	一四			三	一		
高知	三			三						二	一						
高松	七〇			一六	三	四			八	八	七						
名古屋	五五六		六	三〇六	三〇二	四二	二四	八六	三二九	一二三	三			八〇	一五		
安濃津	四五九			一三八	七七	七五	二	二二	一九	一二八	二			六三	六七	一	一四
岐阜	一〇三			九四	三六	一七	七	三六	六二	二六				二四	二七		九
福井	九九		一	八七	四	七		三	二九	五八	九			一三	五		
金沢	七			三	二	二			二	五				二	一		
富山	一			一					一								
広島	五六〇		四	二四三	一一七	一二	九	三五	一七六	三三九	三六			六九	四九	一	九六
山口	六九八	一	三	八三	四〇	三二	三	五	四二	六二	三七			二六	一七		
松江	三三二			一〇六	一一五	八八	一九	三五	一五五	八六	一四			七一	八三		六
松山	二五二		六	三三三	一三九	五四	一	四	二九	一九九	一九			五〇	一八		八
岡山	五一七	一	一	三〇〇	一三三	八二	四	一一	八〇	二二四	九八			六九	一〇二	一	一〇一
長崎	四五				四五					四五							
佐賀	二九八		一	一三八	八六	七三	九	八八	一〇七	八六	八			七五			四
福岡	七一七	一	三	三六三	一七五	一三八	一〇	六九	三八	二〇六	一六			四六	三七		一
大分	六			六						六							
熊本	三〇九		九	三八	三九	三二		一三	九四	八三	一〇			七九	六一		
鹿児島	三			一	一	一				三							
宮崎	三八			三三	三	二	一	二	三	二七	五			五	二		

仙台	一三二	二	一六	九四	一五	六	二	三	一五	三四	四八		一	四	三	
福島	四八		一	四八	五	四		四	一四	一九	一			一〇		
札幌	三四															
合計	八二九	二	一一七	三四八二	二〇八	一三八四	五〇	四四九	一四八二	三四三	五九	二	一	九九	八六八	一八八八

○本表教育程度並ニ資産程度ノ人員ハ何レモ検事処分人員ニ符合スベキモノナルモ、調査不能ノモノアルヲ以テ従テ此ノ符合ヲ欠クモノアリ

○特殊視察者以下ノ各人員ハ何レモ検事処分人員中ニ符合スルモノヲ掲出セルヲ以テ、各欄中重複セルモノアリ、例ヘバ在郷軍人ニシテ青年団員タルモノハ両欄ニ掲出スルノ類、其ノ他之ニ準ズ

○札幌地方裁判所分ハ未ダ此等ニ対スル報告ナシ

一八九

一九〇

○、所謂米騷動の思想的動向

茲に「米騷動」の思想的動向とは、當時の社會に存在したる各種の思想的潮流を指稱するに非ずして、直接又は間接に騷擾に關與したる民衆が「米騷動」に關して發現したる各種の思想的傾向を謂ふものなり。換言すれば「米騷動」の內部に現はれたる思想的動向に外ならず、而して斯種思想的動向は、之を騷擾參加民衆の一般的思想傾向と騷擾關與の特殊分子たる政黨員又は危險思想抱懷者の思想內容に分類するを得べく、前者は殆ど何等の「イデオロギー」的背景を有せざるに反し、後者は夫々多少とも何等かの「イデオロギー」的背景を有する點に於て、兩者は其の性質を異にするものとす。

㈠騷擾參加民衆の一般的思想傾向

騷擾に參加したる一般民衆が、何等の「イデオロギー」を有せず、概して氣分又は感情の支配に依りて行動したるものなることは、之を否定し難きところなれども、是を以て單なる群集心理の作用に過ぎずと做すは、未だ事實の眞相を盡さざる憾あるにあらざる歟。今其の一般的思想傾向を說明するに先ち、若干の實例を揭示すれば左の如し。

㈠米價問題に關する投書の例。

本投書は八月十五日佐賀地方裁判所檢事局管內なる佐賀警察署長宛に郵送せられたるものなり。（佐賀地方裁判所檢事正同日附報告參照）

謹而御願申上候現今各地は定期米並に玄米も大暴（暴？）落致居候處當地白米小賣商人同業組合とかにて申合せ極て安價には賣却不致樣相談致私共貧民は今日食事も差閊老人子供他人數の處今日

の困難は筆紙に難盡誠に小賣商人奸商はにくみてもころしてもたらざる事に思ひ何卒充分之御取締被成下度此儘に下げも不致候はば、白米商人宅は吾々申合せ燒打に致候間其前御せつゆ被下候而下ケル樣御取計之程奉願候尤三日之内に下げざる時は東西申合せ燒打可仕候間其御含被下度書面を以御願申上候

貧民總代

警察署長樣

(二) 米價問題に關する貼紙の例。

本貼紙は八月十八日前橋地方裁判所檢事局管内山田郡相生町の電柱等に貼付せられあるを、巡回中の巡査に於て發見直に撤去したるものなり。(前橋地方裁判所檢事正同日附報告參照)

現內閣の失政

不自然なる米價狂騰と我相生に於ける富豪の冷血

嗚呼國民に對し誠意なく吾人生活の根本たる米價を不自然に狂騰せしむ之れ所謂細民の生活狀態を窮境に陷らしむ罪現內閣にあり此失政の責任を自覺し速に辭職を斷行し罪を天下に謝し人心の新を圖れよ天下各所の富豪は時局に鑑み米價騰貴に因する細民の窮乏を慮り之が救助の方法を講し進んで醵金を投ずるの今日に於ておや況んや工業地として帝國唯一の我桐生町民中に一人此擧無きは皆耳目無き冷血漢のみ嗚呼識者無き乎實に痛恨の極み天下は近く富豪並僞善穀商の頭に一大鐵槌を降さんとす自ら覺醒せよ。

博愛義勇團

(三) 騷擾渦中に現はれたる演説の例。

本演説は名古屋市騷擾に際し、八月十日以降同月十五日迄の間に亘り、同市內鶴舞公園に蝟集したる群集に依りて開催せられたる屋外演説會の實況を、司法警察官に於て親しく之を見聞して筆記したるものにして、「米騷動」の一般的思想傾向を知るに就ては、最も貴重なる資料たるを失はず、稍冗長に流るゝ嫌あるも玆に之を引用

したり。（名古屋地方裁判所檢事正大正七年十一月二十日附報告書
舞公園及大須觀音堂境内に於ける演說筆記」參照）

(イ) 八月十日の演說

辯士 鐵力職 山崎 常吉

數萬の群集居らるゝも愛知縣人として誰も演說する人がないが、私は高知縣人であるが今は本縣に居住するものであるから一通り御話をします。

先社會問題として忽に出來ないものは米價の暴騰ですが、只「わいわい」と騷いで居つて政府が悪いとか言つて居るが、之は或一部の買占めと豪農等が米を賣惜む結果である。日本は從來米に不足をしたことはないによつて第一買占又は賣惜をなすもの等に對して相當制裁を加へなくてはならない。然し法律に觸るゝ樣な行動に出てはいけない。

辯士 日雇稼 須永 伊之助

日本帝國の人民は三井岩崎の如き富豪家も吾々の如き其の日稼ぎの貧乏人も平等で、爲すことに於ては等しく國家の爲めである。法の保護も等しく同樣で貧富の別なく同權である。歐洲戰亂勃發以來は諸工業の發展に伴ひ各種の工業主は其の利得する所甚大なるに反し、吾々勞働者は其の受ける所の收入は至つて薄し、依て資本主に對し此場合三四割の增給を迫らんとす（群集は米價の高きことゝは如何と騷ぎたり）米相場の問題は之からであります。（こ言ひ以下不得要領に了れり。）

辯士 醫學生 住所氏名不詳

米價の調節に就ては政府も非常に苦心して居らるゝか、買占或は賣惜みの結果暴騰したり。然しながら吾々市民は市長又は知事に一同歎願をし何とか處置をして貰ふことゝし、不穩の騷動に出ては互に損である。然し歎願を聞入ないときは不得止諸君等も相當の處置を採らなければならない。（以下不得要領）

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp/

（其他演説したるもの三名あり、内容大同小異）

(ロ)　八月十一日の演説

辯士　染物職　今　枝　仁三郎

諸君名古屋市内の穀屋の店頭を御覧なさい、磨砂が山をなしてある、此磨砂を一升五十錢出して買ふのではありませんか、之を取締る巡査は車夫いぢめや、犬の撲殺や、車の先曳のみをやかましく言ふて此悪辣なる不良商人を其儘にして置くのではないか、巡査共は何をして居るか、此の結果市民は顔色が悪い、脚病やしようかちの病人が出來るのである。之れは磨砂入の米を喰ひ營養不良の結果である。之れでは浦鹽へ出兵する我軍隊の活動が思ひやらるゝではないか。

辯士　久保田　久雄

諸君此の米の高い原因は寺内内閣が八千石の買占をなし、或奸商と結托し一俵に一升八合で外國へ輸出したからではないか、後藤新平は或奸商と結托し小麥粉を四萬五千石輸出したではないか、之れが爲め一般米穀商も買占を爲したではないか、而し之れは評判であるが兎に角現内閣は鬧から鬧に米を葬らしつゝあるのは事實なれば、與論を以て寺内内閣を打破せなければならん、諸君本日の小賣相場は五十錢下つて居ます。之れは昨夜及一昨夜の兩日に渉る吾人の與論の爲めである。故に米價の下落を貫徹せねばならん。夫れが爲め昨夜諸君と共に調停を計るが爲、米屋町に至らんとしたるに泥江橋に於て筱島署長は之れを遮つたではないか。見よ巡査其物が十七圓や十八圓の月給では生活難ではないか、然し夫れ位の値打だから止むを得ない。小學校卒業し僅か三ケ月の教習でなるのではないか、諸君よ米價の下落を達するには此際容物を徽する必要がある、然し逮捕せらるゝも計り難いが諸君の内檢擧せられたるものを取還すものがあるか、先年東京に於ける騷擾事件で捕へられたものは十人の内九人迄は取還したではないか

然るに名古屋の電車燒打事件の時は十人の内二人も取還さなかつたではないか、（群集は取還すと叫ぶ）然らば直ちに目的を達するから米穀商に對し交渉し不調に終るときは一大鐵拳を加ふる、然し鐵拳とは腕力に訴ふるのではない。諸君贊同せよ。

辯士　住所氏名不詳

回顧すれば乃木將軍は高潔なる人であつたに現内閣を見よ、其の幕僚に澤山なる微菌が附て居る。此の微菌は社會を亂すこと甚しい。是卽ち奸商人である、此の微菌を驅除するにあらざれば國家の重大事である。此の微菌を驅除するのは誰かの責任である。卽ち諸君ではないか、諸君は大に奮勵努力せよ、努力は國家の柱石であり寶であり且つ生命であることを忘るゝな。

辯士　住所氏名不詳

諸君富山縣の女一揆を見よ、新聞紙にある如く婦人一揆を起し米價の下落を訴へたではないか、然るに今晩玆に集合の諸君の内に

婦人が一人でも居るか、諸君は家へ歸り婦を連れてこい、國民の精神を一致するには男女協力を必要とす、見よ獨乙の世界に强國と言はるゝは團結力の强い結果である、諸君も男女の別なく、團結し米價の下落をせなければならんけれども個人を以てしては如何ともなすこと不可能であるから市會議員、市長知事に哀願するより外はない。夫れでも不調に了れば諸君と共に奸商人に對し覺醒を促さねばならん、然し血氣にはやり燒打等をしてはならん。

辯士　河村個慈

諸君我大日本帝國は海外に對し日淸、日露の戰役に於て國威を發揚したではないか、之れ卽ち日章旗を樹てゝ奮鬪した結果である諸君も名古屋市の日章旗である。明治天皇の血を受けて居る國民ではないか、然るに今日の米價の騰貴の結果何れも生活難の狀態だぞ、此の狀態は現内閣の物價調節の策が惡いのである。夫れは奸商人が米穀の買占を爲す結果である。其の現内閣を打破するの

必要があるが、先づ差當り米價の下落を爲さねばならぬ、夫れは市長、知事に哀願して調達を願ふより外はない、夫れでもいかぬときは此の奸商人に對し肉迫するのである。然れども諸君暴力をするのではないぞ。若し暴力等をすれば賢明なる諸君の名譽に關するから穩かに處置を採らねばならん。

辯士　住所氏名不祥

（第一回演説）

諸君は血の流るゝのも覺悟である。然し壯士でもない、不良青年でもない、熱田神宮の在ます熱田兒であつて今晩熱田神宮の加護を受けて來た。諸君爰に集まりたるは米價を下落せしむる方法を取る爲めであらう。其の方法を講ずるには一致團結が必要である乍然血氣にはやり燒打喧譁其他粗暴の行爲に出でてはいけない。夫れは市長、知事に訴ふる等眞面目なる行動を取るのが名古屋市民の本分である、尚此の外に意見がある諸君は此の席に來り訴へ

給へ、此の後熱誠なる辯士なきときは再び壇上する。

（第二回演説）

諸君私は再び壇上したのはいつまで論にても同じ事であるから、今より各々米穀店に到り哀願する爲め小生は先頭で行くが諸君はついてくるか。（群衆は一齊に行くと叫ぶ）然し僕が先頭で行けば僕は相當の責任を受けねばならんが、諸君は僕一人に負はする積りであるか。（群集は共々だと叫ぶ）然らば行くが暴行をするのでは決してないぞ、頭を下げて願ふのであるぞ、贊成か、（群衆は贊成々々）然らばついてこい。（群衆は同公園を解散の途につく）

辯士　住所氏名不祥

諸君よ、諸君が此の公園に集りしは唯わいわいと喧噪する爲めに集まつたのではない、諸君と共に米價の下落を計らんが爲めである。然るに此の集合は名古屋式を發揮して名古屋式に終らんとす

るのを我輩は惜むのである。諸君覺醒せよ、猥りに長時間に渉り赤い目をして工場に行き仕事を怠けよと言ふのではない、速に米價の下落を計るのが目的である。騒で居つては結果はつかないから委員を選定せよ、諸君贊同如何（群集は辯士の内に異議なきやと言ふ）贊同のものは此の席に來れ委員を選定する。

辯士　住所氏名不詳

前辯士は市會議員、市長に依頼せよと言ふたが、市會議員等の依頼のみにては到底不能であるから諸君よ、全市に散在せる各米穀商に對し買占又は賣惜しみを爲さず、速に下落せしむる樣、戶別訪問しては如何。（贊成々々）

辯士　住所氏名不詳

諸君四十萬同胞は米價暴騰の爲め生活に困難して居るではないか此の救濟を計らんには米價の下落をなさしむるより外はない。仍て買占を爲す奸商人を撲滅し、不良商人に肉迫するの途あるのみである。乍併之が爲め罪なき警察官に抗し、或は門燈其他に投石亂暴するのは絕對に愼まねばならぬ、其の樣な事をしたとて米價下落に何等の效果を見ることが出來ないのである。諸君固より米麥は吾れ吾れ日常の生命を制する貴重なる品である。斯かる貴重なる品の時價は恰も七面鳥の如く朝夕に變動するは有り得べからざる事ではありませんか、此の米價は一定に調節するは必要缺くべからざるものである。私は米價をして凶年の際は圓に三升、中作に於ては三升乃至四升、豐年の年は四升乃至五升と定め、若し之に違反するものあるときは罰則を附することとなし、一面職工勞働者は普通一日の賃金を一圓と定め米價が一圓に五升內外の時は賃金八十錢と定むるを可なりと信ずるものである。此の際政府に對し請願するを私は切に希望して止まないのであります。諸君贊同は如何です。（群衆は大贊成々々々と叫ぶ）

(八)　八月十二日の演說

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp/

辯士　住所氏名不詳

私は高知縣人でありますが、現今名古屋市に住居し諸君同様米價の下落を圖らん爲め此公園に來たのであります。米價の騰貴は要するに買占め賣惜みを爲す奸商がある結果である。此の場合米價の下落を圖るは奸商等の所藏する米を出さするのである。私が賛成して貰ひたいのは昨晩の如く不穏の擧動に出てわつしよわつしよの代りに、米を出せ、義捐金を出せ、市民を助けよと言つて町を走つて下さい。昨晩の如く瓦斯燈を損し、硝子を破壞する等の粗暴の行爲は決して爲さらん様に願ひます。

辯士　電車運轉手　岡本留藏

賢明な諸君、刻下市民として口に出さないものはないが、米の下落を圖らんとすれば暴行許りするのが能でない、尚今や日本も出兵しつゝあるのではないか、此の場合少數の一部委員を設け私も其一部分を働らかんとす、個人の暴利を得ん爲め買占賣惜をする

のである。國民の血を吸うバチルスは非國民賣國奴である。國家を僞し、國民に迷惑を掛ける奴は獨探ではないか。此の言に反對の方はどしどし上り給へ、だが然し兵士は國家の柱石である如く多數の人は委員を設けらるゝことを望む。私は佛教家の岡本と言ふものである。諸君貴重なる時間を費さず、又米屋許りが敵ではない、此の中に於ても米屋があるが、自ら改悛して此の席上に出るものはないか、而し市民は番頭さん（各議員）を各々が選ばれたのだから仕方がないが、番頭さんは獨占のものではないから、今後は良き人を番頭にすることゝし、差當り萬事に交渉する委員の任に當られんことを希望するのである。委員たらんとするものは此の席に上り下さい。

辯士　住所氏名不詳

私は昨晩の熱田兒であります。何分聲は嗄れて居るから徹底しませぬから靜肅に願ひます。諸君米價……（以下論者の聲嗄れと群

169

衆のごよめきの爲補捉し得ず）米價騰貴の根元は寺内内閣の作り上げた罪惡である。斯かる國民の意思に反したる内閣は一日も速かに打破するのが刻下の緊急事であります。畏れ多きことながら今上陛下に於かせられましては國民が米價騰貴の爲め塗炭の苦しみをなし居るを甚だ宸襟を惱まされたとの事であります。諸君斯の如き　聖上陛下の叡慮を煩はしたる奸商人は此名古屋市にも澤山あることを斷言致します。宜しく諸君此の非國民の奸商人を膺懲せられよ。

辯士　　住所氏名不詳

諸君米價の下落を圖るは國家の爲め市民の爲め一大急務である。米價の暴騰したる原因は多々あるも、買占め賣惜みが最も有力なる原因である。故に政府は米の買占をなすものは弊害をなし、米價調節に苦心しつゝあるのである。

今日の場合は昨晩の如く不穩の行爲に出で米屋町を襲ふよりも、

諸君御承知の通り當地富豪と言ふ富豪は地付きの人多く、金もあり、地所もあり、二萬三萬の金は目腐れ金である。故に神野、關戸、伊藤等より出金なさしめ獨占會社なる電鐵、電燈、瓦斯の諸會社よりも金を出さしめ、米の割引をなす樣にするが第一と私は思ふ、近藤繁八は卒先して出金したではありませんか、諸君當局は外米に非常に苦心して居るが、諸君は外米の下落を以て滿足致しますか、御同樣白米（日本米）の下落を絕叫して止まないではありませんか、諸君わつしよわつしよの行爲は止められよ、然し一人が眞面目でもいかない、群集心理の結果妙なものにならぬとも言へぬ、之れ又止むを得んが、諸君愼重なれ。

辯士　　住所氏名不詳

諸君が大聲を發し彌次つても米價調節の爲めにはなりません、熱誠なる諸君よ、私は一圓内外の收入で生活するのは甚だ困難である、月に三十圓三十五圓で一圓に二升の米を喰つてやれますか、

而し其の原因は買占、賣惜みの結果である。而し國内が亂れて居つては出兵する今日に於て國家の一大事であると思ふ、之れは議員に選擧したる我々代表者に委ね。一方新聞紙上に此の有樣を載せられて社會の同情をかわんことを希望し、最後に當つて諸君は各靜肅に歸られんことを併て希望する次第である。

辯士　自稱　關西魁の江口

諸君米價奔騰の傀儡者は彼等奸商人の行爲であります。依て吾々は昨夜米屋町に至り市井奸商の覺醒を促すべく訪問せんとしたるに途中泥江橋に於て警察署に遮斷され剩へ暴行を加へられて遂に其意を果すことが出來ませなんだ。諸君よ抑も現今多くの國民を窮狀に陷らしめたる最大原因は是れ寺内内閣存在の爲であることを忘れてはなりません。故に我等は飽迄現内閣並に其專橫を倒壞するの覺悟が必要であります。

209　辯士　住所氏名不詳

諸君昨夜は米屋町を襲擊せられしが、米價暴騰の原因は寺内のびりけんである。米屋町を襲ひ道路の瓦斯燈を破壞する等の行爲は非文明的である。私は斯かる行爲ありしを怨む。然し私は米價下落を貫徹するに於て諸君の自由意思を曲げるものではない、諸君可成穩健なる行動を取り所志を貫徹せんことを望む。

210　辯士　自稱（小島）本名　辰巳某

夜前米屋町に襲擊せられたとき警察官吏は拔劍し我々民衆に對し負傷をさせたではないか、又警察官吏も活動中腹が空いたと言つて握り飯を喰つとるではないか、斯樣なる警察官が百人も二百人も集つて居つても穩かに鎭めなかつたに反し、僕が其場で演說をしたるに群衆は靜かに歸ることを得心したではないか、實に情なきものではないか、諸君無意味の集合をするのではない、今少し決心あることを希望して止まないのである。

辯士　郵便局事務員　野須祐

満場の諸君・私は兵庫縣人で神戸の者であつて素より名古屋には何の關係ありませんが、二三日來親戚に滯在して居る内、今回の事さなり・餘り名古屋人が意氣地なく感じたから少し刺戟を與へて遣るのである・名古屋市民は半殺しの神戸市民より劣つて居るぞ、諸君現今は二十世紀の世の中である・封建時代さは異つて言論の自由を有する時であるぞ。仰も昨夜玆へ集合したる市民諸君は米の値下げの交渉の爲め米屋町に行く途中に於て警察犬に喰ひ止められたではないか・然も警察犬は人を殺す所の殺人刀を抜いたではないか。其の上罪のない多數の良民を負傷せしめたではないか。然し私は昨晩は現場に行かなかつたから實際を知らない、此の點は私服の刑事諸君に謝するのである。

諸君よ、▼昨夜迄此の公園に猫をきげた自動車が入込んで居つたではないか●抑々米の昂つた原因は寺内内閣以下仲小路農相其の 211

他藩僚のなせる事ではないか、昔ならば秋水の滴たる日本刀を以 212

て腹を斷る所です・然し今日の世の中ではそんな事は出來ぬ。只新聞紙に口實を掲載したのみではないか・夫れで責任が濟むさ思ふか・

諸君よ、昨夜警察官の爲めに罪のない所の名古屋市民即ち同輩が斷られたではないか・諸君は此儘にして置くか、（群衆答へて返り打ざ叫ぶ）然し諸君を煽動するのではないが、各人の自由である、行動は此公園を外へ出てから取り給へ、僕は主謀者でも首魁者でもありませんぞ・

辯士　菊地某

諸君よ、昨夜玆に集合の市民が米價下落の交渉の爲め米屋町に至らんざしたるに警察官は吾々を狼ざ間違へて居つたのではないか、亦今晩は多數の巡査や騎馬巡査をして而も吾々を猫の群來さ見て居るではないか、昨夜は不幸にして之等警察官の爲めに多數の負

傷者を出したではないか、無手の吾々が殺到した處が到底對抗は出來ない、然し熱狂なる諸君が團結したなれば打破る事は出來ん事もない。（群衆はやれやれ米屋町へ行けと叫ぶ）

本日は此の調停を圖るが爲めと署長に面會を求めたるに、無制限の時間を待たされ遂に面會をせない。

現内閣は米價の調節を計りつゝある一面に於て小麥粉を輸出した事實がある。尤も新愛知新聞及有力なる名古屋新聞に今少し過激なる記事を掲載して貰ひ度い、本日の新聞記事の如きは何等誠意がない、今少し早く新聞が誠意あるならば如斯失態はなかつたと思ふ（群衆は如何にすれば宜敷やと叫ぶ）玆に集合した諸君が熱意を以て自由行動を採るのである。（米屋町へ行くのかと群衆は叫ぶ）今晩は非番巡査や軍隊で固めて居る爲め止め給へ、穩かに解散し給へ、然し僕の意思では素より諸君の自由意思に任します

辯士　辰巳某（推定）

熱狂なる諸君よ、此處に集合せしは米價の下落を圖るが爲め集合し、昨夜は米屋町の奸商人に對し極めて穩當なる手段を以て交渉せんと集合したる諸君が泥江橋迄到りたるに警官隊は之を誤解して我々に對し暴行したるのみならず、拔劍して老人や婦女子に負傷せしめたではないか、名古屋市民の意氣地なし奴、意氣地があつたら目的を達せよ（意氣地あるぞと群衆叫ぶ）意氣地があつたら旗印を樹てゝ行け、然し意氣地なしだから此中に一人もあるまい（群集中一人あるぞと云ふ）噓を言へ、有るならば行け、然し諸君よ僕は煽動はせないぞ、敎唆もしない、暴行等不穩の行爲を爲すのでない、正々堂々と交渉せよ、併せて諸君が遣る事は諸君の自由である。

辯士　住所氏名不詳

（右辯士は出場するや二三語發するも位置を轉したる爲、群集喧噪

し要領を得ずして退場し、群集に對し何等感動を與へず。）

辯士　住所氏名不詳

諸君よ、今晩再び茲に來りたるは前辯士等の有益なるにあり、然し前辯士等は熱烈なる餘り常識を逸せし嫌あるを認む。

諸君公園を埋めに來る前三夜、是れ何の目的あるやと、言ふまでもなく米價下落を圖る爲めではないか、然るに昨夜の如きは米屋町を襲ひ然も警察官に敵對行爲を敢てしたると聞く、斯る行爲は外國に對し甚だ不名譽とは思はないか、警察官に敵對するが如きは國民の義務に反するではないか、警察官も亦均しく國民である警察官は警察官たるの職務を盡し、市民は亦市民たるの本分を全ふし、共に圓滿に卽刻米價下落を圖り生活の安全を期する之が第一である。

諸君が個人的行爲を以て不穩の行爲をなすとも米價は決して下落せず、却て阻害するではないか、斯かる場合は當局者に歎願す

るの外途はない。之れ卽ち時勢に適するの行動である。夫れは市長に依賴するのである。市長は名古屋市の父であるから必ず救濟することゝ信じつゝありしに、市長の計畫が根本を誤り居たる爲此の集合を生じたのであると思ふ。

諸君、私は米屋町を襲ふとか燒打を爲すとか言ふ等のことは嚴の禍であると信ず。前辯士の說の通り富豪家に醵金を求むるもよし、又市長、縣會議員に訴ふるもよし、然し私は此の場合愛知縣民は他縣民を顧みるの餘地なしと思ふ。唯愛知縣民の爲めに縣令を以て圓三升と爲すことを發布して貰ひたいのである。之は知事始め縣會議員に於て共に贊同實行せらるゝ樣請願するのである。終りに臨み一言附け加ふるが。諸君よ、不穩の擧動を爲し警察官に對抗し暴行等は呉れ呉れも爲さない樣切に願ふ。

辯士　菊地某

諸君僕は前辯士（十三辯士）の說に大贊成です、然しながら一

圓に三升と言ふことが實行出來るや否や、出來れば頗る結構である、如何にすれば實行出來るや、諸君今晩は靜かに解散し、熟考の上明晩再び此處に來れ、諸君は明晩白米一升三十錢と記したる紙札を各所に散布し給へ、僕は微々たる言論雜誌の發行者である僕としては明朝公論雜誌を各富豪家に頒布し、富豪家よりは義金を募集する考へである、既に今晩も義金寄附の申込みを爲しつゝあり、諸君今晩は萬歲を唱へ靜肅に解散し各自宅へ歸り給へ、萬歲々々、（群衆は萬歲を唱へつゝ公園を解散の途につけり）

(ニ) 八月十三日の演說

なし

備考

所轄署長の鎭撫演說に依り解散す。

(ホ) 八月十四日の演說

辯士　住所氏名不詳

（愛知縣知事が個人から寄附を求めて之れにより細民を救助せんとするが如きは、根本的の救濟方法では無い云々と縣當局を批難せり）

辯士　住所氏名不詳

愛知縣の吏員と思ふたが廣小路を自動車で乘廻り居るを見た、吾々は此の米高で非常に迷惑をして居る、知事は近縣其の他の寄附に依り圓に三升で賣るが、之は公定相場ではない、米が高くて警察で札を貰ふて米を買ふと言ふ事は吾々の非常に恥とする所であるから公定相場にして貰はないではいけない、最後に騷擾に渉らぬ樣にして貰ひたいのである。（群集約二千五百）

辯士　住所氏名不詳

(ヘ) 八月十五日の演說

本日米を買ひに行きしに三十錢にて賣て吳れない、諸君は之にて滿足することを得るや云々、（群集約一千）

辯士　住所氏名不詳

113

米價の暴騰に就て生活上非常に困難なる事は言を俟たざるも、茲四五日の如く騒擾に渉るも決して米價の下落するものに非ず、且多數騒擾して巡査派出所を破壞し、粗暴の行爲をなすは却て縣費の増額を來すのみにて結局諸君の負擔を重くし何等利す所なし警察官も國民にして其の職責を盡す者なるが故に之に對抗するが如きは誠に遺憾の至りなり。米價の下落を計るには宜敷警察官署が、知事に請願し下落の方法を計り、喧噪に渉り警察の手數を煩して市民に心配を懸る等の事なく、靜肅にして茲二三日米價の下落を待ち居るが良策なり云々、（群集は靜肅に解散したり）

一般的思想傾向が果して如何なるものなりやは、右に掲記したる各資料に依るも、其の概要を了解し得べきところなり。而して之を大別すれば、(1)政府の米價問題に關する處置を不當なりと攻撃し、或は更に適切なる對策又は施設の實行を要望するものあり、或は寺内內閣の打倒[illegible]を叫ぶものあり、即ち政府に對する不滿の相當廣範

圍に横溢し居りたるは、容易に之を看取し得るところなるが如し。(2)次に米價の昂騰が生活難を齎らしたる事實を訴へ、然かも米價昂騰の原因は、專ら米穀商又は米穀仲買人等の買占及賣惜に基くものなりとして、之等奸商に對する膺懲の必要あるを主張したるものの勘からず。又政府が米穀小賣商人組合の公定値段を廢止せしめ、各自由競爭に依りて米價の低落を圖らんとしたる政策が、全く正反對の結果を招來し、各地各様の小賣値段を生じたるのみならず、遂に一日中に二回乃至三回の値上を見るに至りたるは、民衆をして米價問題の前途に對し愈々不安を感ぜしめ、前記の如き思想を胚胎せしめたる一の原因なりと謂ふべし。(3)單に米穀商に對する米穀廉賣の團體的强要に止まらず、時局に際し富豪並資産家が、寄附金を義捐する等下層民衆の生活難を救濟するは、其の社會的義務にして、細民の窮迫を冷眼視するは不德義も極まれりと做し、之を膺懲せんとする思想も亦相當所在したる状況なり。各

地方に在りては、屈指の富豪並資産家に對する一部下層民衆の羨望又は妬嫉感が斯種思想の根柢を爲したる事例あるも、縣市町村當局の富豪並資産家に對する救濟資金出捐の勸誘交渉に際り、之等富豪並資産家が採りたる態度自體が斯種思想を誘發せしめたる事實散見せらるゝは、留意すべきところなり。(4)又一般民衆の内には、動もすれば米穀商又は富豪等に對する彼等の暴擧を正當化さんとし、之を阻止鎭壓せんとする官憲及軍隊の行動を民衆に對する不當攻撃なりと做すが如き惡質なる思想的傾向も一部存在したり。卽ち時の水野内相が曾て「今回の暴動の動機に就ては多少同情すべき點あれど云々」の趣旨を語りたる事實新聞紙上に現はるゝや、彼等暴民は、「内務大臣すら同情するからやつてもよからう、當り前なり」と謂ふが如き常識を逸せる考を以て暴動を敢てするに至りたる者も有りし由にして、(法律新聞大正七年八月三十日附參照)、爲政者の斯くの如き事態に於ける同情的言說の發表は、極めて考慮の餘地ある

が如し。又彼等暴民中には、取締の衝に當れる警察官又は軍隊個人の社會的生活を云々し、名を警察官又は軍隊に對する同情に藉りて輕蔑的態度に出で、延ひては之を攻撃して反抗的思想を表示したる者あり、當時騷擾圏外の論評中にも斯種思想の次の如き代辯ありたるは頗る遺憾に堪へざるところなりとす。

「至微公平なる立場から見た、這次の騷擾事件に就て、最も同情に堪へないものは、非常警戒の任に當りて、上の方の政府からは無力無能の緩漫をもどかしがられた爲めに、發砲拔劍の止むなきを強られ、下の方の一般民衆からは官僚の爪牙の如く見られた警察官と痛たし痒ゆしの闇に引き出された軍人の心事であつたらう。」……「物價騰貴なる「自ら最も惱ましめられて居る共同の壓迫を除き去らうとする、同憂同苦の一般民衆に對して、同病相憐むべき人情の至醇を裏切るにも等しき非常警戒に當らねばならなかつた警察官と軍人との心事こそは、俗に言ふ、鳴かぬ螢の焦燥を同情すべきもので

あつた。」（法律新聞大正七年八月二十八日附、辯護士布施辰治著「騷擾事件と恐怖時代」參照）

(5) 尙各地の騷擾續發するに及びては、他地方に於ける騷擾の結果救濟施設實行せられ、米價一時低落したる狀況を見聞し、同樣なる騷擾を爲すに於ては、當該地方にも亦、同種の結果を見るべしの單純なる模倣的思想隨所に現はれたるに止まらず、「此の機に乘じて」不當なる手段に訴へ、米穀等を無償に取得せんとするが如き極端なる思想出現したると共に、(6) 前掲演說內容中にも出沒したるが如く米價の低落は之を熱望するも、一時の外米等の廉賣又は施與を受くるは恥辱なりとして喜ばず、進んで低廉なる米價の公定制度を要望するの思想ありたるは注目すべきところにして、福岡地方裁判所檢事正大正七年八月二十一日附報告に依れば、「米騷動」以來門司市其の他に於て他地方と同樣、有志等が相當の寄附を爲し、窮民救濟を圖り居りたるに對して「物價低落は之を欲するも、救濟は敢て望

まず」と謂ふが如き世評現はれたるのみならず、之等有志資產家、富豪中特に門司市に於ては、或は金何百圓寄附と大書して電柱等に貼布し、甚しきに至りては自宅門前に同樣の貼出を爲したる者ありたるを以て、一種の嘲笑的反感を生ずるに至り、之等寄附金を目して「恐怖金」と呼稱したるあり。然り而して前掲演說內容に依り明瞭なるが如く、彼等群衆の多くは各新聞紙の論說又は報道に影響せられたるところ大にして、大阪朝日新聞大正七年八月十三日附紙上に「名古屋の騷擾警察遂に拔劍す、全市街暗黑となる」と題する記事揭載せられ、警官拔劍なる處報出ずるや前掲演說內容に見るが如き反響を惹起したるは留意すべきところなりとす。

「米騷動」參加民衆の一般的思想傾向は上述したるが如しと雖、本來反國體的乃至反國家的思想の片鱗すら之を發見し得ざるのみならず、却て彼等民衆の中には「デモクラシー」思潮橫溢の裡に在り乍ら、爲政者の措置宜しからず、畏くも天皇陛下の御宸襟を惱まし

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

0144

奉りたるを絶叫したる者あり、衆一人として敢て反對を唱へざりしが如きは特に注目すべきところなりと謂はざるべからず。

「米騷動」に在りては、騷擾發生期に至るや、之等思想的背景は全く跡を滑め、所謂野獸的心理狀態に陷り、理非の辨識を失ひたるが如く、常時に於ける善人も惡人と化し、我先にと暴擧を擅に、暴行終るや恰も迷夢より醒めたるが如き狀態に復歸す。當時此の心理狀態を指して「白痴的彌次性」と稱し、「秩序弛緩に乘ぜる惡性の發露」なりと斷じたるものあり。（前項「中央公論」所載、渡邊銕藏著「八月暴動と貧乏物語」參照）「米騷動」に際し警察官吏他地方に出張して、其の警戒手薄なるに乘じ、好機至れりとして騷動を惹起したるが如きは、其の一例と見るべし。而かも斯くの如き事例は敢て「米騷動」に限らず、大正十二年關東大震災直後横濱市等に惹起したる集團的掠奪事件に於ても、之れを見たるところなり。又玆に注意すべきは、騷擾に參加したる民衆の大部分が、前記の如き各

種思想を抱懷したるに非ずして、斯くの如き分子は一部少分子に過ぎず、寧ろ其の大多數は單純なる好奇心に驅られ、見物又は彌次馬として群集に追隨しつゝ遂に群集心理に化せられ、暴徒の一員と爲りたることなり。斯種群衆心理の卑近なる一例を擧ぐれば、「米騷動」當時或る米穀商が暴徒に襲はるゝやも知れずと憂慮し、手代二名に命じて形勢觀望に派遣したるが、右兩名は群集に隨行中遂に群集に化せられ、自から暴擧に參加して逮捕せらるゝに至り、恰も木伊乃取りが木伊乃に爲りたるが如き滑稽事ありたる由にて、又或る勞働者の亭主が其の妻に對し騷擾見物に行くと稱して外出したるが其の儘歸宅せざるを以て、妻は警察署を訪れ調べたるところ、亭主は彌次馬と一緒に爲りて暴動に參加し、捕へられて既に監獄へ送られたる後なりとのことなり。妻は泣く泣く監獄へ面會に赴き、亭主に向ひ今日から如何にして食つて行けば良きか判られと泣きたるが如き悲劇もありたる由なり。（法律新聞大正七年八月二十八日附所載、司法省監獄局長谷田三郎談「司法當局者の眼に映じた騷擾事件」參照）

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

㈠ 政黨員の思想內容

政黨員にして騷擾關與の廉に依り檢擧せられたる者は、前に述べたる衆議院議員澤來太郎一名にして、右事犯は八月二十日夜仙臺市に於ける同人主催の政談演說會に於て、「人道より見たる米價問題」及「敢へて赤誠を披瀝し騷擾の靜止を望む」と題する演說を爲したる件が、治安警察法第九條第二項に所謂「犯罪の煽動若は曲庇又は犯罪人若は刑事被告人の賞恤」に問はれたるものなり。卽ち被告澤來太郎は嚴格なる意味に於て騷擾自體に參加したるに非ず、寧ろ其の外廓に立ち、騷擾に對する批評的言動を試みたる點に於て間接に騷擾に關與したるものなるも、犯時人心未だ恟々たる騷擾直後に際り、自ら政談演說會を開催したるものにして、單純なる外部的論評としては稍其の趣を異にす。而して其の演說の論旨を聽くに、

一、今回の當地（仙臺市）に於ける米價暴騰に依る暴動の如きは、注入的人道より出でたるものにして眞實の暴動にあらず。米價調節運動と稱すべきものなり。之に對し世間往々種々なる流言浮說を爲すも此米價調節運動は幾多の行動より出來たる群衆心理てふ注入的穩健手段に出でたる美擧にして私は此の擧に對し感謝するものなり。

二、尙今度の米價調節運動なるものは、人道の奧より發露したる義憤と思ふ。世間往々煽動又は敎唆に基きたる暴行襲と疑ふものあらむも當らず。

三、私は仙臺市民は常に木像又は石地藏の如く見居たるが、今回は活氣ある運動を行へり。此れは卽ち義の爲め起つた行動なれば、天下に向つて發表せんと欲す。

四、今回の活動は下流民の生活狀態に同情の餘り人道の義に因り生じたる美擧と謂はざる可からず。此れを暴動呼ばりを爲して、軍隊の出動を見たるは甚だ遺憾とす。

五、而して尙安心出來ぬと言ふ風說の根據を探れば、先きに活動の際豫知せる寄附者が此れを履行するや否やに在りと言ふ。而して豫約

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records http://www.jacar.go.jp/

若の或者は脅迫によりて前後の知覺を辨せず應諾せるものなれば、履行の義務なしと法律上の解釋を試みる者あらんも、苟も公衆の面前に於て應諾せる以上は、我同胞の爲めに考へ速に履行すべきは當然なり。宜しく地方町民の有志會を開き速に履行せしむる事を望むと謂ふに在り。（前項仙臺地方裁判所檢事正報告參照）右論旨の根底を爲せる思想は、米價昂騰に惱める民衆に對する極端なる同情に出發し、米騒動を目して民衆の自主的米價調節運動なりと極論し、社會秩序を破壞したる騒擾の正當性を强辯せんとするものと謂ふべく、斯種思想は前述したるが如き騒擾民衆の一般的思想傾向と相應し、容易に之等民衆に浸滲して、愈々騒擾を誘發激成せしむる處あり、當時の思想にして斯種思想より危險なるものなしと謂ふも敢て過言に非ざるべし。然かも右の如き米騒動卽自主的米價調節運動論は、只に被告澤來太郎の前記演說中に之を發見するのみならず、米騒動に對する當時の

外部的論評中にも之を見出すところにして、當時斯種思想は一脈の社會的思潮として存在したる形迹あるが如し。次に其の一例を揭示すれば左の如し。

「富山縣の女房一揆に振出された、米價暴騰の自主的調節運動とも見るべき所謂米一揆は、終に、全國各地到る處の物價引下げ運動を簇出して、如何なる場合に於ても警察力の高壓と軍隊の脅威とに由る民衆の屈服を强ひ得ると考へて居た官僚軍閥揃ひの現內閣を狼狽せしめたのは、當に政治傾向の一轉機である事を悟らなければならないと思ふ。何故かならば、今次の物價引下運動を以て、天井知らずの物價騰貴は、終にわれら一般多數國民の賃銀、若くは月給制度に由る生活を根柢から破壞すると同時に、是れ迄民衆の自屈を忍んで來た堪忍袋の緒を切つた結果なりとも考へる事が出來るからである。萬一にも這次の物價引下げ運動にして眞に吾人の見るが如くでありとするならば、吾人は重ねて言ひ度い、元は何事をもわれらに

0146

119

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

幸せざる事なき諸物價の狂騰は、一面國家の危機を憂へしむる人心の動搖であるけれども、他面われら一般多數者のために生活問題の根本的解決を促進すべき絶好の機會を天より惠まれたのではあるまい乎。」（法律新聞大正七年八月三十日附所載、辯護士布施辰治著「物價問題騷擾の一觀察」參照）

（三）危險思想懷抱者の思想內容

危險思想懷抱者にして騷擾關與の件に依り檢擧せられたるものは、前節に列擧したるところなるも、之等危險思想懷抱者中、「米騷動」に關して、其の思想內容を發表したるものは、僅に大阪の金咲道明及名古屋の井上奈良三の兩名に過ぎず。即ち金咲道明は自から長髮散史と號し、其主幹する痛快新聞紙上に「ペイカモンダイ、社會制裁と法律制裁」又は「立憲青年革新黨幹事長」と題する各記事を揭載したる件に依り、騷擾罪の外新聞紙法第二十三條違反に問はれ、追豫審請求を受けたるものにして、其の性質「米騷動」に對する外廓的論評なりと雖、右論說自體は「米騷動」をロシヤ革命に問擬し、其の論旨極めて矯激なるのみならず、假に之を今日の取締對象とせんか、治安維持法第三條所定の目的事項煽動罪に該當すべき疑ありと謂ふを得べし玆に右論說を引用すれば左の如し。（大阪地方裁判所檢事正報告添付の當該新聞參照）

ペイカモンダイ、社會制裁と法律制裁

主幹　長髮散史

前代未聞の米騷動は、其の底止するところを知らず、遂に小賣白米二升に對し六十錢二厘の聲を聞くに至り、之に據つて中產階級より下層民に至つては、當局の矛盾せる施政方針に對し怨嗟の聲は巷に囂々として放たれ、何時一揆の起きんずの形勢を示せり。

俄然八月〇〇日の新聞及び通信は、我國富山縣下の一角に女房一揆（其の數三四十名）の突發せしを報じ、社會民衆一般の形勢頗る不穩なるを論じ、當事者に對し之を未然に防ぐべく、口に筆に注意せしところ多々なるにも不拘、無能人物の代表とも言ひ得べき現內閣員は其の斯く迄大事に至らざるを豫期してか、其の大勢の赴くが儘に放任し之を傍觀して居たり。

雖然、社會民衆の心理狀態は、既に貧富の差の甚しきと、不徹底なる非立憲極まる現寺內內閣の秕政に對しては、此の鐵腕に依り、何物

をも打破せずんば止まずの氣勢を示し、終に今回の革命的動勢にこそ出でにけり。

飽迄、非立憲なる、政府は、自己の無能失政をおはんが爲めに、社會の木鐸、輿論の代表たるべき言論機關の新聞紙に對し、憲法を蹂躙し、職權を濫用し、之れが發賣頒布を禁じ、剩さへ極端なる記事の差止めをも斷行するに至りぬ。

玆に於いて革命的氣分の緊張せる民衆は遂に蹶起し、露西亞革命の二の舞は爰に實現され、一般富豪の心臓をして甚だ寒からしめたるは吾人の意を得たる、眞に流飲三途、眞に痛快を感ぜしめたり。

されど此の騷擾に對し世態は殆んど無警察の狀態にして、往々險禍なるを覽れば忽にして民衆の爲めに破られ、如何ともする能はず遂に軍隊の應援を需め辛じて大難無きを得たるは、富豪の爲めに幸福なりと謂はざるべからず？

然り富豪は幸福なる矣。乍然關西に於ける鈴木商店の全燒は社會 235 制裁の其の最善たるものにして、彼れの現政府と結託し、横暴を極 236 め、暴利貪りし報酬としては當然の事のみ。其の他大小富豪成金共の丸燒半燒家屋破壞は、何れも皆社會制裁にして當然甘んじて受くべきものにして、何ぞ、被害の大小を論ずべきにあらず。」（大正七年八月二十日稿以下次號）

立憲青年革新黨幹事長
金　暎　道　明

諸君！歩一歩の漸を追ふて行はるゝを進歩と謂ひ急轉直下一朝にして成るを革命と言ふ。而して大正年代に於ける革命の幕は、富山縣下の一角に起りし僅の女房一揆によつて、切つて落された。

諸君！國家の隆盛と國家の利福との爲めに身軀生命を放擲して起つ者が若し反逆者ならば、革命兒は反逆者なり。若し愛國者ならば革命兒は愛國者である。革命兒ら名を選ぶの暇なしと雖も、唯知る革命ある國は興り、革命なき國は滅ぶを。

アジア歴史資料センター

諸君！革命の要は、舊制度を打破するにあり、然共舊制度を固守する者は、權力を有する特權階級である故に、革命は特權階級を打破せざるべからざる事になる。斯くて革命は常に特權階級に對する戰鬪を以て始まるを常とするのである。

諸君！此の意味に於いて、常に口に筆に絶叫して已まざるところの幾多の革命兒は不幸特權階級者の横暴に依り○○をして○○せしむ。○○する○○○せしむる特權階級こそ、危險人物である。故に吾人等は徹頭徹尾特權階級の打破に努力せざるべからず」

又井上奈良三は名古屋市騷擾漸次退潮せんとしたる八月十六日夜に際り、突忽として同市鶴舞公園奏樂堂に現はれ、約百五六十名の聽衆に對し本人獨り大要左の如き演説を爲したり。（前顯名古屋地方裁判所檢事正報告「鶴舞公園及大須觀音堂境内に於ける演説筆記」參照）

「警察及軍隊を非難攻擊し、警察官は米屋町から辨當や炊出しや多

其の他種々なる饗應を受け居るは、所謂收賄である。警察や軍隊は上流社會の者は保護するが、下層社會の者は保護せない。警察は人民を包圍して壓迫し、軍隊は劍付鐵砲で人民を突こうとしたではないか。」

而して之等社會主義的言説を考察するに、其の説くところ孰れも言辭徒に過激にして荒唐無稽なる原則的抽象論を出でず、果して民衆に對し幾何の影響を與へたるが、頗る疑問とするところなり。井上奈良三の右煽動演説の如きに至りては愛知縣知事の情報に徴すれば聽衆に對し一顧の共鳴すら之を與へざりしものなるが如し。最も過敏にロシヤ革命の影響を謳歌傳播すべき之等社會主義者號の言動既に斯くの如き狀態なるの一事を以て觀れば、「米騷動」が右革命の直接的影響に基くものなりと做すが如き「コミンテルン」の見解が如何に根據なきものたるかは、自から明瞭なるところなるべし。

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

D、所謂米騒動の傳播性と反覆性

「米騒動」の傳播性とは之を分ちて、騒擾が如何にして全國各地に擴大したる歟の問題と然らば何故に斯くの如き騒擾の全國的瀰漫を生じたる歟の問題と爲すを得べし。前者は即ち騒擾擴大の波動狀態に該當し、後者は騒擾蔓延の原因關係に歸着するものなり。而して更に「米騒動」の反覆性とは其の鎭靜以後に於ける同種騒擾再發に係る問題なりとす。「米騒動」當時の全般的取締狀況を檢討するに、斯種問題に對する研究十分ならざりし嫌無しとせず。固より「米騒動」は之を全體として觀察するとき、何等かの政治的策動に依りて發生したる計畫的策動には非ざるを以て、全般に亘る意識的系統連絡は、之を發見し得ざること勿論なれども、全國各地に蔓延したる民衆の自主的騒擾中にも、其の傳播波及に就ては、自ら特殊なる系統的脈絡の存在するを認め得べきところにして、斯種脈絡を豫想するは全國的なる統一的取締對策を確立するの前提なるに非ざる歟。

然かも之が波及傳播の原因關係に至りては、取締對策として特に考究すべきものたるや、言を俟たざるところなり。

0152

(一) 所謂米騒動の傳播性

先づ「米騒動」の導火線たりし富山縣下に於ける哀願運動が、全國的騒動を爆發せしむるに至りし經過を觀るに、其の發火點は大正七年七月二十三日の魚津町に於ける哀願運動の誕生に遡るべく、之を起點として同年八月三日に至るや、哀願運動は同縣下全般に擴大して其の最高潮に達したれども、直に全國的騒擾を爆發せしめたるものに非ず。全國的騒擾の發端たりしは、京都及名古屋兩市の騒擾にして孰れも同月十日を騒擾發生期とし、前日九日には既に不穩の微候を認めたるを見て。前記哀願運動が全國的騒擾を爆發せしめたるは前日九日、遲くとも其の翌日なる同月十日なりとすべし。然らば右哀願運動が全國的騒擾を爆發せしむるに至りしは、前記最高潮より四日乃至五日を經過したる後にして、其の間一種の休止又は小康期間の如きものゝ存在したるが如し。而して右哀願運動蔓延の狀況を見るに、恰も池水の氾濫するが如く近隣より遠隔へと徐々に擴大

したるものとす。次に全國的騒擾發展の經過を考察するに、其の發端は二頭の蛇にも譬ふべく、京都及名古屋兩市各其の騒擾發生時期を同じふし、同月十日全國的騒擾の爆發を見たるは旣に之を指摘したるところにして、京都市騒擾は關西地方に於ける各地騒擾の起點なり、名古屋市騒擾は其の勢關西地方に及ばずと雖、中部地方に於ける各地騒擾の起點と爲りたるは京都市騒擾に呼應したる觀あり。斯くして「米騒動」は東西に發展したるものなるが、其の經路を檢討するに於ては、關西地方各地の騒擾は忽ち中國地方特に山陽道方面に進展し更に四國地方に波及すると共に、遂に九州地方に及び殊に北九州地域に其の猛威を發揮したるものなり。又中部地方各地の騒擾は關西地方各地騒擾の餘勢を併せて東進し、關東地方に傳播して東京市に達したるのみならず、之と同時に更に北進して奥羽地方に迄飛火するに至れり。今試みに、騒擾發生したる各府縣主要都市を列擧して各其の騒擾發生並終熄時期及繼續期間を示せば次の如し。

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

都市名	騒擾發生並終熄時期	繼續期間
京都	八月十日〜同月十二日	三日
大阪	八月十一日〜同月十三日	三日
神戸	八月十二日〜同月十四日	三日
和歌山	八月十三日〜同月十四日	二日
奈良	八月十四日	一日
津	八月十五日	一日
名古屋	八月十日〜同月十七日	八日
金澤	八月十二日	一日
靜岡	八月十三日〜同月十四日	二日
福井	八月十三日	一日
甲府	八月十五日	一日
長野	八月十七日	一日
新潟	八月十七日	一日
東京	八月十三日〜同月十五日	三日
横濱	八月十六日〜同月十七日	二日
福島	八月十三日〜同月十四日	二日
仙臺	八月十四日〜同月十五日	二日
廣島	八月十二日〜同月十三日	二日
岡山	八月十三日〜同月十四日	二日
高松	八月十四日	一日
松山	八月十五日〜同月十六日	二日
高知	八月十五日	一日
門司	八月十五日〜同月十六日	二日

右の如き表に依るも、「米騒動」の系統的傳播關係の存在が、決して机上の獨斷に非ざるを瞭解し得べく、更に右表を次掲の如き圖表に再製するに於ては、其の系統的脈絡關係は一層明白なるべし。

而して以上の如き傳播狀態は、複雜なる地理的、文化的交通條件

を始め政治的、經濟的事情を背景とするなるは謂ふを俟たざるところにして、相當研究の餘地あるが如し。又右傳播狀態が極めて短期間内に急激に展開せられたる結果、「米騒動」には何等の系統的傳播性なきが如き外觀を呈したることは右傳播狀態が天明七年の彼の打毀し騒動の夫れに類似せるものあるは特に注意すべきところなり。

進んで「米騒動」傳播の主要なる一般的原因を考究すれば、玆に二種の事項を擧ぐるを得べし。即ち其の一は各新聞紙の誇大又は虚偽の報道、是にして「米騒動」に對する各新聞紙の煽動的役割は實に甚大なるものなりと謂ふべく、其の二は一般騒擾に特有なる所謂傳染病的流行性、是にして群衆心理の發現たる模倣性を内容とするものなるは夙に斯界の研究あるところなり。以下右各種の原因に就き、其の概要を述ぶれば次の如し。

(一) 各新聞紙の虚偽報道

大正七年當時の我國新聞界は、既に著しき發達を遂げ。東京、大阪

に於ける著名の新聞社は、孰れも全國的通信網並讀者網を有し、一個の社會的勢力を形成したるのみならず、全國各地に亘り大小無數の地方新聞並存して輿論報道の新奇を競ひたるの狀態に在り、之等全國各新聞紙の論調は、孰れも時流を追ひて「デモクラシー」共鳴の態度を採り、政治的には所謂護憲運動を支持して反政府的氣勢を昂め、米價を始め一般物價騰貴に基く一般民衆の生活難を一の社會問題として縱橫論議したるのみならず、「米騒動」に關しては終始過度の同情的態度を表明して之を特筆報道したるが故に、騒動の蔓延に對しても、實に想像外の重大なる影響を與へたるものなり。而して其の影響にして特に顯著なりしは、當初富山縣下に發生したる漁民婦女子群の哀願運動に對し恰も一大暴動勃發したるが如く、「越中女一揆」として誇大の報道を爲したることと及八月十四日政府の米價暴騰に因る各騒擾に關する新聞記事掲載禁止命令發布に至る迄、各地騒擾に關し、虚偽又は誇張の煽動的報道を掲載したることなりとす。

富山縣下に發生したる漁民婦女子輩の哀願運動が、多年來に亘る同縣獨特なる地方的風習の發現なるのみならず、右運動が時々不穩の形勢ありしも、未だ騷動を以て目すべき性質の事件に非ず、同縣下には遂に一名の騷擾犯人すら檢擧せられざりし事實は、既に之を説明したるところなり。然るに爾後約二十年を經過したる今日に至るも尚、一般社會より「米騷動」は富山縣下に於ける漁民婦女子の暴動に始まりたるが如く思惟せられ居るは、即ち各新聞紙の誇大暴動勃發なりと潤色報道したる結果、斯種蜃氣樓的報道は其の當、大阪朝日及大阪每日各新聞に承繼掲載せられて忽ち全國各地に喧傳せられ、隱然たる人心不安に點火し、遂に全國的騷擾を惹起せしめたるものにして、各地暴民中には、口々に「越中女一揆」を怒號したるもの尠からざりしは右の如き新聞報道の影響如何に大なりしかを物語るものなり。而して右誇大報道に關し大正七年八月下旬富山縣警察部長が發表したる「所謂越中女一揆と新聞記事との關係に就て」なる報告書（富山地方裁判所

檢事局所藏）を拔萃引用すれば次の如し。

米に關する紛擾は八月九日乃至同月二十日迄には三府二十五縣に彌漫したりと報ぜらるゝが、世人往々にして其の近因は越中滑川の「女一揆」に在りと信ずるものゝ如し。

抑も「一揆」とは何ぞ、民衆が何者にかに對し反抗態度を持して殺到し、甚しきは暴行脅迫するに至るの狀態を指稱する義なるべし。當初は假令穩健なる目的、即ち哀訴歎願の爲集合したりとするも、其の群衆心理に對し何等かの刺戟あれば、忽ち恐るべき暴動を敢てするに至るの理なり。而して我が富山縣下に於ては米に關し婦女子等の哀訴歎願運動ありしに止まり、幸に富豪に對して自治（或は官治）當局に對して反抗的態度、況んや暴行脅迫の擧に出でたるものあらざりしなり。換言すれば富山縣下には本年其の事なかりしに拘らず、世人をして「越中女一揆」を事實と信ぜしめ、又他府縣に風の一揆暴動を實現せしむるに至りたる所以のもの、蓋し由來する處少なからずと信ずるなり。

富山灣沿海漁民婦女の哀願運動發生したる原因を探求するに、米價騰貴と收入杜絶とに在りたるや論なしと雖、而かも所謂「鍋破月」に入らんとし、自治當局の未だ之が救済策を講ぜざるに先んじ、婦女の哀願運動起るに至るや忽にして之を「女一揆」として世間に流布したるものは新聞記事にあらずして何ぞ、仍ち新聞記事が其の讀者の心理を煽動挑發する關係を研究するは、無用の業にあらざるべし。

玆に於てか、富山縣下の日刊四新聞、石川縣下の北國新聞及大阪府下の二大新聞（大阪毎日、大阪朝日）の所謂「越中米騒動」に關する記事を檢するに、「女一揆」として報導を試みたる急先鋒は北陸タイムスなり。又水橋滑川の哀願運動を他府縣に對し極力報導したる高岡電話（又は高岡來電）なるもの、正體は何れにありや、八月二十日發行の高岡新報所載「越中窮民の爲さしめたる記者大會の決議」なる記事の證明する通、此の正體は區々たる高

岡新報社内の各通信員に非ずして、井上主筆其の人なることは何人も首肯する處なるべし。然らば即ち石川及大阪地方への誇張的且煽動的通信の全責任は同主筆に於て之を負ふべきものと信ず。

富山縣下の米に關する哀願運動に關する同一事實も新聞記者の異なるに從つて或は穩健に、或は過激に報導せらるゝものにしてその一例を示さんか、即ち八月十二日井上知事は四新聞記者（富山日報、北陸タイムス、北陸政報及高岡新報の所謂縣政記者）に對し注意を促し、警告を加へたる事項は、㈠「在米不足」との不安を起さしめざる樣にせらるべきこと、㈡「一揆」「暴動」等の事實あらざるに拘らず、如斯誇張的煽動的記事を掲げざることの二點にありし處、之に關する記事（知事談言々）は各社間著しく相違したるものあり、高岡新報記事の如きは㈡の警告に就ては一言も及ばざりしなり。嚴正且公平に檢閲し來れば、本件に關する諸新聞の態度悉く差異あり。仍ち㈠富山日報は概ね筆を愼みて穩健

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

の報道に努め官憲の注意警告の有無に拘らず、無益有害の報道を避けんとしたる跡歴然たるに反し、高岡新報は本件に接して興奮熱狂したりけん、他新聞よりは後れて八月四日に至り、俄然猛烈なる態度を示し、自社は勿論石川、大阪等の方面へ迄も頗る過激なる句調を以て、誇張的且煽動的報道を爲すに努力し以て自から快なりとし、又官憲の注意警告を蔑し得たりと爲すを得意とする風ありしを認む。㈡北陸政報は動もすれば脱線せんとすることあるも、官憲の注意警告は能く之を容るゝの風あるに反し、北陸タイムスに至つては事を好むこと甚だしく、官憲の注意警告其の度を重ぬれば益々之に拮抗して舞文曲筆するの度を加ふるの態度に出でたりと認めざるを得ざりしを遺憾とす。㈢大阪毎日新聞及北國新聞は徹頭徹尾高岡新報社の通信員否其の背後に潜む一種の思想家に誤られて、誇張無稽且煽動的の有害記事を以て報道したりしに反し、大阪朝日新聞は當初こそ高岡新報社の通信員等に誤られ

有害記事を掲げ出し、一度本社より記者五十嵐太十郎を滑川方面へ特派するに及んでは、事實の眞相を報じて敢て事端の發生を好まず。況んや故らに舞文曲筆して世人を錯誤せしめ、又群集心理を挑發煽動して庶民を驅つて暴徒と化せしむるが如き態度なかりしは流石に敬すべく、又國家の爲、將又縣郡町村の爲慶すべき事なりと信ずると共に、右特派の後れたりしを惜しむものなり。試みに過去の事蹟を温ねんに、富山縣下にも、或る時は戰慄すべき暴狀を出現し、又或る時は單に婦女子の哀願運動に止まりたること今回と同様なる場合ありしなり。然り而して近く明治四十五年に於ける富山縣下日刊新聞の報道を檢すれば、概して訓導撫的なりしに反し、同年の筆勢は煽動挑發的の時色を著しく發揮したるの傾向に就ては、識者は最も注目研究に値すべしと信ず。

㈣ 所謂群衆的模倣性

次で一般騷擾に特有なる所謂傳染病的流行性を考究するに、其の

0158

根本は群衆的模倣性に在るが如し。當時個々の犯罪に於ても、稍社會の耳目を聳動する程のものに就ては、忽ち類似の模倣的犯罪發生するの傾向稀有に非ざるは屢々之を實驗するところなれども、騷擾罪なる群衆犯罪に在りては、群衆心理の一態樣とも謂ふべき群衆的模倣性特に顯著にして、寧ろ模倣性は斯種犯罪の特徴と謂ふを相當とす。曾てタージー博士は「模倣性と騷擾罪」なる著述を公にし、騷擾犯罪なるものは模倣性より來る一種の傳染病的現象なりと定義し、之が實證的研究を發表したることあり、暫く同博士の說を聽くに、各種犯罪人中騷擾犯人に模倣的原因より來るものの多數なるは統計の示すところにして、模倣性は社會的病原とも謂ふべく、民衆は一の刺戟を受くるや、之を模倣し恐るべき犯罪現象を發生せしむるものにして、所謂一波起つて萬波之を傳ふるが如く、眞に恐怖すべきは騷擾罪の模倣性に外ならず。又模倣性が田舍よりも都會に強きは注意すべき現象にして右の傾向は都會が田舍に比較し、其の生

活狀態及環境等各種社會的事情頗る複雜を極め、貧富の懸隔等不平發生の誘因山積せるは、都會に騷擾罪を多からしむる所以なり。而して騷擾罪は人種間の騷動あり、部落的の騷動あり、爲政者に對する不滿ありと雖、要之、騷擾なるものは一種の不平の聲にして、模倣性を帶び、恰かも傳染病の如く、一國より數國に及び、豫防方法宜しきを得ざるに於ては、全世界に蔓延するものなりと。（法律新聞大正七年九月五日附參照）

翻つて「米騷動」を觀察するに、前記タージー博士の所說を裏書するが如く、騷擾の蔓延が此の模倣性に基きたる事實甚だ多くして直接檢擧の衝に當れる關係各地方裁判所檢事正の報告中にも、各地騷擾の相互連絡關係をば右の模倣性に歸したるもの極めて多數に達したるのみならず、法律新聞大正七年八月二十八日附に掲載せられたる司法省監獄局長谷田三郎談中にも、「米騷動」の原因は深く調べて見たる上に非ざれば、何とも言ひ得ざるも、物價が高くなりた

るに因り、他にて遣り出したるが手本となりて各地に傳播したるものなるべし。一體斯かる事は模倣性を帶び居るを以て極めて傳播し易く、一方にて遣り出すに於ては、他にても直に見習ひて遣り出し玆に流行するは民族心理の作用にして、一種の流行的現象に外ならずとの記事あり。而して「米騷動」に現はれたる模倣性の内容を檢するに、前節に說明したるが如く、「他地方に於て騷擾の結果、富豪資産家の寄附又は米穀廉賣等の救濟施設實行せられ、米價忽ち低落したるが如き事實を聞知し、當該地方に於ても同樣の騷擾を爲すに於ては、同樣なる結果を得べし」と豫想したるが如き打算的模倣に屬するもの過半を占めたるが、他面には「何處にても皆が遣るにより、自分も遣り度く爲りたり」と謂ふが如き、純然たる好奇心に基く模倣も亦尠からず。由來模倣性は民衆の通有性なるを以て模倣性自體を絕滅せしめんとするが如きは、木に倚りて魚を求むるが如きものなるべし。民衆の模倣性も之を國家的目的に善導活用するに

於ては、國運の隆盛に貢獻するところ、極めて大なるものあるも、偶々騷擾と結合するに於ては、玆に憂慮すべき不祥事態の到來を見るべし。又騷擾の基調を爲す所謂不平とは、騷擾の原因事實自體に非ずして、之等原因事實に對する民衆の主觀的評價なりと謂ふべく原因事實存すと雖、之に對する民衆の主觀的評價異るに於ては毫も所謂不平の發生を見ざる場合あるべく、治安の鍵鑰は民心の向背に在り、民心の指導轉換こそ非常事態取締の要諦なるが如し。更に「米騷動」發生地の地理的分布狀態を考察するに、騷擾都邑に集中せられて、村落に稀薄なりし狀況は、タージー博士の所說と符合するところあり。而して同博士の所說の如く人口稠密なる都邑が所謂不平の集散地なる事實は、右の如き都市集中の分布狀態を解明する有力なる原因たるべしと雖、騷擾の傳播性が、文化的交通關係密接なる都邑對都邑の間に特に强烈にして、都邑對村落の間之に次ぎ、村落對村落の間に至りては頗る微弱なるの一般的傾向も亦、右の如き分布狀態形成に作用したるものなるべし。

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

0160

㈡　所謂米騷動の反覆性

「米騷動」が九月中旬の九州北部地方に於ける炭坑暴騷鎮壓に依り終了するに至りたるに拘らず、爾後其の餘震とも認むべき類似の騷擾惹起したるものあり、斯種動向を觀るに、「米騷動」に因る人心の動搖未だ全く鎭靜せず、動もすれば前例に鑑かんとするが如き弊風を生じたると、「米騷動」以後に於ける米價並一般物價問題必ずしも解決せられざりしものありたるが故なるべし。然かも幸にして斯種不祥事件が其の範圍大ならざりしは、「米騷動」直後に於ける寺内内閣の總辭職及政友會總裁原敬を首班とする所謂平民内閣の成立を始め、歐洲戰局の終焉接迫等に依りて人心一應轉換せられたると共に、新事態に直面して國民思潮稍緊張したる結果なるべし。

今右「餘震騷動」の内容を略述すれば左の如し。

㈠　富山縣下に於ける不穩運動の再燃。（富山地方裁判所檢事正大正七年十月九日附報告）

(1)　九月二十五日夜中新川郡上市町の細民部落婦女子約百名、突如同郡寺(?)杉村米穀商某宅前に集合し、米價の廉賣を懇願し同家庭先に投石したる者ありたるも、警察官の諭示に依り解散したるが其の後間もなく轉にて上市町米穀商某宅前に約百五十名蝟集し、同一行動に及ばんとして警察官に依り退散せしめらる。

(2)　十月二日夜下新川郡泊町細民女房連約五十名、新潟縣に於ては白米一升三十七錢なるに、同町地方に於て四十五錢なるは、當縣下にて米穀の輸出を禁止せず、盛んに縣外に輸送し居る爲なりとの煽動に乘ぜられ、

(3)　十月四日、下新川郡宮崎村細民婦女子約百名大擧して泊町に出動し、米穀商某宅へ約内二、三十名押寄せ米穀の廉賣を哀願したるも、警察官に依り解散せらる。

㈡　金澤市に於ける婦女群の米穀廉賣強要事件（前號「米と社會政策」）

金澤市三河町に於ては、住民の多くは漁夫にして、米價騰貴に苦

133

しみつゝありしが爲め、地方官憲は、白米商の手を經て廉賣を行ひつゝありたるに、救濟資金不足の爲、之を繼續する能はず、故に政府が收用を中止したりとの報あると同時に、同地に於ては米價非常に騰貴し、一升四十六錢を唱へたり。然して十月十一日、五十名の婦女子は同地に於ける一米穀商の門前に集合し、廉賣を強要して狼藉を行ひたるも、警察官が現場に來着するに及びて鎭靜したり。

(三) 京都府船井郡園部町に於ける神輿騷擾。（前同參照）

同町にては、十月十五日の地方祭禮に際し、騷擾惹起したり。同日町内の若者は神輿を擔ぎて町内を練歩き、米穀商の前に來れば神輿を以て雨戸を打破り、見物人の一人は爲に死亡するに至れり。而して若者連は警察官に依りて解散せしめられたるが、此の神輿を以て平常快からざるものに復仇するは同地古來の風習にして、神輿内の神靈が斯く命ずるものなりとの考より出でたるものなりと。 259

(四) 三重縣志摩郡鳥羽町の所謂鳥羽騷擾事件。（安濃津地方裁判所檢事正大正七年十一月十五日附報告參照） 260

大正七年十一月七日三重縣志摩郡鳥羽町に於て鳥羽造船所職工の暴動勃起したり。

一、騷擾の原因

鳥羽町に在りては以前中央鐵工所なるものありて、造船事業を經營し居りたるが、事業不振の爲漸く非運に陷り職工僅に二百名と爲り、遂に同所を閉鎖するの已むなきに至れり。於爰、鳥羽町民は町の浮沈に關するものとし其の後繼者を物色し、遂に神戸市鈴木商店に交渉の末、同商店に於て之を承け經營することとなり、大正五年十二月頃より事業を開始したるが、爾來時局に際し、益々盛況を來たし、現今に於ては職工二千二百餘名を算するに至れり。元來鳥羽町は戸數僅に千餘戸にして此の造船所の發展に伴ひ物價の激騰を來たし、殊に職工が多額の賃銀を得るに乘じ、家賃

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

及諸物價を引上げ、町民との間に差別を設け、不當の利益を貪らんとするの傾ありて大に職工等の感情を害し、過般同地に米騷動の起りし當時、稍々不穩の狀勢あり、警察署長、町長等協議の上町會及町總代會を開き、一般町民に暴利を貪るべからざることを警告したる爲、一時事なきを得たるも、之が實行を爲さざるのみならず、却て値上を爲す者ありて復又、職工等間の物議を釀すに至り居りたるところ、偶々去る七月造船所職長が感冒解熱劑を購求せしめたるに、定價二十錢とある文字を三十五錢と訂正して賣渡したるより、之を聞知せる職工等は、定價以上に賣渡したるは十五錢の暴利を貪りたるものなりと思惟し、互に相傳へ憤慨し居る折柄職工四名の煽動に依り本件暴動に及びたるものなり。

二、騷擾の狀況

煽動職工四名は七日午後五時頃職工等退出を待ち受け、裏門に集合せしめ、酒二樽にするめを供して勢を助け、町民に制裁を與へ

んとするに就き、同感の者は從ひ來れ、責任は自分等に於て引受くる旨演說し之に應じたる職工二三百名を二手に分ち、町内殆ど全部に亘り沿道各商店の表格子、硝子戶、門燈等を破壞し、商品を毀棄する等亂暴を極め、同夜九時頃自然に退散したり、其の被害は戶數約二百三十餘に及び、被害の最も甚しかりしは旅館待月なり、同家に於ては二階に迄侵入し、建具類等を破壞し、其の被害一萬圓餘なりと謂ふ、而して理髮店、湯屋は差別的待遇を爲さざりしとて被害を蒙りたるものなし。

三、暴徒の範圍

此の暴動に參加したる職工の多數は、造船所機工部に屬するものにして、同部の職工は約七百餘名現在せるが、其の內約二百名參加し、他の部に屬する職工は之に加はりたる者尠きが如し。

四、檢擧の狀況

本件騷擾の首魁たる前記煽動職工四名を始め、合計百七十九名起訴、豫審請求せられたり。

E、社會現象としての所謂米騷動

「米騷動」が當時に於ける我國言論界を刺戟したるや、極めて多大なるものあり、「米騷動」は忽ち當時の流行的論題と化し、各新聞雜誌に於ては舉つて之が論評を加へたる狀態なり。然かも現實の「米騷動」は甚しく不鮮明なる外觀を呈して其の本體を宣言綱領又は標語等の明瞭なる形式に於て露出せざるのみならず、「米騷動」の發生原因に至りては頗る複雜なるものありて之が本質と密接なる聯關を有するが故に、氷炭相容れざる見解も一應之を容るゝ餘地あるが如く、各論評を觀るに、論者の思想的視角を異にするに從ひ、各其の所論を異にし、「米騷動」は果して何處へ行くやの感無き能はざるなり。然るに玆に再び前揭の如き標題を揭げたるは、別して嶄新奇拔なる着想を世に問はんとするに非ず、要は從來「米騷動」に關して縷說し來りたるところを實證的に歸結し、「米騷動」を一個の社會現象として其の發生原因並之が本質を解明すると共に、前記各論評若干を摘示して彼是比較對照に供せんとするに過ぎず。以下說明すれば次の如し。

㈠所謂米騒動の發生原因と其の本質

「米騒動」が一個の騒動として民衆の社會的不平の發現なるは織に指摘したるが如しと雖、其の社會的不平は原因事實自體に非ずして、寧ろ原因事實に對する民衆の主觀的評價感情なりと謂ふを相當とすべく、社會的不平と原因事實とは各其の容量を異にして一致せず、寧ろ不安動搖したる民衆感情は兩者の間に介在して擴大鏡の作用を演じ、實在の原因事實を數倍の社會的不平として映出したるものなるは、特に注目すべきところなりとす。而して實在の原因事實に至りては、「米騒動」全般に通ずる一般的原因と各地騒擾に特殊なる具體的動機存在すると共に、特殊部落民、小作農民、工場又は炭坑勞働者には夫々特殊なる原因あれども、後の二者に就いては之を省略し茲には前の一者即ち一般的原因のみを採りて對象とすべし。

「米騒動」發生原因に關する比較的權威ある見解としては、當時に於ける實際の調査を基礎としたる㈠內務省各地派遣官吏の報告書

㈡日本辯護士協會の調査報告㈢司法省の原因等調査の三者を擧ぐるを得べし。

㈠內務省各地派遣官吏の報告書

「米騒動」當時內務省より大阪・京都・神戸其の他關西地方に騒擾視察の目的を以て派遣せられたる官吏の調査は八月十八日內務大臣に對し一の報告書に纏められて提出せられたるが、右報告書中には「米騒動」の原因等に關し左の如き事項記載せられたり。

米價の暴騰は騒擾の近因なるは疑なきところなるも、富者階級殊に所謂成金なるもの〻奢侈が一般人民をして憤激せしめ、偶々米價暴騰の爲に此の憤激が爆發せしことを認めざるべからず。神戸に於ける騒擾が最も甚しかりしに徵しても、之を知ることを得べし。何となれば、成金の驕奢は神戸を絶頂とすべきを以てなり。又白米商が一般に米價の昂騰を甚しからしめたるの事實をも認めざるべからず。其の或ものは米價の騰貴に乘じ、外米を一定の市

價にて賣渡すことを拒み、時としては一升四十錢の高價を貪れり。白米商の斯くの如き態度が多數消費者の憤懣を招きしは之を否むべからず。

騷擾に關する政治的意義としては極めて微々たるものなり。福井縣に於て暴徒は縣廳を襲ひたるも、暴徒が官憲に對して斯くの如き行爲に出でたるは此一例あるのみ。極端なる危險思想を抱けるものが、人民を煽動して暴行を行はしめんと力めたるの事實あるも、當局に於ても迅速に之に對する措置を爲したるを以て、彼等は何等爲すところなかりき。

右の報告が物情騷然たりし騷擾當時に際り、事態の全貌を剔抉し得ざりしは已むを得ざりしところなるも、其の實地の觀察に依りて把捉したるものは、孰れも「米騷動」の重要なる原因なりと謂ふべし。

円　日本辯護士協會の調査報告

日本辯護士協會に於ては大正七年九月二十[illegible]日「米騷動」事件に關する調査報告を發表したるが、右報告中「米騷動」の原因として左の諸點を列擧したり。

一、騷擾の直接原因は、米價の急激なる昂騰及米穀の配給に關する施設其の宜しきを得ず、爲に一般生活の不安を生じたるに因る。

二、騷擾に際し、不穩の富家に對し平素の餘憤を洩さんが爲、暴行を爲したるものあり、又は被襲擊者が却て挑發したる爲、其の勢を激成したるものあり、若夫れ鑛夫の暴動又は小作人の騷擾の如き特殊の事態は此の機に乘じ偶發したる現象に外ならず。

三、特殊部落より比較的多數の騷擾者を出したるは、蓋し境遇上の不滿も亦其の一原因なるか如し。

四、政黨的の關係又は危險思想の影響を受けたる事跡は之なかりしもの、如し。

右の報告は簡簡に過ぎて要を盡さざるの憾ありと雖、原因事實の

各般に觸れて所論穩當なりと謂ふべし。

(三)司法省の原因等調査

司法當局に於ては大正七年八月十八日、十九兩日に亘り實地視察の目的を以て司法參事官、大審院檢事及東京控訴院檢事等を東京、大阪、名古屋、廣島、宮城各控訴院管内に派遣したるが、之と同時に關係各地方裁判所檢事正に對し當該管内に於ける騷擾に關し其の原因並目的の調査を命じたるものゝ如し。然れども惜むらくは關係各地裁判所檢事正中右の調査報告を爲したるものは大阪、名古屋、安濃津、廣島、岡山、山口、松山、福岡、宮崎等の各地方裁判所檢事正に止まり、爾後の關係各地方裁判所檢事正に於ては右の如き調査報告を爲さず、加之前記調査報告に在りても其の形式必ずしも一定せず、内容も亦簡なるあり、精なるあり、區々に亘りたるを以て右報告が孰れも實際の檢擧に依りて判明したる貴重なる成果を藏したるに拘らず、遂に之を統一發表するの機會を得ざりしものゝ如し。

茲に改めて「米騷動」と關聯しつゝ右の原因事實を要約すれば次の如し。卽ち其の一は「デモクラシー」の擡頭が民衆をして政府より離反するに至らしめたることにして「デモクラシー」は民本的政治思想を鼓吹しつゝ、所謂官僚軍閥政治打破を標榜し、民衆をして普通選擧制度の實現を要望せしめたるに止まらず、徒に民衆の權威と勢力を謳歌して國民精神の統一を阻害したるところ尠からず。斯くして國民各層は孰れも自己の利福を追求して犧牲負擔の輕減を願望するに至り、自我的要求に捉はれて總力歸一統合するの途を失ひたるは當然にして、各層利害の牴觸するところ忽ち社會的不平と化して鬱積し、茲に社會不安を釀成せしめたるものと謂ふべし。其の二は增大したる富の著しく當を得ざりしものあり、富豪資産家の利己的蓄財と所謂戰時成金の奢侈が下層民衆の反感を挑發したること是なり。所謂戰時成金の奢侈が當時の世相を險惡ならしめたるは、遙に想像を超越するものあり、各地騷擾に關する各府縣知事の情報中

139

にも、成金富豪の驕奢横暴に對する平常の衆怨が騷擾發生の因を爲したるのみならず、軈ては騷擾の激化に伴ひ富者階級に對する一の「反撥的社會思想」に達したるを傳へたるもの散見したるは遺憾の事情を物語るものなり。其の三は國民の主要食糧たる米穀の價格を始め一般物價の騰貴にして、爲に一般民衆の生活が困難に陷りたるは、統計に照すも之を否定し得ざるところなれども、之等物價が極めて短期間内に急速なる昂騰を示し、且は投機的米穀商の暴利行爲熾んにして政府の施設對策も遂に其の效なく、愈々沸騰して其の極限を停止し得ざりし事實こそ一般民衆をして實際の生活難以上に深刻なる生活不安を感ぜしめたる所以なりと謂ふべし。

「米騷動」の主要なる發生原因は以上述べたる三種の事情に歸結するを得べく、之等各事情が互に因と爲り果となりて關聯作用し、一般民衆の道義的感情を刺戟するに至りたるところ、茲に「米騷動」の基礎を爲す重大なる社會的不平を凝集せしめたるものにして當時

に於ける司法當局者の見解に徵するも右の如き所說と略同趣旨に出づるものあり。卽ち司法省監獄局長谷田三郎談中にも「由來我國には一種の不平の氣が漲つて居り、何か機會が有れば直に夫が勃發せんとして居る。今度の騷擾も其の氣を受けて居るのであらう。之は何處でも然うだが、勢の免れぬところと謂はねばならぬ。生活難、富の分配の不平均、成金の不謹愼、之等が何と謂つても今度の原因の主なるものと見ねばならぬ。」との說を見たり。

更に各地方裁判所檢事正の管下騷擾に關する原因調査報告を檢討するに、前記の如き社會的不平が各地騷擾の原因中に發現したる狀況を察知すべし。卽ち試みに、大阪地方裁判所檢事正の管內騷擾原因報告を示せば「近時日用品の價格著しく暴騰し、殊に生活上最も必要なる米穀は本月に入り空前の高値を現出し、逐日極騰停止するところを知らず。然るに一面收入の增加は必ずしも之に比例せざるより、窮民に於ては斯く米價の暴騰する所以は畢竟米商人が巨利を

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

博さんが爲、買占を爲し之を倉庫其の他の場所に藏匿し、容易に之を賣出さずして小賣値段を吊上げたるものと思惟し、生活上の不安其の極に達し、爰に於てか自己の窮乏を防がんとする者、又は他人の爲義侠的に米價を低廉ならしめんが爲暴力脅迫に訴へ、廉價にて之を買取らんとし、甚しきは掠奪を恣にするに至り、騷擾を惹起したるものと認められる。其の他巡査派出所を破毀し又は警察官若くは軍人に暴行したるは其の取締に反抗し又は騷擾犯人として檢擧せられたるものを奪還せんとして衝突したるに外ならず。米商人以外の者が侵害を受けたるは平素不正又は強慾を逞ふし民衆より怨恨を招ける金貸、貸家其の他商取引を爲す者等にして、之等は米價騷擾の餘波を蒙りたるものと認む。」一の如し。又名古屋地方裁判所檢事正大正七年十一月二十日附報告を拔萃引用すれば、名古屋市内熱田傳馬町騷擾の原因として暴行を受けたる被害者某宅は米穀商にして平素稍冷酷なるより附近の民衆より快く思はれ居らざりしところ、偶

々八月十日以來、當市内にて騷擾起りたる結果、其の附近の米穀商は直に白米を廉賣したるにも拘らず、同家にては漸く本月十五日に至り十俵に限り廉賣する旨廣告し、而かも同一婦人の同家にて白米を買入れんとしたる際、他の米穀商より其の價少しく高かりしより附近の民衆之を憤慨したる事情あり。同管内瀨戸町第一次騷擾の原因として米穀商が精米を兩日位に値上し、殊に八月十一日の如きは三度の値上を爲したるを觀たる民衆は其の實米穀商は相當安價に買入れたる玄米を釣上げ不當の利を貪りたるものと認め激昂したる事實あり。又岡山地方裁判所檢事正同年九月二日附報告に徵すれば、管内岡山市騷擾は、米價昂騰に對する生活の困難と富者に對する貧者の反感とに在るもの、如く、暴徒の襲擊は米穀買占を爲し暴利を博したるもの及富豪就中強慾にして市民一般より憎惡せらる、ものを目標としたる傾向あり、同管内總社町、井原町、倉敷町、早島町妹尾町等の各騷擾は孰れも富豪資産家にして米穀買占を爲し暴利

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

を博したる事實原因なるが如し。更に松山地方裁判所檢事正同年十月十四日附報告中には、管内郡中町騒擾の原因が、主たる被害者たる米穀商兼酒造業某に於て前年以來米の賣買に因り數萬圓の利益を獲得せるのみならず、尚盛んに米穀の輸出を爲すより一般の反感を買ひ居りたる折柄、八月十二、三日頃隣家吉田某に對し四五十錢の米が買へねば餓死すべしと放言したる事實傳聞せられ、細民の激怒を醸したるに在るを指摘したり。斯く考察し來れば、「米騒動」の一般的發生原因なるものは、極めて單純なる諸般の事情に過ぎず、而も民衆の經濟的不平に至りても元來夫自體は頗る低級なる道義的社會感情を誘發さしたるものと斷ずるを得べく、後に摘示するが如き各種論評が程度の差こそあれ孰れも「米騒動」の眞相を歪曲したるものなるは自から明かなるところなり。

更に進んで「米騒動」の社會的本質如何を考究するに、「米騒動」なるものは其の規模明治維新以來未曾有の大騒擾なりと雖、之が外

貌は舊幕時代に於ける彼の所謂打毀し騒動を踏襲し、更に工場爭議の騒擾化、炭坑暴動及特殊部落民の團體的蜂起等特殊なる擾亂を添加したる自主的騒擾に外ならず。其の實體は米價を始め一般物價の昂騰に依り生活不安に陷りたる一般下層民衆の成金富豪の奢侈並米穀商の利己的所爲に對する社會的不平の爆發が群集心理に誘導せられて模倣的に傳播したる偶成的騒擾なりと謂ふべく、之が思想的培養者は「デモクラシー」を基調としたる當時の時代思想に歸するを得べし。而して「米騒動」が何等重大なる政治的意義を具有せざりし事實は前掲内務省關係の調査報告書に於ても之を指摘したるところなるが、世上往々彼の日比谷燒打騒擾を目して政治的騒擾なりとするに反し「米騒動」を以て社會的騒擾なりと爲すは右の理由に出でたるものなるも、「米騒動」が毫も反國體的動向を發現せざりし事實に至りては特に之を强調するの要あるところなり。卽ち兇暴を極めたる岡山市騒擾に於て、無智なる特殊部落民等が某富豪邸を襲

聚して金穀を掠奪するに際り、此の金穀は天子様のものなりと叫びたるが如きは些か以て參考に資するところあるべし。而して「米騒動」は夫自體何等かの政治的又は思想的團體に依りて指導せられたるものに非ずして一般民衆の自主的行動化して遂に騒擾と爲りたるものにして各地騒擾の當初に際りて米價の低落を求めたるもの稼めて多大なりしに拘らず、一旦騒擾を惹起するや、斯種目標を喪失し忽ちにして或は平常怨府の的たりし富豪又は米穀商に對する團體的闘爭に走り、或は一般富者に對する嫉妬鬱憤を燃上せしめて反撥的襲撃を敢てするに至り、兇暴なる自暴的暴行の續出自體を目的とするが如き頗る危險なる傾向を呈したるは留意すべきところなり。又各地騒擾相互の關係を檢討するに於ては其の間毫も意識的連絡を發見せず、其の大部分は群集心理の發現たる模倣性に基き、一部は暴徒の隣地的移動に因りたる事實は、「米騒動」が偶成的騒擾なるを立證するものなり。而して右の如き模倣性を媒介誘發したるものと

277

278

しては全國各新聞紙の誇大なる煽動的報道を擧げざるべからず加之之等新聞紙が「デモクラシー」を基礎としたる思想を瀰漫せしめ、以て一般人心を不安ならしめ「米騒動」の根柢を成したる各種社會的不平を培養助成せしめたるは最も遺憾に堪へざるところなりとす。

(三) 各種論評の內容

「米騷動」の發生原因並其の本質等に關して當時の世上に行はれたる論評が如何に多種多樣なりしかは、法律新聞大正七年八月三十日附社說中に現はれたる左の如き記事に徵するも明瞭なるところなり。

最近に於ける所謂米騷動は、果して如何なる原因より發生せるか之に關しては種々なる推定あり論說あり、或は

(一) 單に米價暴騰に苦しみつゝある國民が當局及び或る種の階級の所爲に不平を懷き雷同的に暴行を爲したるに過ぎずとし、或は(二)今回の米騷動は、其の內容に於て組織を有し理智を有するものあり。恐らく露國革命等に共鳴する日本人、若くは社會主義者の一派と連絡を有するものなるべしとするものあり、或は(三)之を深刻に徹底に觀察し日本に於ける資本者と勞働者の衝突、富豪と貧民との不調和にして、當局從來の施設が、社會主義、同盟罷業等

に對する理解を缺く結果、久しく勞働者と貧民との對抗運動を壓迫したるが爲め、鬱積せる民衆の怨恨と主義とが、米價暴騰を役として勃發せるものなりとするものあり、甚しきは(四)進んで反對政黨の政府を窮地に陷るゝ術策なりとするものあるに至る、蓋し思ふに以上の諸說の如き、必ずしも今回の米騷動を說明する理由たらざるも、往々幾分の眞味を留むるものなきにあらず。」

次で各新聞紙の論評は之を後記に讓りて、爾餘の論評若干を拔萃摘示すれば次の如し。

(一) 辯護士川手忠義談「騷擾地視察感」(法律新報大正七年九月十五日附所載)

「今回の騷擾の眞因は一般國民の智識の向上にあり、昔は泣く兒と地頭には勝てない、又長いものには卷かれよと謂ふ思想の許に官權若くは富豪等に對し一步も二步も讓りたるが、今や一般智識の向上と共に斯かる不合理に甘んじ得ざる迄自覺し來たれる結果なり。」

(一) 米國大使館附商務官ゼー・ラビツト著「米と社會政策」

「暴動騷擾は突如として僻遠の地に於ける僻村の婦女に依りて起され、然して其の報道傳へらるゝや、他の地方に於ける同一社會階級をして起たしむるに至れり。之に依りて觀るも、同事件が何等政治的意儀なく、社會不平等が勃發して此の騷擾を促したるものと解するを得ず。然れども騷擾一旦起れば、自然民衆の心理に其の時迄押へられたる憤懣の目覺め來れるは明かなり。余の觀察する所に依れば、日本人は其の考察するや遲々たり。然れども其の一度行動を起すや、其の考察に費したる時を回復し、行動敏速なり。」

(二) 東京帝國大學教授法學博士牧野英一「刑法の立場から」(四)(東京茱新聞大正七年八月日不詳)

「私は、單に研究室に籠つて、抽象的に理論の思索に從事して居る者であるから、今回の騷擾が實際如何なる內容のものであるがを審かにして居ない。恐らくは、非常に複雜なものに違ひない。從つて、此の犯罪を以て單に進化的犯罪と見るべきものであるといふが如き、極端なる主張を爲すものではない。一體、犯罪を別ちて退化的犯罪と進化的犯罪とにするといふやうなことは學者の抽象論として考へて欲しい。それで、私は只、今度の事件に於て如何なる進化的意義が認められねばならないかといふ事を問題にして考へて見たいと思ふ。

私に對して色々な質問が提示されたことは襲に述べた。色々な方面から來た其の色々な質問は、其自體に於て既に今回の事件が全體として、普通の殺人や放火や强盜や毀壞とは同視されて居ないことを證據立てゝ居る。謂はゞ此犯罪――勿論之は犯罪である――が少からぬ同情を受けて居るのである。其の同情を受けて居る點が此犯罪の進化的なる所以であると、私は考へて居る。其の騷擾が人を殺し火を放つに至つては、まことに眉を顰めるといふのは疑ひもなく此の騷擾が犯罪とされねばならぬ所以である。併し、其

の反面に存する一種の同情之はまことに一の矛盾であるやうであるが——此の犯罪の特質を示すのである。而して此の矛盾の間から社會の進化が起つて行くのである。

單に新聞の記事から見れば、日本の社會は今にも破壞されさうに見える。若し外國で外國新聞を通じて此の記事を讀むならば、恐らくは故國の事が案じられるであらうと思ふ。併し、實際我國の社會は此の騒擾に依つて、それ程の危惧を感じて居るであらうか。實は相當の人士にして而も一種の痛快を感じて居る者さへ少くないであらうと思はれる理由がある。此の騒擾に關して痛快を感ずるといふのはドイツ人の所謂シャーデンフロイデで、甚だ不都合なることと謂はねばならぬ。併しそれは事實ではあるまいか。新聞の調子が政府の差止めに對して反抗するあたりなど、此の消息を傳へて居るものがあると思ふ。玆に騒擾が一種の進化的意義を有するものなることを認めることが出來ると思ふ。然り此の騒擾

の進化的意義は政府も亦之を認めて居るのである。政府は緊急勅令を以て穀類收用令を定めた。千萬圓の支出を決定した。政府は人の知る如く、米の問題に關して等閑な態度を持し來つたのではないが——當局の誠意は十分之を認めねばならぬ——社會の要求乃至不平は其の熱心と誠意とに慊らなかつたのである。當局をして米穀管理に一歩を進め得しめたものは、此の騒擾である。恐らくは、當局者として米穀强制管理の理想を初めから持つて居たであらうと思ふ。これ社會政策の基本原則として學者の主張した所であり、又心ある實際家から屢々説いた理想であるからである、只此の理想が、具體的に、今日之を實施して果して時を得たるものなるかに就ては疑なきを得なかつたので、當局者に躊躇があつた。併し社會は玆に此の騒擾に依つて此政策を促すに至り、明かに此政策を支持するの決心が表はれたのである。政府は騒擾といふ犯罪に依つて、其社會政策に國民的支持を得ることになつたと

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

謂ひ得やう。此犯罪の社會進化に對する意義はまさに此の如く理解す可きものであるのである。」

(四) 大山郁夫「米騷動の社會的及び政治的考察」（雜誌中央公論大正七年九月號所載）

「今回の米騷動の重要原因となつたものは多々あるであらうが、その中第一我等の念頭に浮ぶものは我國に於ても各種の階級意識が次第に强調せらるゝ傾向を帶びて來た事である。併し貧民の富豪に對する强奪行爲はその全部を階級意識の見地より說明し去ることは出來ない。少くともその一部は暴動に參加した連中の粗雜なる社會的公正の觀念に基因するもの――若くは現行の社會的不公正に對する反抗心に基因するものと見なければならぬ。」

更に「米騷動」に對しては、社會民主々義又は共産主義信奉者にして宣傳的論評を爲すもの尠からず、彼等は孰れも思想的獨斷に走り獨特なる慣用語を使用して、「米騷動」の發生原因を日本に於ける所謂資本主義的矛盾又はロシア革命の直接的影響に歸し、「米騷動」

の本質を無産階級の所謂階級的意識の自覺昂揚なりと爲したるが、所謂正統派即ち「コミンテルン」支持派に屬する共産主義信奉者の所論中には、右の如き誇大なる宣傳言辭に止まらず、「米騷動」の如き不祥事件の再發を期待し、之に對する彼等一派の不逞なる意圖を表明したるものあるは注目すべきところなり。右意圖たるや一言に之を要約すれば、彼等一派は本來食糧暴動に發したる彼のロシア革命の例に倣ひ、我國內に於ても共産黨を結成强化して之が活動に依り元來單純なる斯種騷擾を國體變革を目的とするものなりと謂ふべく、左に其の例證を掲示すべし。

(五) 日本共産黨事件被告市川正一述「日本共産黨史」（司法省刑事局「思想研究資料」第二十五輯參照）

「更に米騷動に例をとつて見る。この米騷動は奸商征伐といふスローガンに小ブルジョア指導者は持つて行つたが其の本質に於ては日本資本主義の危機、世界大戰中に極度に發達した資本主義の

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

矛盾の最初の爆發に外ならない。この米騷動が如何に野蠻な方法で殘酷に鎭壓をされたかに就いては語らぬが。此處に注意すべきは其の當時まだ自己の組織された指導者を持たなかつたプロレタリアートが自から先頭に立つて到る所に鬪つたことである。而して都市の勞働者がその中心をなした。今日世界及び日本の勞働者のために先頭になつて働いてゐる同志山本懸藏も米騷動に參加した勇敢な勞働者の一人である。此の米騷動があの樣に慘膽たる敗北を嘗めなければならなかつたのは何故であるか？一に大衆蜂起の中心であつたところのプロレタリア階級に組織された强い指導部、即ちプロレタリア政黨共産黨がなかつたからである。大衆のかゝる蜂起が共産黨なくしては如何に慘めな敗北を嘗めるかを物語る最も好い實例である。」

右の所論に關聯し、玆に山本懸藏に對する米騷動被告事件の資料若干を引用するは、所謂「勇敢なる勞働者」なるもの、實狀を明かにすると共に、又以て治安對策上の參考に資するところあるべし。

大正八年七月十五日附東京控訴院檢事長報告抜萃（前綴「大正七年騷擾事件報告」參照）

騷擾率先助勢　不勾留　機械職工　山本懸藏

明治二十八年二月生

第一審判決

大正七年十二月二十日東京地方裁判所言渡懲役六月（檢事求刑懲役八月）

第二審判決

大正八年七月十四日東京控訴院言渡第一審判決取消懲役四月

第二審判決摘示の事實並證據關係

大正八年七月十五日東京控訴院檢事長報告

山本懸藏

大正七年十二月二十日東京地方裁判所騷擾第一審判決

求刑懲役八月－懲役六月（第一審判決參照）

大正八年七月十四日東京控訴院、取消、懲役四月

0176

率先助勢　不勾留
機械職工　山本縣藏
明治二十八年二月生

事實

被告人山本縣藏は八月十三日午後八時頃日比谷公園音樂堂附近に於て率先して「米價暴騰の爲吾々勞働者は非常に生活難なれば吾々同胞の爲一日も早く米價の下落する處置を採り度し、自分は之を諸君に訴ふ」旨の演說を爲し以て率先助勢し

證據關係の陳述

被告人の當公廷に於ける申分は前示十三日午後八時頃日比谷に參りたるに一、二人の演說を爲すものありし故つひ釣り込まれて自分も音樂堂に上り自分の苦痛を訴へたる旨の陳述

被告人に對する豫審調書に自分が十三日音樂堂にて爲したる演說

の趣旨は私は職工なるが米が高い爲めに吾々仲間には薄命のものが多い故米を廉くせねばならぬ、私等の薄命を訴へるから一日も早く廉くする樣にして貰ひ度いと言ふことなりしが群集の多くは職工偉いぞか勞働者偉いぞか米の高いのは鈴木商店、伊藤、增貫等が買占めるからだと叫んだり、手を拍いたりわあわあと叫んだりしたる旨の供述記載。

(六)

故片山潛著「日本革命史上に輝く大正七年の米騷動」(「國際通信」パンフレット第八輯昭和十年六月、內務省警保局保安課昭和十一年九月「海外よりの左翼宣傳印刷物集」收錄參照)

「國際通信」記者の前註「本論文は同志片山潛が米騷動に關する彼のキウ稿に筆を入れ死の直前英譯コンミユニストインタナシヨナル誌に發表したもの〻大部分の邦譯である。近く米騷動の十八周期を迎ふるに際し、戰爭とインフレの物價騰貴と安賃銀・失業飯米缺乏に虐げられつ〻、資本主義打倒のために英雄的鬪爭を續

149

0177

けてゐる勞働者、農民大衆、特に米騷動を現實の眼を以て經驗してゐない幾多の若い、プロレタリアート、農民諸君に、彼等の父母兄、姉の、偉い革命的大衆行爲の一半を想起きせ、彼等の闘爭を力づけるために、本社は今之をパンフレットとして發行した、此米騷動が大衆の敗北に終つたことゝ、そして、其の最大原因が、指導部――則共產黨――のなかつたことによること、從つて、今こそ我々は、我々の勝利の爲に、共產黨の統一、强化、擴大をはからねばならぬ、と言ふこと。之こそ我々が、貴い「米騷動」の革命的經驗から學ばねばならない最大の敎訓である。」

故片山潜著前揭論說はしがき

「大正七年の米騷動は日本の革命運動史をかざる輝かしい一つの出來事である。この米騷動について語ることは、人民革命のために、今や、英雄的闘爭を遂行しつゝある日本勞働階級の革命的行爲について語ることである。大正七年のこの運動は。日本プロレタリアートの始めての大衆的闘爭行爲であり、日本の搾取階級を震撼することゝ實に大であつたのである。

八月三日富山一漁村に燃えあがり。九月十七日漸くにして鎭壓された此暴動は、日本三府四十三縣中三十六府縣數百萬の民衆――大多數が勞働階級――をまきこみ百四十四の市町村に波及した。勞働者大衆とこれが鎭壓のために出動した警官、憲兵、軍隊との間には。血なまぐさい衝突が起り。全國に亘る彈壓の結果。投獄された勞働者數は實に七千八百十三人の多數に上つた。加ふるに米騷動は。同時に炭坑夫並に、工場勞働者のストライキ、サボタージユ等に依つて援助され、勞働者と天皇の軍隊の衝突は幾多の死傷者を出すに至つた。これらの事實を總て勘定に入れるとき。米騷動の意義は明瞭である。

天皇制政府は。まづ。米騷動の眞相發表を禁じ、ついで、小ブルジョアジーの爲に僅少なる讓步、改革を爲すと共に、立ち上る勞

150

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

0178

働者に對して、かしやくなき恐怖政治を現出せしめた。

米騒動に關しては、幾つかの評價がある。だが、革命的性質をもつものであり、且、ロシヤの十月革命の影響を受けたものであることは疑ひがない。

にも拘らず、一時日本共産黨の陣營内に、「米騒動を革命的行爲とみることは出來ぬ」といふ見解を密に持込まんとしたものがあつた。之こそ、現在天皇制政府の手先、プロボカートルとなり終つた、當時の佐野「加藤」高橋（大村）等である。かゝる連中の根據とするところは「米騒動には、當時日本に存在してゐた社會主義的グループが參加しなかつたから」と言ふのであつた。コミンテルン第六回世界大會は、日本プロレタリアートの革命的行爲の、かくの如き日和見的過少評價を嚴然とはねつけた。そして、コミンテルンの綱領は、日本の米騒動を、十月革命の直接影響によつて起つたところの、幾多の革命的出來事の一つに數へてゐるのである。」

前記論説本文拔萃

「米騒動は日本の勞働運動に力强い刺戟をあたへ、それを廣汎な革命的軌道の上に置いた。

米騒動の經驗と、偉大なストライキの波は、プロレタリアートの大衆運動も、夫が自然發生てきに限られたる場合勝利を獲得し得ないことを示してくれた。革命的闘爭の基調をなすものは、組織である。日本プロレタリアートのこの闘爭から學んだ敎訓である

その後間もなく、日本プロレタリアートの最優秀な代表者達は、日本共産黨を組織した。そしてこの旗の下に、勞働者、農民其の他、抑壓された日本植民地の自由を勝取らんと蹶起する民衆が、固く手を握り始めた。」

右の論説中、誇大なる虚構と牽强附會の歴史的説明とは既に之を指摘するの要無きが如しと雖、以て彼等一派の宣傳内容を察知するに足るべく、且は彼等一派が如何なる根據より所謂前衛黨主義を强調するやの事情の一斑も自から明白なるべし。

第五　所謂米騒動に對する取締狀況

A、行政的取締狀況ご出兵

（一）　行政取締狀況

農商務省を主務管廳こし米價調節施設鋭意實行せられたるに拘らず、米價愈々狂騰して神戸市の如きは遂に白米一升の小賣値段三十錢を呼び、關西及中部各地方に騒擾勃發するに至りたるを以て、八月十一日、内務省は之が應急對策こして取敢へず各地方長官に對し左の趣旨の訓令を發したり。

一、農商務省の調査に依れは、外米及朝鮮米を除き　我が米穀商は千六百七十萬石を有し、（七月一日現在）優に四箇月間を維持するを得べく、且過去二十年間の經驗に依れば、收穫期の九月には米價は必ず下落すべきを以て今年ご雖、米價は必ず遠からず下落すべき運命を有す。然るに民間に於ては米價暴騰の原因は全く我國の米穀高の缺乏に基くものゝ如く信ずる者尠からざるを以て、

地方長官たるものは、此の趣旨を國民に徹底し輕擧盲動を未然に防止すべし。

一、暴動中には一部煽動者なきにあらざるも、其の多數は全く生活上より來るものにして誠に同情すべきもののあるを以て、地方長官たるものは、社會政策上同情の念を以て懇切に取扱ひ萬遺憾なきを期すべし。（法律新聞大正七年八月十八日附所載内務次官談參照）

即ち右訓令の前段は米價低落の率勞的樂觀論を以て人心の動搖を鎭靜し、騒動の未然防止を圖らんごしたるものにして、後段は暴動自體に對し其の發生原因に同情して群衆を諭示鎭撫し、社會政策的取締を爲さんごしたるものゝ如し。由來我國近代に於ける各騒動の狀況を回顧するに、警戒鎭撫の衝に當れる警察官吏ご民衆ごの間兇角圓滑を缺きたる結果、事態を愈々複雜ならしめ、騒擾の程度を增惡したる事實尠からず、右は警察官吏の教養訓練の不足したる事其

原因なるべしと雖、從來の爲政者が警察官吏を利用し、之を過するに自己の手兵視したる嫌ありし爲、警察官吏に國家の治安擔保なる觀念薄く、民衆亦警察官吏を視ること所謂官僚の走狗視したる事實其の一因なるべし。「米騷動」に際して内務大臣が前記の如き訓令を發して社會政策的取締を命じたること、果して事實なりとせば、恐らく右訓令は以上述べたるが如き傾向の再發を考慮したるに因るものなるべし。然れども「米騷動」は過去に於ける各種政治的騷擾とは其の原因、動向及構成を異にしたるを以て、右の如き取締方針が事態に適合したるやは疑を容るゝ餘地あるべく、騷擾各地に蜂起するや、警察官吏中には暴徒に同情乂は恐怖して傍觀的態度を採り却て騷擾を擴大せしめたるもの絶無に非ず、右の如き訓令の誤解に基因したるに非ずんば幸なり。

次で内務省は八月十五日全國各府縣警察部長を東京に召集して會議を開催し、從來各地に蔓延し來れる騷擾の實況並に之に對する取

297 298

締状況に鑑み、具體的取締方針を協議決定するところありし筈なるも、右會議の内容に就ては何等の資料なきを遺憾とす。仍て内務省を始め警視廳並各府縣警察部が實際に實行したる各種状況を考察すれば㈠米價調節等の時局問題に關する勦靜並人民各層の生活状態に關する査察、㈡米價問題に關する新聞記事揭載禁止、㈢米價に關する演說會の禁止、㈣各地騷擾に關する騰貴に基因する一揆狠擧の豫防、㈤流言蜚語流布の取締、㈥特殊部落民の動搖防止、㈦危險思想抱懷者に對する事前視察の强行及㈧騷擾其の他の不穩行動に對する警戒鎭撫等に亘るが如し。以下右の各項に就き其の概要を說明すれば左の如し。

㈠　米價問題に關する勦靜並人民各層の生活狀態調査。

各府縣知事が「米騷動」當時に於て内務大臣に發したる各種情勢報告を通覽するに、其の大部分は當該府縣に於ける外米廉賣等に關する應急施設の狀況を始め、流言蜚語等に現はれたる人心動搖狀態

及騷擾又は不穩行動惹起鎭靜の経過を出でず、百尺竿頭更に一歩を進め米騷動の事前に際りて、管內に於ける米價問題に關する一般的動靜又は人民各階の生活狀態等若價問題に對して查察を遂げ、之を報告したるもの頗る僅少にして、右報告としては、大阪府知事及兵庫縣知事の各情勢調查報告等若干を算ふるに過ぎず、又實際の調查として傳へらるゝものを擧ぐれば、八月十日頃より警視廳に於ては官房主事以下課長等出動して、管內各地に於ける米價騰貴に際し生活最も苦しき立場に在りと認めらるゝ一般勞働者、下級官公吏並小額資本の商工業者に就き、其の生活狀態の調查を爲し、特高課に於ては兩三日前より殆ど每夜深更迄自動車を驅つて細民窟を訪ひ、實地踏查を爲したる事實あり、(法律新聞大正七年八月十五日附參照)斯樣調查は各府縣に於ても相當之を實行したる形跡無きにしも非ず。

㈠ 米價調節等の時局問題に關する演說會の禁止。

「米騷動」初期に際り全國各地に於て米價調節等の時局問題に關し演說會を開催せんとしたるもの尠からざりしが、右演說會開催許否の方針統一せざりしものゝ如く、警視廳に於ては斯種公開演說會に對しては特に充分の警戒を拂ひ、成る可く差止むる方針なりと傳へられ、八月十三日東京市神田區美土代町のキリスト教青年會館に於て開催されたる出兵問題演說會は米價問題に言及すべき虞ありたるを以て發起人大竹貫一等に中止を勸誘したるが、之に應ぜず開會したるにより開會直後之を解散せしめたる事實あるに反し、同月十一日夜大阪市內の天王寺公會堂に於ては、國民黨大阪俱樂部等の米價問題に關する政談演說會開催せられ、無事散會後に至りて聽衆の一團遂に同市騷擾の端を開きたる事實あり。而して同月十六日に於ける名古屋市熱田の騷擾が同夜某劇場に政談演說會開催ありとの誤報を聞きて蝟集したる群衆に依りて惹起されたるが如く、人心不安昂潮の時期に在りては、演說會開催の單なる新聞廣告すら、既に人集の出現を招き、忽ち騷擾等の不穩行動を誘發したる事例稀有に非ざりしは、留意すべきところなるべ

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

し。

㈢　各地騒擾に關する新聞記事掲載禁止。

大正七年七月下旬富山縣下に發生したる漁民婦女子輩の哀願運動が、同年八月五日同縣下全般に擴大するに至り、更に同月十日には京都、名古屋兩市の騒擾勃發し、忽ち大阪、神戸を席捲して同月十三日には遂に東京市の騒擾と爲り愈々最高潮に達したるが、內務省は事茲に至り同月十四日夜午後八時三十分、「米價に關する各地騒擾に關係ある記事は當分の間一切禁止す、尙大阪の騒擾に關する號外を發行したる時は直に差抑へらるべし」との新聞記事掲載禁止命令を發したり。（報知新聞大正七年八月十五日附參照）全國各新聞紙が富山縣下の右哀願運動を「越中女一揆」として曲筆亂文の誇大記事を掲載したるに止まらず、其の後各地に發生したる騒擾に對しても如何に誇張的なる煽動的報道を爲し、騒擾の傳播に影響するところ大なりしかは第四Dに於て　說明したるが如し。而して事態未だ

富山縣下の右哀願運動に過ぎざりし時期に於ては、右運動は未だ米騒動の域に達せず、其の胎動期に相當し、富山縣一縣下の地方的問題なりしのみならず、其の哀願運動の最頂點たる八月五日より京都、名古屋兩市の騒擾漸く發芽せんとしたる同月九日迄の間には、尙數日間の停滯期あり、然かも形勢の險惡なりしは恰も爆藥に裝置したる導火線の燃燒しつゝありたるが如き狀態なりしを想起するに於ては、遲くとも此の時期こそ烱眼克く事態の推移を洞察し、新聞記事掲載禁止其の他機宜に適したる言論統制の擧に出づべきにあらざりし歟。內務省が前記の如き新聞記事掲載禁止を爲すや、都下新聞記者團の猛烈なる反對に遭ひたる結果、同月十六日より一日二回內務省より公報を發表して之が記事掲載を許容し、更に翌十七日以降一、米騒動に關する記事は內務省の公報又は公報を基礎とする事實の報道は差支なし、二、公報以外の記事と雖、煽動的誇張的に亘らざる範圍に於て之を掲載する事を得、但し事態重大なるを以て右記事の掲載

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

には十分の注意を拂はれんことを望む、と爲し前記新聞記事掲載禁止を撤回したり。（報知新聞同月十八日附參照）内務省の採りたる右の如き禁止並解禁に關する措置が、稍重大なる政治的波紋を惹起したる事實は既に述べたる如くにして前編「米と社會政策」は當時の形勢を評して左の如き説明を下したり。即ち内務省が騷擾事件の記事報道を差止めたるの結果として、新聞紙が此の差止命令に對し大なる不滿を訴へたるのみならず、却て騷擾に關する不安の風説の流布せらるゝを聞くに至れり。騷擾記事差止は、各新聞紙をして其の堪忍袋の緒を切らしめたり。東京及び大阪に於ては八月二十五日主なる新聞記者大會を開けり。爲に寺内內閣にとり新聞紙の不平は騷擾事件其の物よりも寧ろ重大なる暗礁たるに至れり。騷擾に關する報道其の他騷擾の前後に於ける事情に徴するに、政府の此の措置が一大失策なりしは明白なりとす、と。些か以て參考に資するところ無きに非ず。

(四)　米價騰貴に起因する一般犯罪の豫防。

右の點に就ては具體的資料無きを以て、法律新聞大正七年八月十八日附に掲載せられたる左の記事を採出すべし。

米價と犯罪　　田中大阪府警察部長談

狂騰せる米價は升五十七錢乃至六十錢を呼ぶ前代未聞の高値を出現し、市民の恐慌絶頂に達し下層社會は唯餓死を待つ戰慄時代を描き出せり。之に關し大阪府田中警察部長は曰く、「米價は恐しき勢を以て狂騰しつゝあり、隨つて之に伴ふ犯罪增加を懸念し、當局は目下夫れ夫れ之が實狀の調査中なるが、現在のところ米價の狂騰を原因としたる犯罪增加の傾向なし。當局としては斯くの如き犯罪よりも寧ろ特殊犯罪、例へば生活困難を感ずる結果として勤先に於て横領詐欺等の犯罪者續出せんとも限らずと思慮し、刑事課と協議して府下各署と之等の犯罪を豫防すべく調査方を命令したるが未だ予の手許には右調査の結果を齎せるものなし。米

價狂騰の一方、朝鮮米の賣出あり、今又外國米を廉價販賣するの途開け、一日三千五百石を供給し得べく、市民一日の消費量を六千石と假定すれば、其の半數以上を供給し得ることゝなり、左して影響なかるべし。然れども外國米が口に合ふや否やか問題なるも、幸にして常食たり得れば影響なきのみならず、却而騰貴前よりは割安なる勘定なり。故に此の點より見るも米價騰貴に起因せる犯罪は無かるべしと信ず。又廉價なる朝鮮米を內地米に混入して內地米也として小賣商が販賣し居るやに聞く、されども未だ的確なる夫等の犯罪者を發見せざるが、各署は之等の者に對しても調查中の筈なり。鮮米は內地米と一見品質を同じうし居れば之が鑑別には許々困難なるべし。云々。

(五) 流言蜚語流布の取締。

米騷動當時に現はれたる各種流言蜚語を觀察するに、當初は其の內容單純無稽なる傍觀的報道に過ぎざりしものありしも、漸次各地

に於ける騷擾を模倣的に傳播せんとする積極的言動に出でたるもの輩出するに至り、遂に騷擾を惹起するや、群集自から盛んに流言蜚語を放出して、之が心理を統一しつゝ其の目標に向ひて集團的行動に出づるもの尠からず、又數日に亘る騷擾も「明日は斯々の事を爲すべし」と謂ふが如き流言的言動に依りて、前後相連鎖するが如き傾向を示したるが、騷擾未發の時期に於て、ビラ、貼紙、又は蹊語等の形式を以て流布せられたる流言蜚語に對する警察官吏の取締機宜を得たる結果、不詳事件の發生を防止し得たる事例多し。而して右流布者を逮捕したる場合には、主として警察犯處罰令第二條第十六號「人を誑惑せしむべき流言浮說又は虛報を爲したる者」又は第三條第十五號「濫に他人の家屋其の他の工作物を汚瀆し若は之に貼紙を爲したる者」として違警罪即決處分を爲したる事實あり。其の性質司法取締の分野に屬すべきものなるも、便宜上之か一例として大正七年八月中に於ける福岡警察署の右處分狀況を示せば左の如し。

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

即ち孰れも拘留十日又は十五日の即決處分を受けたるものにして、

(一) 各地に米騷動起り當地東公園に集合すべし等の貼紙及言語を弄し暴動すべき行爲ありたる者、二名

(二) 關西四國九州に跨り路傍遊園地等に於て米騷動に付煽動的言語を弄し暴動主謀者の連類者と認むる者、五名

(三) 各地に米騷動あり自分も暴動を起す積り等人心を誑惑せしむべき流言蜚語を爲す者、一名

(四) 各地に騷動あり當地も本月中に是非暴動を起す又東公園に於て爲す演說會に參加せよと煽動す、一名

(五) 各地に米騷動あり遣れ遣れ自分も眞先きに行く等の言語を弄し人心を誑惑せしむべき流言蜚語を爲す、一名

(六) 仲仕五名共謀雇主に對し勞働賃銀値上を迫り各地暴動を引用し要求に應ぜざれば杭木を以て毆打す等不穩の言動を爲し雇主を威迫したる者、四名

(七) 門司若松等の暴動を引用し暴動を煽動すべき流言浮說を爲す、一名

(八) 福岡も東公園に數名の壯士體の者入込み八月二十四日よりの流灌頂を期し暴動を起す等人心を誑惑せしむべき流言浮說を爲す。一名

(六) 特殊部落民の動搖防止。

（福岡地方裁判所檢事正大正七年九月二十日附報告參照）

「米騷動」に際り特殊部落民が全國各地に蜂起したる狀況は、既に說きたるところなれども、他面各府縣中には、管內特殊部落民に對する事前並當時の對策適切なりしものありたる結果、當該部落附近に騷擾襲來したるに拘らず、部落の動搖を防止して終始鎭靜なるを得たるが、又は進んで騷擾の波及防禦の態度を採らしめたるものあり。治安對策上注目に値すべく、之が例證を愛知縣に求むれば、同縣下には米騷動當時二十六箇所、合計二千二百八十五戸の特殊部

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

落ありたるが、（愛知縣保安課長大正七年八月二十三日附報告參照）右部落民にして集團的に騷擾參加を爲したるもの無きは勿論、縣下各地の騷擾犯人被檢擧者中にも殆ど特殊部落民を認めざりし狀態なり。而して名古屋地方裁判所檢事正同年十一月二十日附報告に徵すれば、右の現象は左の如き事情に基きたるものなり。

名古屋市中區下奧田町

戸數約五百二十數戸、人口約二千五百餘名にして俗に玄海と稱する特殊貧民窟なるが、町內西念寺住職原天隨なるものあり、感化事業熱心家にして專心右部落の改善に從事し居り、又警察部に於ては部落改善の爲、特に選拔したる巡査四名を町內に居住せしめて右事業に從事せしむ。其の他在鄉軍人會長奧田少佐を始め、小學校長青年會長等も獻身的に改善事業に從事し、其の成績大いに見るべきものありたり。今回の騷擾に際しても、講演會、御伽會を開催し、其の席上諄々訓戒を加へたる結果、却て群衆の同町に

襲來したるを警察官と協力して追返へしたる次第にて、一名の參加者も無し。

同市西區平野町

戸數約三百十戸、人口約千三百名の特殊部落にして今回の騷擾には約十名位參加したる風評あり。當町には部落改善專務巡査一名、駐在巡査一名を配置しあり。又住民中より選定したる部落改善委員八名ありて、右合計十名のものは今回の騷擾中は部落を定めて戸別訪問を爲し、其の動靜を視察したると同時に彼等に對し此の際夜間外出せざる樣懇に諭示し、八月十五日夜は部落青年會員一同を部落小學校に集め、講演會を開き、校長及專務巡査より修養談を爲し、且此の際輕擧盲動を愼しむべき旨警告したり。當町も下奧田町同樣改善の實を擧げ、住民の氣風一變しつゝありたる際のことゝて青年等は克く訓諭の趣旨を解し、町の出口々々に見張番を配置し出入者を誰何し、暴徒の群に投ぜんとする者を防

止したり。

春日井郡西枇杷島大字枇杷島宮野

戸數約百餘戶、人口約五百餘名の特殊部落にして八月十四日右部落の青年四五名平素買付の米穀商に到り、白米の廉賣を要求したる事實あり。爲に米穀商をして不安の念を抱かしめたるを聞知したる西枇杷島警察署長に於ては即日同青年を警察署に招致し、淳々其不心得を諭し、嚴戒を加へたる上、部落長在鄕軍人、青年會員を部落青年會事務所に集め、流言蜚語に迷はさるゝことなく、且不穩の擧動に出でざる樣十分警告し、翌十五日西枇杷島小學校に西枇杷町全體の青年會員を集め小學校長より此際會員中にて騷擾に干與するが如き不心得者を出さゞる樣懇々說諭したり。右樣の次第にて今回の騷擾に就ては參加したるもののあるを認めず。

名古屋市南區旗屋町

戸數約五十餘戶、人口約二百數十名の特殊部落にして俗に隣夫

山と稱す。八月の熱田傳馬町の騷擾事件には右部落より約二十名參加したる風評あり。名古屋市に於ける騷擾勃發と同時に熱田警察署長は警部補を派遣し、町總代二名と協力し、部落民に注意を與へ警告するこ共に、同部落の事情に精通せる刑事巡査一名を特派し、專ら此方面の警戒に從事せしめ、又八月十二日十三日の兩日右總代を警察署に召喚し、重ねて注意を加へたるを以て、騷擾の渦中に投ぜんとしたるを防止し得たり。同地の米穀商に大和屋仙之助なるものあり、篤志家にて時々部落内の貧困者に施米を爲し、佛事を營むときの如き附近の者をも饗應し、明治天皇第七年祭當日の如き、貧困者及附近全體のものに餅を施したるより、當部落には米穀商に對し惡感情を有するもの皆無なり。

縣下其の他の特殊部落の事情も略同樣なり。

(七) 危險思想懷抱者に對する事前視察の強行。

「米騷動」當時に於ける危險思想懷抱者に對する平常の査察狀況

は之を詳にせざるも、恐らく要視察人制度に依據し、尾行方法を以て彼等の動靜を内偵したるものなるべし。而して警視廳に於ては八月十二日官房主事中心となり管下主要の警察署長を召集して時局對應の訓示を與へたるが、傳ふるところに依れば平常より危險思想を懐抱し居れる者百餘名に對し尾行檢束其の他の方法に依り嚴重なる取締を勵行することゝなりたるものゝ如し。（法律新聞大正七年八月十八日附參照）其の他前細内務省官吏の「米騷動」調査に關する報告書中にも、危險思想懐抱者に對する事前の取締勵行せられたる趣旨の記載あるも、其實狀不明なり。「米騷動」に直接參加したる危險思想懐抱者の極めて僅少なりしが、本問題は「米騷動」當時とは全く時代を異にせる今日將來の對策として、愼重愼議考究を要すべきところなり。

(八) 騷擾其の他の不穩行動に對する警戒鎭撫。

「米騷擾」に際り全國各府縣を通じて、既に群集の出現ありて形

勢不穩と化したるか、又は騷擾を惹起したるに拘らず、警察官吏の徹還且果敢なる警戒鎭撫が、群集の機先を制し、克く騷擾を未然に防止したるか、又は比較的小範圍の狀態に限局せしめ得たる事例枚擧に遑あらず。之等事例を檢討するに、警察官吏の警戒鎭撫上特に考慮を要すべき二個の問題あり。其の一は定員寡少に基因したる警戒力の不足にして、其の二は警察官吏の騷擾に臨みたる態度なりとす。

「米騷動」當時に於ける警察官吏の定員寡少は既に衆知の事實にして、寧ろ米騷動以後其の經驗に徴し急遽增員せられて今日の如き狀態に達せしものと謂ふべく、法律新聞大正七年八月二十八日附所載の資料は、適確の事情を立證するものに外ならず。

大阪の警察力　田中警察部長談

此程蜂起した大阪市の米騷擾は警察力だけでは、如何ともする能はず、軍隊の應援を求め辛くも鎭靜せるが、今や警察力の不備を痛切に感じ、その改善を叫ぶもの尠からず。右に就き田中大阪

アジア歴史資料センター

府警察部長は語る「今回の暴擧を未然に防ぎ、又警察一手で鎭壓の出來なかつたことは遺憾である。其責任の一半は自分の負ふところであるが、自分は赴任早々大阪府警察其物の力が他府縣に比して非常に不完全極まるものだと言ふことを知り、早速上京して内務省にも自分の意見を開陳すると共に、彼の米騷動の數日前大海原内務書記官が態々來縣して大阪府警察の改善につき種々研究を遂げた次第である。現在警察の配置が市の膨脹發展に伴ふ趨勢に合致して居ない、夫が爲めに過般の暴動に際しても非常な不便を感じたところもあり、警戒力を殺いだことは意想外に大であつた、又人口百五六十萬の大阪として市内に二千郡部に一千二百合計三千二百名の巡査では何うしても十分の警戒が出來ない。理想は人口四百人に對して巡査一人と言ふのであるが現在の大阪は人口七百五十人に對して巡査一人の割合と爲つて居る。人口二百三十萬の東京は一箇師團に比すべき八千名の巡査を有し、市内に

四十の警察署を有して居るに反し、人口百五十六萬の大阪市に十箇の警察署しかないのは釣合が取れぬ次第で、市の秩序を保持し、公安を維持する必要上何うしても定員の増加と署の位置の移動と署の新設が急務なので、此方面に全力を傾倒する考へであるが、差詰め今宮天王寺公園、飛田遊廓を包含する一署の増設に努めたいと思ふ。」云々

而して斯くの如き警察力不足したる警戒鎭壓が、比較的奏効したる事跡を觀るに、其の一半は敏速なる機動的警戒配備機宜に適したるものあると、他の一半は在郷軍人並青年團の警戒協力ありたるに負ふところ極めて多し、警察官吏の機動的警戒配備に就ては、當時警視廳が採りたる方策、其の一例として興味あるところなり。即ち警視廳にては「米騷動」に際り往年の日比谷燒打事件に於て苦き經驗を嘗めたる事實あるに鑑み、既に八月初旬より種々四圍の社會狀態を調査しつゝありたるが、同月十三日朝來各署より警戒の必要あ

アジア歴史資料センター

るを報じ來るや、三多摩を除く府下全般の警察署に對して非常召集を發し、各署をして所轄管内を警戒せしむるヿ共に、各署より約八百名の警官を警視廳に召集し、十六、十七の兩日は更に鐵道院の荷物運搬用自動車十臺及嫌疑者護送用の大型自動車二臺を集め、盛んに警官を各方面に派遣したるに依り案外迅速に鎭撫するを得たる次第なり。又曩の燒打事件中巡査が連日に亘りて不眠不休の警戒に任じたるが故に自繩縛の如く疲勞し、神經非常に昂進したる爲、惡結果を來したる事實あるに徴し、「米騷動」に際りては特に巡査の休養に留意し、毎日新手の巡査を廳内に召集するヿ共に、各署管下の巡査に對しては時を擇はず隨處に於て出來得る限りの睡眠休養時間を與へたり。其の結果巡査も克く上官の意を體し圓滑に其の任務を遂行するを得たる次第なりと。（法律新聞大正七年八月二十三日附雜報參照）

更に在郷軍人、青年團員が積極的に警察官吏の警戒に協力したるは、東京、大阪、山口、和歌山等の諸府縣に亘りて其の事例多し。東京市

深川區西平野警察署管内には廻米問屋頗多あるに拘らず、深川の在郷軍人團各自部署を定めて自警的に警戒したる結果遂に事無きを得たる事實ありて、同署警部　之を推稱し居りたる由なり。（法律新聞大正七年九月三日附辯護士平松市藏「各地警察署巡視所感」參照）大阪市に於ては日本刀等にて武裝したる在郷軍人警備に就きたる事實あり、山口縣下の沖之山炭坑暴動に際しては、暴徒の一團附近山中に遁走したるを以て在郷軍人及青年團員、警察官吏と協力して之を包圍警戒したる事實あり。更に和歌山縣下全般に於ける在郷軍人分會、青年團、消防組の警戒從事狀況を稍詳述すれば、出動參加したるは在郷軍人分會四十七團體合計四千三百二十二名。青年團二十團體合計二百四十一名、消防組十三團體合計千六十六名にして以上團體數總計八十團體、人員數總計五千七百二十三名に達したり。其の活動範圍は縣下全般に亘りて徹宵夜警及警備等に協力したるが、右活動中稍特記すべきものとして和歌山市內に於ては八月十八日夜來、在郷軍人及各戸より自身番

を出して自衛せしめ、何等事故なく平穩を維持したるが、軍隊撤去後と雖危險の處ありし地域の警戒を嚴にし、自衛團を以て警察を補助せしめ、騷擾の再熱を防止したる事例あり。（和歌山縣知事大正七年八月十九日附情報參照）又和歌山市に接續したる岡町部落民等和歌山市内に潛入して騷擾せんとしたる處ありたるを以て、在郷軍人並青年團員出動し、敏捷に各通路を警戒遮斷したると共に夜間部落民の外出は禁止され始終同部落を平穩ならしむるを得たる事實あり、（大原社會問題研究所雜誌第十卷第一號所載、細川嘉六著「大正七年米騷動資料」）又新宮町に於ては八月十八日拂曉騷擾一旦鎭靜したるも朝來流言蜚語盛に行はれ、同夜再擧の處あり、隣接三重縣及附近三箇村より應援せしめたる巡査五十名の外、消防組、在郷軍人、青年會員及水難救助會員等約三百名を以て町内要所に配置し警戒せしめたる結果騷擾の再發を防止し得たる例あり。（和歌山縣知事同日附情報參照）只茲に注意すべきは之等在郷軍人、青年團、消防組合の警戒協力に對しては、之

が統制指導に愼重考慮を注ぎ萬遺憾なきを期すべきことなるべし。

次に、警察官吏の騷擾に臨みたる態度を通觀するに、概して暴徒又は不穩なる群衆に對して同情的態度に出でたるか、又は事前の査察缺くるところあり、騷擾の突發に直面して茫然爲すところを知らず、騷擾の狂暴なるに逡巡して、拱手傍觀の態度を採りたるが如き事實比較的尠く、内には警察力寡少なるに拘らず、克く國家治安の保持者たる確乎たる信念を把持し、敢然騷亂の渦中に立ちて、負傷も顧みず、警戒鎭撫に盡瘁したるものありしは、今日之を回顧して頗る感激に堪へざるところなり。即ち其の一例を引用すれば愛知縣下一宮町に於ける騷擾に際り、所轄一宮警察署に於ては巡査の多數名古屋市内へ應援に赴き署内には僅に署長以下六名を殘すに過ぎざりしも、騷擾突發するを知るや、署長以下居殘り全員出動して之が警戒鎭撫に努め、署長の如きは群衆が豐島某宅の門戶を破壞し將に邸内に侵入せんとするを認め、單身門前に立塞がりて襲擊の的と爲り、本職の鎭撫に應ぜずして

襲撃を敢行せんとせば先づ本職を殺せと絶叫し、遂に身に數傷を被り乍ら遂に其の群衆を一時退散せしめ、其の他の巡査亦奮闘努力し、巡査三名迄負傷したる状態にして當夜の行動は眞に職務上最善の努力を盡したるものと認められたり。（名古屋地方裁判所検事正大正七年十一月二十日附報告参照）

而して叙上述べたる事項の外、關係各府縣知事の情報其の他に依りて、各地騷擾に對する一般的警戒鎮撫状況を摘示すれば次の如し。

即ち警視廳に於ては騷擾勃發の八月十三日夜より引續き市民一般に對して輕擧盲動を戒め、且夜間の外出等を愼しむ様諭示し、特に會社工場等に對しては所轄警察署を通して同様の警告を爲し、尚在郷軍人會、青年團、消防組等には此の際特に自重して萬一にも一時の調子に乘ずることと無き様又群衆に混じて不慮の巻添を喰はざる様種々注意を發しつゝありたるが、更に市内に於ける街燈消滅せられたる結果却つて群衆を誘致する虞ありしを以て、成るべく街頭を照明

すべき旨各警察署長を通して内諭したり。（法律新聞大正七年八月二十三日附雜報参照）大阪府に於ては八月十四日夜に至り市内は外出禁止の府令を發して各新聞社をして之が號外を發行して市民に周知せしめ、又午後八時以後電車の運轉を中止したり。神奈川縣に於ては八月十五日警部を警視廳に派遣し、萬一東京市より來縣する者の警戒に備へたるが、翌十六日次の如き令達を爲し且縣令を發す、即ち令達は一、遊廓の休業、一、活動寫眞其の他興業物の休業、一、祭禮の延期、一、群衆の通行すべき場所に於ける酒舖の休業にして、縣令は「十人以上の運行又は集合に關する件」とし、其の内容は「當分の内横濱市内に道路公園其の他群衆の自由に通行し得る場所に於て十人以上運行して彷徨し又は集合佇立することを得ず、前項に違反したる者は拘留又は科料に處す、本令は公布の日より之を施行す、大正七年八月十六日」なり。和歌山縣に於ては八月十五日拂曉和歌山市内の暴徒退散したるも、形勢尚險惡にして暴徒愈々狂暴化

アジア歴史資料センター

されんことを恐れ、自治的鎮撫策を必要と認め、今般御沙汰ありたる優渥なる聖旨を一般に傳へたる外、政治の救濟に關する施設其の他米價の下落すべき理由を敍し、輕擧盲動を戒め、自治的鎮壓を要する旨の訓諭を發し之を印刷に付して一般に配布すると共に、他面救濟に關する施設其の他に關する告諭を發し、又注意事項として午後外出せざること、暴徒に酒を饗せざること、暴徒に追隨せざること等を印刷して警告し、市内の騷擾に乘じて市外より流入せんとしたる者を全般に防止したり。宮城縣に於ても八月十六日仙臺警察署次の各號に對し各自留意相成り度き旨市内の要所に掲示し且印刷に附して各戸に配布したり、即ち其の内容は一、盆火は之を中止すること、二、日沒後は老幼婦女は必ず外出せざること。三、男子と雖も要無き者は外出せざること。四、警火番を嚴重にすること。(法律新聞大正七年八月二十三日附參照)又香川縣にては八月十五日夜以降當分は高松市、栗林村、東濱村内に於て日出前日沒後濫に五人以上集團

又は歩行することを禁ず、違反したる者は三十日未滿の拘留又は二十圓以下の科料に處す、即日施行する旨の縣令を發したり。更に兵庫縣に於ては神戸市騷擾に關する富豪邸警戒狀況を調査するに、同市在住の富豪其の他にして當時殊に收益多き爲、下層民に嫉視され、暴民襲擊の危險ありたるに依り警察官吏をして其の邸宅を警戒せしめたるものは、米穀商を除き貿易商、會社員問屋、質商、兩替業、乾物問屋、酒造業、銀行業、船舶業、資本家等合計十五箇所に達したり。右の外調査漏のものも尠からざる見込にして、此の外市内在住の富豪は各自非常なる警戒を爲したるもの多數ありと聞く、警察官吏警戒中の富豪邸にして暴民の爲に戸障子家具等を損壞せられたるもの一戸あり、其の他實際襲擊を受けたるにはあらざれども其の附近に暴民多數押寄せたるも遂に退散せしめられたるもの二箇所ありたる趣なるが事實不詳なり。又市内に散在せる著名の會社、商舗、製造所にしても警察官吏の警戒せしもの頗る多數なるが如し。(神

166

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

山地方裁判所檢事正大正七年八月二十九日附受理報告參照）
全國各府縣に於ける騒擾が鎭壓せられたるは、以上述べたるが如
き警察官吏の行政的取締に俟つところ極めて大なるものありし事實
は、毫も疑無きところなれども、獨り警察力に依る行政的取締のみ
に依りて、事態を收拾し得たりと做すは當らず。惟ふに米騒動の如
き大規模なる騒擾に在りては、警察力に依る治安保持には、或る種
の限界あるが如し。加之、當時の警察力が前述の如き寡少の定員を
擁したるに過ぎざりし結果は、各地騒擾中警察力を以てしては到底
騒擾の暴威を防遏するに由なく、縱令一時的にもせよ、所謂無警察
狀態を現出し、軍隊の出動警備に依りて辛うじて治安を維持し得た
る場合、實に相當數に達したり。而して騒擾に對する司法取締の方
面に至りては、司法警察官吏の活動中には、動もすれば事態の擴大
を危惧して徒に退嬰消極に陥らんとしたるが如き事實無きにしも非
ず。然かも檢事の指揮激勵あるや、斯くの如き態度を一掃して、斷 325
乎たる檢擧を遂行したるに依り、騒擾の暴威を頓挫せしめ、遂に之 326
を鎭壓し得たる事例ありたるは、留意すべき現象なりと謂ふべく、
次に之を詳述すべきも、玆に一例を示せば次の如し。
卽ち岡山縣下に於て第一に突發せしは倉敷町の騒擾にして、當時
警察官は可成穩和に解決すべく、檢擧に重きを置かざりしもの〻如
し。然れども早島町妹尾町に續發し各地に波及するの狀況あり。本
職よりも特に煽動者率先助勢者は嚴に檢擧すべく注意し、爾來極力
檢擧に努力せるもの〻如し。只暴動の最も盛なる際には警察力不十
分にして鎭壓する態はず、徒に彼等の爲すが儘に任し無警察の狀態
に陥れるは遺憾に堪へざる處なるも、之れを爲さゞるにあらず、能
はざるなり。（岡山地方裁判所檢事正大正七年九月二日附報告參照）

㈠ 出兵狀況

「米騒動」に於ては彼の日比谷燒打事件に於けるが如き戒嚴令施行なかりしも、全國各地に亘りて陸軍又は海軍の出動警備あり、其の範圍の廣くして規模の大なりしは未だ曾て其の例を見ざるところなり。而して陸軍當局に於て八月十一日に於ける京都騒擾に對する出兵に際り、「人民の飢餓に關する問題に軍隊を出動せしむる餘儀なきに至れるを遺憾とし、軍隊は法規上地方長官の要求に依り出動せざるべからざるも、總て同情を以て人民の集團に接觸し、能ふ限り抑壓を加へざる樣努むべく十二日當該軍隊に命令を下したり」とのことなりしが、（報知新聞同月十三日附參照）右の如き聲明にして果して事實なりとせば、恐らく時局の重大なるに鑑み、出兵てふ小事實が却て民衆の昂奮を挑發し事態を愈々惡化せしむべき虞あるを憂慮したるに出でたるものなるべきも、苟も形勢險惡にして警察力を以てしては治安を保持し難く、遂に出兵を俟たざるを得ざるに至りし以上

斯くの如き聲明が機宜に適したるものなりや疑無き能はざるところにして、右聲明に基くものなりや之を知る能はざるも、各地騒擾に出動したる軍隊中、兎角活潑なる警備機能を發揮せざるが如き傾向を示したるもの絕無に非ざるを認めたり。關係各府縣知事の出兵要求に依り軍隊の出動警備ありしは、前顯「明治大正史」政治篇に依れば四十二市町村と爲したるも、更に之を調査したるところ、合計約六十市町村の多きに達し、京都府下の京都市、八幡町、餘部町、大阪府下の大阪市、黑江町、平野鄕町、田邊町、今宮町、古市町、吾川村、堺市、岸和田町。兵庫縣下の神戸市、尼ケ崎市、和歌山縣下の和歌山市、日高町、黑江町、和歌浦町、加太町、名手町、粉河町、三重縣下の津市、愛知縣下の名古屋市、瀨戸町、豐橋市。靜岡縣下の靜岡市、江尻町、藤枝町、見付町、金谷町、燒津町、三日目村、掛川町。福井縣下の福井市。山梨縣下の甲府市。新潟縣下の長岡市。東京府下の東京市。廣島縣下の三次町、十日市町、八次町、廣島市、

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

呉市、庄原町、音戸町、警固屋町、府中町、可部村、熊野村、吉浦村、福山市。岡山縣下の岡山市。山口縣下の宇部村沖之山炭坑。島根縣下の濱田町。福岡縣下の門司市、戸畑町、添田町峰地炭坑。福島縣下の福島市、若松市。宮城縣下の仙臺市等に及びたり。而して以上の出動軍隊は多く陸軍なりしが、餘部町及呉市等に於ては海軍の出動を見たり。之等出動軍隊の各兵力量並配備狀況は特に之を省略するも、其の警備狀況は、出兵の當初稍消極的態度に出でしもの無きに非ざるも、概して現實の實狀に即應し、所謂無警察狀態を救ひ警察官吏と協力して克く暴徒の跳梁を禁壓して治安の維持に任じたると共に、一般人心を安定せしめたる効果大にして、延ては檢事並司法警察官吏の司法的取締活動をも掩護したるあり、就中狂暴なる暴徒の反抗に際會するや、軍隊中尠からぬ犠牲を拂ひて之を擊攘彈壓し、遂に險惡なる事態を鎭定したるは其の功績寔に顯著なりと謂ふべし。玆に若干の例證を採りて其の實況を示せば左の如し。

(1) 岡山市騷擾に對する出動軍隊の行動

岡山市に於ては八月十三日夜九時五十分出兵を要求し、同十一時三十分一個中隊岡山警察署に到着したるも、指揮官（師團參謀）は餘程遲着せしのみならず同官が種々の狀況を聽取する等にして愈々警備に就きたるは翌十四日午前零時二十分なりき。當時指揮官は各所に派遣の隊長に對し治安は警察の任にして軍隊の任にあらざれば決して人民と接觸すべからずと口達せり。而して軍隊は此の口達に依るや否やは知るを得ざるも、徒に暴徒を傍觀するのみ、又暴動は各所に移動するにも拘らず軍隊は一々指揮官の命令あるに非ざれば移動せざるを以て常に時機を失し、軍隊は著しき効用を爲さず、警察官中には憤慨して軍隊の出動には何等の効力なし、斯かる有樣なれば明日は軍隊の出動を要せずとの言を漏らすものあり。然れども翌十四日夜は出動兵數も前夜より多く、其の活動も前夜の比に無之、暴徒を威壓したるの効果顯著有之。

（岡山地方裁判所檢事正大正七年九月二日附報告參照）

瀨戸町第一次騷擾に對する出動軍隊の行動

八月十三日午後七時步兵第三十三聯隊の一個小隊出動し來り、步兵中尉指揮の下に同町深川神社前の廣場に整列し居り、同中尉は其廣場に蝟集し來れる群衆に對し、二個騷擾の不可なること、國民は秩序的の生活に出づべく、過つて刑辟に觸るゝが如き暴擧に出づべからざることを演示せしに、群衆中より犧牲となり警署に拘禁中の者の滅免又は釋放方の斡旋を乞ふものありたるより、法に背きたるものは（法に依り糺さゝるべからずと加諭したるが、群衆の氣勢險惡の兆あるより、同中尉は被告人奪取の目的あるやも計られざるに付、警戒を要する旨にて時々警察と連絡を保ち、翌十四日午前一時群衆の解散と共に歸營したり。（名古屋地方裁判所檢事正大正七年九月三日附報告參照）

(3) 豐橋市騷擾に對する出動軍隊の行動

八月十三日の夜暴徒警察官を毆擊し、危險漸く切迫するや、警察署長は右襲擊前より來合せ居りたる豐橋市長と共に步兵第十八聯隊に交涉し、軍隊の出動を求めたるに、聯隊にては之を快諾し直に一個小隊の兵員を派遣し、其の警察署前に至ると同時に署内殘留の數名の警察官は署前の群衆に向ひ突喊したる爲、群衆は退散したり。翌十四日も出兵の要求に應じ、夕刻より一個大隊の兵員を派出し、市內の各要所に配置警戒せしめたるにより、警察官の警戒と相俟ちて其の効を奏し騷擾を見ず、爾來全く鎭靜の狀態に歸したり。之を要するに軍隊の出動は騷擾鎭壓の効を奏し且機宜に適したるものと認めらる。（前緞報告參照）

(4) 濱田町騷擾に對する出動軍隊の行動

八月二十日の騷擾當日衛戍地同町に接續する石見村の步兵第二十一聯隊は演習の爲、少數の留守隊を殘して數十里を隔絕したる三瓶ケ原に行軍中なりしに拘らず、右留守隊は警察署長の通知に

接するや、直に出動して暴動の防止に努め、更に兩三日後なりし檢擧當日には隣警部隊出動して警察署其の他町内各所を警備し、被檢擧犯人奪還を未然に防止し、檢擧の遂行を容易ならしめたるは、其の勞多とするに足る。（松江地方裁判所檢事正大正七年十月十六日附報告參照）

(5) 神戸市騷擾に於ける出動軍隊の行動

神戸市内の秩序案外速に常態に復したるは、八月十四日一面兵力の許す限り之を同市内に配置し、良民をして安眠するを得しめたると、他面掠奪を恣にしたる市内三特殊部落を軍隊にて包圍し、警察官をして家宅捜査を爲さしめ一般に法の威力を示したるに依るものと認めらる。（兵庫縣知事大正七年八月十四日附情報參照）

(6) 大阪市騷擾に於ける出動軍隊の行動

今回當管内の騷擾に付軍隊の出動を求めたるは騷擾第二日（八月十二日）にして、歩兵六個中隊の派遣ありたるも暴徒の勢猖獗

にして各方面に亘り蜂起したる爲、警備手薄き箇所に於ては一時軍隊の退却したるものあり、形勢愈々窮迫となりたるより更に同夜軍隊の增援を見るに至れり、第三日に至りては暴徒の勢一層甚しく、各所に於て警官及軍隊を包圍し之に向つて瓦礫を投し、多數の負傷者を出すに至りたるにより各方面に多數の軍隊を增派し極力警備に努めたるも、到底平和手段にては鎭撫不能の狀態となり、遂に臨機强壓の手段を採るに至りたるより、市内は十四日に至り漸く鎭靜の狀態となり、又郡部に於ては住吉、平野郷、岸和田の各警察署管内に騷擾鎭撫の爲、軍隊の派遣ありたるも異狀なく、同月十七日全部軍隊の引揚を爲すに至れり。

以上の如き狀況にして軍隊と最も衝突の劇烈なりし場所は、一湊町停車場附近、一南區日本橋二三丁目附近、一北區天神橋六丁目附近、一北區上福島淨正橋附近、一東區玉造市營電車終點附近にして、現に軍隊に於ても合計三十名の負傷者を生じたるにより、民衆側に

も亦多少の負傷者を生じたるものと推知せらるゝも、其の詳細未だ判明せず。

而して出動軍隊と警察官吏との間には摩擦軋轢を生じたるが如き紛議を聞かず、兩者の關係一致に良好なりしが出兵要求前に於ける兩者の緊密なる連絡關係必ずしも十分ならず、出動軍隊側に在りては知事の要求に依りて出兵したる後、始めて警察官署より騷擾の經過並狀況を聽取したるが如き嫌ありしは遺憾とす。將來「米騷動」の如き不詳事態の發生せざることを願ふは論なきところなれども、萬一斯種騷擾勃發するが如き事態逼迫するに於ては、檢察部を始め警察部衞戍司令部三位一體の連絡を圖りて治安對策の萬全を期すべく、延ひては三者を以て臨時保安機構の如きものを設定するの要あるに非ざる歟。尚軍隊の出動にして知事の出兵要求に依らず、臨機適宜の方法に依り、治安を回復したる事實散見したるは、軍隊との連絡協調上頗る興味あるところなるを以て、

茲に若干の類例を引用すべし。

(1) 松山市騷擾に對する軍隊の演習的出動

當管內に於ては軍隊が公式に出動したることなきも、八月十六日は前々日の郡中町、前日の松山市に於ける騷擾の餘波を受け同市中には流言蜚語盛んにして最も不穩危險の狀況を呈したるより、警察部長は知事の意を受け松山第二十二聯隊長に對し臨機の出兵其の他適當の警戒を加へられ度き旨の協議を遂げたる結果、同日市中に軍隊の行動を間斷なく實行して出兵を裝ひ、市中を警戒し且同夜群集の豫定地なりし城北練兵場にて夜間演習的練兵を爲して群集を豫防したる爲、警察官の周到なる警戒と相俟ちて鎭靜の效を收むることを得たり。（松山地方裁判所檢正大正七年十月十四日附報告參照）

(2) 安下庄村騷擾に對する海軍の任意出動

當時恰も某地に出動すべき軍艦金剛、比叡の二艦安下庄沖に

172

投錨したるより所轄郡長非公式に援助を要請したる結果、終夜探照燈を以て安下庄町を照し、爲一の場合直に出兵すべき旨を承諾せられ、十九日より夜間一中尉引率の下に約十五、六名の水兵町内を警備し、更に飛行機の低空飛行によりて人民を威嚇する等臨機の處分を施し、爰に事無きを得、而して金剛は二十日、比叡は二十一日何れも目的地に向ふ。（山口地方裁判所檢事正大正七年十一月十五日附報告參照）

大阪府知事の出兵要求手續に關して若干の質疑回答あり、該手續の内容を理解するに就き參考に資するところあるを以て茲に之を掲示すべし。

出兵要求手續に關する質疑回答

一、出兵要求の手續は必ず書面を要するや

必ずしも書面を要せず（書面を要すと謂ふ規定なし）

二、出兵要求は日毎に之を爲すべきものなるや

必要ある迄繼續すべきものにして日毎に之を爲すべきものにあらず

三、突然出兵を要求したる場合に軍隊出動迄幾何位の時間を要するや

大阪に於ては行軍中又は演習中其の他不在の場合の外二時間を要すれば十分なり

四、出兵許否の權限は何人に屬するや師團所在地ならざる聯隊又は旅團は其の長に於て當然又は委任により出兵許否の權限を有するや若し其の權限なしとせば出兵要求の都度何人の認許を要すべきや

出兵許否の權限は衛戍司令官に屬す。師團所在地ならざる聯隊又は旅團に於ては其の長に於て當然出兵の許否に付權限を有するも衛戍條例第三條に依り師團長は勤務に關し師團管内衛戍司令官を監督するあるを以て師管内の

各衛戍司令官は師團長の認許を要す但事急なる場合に於ては臨機の處置を爲し其の旨報告するの定なり。

B、司法取締狀況

(一) 所謂米騷動事件に對する司法當局の態度と取締方針

司法當局即ち司法省並大審院檢事局の「米騷動」に對する態度を觀察するに、騷擾勃發の當初に際りては事態の推移に注視し、極めて愼重なる態度を持したるものゝ如く、八月十日法務局長の名を以て各地方裁判所檢事正宛先づ左記通牒を發して騷擾に關する詳細なる報告を徵することゝ爲したるが、

「米價の騰貴に伴ふ暴動の件報告の件」

米價の昂騰に伴ひ多衆聚合して公務所又は富豪に逼迫し、騷擾を起す狀況相見え之に對する司法上の處置に就ては愼重の考慮を要するは勿論とす、尙斯かる事件發生の兆あり、又は既に發生したる場合直に當省に報告相成度し。

同日更に次の如き通牒を發し、各地騷擾乃至不穩行動に對する司法處分が却て騷擾を激化挑發するの虞あるを考慮し、故らに紛擾を惹起せんとする者を除き、民衆の米穀廉賣其の他生活難救濟を要求する

群衆行動にして勢の激するところ動もすれば不穏の行動に及ぶが如きものに對しても其の司法取締警察に亘らざる樣、愼重を期し機宜の措置を講ずべく命令したり。

一「米價の騰貴に伴ふ暴動取締の件

米價の昂騰に伴ひ窮民相伍して官衙又は公務所等に迫り、或は富豪を脅威するが如き狀況各地に相現はれ候模樣有之右は或は騷擾罪と爲り、或は治安警察法違反と爲り、若は暴行脅迫等の罪と爲るべき場合も可有之候處、徒に騷擾又は暴行を爲すが如き者は格別、其の然らざるものに付遽に司法處分を以て之に臨むは大に考慮を要するもの有之殊に反動的に倍々秩序を紊るに至るが如き場合に立至ることも有之候はば容易ならざる結果と可相成に付、其の措置に付ては篤と考慮を費し、時宜に適したる取扱を爲す樣御留意相成度候

右の如き資料に徵すれば、此の時期に於ける司法當局の態度は未

だ專ら內部的にして極端なる司法取締を警戒したるに止まり、未だ取締方針を決定せず、各地騷擾に對する當面の具體的取締に至りては之を各檢事長並檢事正等の措置に俟ち、以て形勢全般の動向を注視したるものと謂ふべく、司法當局者にして一般社會に對し輕々に其の態度を表明したる事實なく、況んや騷擾に對し同情するが如き言說を漏したる者を聞かざるなり。而して各地騷擾に對する當局の具體的取締狀況を觀るに騷擾の動向は忽ち單純なる群衆行動の域を突破し、其の模倣的傳播甚だしく勢の赴くところ愈々狂暴を帶びて破壞、放火、掠奪の暴舉を擅にし、加ふに秩序弛緩を好機と做し恐喝竊盜等を爲すもの亦尠からずに拘らず、之が取締に當れる警察官吏中には後述の如く全力を騷擾の鎭撫に鋭意傾注するも尚足らず、所謂無警察狀態を現出したるもののみならず、徒に檢擧が民衆の昂奮を刺戟挑發するを憂慮したる爲、全く司法取締を拋棄せんとするが如き傾向を生ずるに至りたるを以て、各地檢事に於ては兎角

アジア歴史資料センター

意氣沮喪せんとしたる司法警察官吏を鼓舞激勵し、前記悪質事犯の檢擧指揮に努め、既に相當の成果を收めつゝありたる狀態なり。斯くして八月中旬に至るや、司法當局の態度漸く積極化したるものゝ如く、同月十八日松室司法大臣以下平沼檢事總長、鈴木司法次官、豐島法務局長、小山大審院次席檢事等法相官舍に緊急會議を開催して「米騒動」に對する取締對策を協議決定するところありたる事實報導せられたるが、（法律新聞大正七年八月二十三日附參照）右會議直後松室法相談として「米騒擾」に對する司法當局の態度左の如く發表せられたり。

「米價暴騰の爲、生活上不如意の狀況を來たしたのは憂慮に堪へぬ。當局者は種々の手段方法を講じ、極力其の調節に努めて居るから、一般民衆は國體的行動を採ることは全然之を避けて貰ひたい。帝國は御覽の通り聯合國と共に出兵して世界的大戰爭の爲大に爲す所あらんとして居る、此際擧國一致國内の秩序を保つ樣に

したいものだ。然るに遂に各所に國體的行動を見るに至つたのは誠に困つた事で其の行動、騒擾罪、治安警察法違反、或は暴行脅迫罪とかの犯罪を構成する、徒に家宅に侵入して之を破壞し、他人を傷害し又は放火を爲すが如き最早救濟を求むる爲の行動ではなく、食料運動ではない、純然たる犯罪で謂はば暴徒の行爲である。寧ろ窮民の救濟を妨げることになる。秩序の維持と窮民の保護の爲には是等犯罪者は嚴重に檢擧處罰する方針である。」云々。

（法律新聞大正七年八月十八日附參照

而して前記會議の決定に依るものなりや否や之を詳にせざるも、各地騒擾の實際を視察調査するの目的を以て、同月十八日山内司法參事官は大阪名古屋兩控訴院管内へ、林大審院檢事は名古屋控訴院管内へ、山岡參事官は廣島控訴院管内へ、武田東京控訴院檢事は新潟地方裁判所管内へ、小林同控訴院檢事は甲府及靜岡各地方裁判所管内へ、翌十九日飯島司法參事官は宮城控訴院管内へ夫々出張した

116

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

り。（大阪朝日新聞大正七年八月二十一日附參照）而して右の視察出張が如何なる報告と爲りて現はれたるかは、遺憾乍ら何等の資料を發見せず。

當時司法當局が「米騒動」に對して如何なる態度を採り、且如何なる取締方針を決定したるものなりや、先づ外部即ち一般社會に發表せられたる司法當局者の聲明又は談話を考察し、次で内部に於ける各裁の指揮命令等を考究すれば左の如し。司法當局者の聲明又は談話として外部に發表せられたるものを擧ぐれば前揭松室法相談の外、次の如きものあり。即ち

「法律新聞大正七年八月三十日附」に揭載せられたる司法次官鈴木喜三郎談

國法は嚴として存す

今回の騒擾事件に對しては嚴罰を以て臨むの外途なかるべし。或は燒打の暴擧に出で、或は白晝公然強盜に類するの行爲を爲す。予を以て之を覽れば、何等同情すべきの點あるを知らず。或は暴

行を爲すの意なく、單に見物すべし位の考にて群集に交り、四圍の空氣に動かされて不知不識の間に石を投じたるが如き者も之れ有るべし、而かも之れとて左程同情すべきに非ず。若し夫れ斯くの如き群集心理に支配されて罪を犯したる者を寬假し、彼等をして暴擧を爲すに於ては其目的を達し得べしと言ふが如き思想を養成せしめんか、國家の秩序は全然破壞さるゝに至るべし、勿論富者益々富みて其富に衿り貧者益々貧して其貧に泣くが如き現象は甚だ憂ふべきことにして其の局に當る人々の深く思ひを玆に致して之が弊害を匡救せざるべからざるは明かなれども、國家の秩序を無視して暴動を敢てし、何等關係なき者に對してすら尙ほ且つ石を投じて硝子、障子等を破壞するが如きことを敢てしたる彼等暴民に對しては一點同情すべき所なく、之を嚴罰して以て後者を戒め、再び前者の轍を履まざらしめざるべからず。水野内相が曾て「今回の暴動の動機に付ては多少同情すべき點あれど」云々の

趣旨を語られたることが新聞に現はるゝや、彼等は「内務大臣すら同情するからやつてもよからう」と言ふが如き常識を逸せる考を以て暴動を敢てするに至りたる者もありし由なるが實に言語同斷なることにして何人も其亂暴なる考に呆れざる者あらざるべし。

德川幕政時代の如きも、町內の或る者の寄附金が少しとて、其の家に神輿を入れて戸障子を破壞したるが如きことあり、斯くの如きは國家の治安維持上、由々しき大事にして到底寬假するを得ざる事に屬す、或は今回の暴動は群衆心理に支配されたるものにして各個に彼告を引離して考ふれば彼等は再び罪科を爲す者に非ざるべしと言ふ者あれど、其の果して然るや甚だ疑はざるを得ざるのみならず、多衆聚合して暴行を爲すこと夫自體が甚しき危險性を帶ぶる以上之を嚴罰せざるべからざるは職、司法に在る者の當然のことなり、と謂はざるべからず。又多衆聚合して暴行を爲さんとする場合に子供等を運れて見物に行くさへ謹まざるべからず、

群集心理は仍ち此の單純なる見物より來ること多ければなり。

彼等暴民にして檢擧されたる者の中には「特殊部落民の爲めに働いた樣なものだ」と言ふ樣なる考が念頭に浮び漸く目覺めたるが如き觀なきに非ず。乃ち彼等が暴行の最中、特殊部落の者等が來りて掠奪を逞しうし恰かも彼等は無駄骨折りて鷹に攫はれたるの觀ありたればなり。

の如し。右の如き資料に依りて觀れば、司法當局は一般社會に對して(1)強く「米騷動」に對する所謂同情的態度を排し、臨むに國法の威嚴を以てし、騷擾の違法なるを指摘すると共に、群集行動自體が既に不穩なるを警告したることは明かなり。而して(2)動もすれば不法なる暴擧に訴へて米價低落の目的を達成せんとするが如き惡風の瀰漫せんとするを警戒し、暴徒に對する斷乎たる檢擧に依りて斯種惡風を防止せんとし、騷擾犯人の假借なき取締を言明したるものとす。

以上の如き司法當局者の談話が、騷擾時又は其の直後の恟々たる人

心不安を鎮靜せしむるに與つて力ありし政治的効果は、決して僅少ならざりしものなり。即ち前記の如き談話は寧ろ其の政治的意義に重點を置きたるものと解すべきに拘らず、社會一部の識者間に於ては後述するが如く右談話中の厳罰云々の一句を捉へ、司法當局の取締方針が徹頭徹尾厳罰主義に終始したるが如き誤解を、懐き專ら法律論に立ちて之に論難を加へたるものあり。然れども右厳罰云々の辭句は、前記談話を聽取したる記者の誤謬に基くものにして、司法當局者としては單に厳重なる檢擧を強調したるに過ぎざりしは、後に之を説明するが如し。即ち司法當局としては檢擧の勵行徹底は之を言明したるも、未だ處罰問題に言及したる事實なかりしのみならず、右處罰問題に就ては本來裁判の內容に關するものなると共に、單純なる厳罰主義又は寛刑主義と謂ふが如き抽象的原則を以て解釋し得ざる幾多複雜なる問題を包含するものなり。

次に司法內部の「米騷動」に對する指揮命令等に就ては爰に引用したる法務局長通牒「米價の騰貴に伴ふ暴動取締の件」の外、尚若干の資料を揭示すれば左の如し。

(1) 八月二十日附廣島控訴院檢事長の同管內各地方裁判所檢事正に發したる指令

「暴動に對する檢擧方針の件」

米價騰貴に原因せる暴動者の處分に關しては其の動機の恕す可き點を考慮す可きは勿論の儀に有之候得共其處分徒に寛大に流るゝごときは徐々暴動を傳播助長する虞可之先般法務局長よりの通牒も此の犯罪の檢擧に關しては愼重なる考慮を加へ寛厳其宜しきを制すべしとの趣旨に外ならざるものと思考致候依て此の犯罪各地に傳播續出する狀勢に鑑み暴動の首謀煽動者は勿論率先助勢者其の他放火、強盜建造物器物を損壞したる者及び傷害を加へたる者の如きは厳重に檢擧し以て將來一般を警戒するの方針に依り事案を處理すべき旨過日申進置候處其後管內各地の報告に基き暴動行爲の內容を案ずるに常に生活に窮せる細民の米價の廉賣を強要する

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

の暴擧たるに止まらず其の他の商店に對しても亦廉賣を強要し亂暴狼藉を逞しくする等將米寔に深憂すべき危險性を具備し爲めに各種の日用品商人を始め資産家階級中にも戰々兢々たるの狀況に在るもの尠からざる儀と思考致候而して此の惡風潮を掃蕩するに就ては社會政策に基き行政官府に於て種々の施設を必要とすることは勿論の儀に有之候得共司法官憲に在る者も亦た可及的此の惡風を剪除するの精神を以て事案を處理すべきものと思考致候就ては今回の暴動は幸にして鎭靜に歸するも將來に於ける公安の維持上暴動者に對しては嚴重なる制裁を加へ以て國法の威力を示すの必要可有之從て其重立ちたる者に對しては之を嚴罰するの態度を持すると同時に檢擧の範圍も之を擴張し附和隨行者中他人の邸宅に侵入したる者は縱令ひ暴行を爲さゞる者と雖も性行粗暴にして共に暴行を爲したるの疑あり且將來に於ても暴動あるに際しては之に加擔するの虞ある者に對しては之を訴追するを適當なりと思

考致候條右の方針に依りて御處理相成度候尤も附和隨行者の如き罰金刑に該當する者は勿論家宅侵入者の如きも成る可く不拘束の儘訴追し且其處罰に關しては愼重なる考慮を加へ必要已むを得ざる者の外體刑を避くる事に御注意相成度及通牒候也

八月二十二日廣島地方裁判所檢事正が同管内各檢事に發したる指揮

(2)

今回の暴動に關し左記の事項御注意の上相當措置相成度候

一、今回暴動の發頭又は中堅となりしものは多くは特殊部落民なりしに付各地の特殊部落民は互に氣脈を通じ居るにあらざるが特に此の點の搜査を密にせられ度き事

二、聲援後に於て其の聲援を利用し相手方を畏怖せしめ又は畏怖するに乘じ無償又は不當の廉價を以て物品を交付せしめ若しくは交付の承諾を爲さしめたるものは此際處罰すること其の聲援と併發するものは合併審理するは勿論とす但飯料米の必要上買入れたるものは斟酌を加ふること、

アジア歴史資料センター

三、騷擾を利用し寄附を強要し酒手祝儀等名儀の如何を問はず不正の利得を爲し若しくは第三者をして爲さしめたる者亦同じ、

四、騷擾に乘じ他人の財物を強取又は窃取したる見込のものは速に家宅捜索を遂げ相當の措置を爲すこと。

尚、司法省並大審院檢事局等より全國各地に派遣せられたる前記視察出張員に於ては、「米騷動」取締に關する捜査並調査等に就き一の指令を携行したるもの〻如く、既に第四、E、に記述の通り各地方裁判所檢事正中には各管下の騷擾に關して略同一事項の調査を了し、之が報告を爲したるもの尠からず。名古屋地方裁判所檢事正が同管下の各檢事に對して發したる次揭指揮事項は、卽ち前記指令に基きたるものと認めらる〻ものなり。其の內容次の如し。

米價騷擾に關する注意

一、騷擾の原因及目的を詳細調査すること

一、社會主義者及特殊部落民の騷擾に關與したる有無及程度を詳細調査すること

一、政黨員の騷擾に關與したる有無及程度を詳細調査すること

一、各地騷擾の相互連絡の有無を調査すること
主義者若くは政黨關係者を檢擧し居れるときは其の者と他の地に於ける騷擾との關係

一、騷擾に對する警察官の檢擧狀況を調査すること

一、騷擾に對する出動軍隊の行動を調査すること

一、騷擾罪の首魁者及率先助勢者を嚴重に檢擧すること

一、米商其の他の商人を脅迫して廉價せしめたる者を嚴重に檢擧すること

以上揭示の各種資料を綜合すれば、「米騷動」に對する司法當局の取締方針特に其の檢擧方針は略之を推察し得べく、其の概要を說示すれば次の如し。

即ち司法當局の右取締方針を一言にして要約すれば、檢擧の徹底に在り、之が一般社會に對する影響を重視したるは論ふを俟たず。

而して其の具體的内容を擧ぐれば、

(1) 檢擧の主力を騷擾の主動的分子に集中したること、

騷擾罪の首魁者、指揮率先助勢者等の檢擧に努めたるを始め、騷擾に隨伴して益々之を惡化せしめたる毀壞、放火、殺傷、掠奪、恐喝等の惡質事犯を追及摘發すると共に、他面に於て(イ)騷擾の意識的連絡關係の有無等に依り異常なる努力を傾注したり。各地檢擧の狀況を觀るに、騷擾の表面に現はれたる首魁者、指揮率先助勢者を始め前記各惡質犯人は比較的良好に之を檢擧し得たるも、騷擾の裏面に隱れたる前記謀議、背後關係及連絡等に就ては概ね消極的結果に終りたるが如く、(イ)右事前謀議の有無に關する捜査に於ては、二三の事實發覺したりと雖、事案孰れも低級且偶發的なりしこと明白と爲り、(ロ)右背後關係の存否に關する捜査に至り

ては、幸にして何等重大なる事實潛伏せざりしこと判明し、(ハ)右意識的連絡に關する捜査に於ても、其の事例皆無なること明瞭と爲れり。然かも斯くの如き消極的捜査が、「米騷動」の裏面に對する社會の不安疑惑を一掃して人心を安定せしめたる效果莫大なるものありしは、特に之を強調するの要あるところにして、之と同時に「米騷動」なるものゝ本體を解明し、延ては犯人處罰の方針等を決定すべき重要なる指針たりしは疑の餘地無きところなりとす。

(二) 檢擧の範圍を擴張したること、

「米騷動」犯人檢擧を之が主動犯人のみに限らず、更に犯情惡質なる附和隨行者並騷擾の機會を利用したる窃盜犯人若くは恐喝犯人等に對しても假借なき檢擧に努めたるものにして、當時右の方針が外部に傳へられたるものを引用すれば左の如し。

「司法省に於ては過日各地暴動事件に對し參事官を派遣して實

[illegible]地調査中なるが、各地とも首魁元兇と目すべき者は検挙され居らず、多くは附和雷同的に參加したる者の検挙を見たるに過ぎず。今回の如く悪性の騒動に對しては其の首魁者を検挙して厳罰の必要あるを以て厳重捜査中なり。又單に附和雷同犯行を為すに至れるものは、一面より言へば情状酌量の餘地あるが如きも、犯罪行為の實況によりては社會の秩序維持の必要上處罰する方針なりと謂ふ。」（法律新聞大正七年八月二十五日附參照）

右の如き検挙方針は頗る時宜に適合したる方策なりと謂はざるべからず。蓋し「米騒動」當時又は其の直後に際りては、世情混迷して遵法觀念動もすれば薄らがんとするが如き虞あると同時に、騒擾に對する検挙極めて困難なるものありて兎角検挙に徹底を缺く嫌無しとせず、人心亦秩序を尊重せずして暴慢の氣風漲らんとするが如き時期に際會したるものと謂ふべく、此の時期に於て司法の威力を發揮して國法の威嚴を宣揚し、以て治安の萬全を圖らんとするが為

には、前記の如き検挙方針を措きて他に何等の良策なしと謂ふを得べし。

司法當局の「米騒動」に對する一般的方針としては、前記検挙方針と並びて、検挙犯人に對する審理の促進なる方針勵行せられたり。即ち司法當局の「米騒動」に對する一般的方針は、検挙の徹底に始まりて審理の促進に終りたるものとす。即ち「米騒動」事件に依りて検挙せられたる犯人の大多數は、全國各地を通じて殆ど司法警察官の取調に依らず、検事の直接取調に依りて處分せられたる状況なるのみならず、検事は後述の如く既に騒擾時より其の活動を開始し證據保全に努めたると共に、司法警察官吏が犯人を逮捕し來るや直に當該警察署に出張して舊刑事訴訟法に基く現行犯處分を為し逐次犯人を拘留處分したるを以て其の捜査は概して短期且敏速に終了したり。斯くの如き検事の敏活捜査が「米騒動」事件全般の審理に好影響を齎らしたるは頗る欣快に堪へざるところにして、獨り警察留

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

置に關する各種問題發生の餘地無からしめたるに止まらず、事件全體の急速なる解決への途を開き、延ては被告人の勾留期間を短縮し之が釋放を容易ならしめたる效尠からず。「米騷動」直後日本辯護士協會が調査委員を擧げて警視廳を始め東京市内の各警察署を歴訪せしめたる事ありしが、其の所感として發表せられたるところ孰れも前記事實を指摘賞揚したり。即ち一例を示せば、

「今回の騷擾事件に就て、警視廳及各警察署を巡視したるところに依ると、之に對する司法當局の方針は檢擧したる警察署に被告人を留置せずして、一應檢事の取調を終り、若くは終らざるも即時東京監獄に拘禁し、若くは留置するの方法を採つた。之は慥に從來の取扱に一歩進めたるものと考へる。此迄日比谷事件其の他の騷擾事件に關して吾人の實見したるところに依れば、由來人權問題は警察署の留置より起るのである。元來警察署の留置場は其の構造極めて狹隘にして單に二疊敷に過ぎざるに臨時多數の人を

拘禁するを以て、自然民人の非難を招くのみならず、低級なる警察官の取扱苛酷に流るゝより所謂人權問題が生ずるのであつて、之を公平にして嚴正なる檢事に依りて取調を爲し且設備の完全なる監獄に移したるは、吾人の深く謝する所である。云々」（法律新聞大正七年八月三十日附辯護士横山勝太郎談參照）

「要するに調査したところでは人權蹂躙など言ふ事跡はない、今度の騷擾に就ては檢事が敏速に出張して取調べ、夫れ夫れ取調濟となつて居た。之は是迄の騷擾に對する當局の處置に比すると却々成績が良い。云々」（法律新聞大正七年九月三日附辯護士平松市藏談參照）

の如くにして、又右の點に關し司法當局者が外部に發表したる談話を引用すれば次の如し。

「今度の騷擾に關しては司法官が成るべく早く勾留を釋く方針を採つて居るので、保釋責付で勾留が釋かれ、勾留者が歸されるの

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

も遠からずだらうと思ふ。暴動の初には檢事勾留が多かつたが、今では豫審勾留が多い、又取調は警察官の手に依らず、直接に檢事が取調を爲した。之は警察官が取調べて失から檢事が取調べることなるこ取調手續が却つて長くなるので檢事が直接取調をした次第である。云々」

而して豫審に於ける審理に就ては當時に於ける新聞紙上の報道として八月二十四日司法省に於て平沼檢事總長、鈴木司法次官其の他の司法首腦者會議を開催し騷擾事件被告人の處分に關して協議したるが、右會議の結果、事件を迅速に處理する必要あるにより司法官の夏期休暇を廢して審理の促進を圖ることに決したり。而して同日大阪控訴院長も亦部下を召集して同一問題に就き會議を開催したる事實あり。（前頭「米こ社會政策」參照）斯くして同月二十六日司法省に於ては司法次官の名に依り各控訴院長宛左の如き通牒を發したり。

「騷擾事犯に對する豫審事務取扱方の件」

過般各所に發生したる騷擾事件に關しては、既に豫審の請求ありたるもの及今後其の請求を見るべきものの多數可有之こ存じ候、然るに該事犯の如きは最も敏速なる取扱を以て公判を終局せしむる必要有之、從つて豫審に於ける取調も亦、可急的の措置を要すべく被思考候、就ては此際事任豫審判事の外、尚他に豫審判事代理を設け以て豫審事務の進捗を圖り、又一面當該官は間斷なき努力を以て逐日取調に從事し此の臨時の要求を充すべく、極めて緊要なりと被思料候に付右の措置に關し、相當御配慮相成度依命此段申進候也

0213

(二) 所謂米騒動事件の檢擧狀況

(イ) 司法警察官の檢擧狀況

「米騒動」の如き大規模なる騒擾事件に在りて司法警察官の最前線に於ける檢擧は至大の困難を伴ひたるものと謂はざるべからず。即ち騒擾時に於ては專ら行政的取締に終始し、騒擾の鎭靜を俟ちて始めて之が檢擧に着手すべしと謂ふが如き方策は一應理由あるに似たるも斯くの如きは檢擧の本義を誤りたるものに非ざる歟。騒擾時に於ける檢擧にして始めて克く兇悪なる主動分子を群衆より分離し、騒擾の暴威を挫折鎭壓せしむるを得べきところなるのみならず一部落等の比較的小規模なる騒擾事件と異り、大都會等に於ける騒擾事件に於ては暴民各様の方面より雜然と參加混淆し來るあり、一度騒擾鎭靜するに於ては忽ち何處へか雲散霧消して其の影を止めざるが故に、騒擾時中に於て檢擧又は少くとも之が前提たる内偵を果さざれば、遂に一人の犯人すら之を逮捕し得ざるなり。然かも從來幾多

の騒擾事件を覩るに、騒擾時に於ける司法警察官吏の檢擧活動が群衆の反感を挑發して騒擾を激化せしめ、民衆の警察官吏に對する反抗が即ち事件の主たる内容を構成するに至れる數多の事例あり、騒擾事件の檢擧活動が却て警戒鎭撫を妨ぐるが如き危險なしとせざるを以て、兩者を如何に調和統合すべきか、是豐富なる經驗と眞摯なる研究を要するところなるべし。而して「米騒動」事件に對する全國各府縣警察官吏の檢擧狀況を概觀するに、(1)騒擾の當初に際り微溫的鎭撫に捉はれ、檢擧活動を等閑に附したるものあり、又警察力の寡少並行政的取締に主力を注ぎたる結果動もすれば檢擧活動退嬰且消極に傾き騒擾の被害甚大なるに比して檢擧の成果之に伴はざるものあり、(2)更に騒擾の初期には檢擧活動稍不十分なりしも、檢事の出動並指揮あるに及び活潑なる檢擧に出で相當鎭定の效果を收めたるものあり、又騒擾の當初より行政的取締と並びて檢擧活動を開始し、檢事の出動並指揮あるや克く之と協力一體の實を擧げたるも

186

アジア歴史資料センター

のあり。而して司法警察官吏の檢擧活動は各地各樣の方法を採りたるものにして、(1)騷擾時に於て行政檢束を兼ねて多數の被疑者を逮捕したるものあり、(2)警戒鎭撫に任じたるもの〻外、別に私服内偵の衝に當れるものを群衆中に派し臨機主動犯人の逮捕に努めたるものあり、(3)騷擾時中には檢擧目標犯人の内偵のみを爲し騷擾鎭定直後に至りて一齊檢擧を爲したるものあり、(4)騷擾時には暴威猖獗を極め内偵すら不可能なりしも、小康期又は鎭定直後に於て騷擾犯人參加の系統を査察し負傷又は掠奪品藏匿等の探求に依りて相當多數の惡質犯人を檢擧したるものあり、(5)事例尠きも檢擧犯人の自供に依りて同類共犯の檢擧を爲したるものありたり。更に巷間傳へらる〻ところに依れば次の如き挿話あり、即ち處に依りては到底虱つぶしに檢擧を行ふこと能はず、主謀者を出さば總檢擧を見合はすべしと諭ふが如き妥協的態度に出でたるところあり。斯かる處にては一人の篤志家とも謂ふべき人が、自から名乘り出づる時には、非常な

る御祭騷を演じて此の「義人」を獄へ送る有樣なりき。又警官諸君が暴民の狂暴振りに一時手のつけ樣を知らざりし時、何人の智慧なるか、彼等暴民の群に投じ、手に手にペンキ、チョーク、インキの類を持ち「シツカリやれ」等聲援しつ〻彼に廻りて被服にこれを附着し、後日に至り有無を言はさず引致し行きたる例など多き由なりと。（鈴木文治著「勞働運動二十年」參照）虚實は知らず、然れども斯くの如き挿話の傳へらる〻こと自體に徵し多少參考に資するところあるべし。

玆に關係各地方裁判所檢事正の調査報告並法律新聞等若干の資料に依りて、各府縣司法警察官吏の檢擧狀況を摘示すれば左の如し。

(イ)大阪府下各地騷擾に對する檢擧狀況

本年八月に入りて日々米價昻騰し、一般人心安からざる折柄米價調節に關する大阪市民大會天王寺公園に開催せらる〻こととなり、同警察部刑事課に於ては萬一を慮り市内各警察署に對し檢擧方法

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

に付通達を爲し、私服巡査を以て追尾檢擧を爲さしむる手筈を定め、所定の告發用紙を配布し置きたり。

其の第一日卽ち十一日夜に於ては天王寺公園に集りたる聽衆の暴戾に重きを置き百四十名の私服巡査を配置したるに、同夜の騷擾は獨り同所に集りたる聽衆に止まらず、天王寺、南、難波の三警察署管内至る處に蜂起し、之が鎭撫に忙殺せられ、檢擧の方法宜しきを得ざりしため、三警察署に於て檢束したる人員は二百三十五名に上りたるも、檢事取調の上起訴を要すべきものとして勾束を爲したるものは僅に二十二名に止まりたり。

第二日に於ては各警察署共に前夜の轍に鑑み、各々計畫を樹て檢擧に努むる處ありたる爲、市内東、西、南、北、曾根崎、九條、天王寺、朝日橋、玉造の九警察署及市外住吉、十三橋、鶴橋、今福、傳法、堺の六警察署に於て檢束したる總人員は五百五名に上り、檢事取調の上起訴すべきものとして勾束したる人員は七十八

名の多きに達し、特に曾根崎警察署の如き檢束者六十七名の中起訴すべきものとして勾束したる者三十三名を算するに至れり。

第三日は今回の騷擾中最も猖獗を極めたる時にして、暴行の區域は擴大し、其の害を被りしものも亦獨り米穀商のみに止まらず、金貸業、貸家業、薪炭商等に及び、器物の毀棄、建造物の破壞は勿論、家財の掠奪、放火、殺人等を敢てするに至り、少數の軍隊と警察力にては到底之を鎭撫すること能はず、漸く軍隊の增援を俟つて始めて鎭定することを得たりしが如き狀況なるを以て各警察署孰れも犯人檢擧に力を致すの餘力なかりし結果、當夜各地に於て檢束したる人員は市郡を通じ三百四十四名にして、檢事取調の上起訴すべきものとして勾束したるは僅に三十七名、就中南警察署管内に於ける南區日本橋三丁目白米商長谷安吉宅を襲擊し、同家に放火し之を全燒せしめたる犯人、曾根崎警察署管内に於ける北區天神橋筋三丁目白米商竹内幸次郎宅を襲擊し、金一千圓を

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

掠取したる犯人及同管内北區西野田中江町貸家管理人住川粂次郎外五箇所を襲撃して家財金品を毀棄又は掠取したる犯人は未だ檢擧に至らず、但玉造警察署管内なる南區上本町三丁目鈴木商店に放火し未遂に終りたる犯人は直に之を檢擧し、傳法警察署管内たる西成郡千船村大字大和田白米商寺脇讓太郎宅を襲撃し、同家に放火し、隣家九戸を全燒せしめたる犯人及暴徒の首魁を殺害したる犯人は既に明瞭となりたり。

第四日に於て市内は平穩無事なりしも、岸和田警察署管内の泉南郡岸和田町に騷擾勃發し、同町の富豪寺田甚與茂、同人の養子寺田見龍及白米商十場吉太郎宅を襲撃し、吉太郎の家宅に放火し之を燒毀したり。其の犯人の中放火犯人三名、騷擾犯人十名は檢擧するを得たり。

第五日に於て市内は平穩なりしも、平野郷警察分署管内なる東成郡喜連村及南百濟村、佐野警察分署管内なる泉南郡佐野町に於

て暴徒蜂起し、喜連村に於ては巡査駐在所、村内金貸業者を襲撃し、南百濟村に於ては同村長宅を襲撃し、佐野町に於ては米穀商を襲撃し、暴行脅迫を加へたるも、孰れも檢擧宜しきを得たる爲其の主謀者、率先者、其の他暴行者の主なる者總て判明し、檢事に於て取調の上十九名を勾束し、二十八名は逃走の虞なしと認めて放還したり。

第六、七日は市郡共に無事平穩なり。

第八日は住吉警察署管内たる東成郡長居村に於て在郷軍人、青年會員凡そ二百餘名同村長秦仙吉宅に押寄せ、門戸を破りて闖入同家に放火し、之を燒燬したる事件ありたるも、即日放火犯人三名を檢擧し其の後續々檢擧中なり。

要するに、今回の暴擧に際し警察官は熱心其の犯人の檢擧に努めたるも、十分の成績を擧ぐるを得ざりしは、頗る遺憾とするところなるが、第一日第三日を除外せば其の他の檢擧成績は概して

189

良好なりと信ず。（前顯「大正七年騷擾事件に關する調査書」參照）

(ロ) 東京市騷擾に對する檢擧狀況

騷擾熾烈なりし時期に於ては、制服巡査は警視廳に集中され臨機貨物自動車等にて騷擾地域に多數出動し、組伍を組みて示威的警戒を爲すに過ぎず、群衆中の騷擾煽動者又は暴行者は成るべく人に知られざる樣私服巡査を派して檢擧せしめたるが、騷擾漸次鎭靜するや、反對に制服巡査の數を減じて私服巡査の數を增加し形勢の平靜なるに應じて警戒檢擧に當らしめ合計約九百名に達したる一應推定の容疑者を引致したり。（法律新聞大正七年八月二十三日付雜報參照）

(ハ) 神戶市騷擾に對する檢擧狀況

最も甚だしく暴行を爲したる集團の一は神戶にして掠奪團體は特殊部落民最も多く、騷擾最高潮に達したる八月十二日夜の暴狀は筆紙に盡し兼ねたる狀態にして警察官吏は防禦と警戒に疲勞し、暴徒の兇惡なる威嚇と其の多數なることに恐怖し、殆ど手を下し得ざりし狀況見受けられるも、同未明より奮然檢擧に從事するに至り、檢事の督勵に依り首魁又は主動犯人十數名を檢擧し得たり。（神戶地方裁判所檢事正大正七年八月二十九日附受理報告參照）

而して右騷擾犯人として引致したるものは市內八百四十四名、郡部千百九十名、合計二千三十四名に達し內主なる犯人は鈴木商店放火犯人湯淺商店襲擊の首魁たる元銀行員同商店附屬の電信電話破壞犯人たる電車工夫富豪大井驅藏宅放火犯人たる無職各一名なり。（法律新聞大正七年八月二十八日附雜報參照）

(ニ) 京都府下各地騷擾に對する檢擧狀況

大審院檢事林賴三郎氏は二十三日大阪控訴院管下八箇所の地方裁判所檢事正を召集して檢事總長の內命を傳へ、嚴重に檢擧すべ

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

き旨を訓示するところあり。爲に京都地方裁判所にても市內の檢擧一段落付くと共に、各自分れて郡部に出張したるが、府刑事課にても其の內命に基けるものにや二十三日以來再び活動を開始し星野警部は相樂郡木津町及上狛村、笠置村字有智郷、中和東村方面へ出張し首魁と目すべきもの六名を勾引し、直に收監したるが、更に綴喜郡井手署の手に於て十一名を檢擧收監し、引續き木津町方面の取調と共に二十有餘名の檢擧を見るべき形勢あり、又加佐郡餘部町にては海軍職工等二十六名檢擧せられ宮津監獄に收監されたり。右の外向日町方面には谷內(刑事課)、杉本(五條署)兩刑事部長出張して取調中なるが茲に星野警部出張の際取調べたる四十三名は檢事の手に引續かれ再取調中にて外に大枝村、久世村にても十二名の檢擧勾引を見たれば、乙訓郡內に於ては尠くとも五六十名の檢擧を見るべく、市內に於て檢擧に決せる七十餘名に加ふれば、府下を通じ總數にて百七十餘名は騷擾罪として檢擧

さるゝに至るべし。(法律新聞大正七年八月三十日附雜報參照)

(ホ) 津市騷擾に對する檢擧狀況

警察署に於ては不穩の風說を耳にし、多少警戒を加へ居りたるも、其の突發は豫想外なりしが如く、而して主力と目さるゝ暴徒は四五十名に過ぎざりしも、之に附加するもの數百に及び其の勢を助け殆ど無警察の狀態に陷れり。鎭定の方法としては、津警察署巡查三十名應援巡查十名餘を以て之に當り、警察力の手薄を免れざりしも多少不意に出でたるにより鎭定の方法宜しきを得ず。極端なる温和手段を採り毫も防壓の跡なく彼等の橫暴に委せたる嫌あり、火災に就ては、消防隊畏怖して鎭火に從事する者なかりし爲、其の燃燒に委せたる狀態なりしが、午後十二時頃久居より步兵二個中隊應援の爲來着し、各所に配置せられて警備に就きたるより、幸に暴徒の退散を見るに至れり。檢擧の方針としては斯かる暴民に對し峻嚴なる態度に出づべきを當然とし、同夜午後十一時、部

アジア歴史資料センター

下檢事二名と共に臨み、狀況を視察したるに、上記の如
く消極的溫和手段に出たる爲、一人の嫌疑者を逮捕したるもの
なく、犯罪檢擧上は勿論、暴徒鎭壓の態度に非ざる狀況を諭し
檢擧方針を授けて本朝未明より着手せしめ目下嫌疑者を引致中な
り。云々。（安濃津地方裁判所檢事正大正七年八月廿六日附報告
參照）

(ヘ) 愛知縣下各地騷擾に對する檢擧狀況

瀨戸町第一次騷擾に對しては事件勃發前に於ける警戒に就き多少
遺憾の跡あり、騷擾の終熄したるは當日午後十一時頃にして當時
被害者より其の申告を受けたるに拘らず、警察官の現場に出張し
たるは翌日零時半頃にして敏速を缺くの感あり。然れども被害者
の申告を受け難現行犯人三名を逮捕し得たり。
猪高村大字高針騷擾に對しては同部落が所轄警察署より三里餘の
僻村にして交通不便なる爲、騷擾は八月十九日午後七時頃に始ま

り同十一時頃に終りたるも、駐在巡査一名に之を如何ともする能は
ず、本署は翌二十日未明急報に依り之を知り、即時巡査部長出張
の上捜査に着手し檢擧の端緒を得たるも夜間の爲め犯人を引致す
るときは奪還せらるゝ虞ありたる爲、二十二日朝より續々引致し
て取調を開始し、翌二十二日午前八時檢事出張したり。右の如く
なるを以て檢擧上多少機敏ならざりし感あれども取調の結果は比
較的良成績なり。鳴海町騷擾に對しては同町には巡査部長一名巡
査四名駐在し居りたるところ、八月十四日同部長以下四名の巡査
は本署長（熱田警察署長）の命に依り名古屋市內に出張警戒中、
本件騷擾勃發し、同部長は急報に接するや直に他の巡査五名と共
に自動車に乘じて現場に馳付け之を鎭撫し、同時に本件犯人を逮
捕したるが後に殘り居りたる一巡査は右急報を傳ふると同時に私服
にて右犯行を視察し居りたるものにして本件犯行に對する警察官
の檢擧に關する措置は時宜に適したるものと認む。

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

下ノ一色町騷擾に對しては同町には巡査部長派出所一箇所巡査駐在所二箇所ありて部長以下巡査三名駐在せるも八月十三日夜は本署なる熱田警察署の召集に應じて市内警戒の應援こして右三名共名古屋市に出張不在中俄然多衆糾合して騷擾を惹起したるより急報に接し三名の巡査は同夜歸任したるも既に群衆が解散したる後なりき。而して其の翌十四日夜も亦數百の群衆が前夜に優る激烈なる騷擾を爲したるより駐在の三巡査にては到底施すべき術なく、本署に急報して應援を求め、熱田警察署よりは即夜巡査部長一名巡査十名を特派したるが、時既に遲く群衆が暴行を擅にして解散したる後なりしを以て遂に犯人を逮捕する事を得ず、引續き檢擧に努めつゝあるも駐在巡査少數なるに反し、群衆多數にして且其の行動激烈なりし爲時機を失して檢擧進捗せず鋭意督勵せり。

豐橋市騷擾中八月十二日夜の事件に對しては豐橋警察署管内巡査の多數は名古屋市騷擾取締應援の爲同市へ出張し、市内警察官吏

の配置稀薄こ爲りたる虚に乘じ突發したるものなる結果、之に對して強制鎭壓の方法を採らず警察官吏は多くは變裝して群衆に混入し、一は以て犯人の相貌、行動を認識し機を見て犯人を逮捕引致することに努めしめ、一は群衆を慰撫して暴行を緩和せしめ、以て慘禍を演出せしめざるの方法に出でたるが故に、同夜は暴徒多數なりしに拘らず、暴徒こ警察官吏この衝突行はれず、而して此夜現行犯人こして逮捕檢擧せられたる者八名あり。翌十三日には警察署に於て名古屋市出張中の巡査を引戻し且附近新城、富岡田原の三警察署より應援巡査到着したる爲警戒力旺盛こ爲りたるより、其の一部をして前日の如く變裝せしめて群衆に混入せしめ、一部を正服にて市内各所に配置し、以て檢擧こ警戒に努めしめたり。猶鋭意犯人の檢擧勵行中にして毫も非難すべき點なし。

刈谷町騷擾に對しては騷擾前日來不穩の形勢あり、同町は四箇所の巡査駐在所あるに過ぎざるを以て當日は增員して巡査十一名こ

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

為し警戒せしめたり。騒擾惹起するや急報に依り安城警察署長は巡査七名を引卒して自動車にて急行し制止に従事し、即時犯罪者を勾引する時は群衆の反抗を買ひ騒擾の増大する虞あるを以て、民心の鎮靜するを俟ち八月十八日より検挙に着手したるものにして署員全員群衆に同情するが如き嫌ある者は毫も認むることを得ず熱心検挙に従事中に有之。（名古屋地方裁判所検事正大正七年中諸報告參照）

(ト) 岡山市騒擾に對する検挙状況

右騒擾が紛猖獗を極め警察力寡少の為一時所謂無警察状態に陥りたるは纔に一言したるが如し。而して暴威漸く衰ふるや、検事の出動督勵と相俟ち司法警察官吏の検挙活動極めて活潑と為り主動分子並掠奪犯人を始め大量の検挙を得たるものにして、其の外部に引用すれば、八月十八日迄に検挙せられたる者百二十餘名中八十五名は岡山監獄に送られたるが、翌十九日朝より岡山署にては一

齊に市外の特殊部落を襲ひ暴徒火事場泥棒等百四十四名を拉致したり、内八十名は女にして澤田邸焼打の指揮者にして赤靴を穿てる快漢も捕縛せられ白米雑品等贓品警察署の正面に積みて山を為せり。（法律新聞大正七年八月二十三日附雑報參照）次で拘引者取調の結果検挙の範圍を擴大し同月二十五日迄に四百餘名の検挙を見たるが、中には私立大學生、青年團員もあり掠奪犯人は特殊部落民及細民其の大部分を占め居れるが如く、掠奪品は單に米のみならず鐵類家具類に及び署内に山積し居れりと。（同新聞同月三十日附雑報參照）

(チ) 山口縣下各地騒擾に對する検挙状況

小串村騒擾事件に就ては、

右事件に關し所轄警察署より當時再三報告に接したるも、何れも騒擾罪構成に至らざるは勿論直に之を治安警察法により検挙し得ざるものゝ如くなりしを以て警察部より課僚を派し實況を取調べ

しめたるに略前記事實あることを明かにしたるを以て具體的搜査を命じたるも緩漫にして進行せず檢事亦宇部其の他の事件に忙殺せられ、これが取調を親しくし得ず其の間主たる被告人朝鮮方面に出漁し警察署長亦交迭し稍々檢事意の如くなる能はざりしも督勵の結果既報の如く其罪狀を明にすることを得たり。

富海村騷擾事件に就ては、

既に其の前日に兆を發し當日午前中駐在所巡査より所轄三田尻警察署に報告し同署長は群衆の集合に先んじ此擧なからしめんとし同日午後七時過巡査部長を出張せしめて其の主魁者を說き其の擧を阻止せしめんとしたるも之と會談の機を得ず殊に巡査纔に四名にして其の力及ばず遂に豫定の行動を遂行せしむるに至りたるものにして、而して同署長亦同夜少數の巡査を引率し村役場に駈付けたるも群衆將に喧囂し旺に淸水郁藏外二名並村長を罵嘲し之を脅迫せる際なりしを以て口を挾むに由なく徒に拱手傍觀爲すが儘

に放任したる事實あるのみならず、被告橋本件助が傷害其の他前科八犯を有する博徒にて任俠を以て自から許せるものにして三田尻に於ける俠客中島安吉と兄弟分の關係を有し、若し之を檢擧せば或は騷擾の他に波及し再燃するあらんかを杞憂し、本職が報告を聞きて翌十六日檢事を急派し檢擧に着手せしめんとしたるに、漫然猶豫を哀求し、且取調終る後令狀の執行を躊躇せる事實あり、殊に同署詰巡査部長石田茂一、刑事巡査岡本佐市の兩名は騷擾終つて後直に橋本件助、關谷松助等と會飲したる事實あり、爲めに石田を懲戒免官に岡村を罰俸及轉所の處分に付するに至りたり。

安下庄町騷擾事件に就ては、

同町に巡査部長派出所あるのみ、所轄久賀警察署は嶮峻なる二里餘の坂路を距る島の反對側に在り、交通の便至つて宜しからず、當時同署長は急を聞いて五名の巡査と共に之に赴き群衆將に酒力を藉りて餘燼を燃さんとするに投じ、極力之を說諭して解散せし

め、翌十九日岩國支部檢事の出張を待ちて檢擧に着手す、當時猛惡なる漁民は尚餘憤を洩さんとし、動もすれば反抗的態度を執るに拘らず少數の巡査を指揮して捜査に努力し、檢事の奮闘と相應じ全部の首魁者は勿論指揮者卒先助勢者等の大半を檢擧するに至りたり。（山口地方裁判所檢事正大正七年十一月十五日附報告參照）

(リ) 延岡町騒擾に對する檢擧狀況

本件騒擾略止みたる後午前四時頃、警察官は犯人と思量する者を引致して取調に從事し一同檢擧に報告し指揮を求めたる次第にして公園內集合の際並暴行の際に於ける鎭撫方法に付ては緩漫に失する嫌あれども延岡警察署員は署長以下合計僅かに十二名に過ぎざれば、多數者の暴行に對しては十分權力を用ふる能はざるも已むを得ざるものと思料す。（宮崎地方裁判所檢事正大正七年八月二十六日附報告參照）

(ロ) 所謂人權蹂躙問題

「米騷動」事件に對しては次に述ぶるが如き日本辯護士協會の調査あり、全國に亘りて所謂人權蹂躙の有無を詳細探査するところありたるが、其の事實皆無なりしこと判明したる結果、右辯護士協會が發表したる前顯調査報告中特に人權問題と題して「騷擾者を檢擧するに際り、各地を通じて不法檢束、不法拘引、毆打、凌虐其の他不法の行爲ありしことは未だ之を見聞せず、然れども吾人は猶將來に向つて其の調査を怠らざるべし。」と記載したり。右辯護士協會の外部的調査のみに止まらず、今日殘存せる司法各種資料に依りて警察官吏並檢事の內部的搜査狀況を檢討するも、形式並實質の兩方面に亘り所謂合法線を逸脫したるが如き事例を發見せず。所謂人權蹂躙存在せざりし事實を立證すべき一の資料として右問題に關する唯一の報告（神戸地方裁判所檢事正大正七年十一月一日附報告）を左に引用すべし。

伊丹裁判所管內騷擾等事件被告事件檢擧に關する件報告

本年九月十日附日記第三、五九二號を以て及報告候北本芳藏外十七名に對する騷擾及公務執行妨害被告事件に關し被告人亡尾下岩太郎の辯護人たりし辯護士より別紙の通り陳情有之たるに付調査を遂候處同事件は三田警察署に於て本年八月二十四日被告人二十三名を引致し翌二十五日七名を引致したる報告に接したるも所轄伊丹西裁判所檢事は同管內尼崎市に於ける騷擾事件を擔當し出張檢擧中なりし爲め當地方裁判所檢事一名は同二十五日午後同警察署に出張して取調を爲すに至れり。

本件は當初より現行犯事件として取扱ひたる處被告人多數なる爲め之を留置場に收容すること能はざりしを以て同警察署構內演武場に收容して取調を繼續し同月二十八日朝檢事の取調を完結したるに付被告人中十一名に對して令狀を發したり、辯護士の陳情の中には同警察署に於ける取調中被告人共を三晝夜引續

き屋外に坐せしめたる旨訴述せるも斯かる事實は毫も存せず當時被告人共に對しては苛酷に亘る處置を爲したる形蹟無きのみならず却て同署の構外に出づるを嚴禁したる上演武場の屋外運動場に於て隨意涼氣に浴するを許可したる事實有りて爲めに被告人中屋外に涼み其の儘就眠せんとし看守巡査の注意を受けたるものあり、又演武場以外の物置等に任意就眠せし者ありと謂ふ、當時極暑の際なりしが爲め斯かる處遇を爲すに至りしが如く演武場の狹隘なるが爲めには無之候而して令狀を發せられたる被告人十一名は伊丹警察署留置場に拘留したる處其の後尾下岩太郎外數名脚氣に罹りたるものの如く十月十日午前四時頃同人の病勢昂進したる故を以て檢事に急報し來り留置場に於ては其の手當を爲すに窮したるため直に附近の旅館に引取らしめたるが終に十日午前八時過脚氣症の爲め死亡したり、拘留被告人中六名に對して判決言渡ありたる

十月七日保釋を許可し現時拘留中なるは尾下末太郎外三名なる處末太郎は目下輕症の脚氣を患ひ外三名中一名は不完全なる脚氣症狀他二名は各脚氣症ありと監獄醫に訴ふるも診斷上其の症狀無く又保釋の六名中三名は目下尚輕き脚氣症に罹り居るが如し、右の如く被告人中多數の脚氣病者を生じたる原因に付て辯護士は三田警察署に於ける苛酷の處遇に原因するが如く言ふも其れは當らず、伊丹警察署の留置場は極めて舊式の構造にて囚人の保健上宜しからめる爲め同[illegible]裁所新設に際し幾部改めたるも尙十分ならず、遠からず改築を要する建物なるを以て是恐らく被告人發病病の一因たるべく尙被告人に對する食物多くは差入物の不良なること主因には無之かと疑はしきに付目下此點に關し調査中に有之候、本件に付ては當初嫌疑者三十名を取調べ中令狀を發したるは十一名、又不拘束の儘起訴せしは七名にして其の他は不起訴處分に附し

198

たる處脚氣病者は前述の如く拘留せる被告人中にのみ發生し其以外には病者無之又發病者中重患者も無之候
右事情及報告候
（追而書略）
大正七年十一月一日　神戸地方裁判所検事正
司法大臣殿

謹啓突然の儀には候共御管下伊丹區裁判所に於て御審理相成候北本芳藏外十八名の騷擾被告事件に付き最初三田警察署に引致取調行はれたる際多人數にして署内に收容するを得ざりし故にも可有之歟三晝夜引續き屋外地上に坐せしめられ衣袂露にそぼ濡れて絞れば滴々流下したりし由に有之、之が原因に相成候ひしにや其の後伊丹警察署（假拘留所）に留置せられてより被告人の大半は脚氣病に犯され困難を極め居候、二三日前被告の一人尾下岩太郎は脚氣衝心症の爲め急死致候、殘れる人々中尚は 389 一名重症に陥れるもの有之候由悲慘の至極と存候、騷擾罪被告 390 人としては一部にても保釋を受けたるは殊に稀有の光榮とは存じながら眼前に一人々々死に就くを見ては惻隱の情禁じ難く狀を具して無々御處置を希ふ次第に御座候、御採容を得ば人民の爲め幸福無此上候　誠惶　頓首
大正七年十月十五日
亡被告人尾下岩太郎　辯護人
辯護士
神戸地方裁判所検事正殿

(三) 所謂米騷動事件犯人處分並裁判に關する諸問題

(イ) 米穀廉價購買者の處分問題

「米騷動」に際り各地米穀商にして暴徒の襲擊を受けて米穀廉賣を强要せられ、又は暴徒の襲擊を豫想して恐怖に陷りたる結果自から損害を省みず正常なる市價以下の價格にて米穀の廉價販賣を爲すもの續出するに至り、民衆中右機會に乘じて之等米穀商より米穀の廉價購買を爲したる者尠からず、多衆又は單獨にて米穀商を脅迫して米穀の廉價販賣を强要し、之を自己又は他人に購買せしめたるものが脅迫罪又は恐喝罪に該當したるは論を俟ざるところなり。又多衆米穀商を襲擊して暴行脅迫を敢てし、米穀商を抗拒不能に陷らしめたる上、極めて僅少なる代金を差措き名を賣買に籍りて米穀を奪取したる者が事情の如何に依り强盜罪又は竊盜罪に問擬せらるべきこと亦當然にして之等の事例は各地騷擾に散見したり。而して前記の如き廉賣强要者と關係なき廉價購買者に就ては、直接取締の任に當りたる警察官吏に於て之が處分の如何を問題としたる結果、當時內

務省警保局長より司法省法務局長宛右處分の可否に關し質疑の問合あり、同法務局長に於ては之が回答を爲すと同時に八月二十七日附にて各地方裁判所檢事正宛左の如き通牒を發したるものなり。

騷擾に因る米穀の廉價購買の處分方に關する件

「今回の騷擾に因り米穀の廉價購買を强要承諾せしめたる後に於て之を買取りたる者の處分方に付ては購買者に於て更に脅迫の所爲を爲したるものと認めらるる場合は其の者に付犯罪を構成すべきは勿論に有之候へども、其の否らざる場合に於ては購買者と强要者との間に共犯關係あるにあらざれば罪を構成せざるものと被思考候卽ち單に他人の脅迫を利用して廉買したるに止まるものは罪と爲らざるものと被思考候條此段及通牒候」

然るに尙司法警察官中には右の如き單純なる廉價購買者を恐喝罪と做して檢事に送致したるものあり、檢事に於ては之を「罪とならず」として不起訴處分に附したる事例を示せば左の如し。

めくれず

アジア歴史資料センター Japan Center for Asian Historical Records

大正七年十月十四日神戸地方檢事正報告

洲本區裁判所檢事局恐喝不起訴（罪トナラズ）大正七年十月十二日

被告は大正七年八月神戸地方に行商し一時親族に當る神戸市楠町一丁目五十二番屋敷大村某方に滯在中同市山手通木谷精米所が多衆の強迫に因て米の廉賣を強要せられたる結果之を廉賣するに至りたる事實を目擊して一二俵を購はんことを欲し同月十三日午後四時頃玄米四斗俵二俵を十六圓にて買ひ取りたるものにして、恐喝罪を構成するものなりとの嫌疑に付捜査を遂ぐるに被告は同月十二日數百圓の天蠶糸を携帶し郷里由良を發し神戸に向ひ明石郡戸附近に行商し前記大村方に滯在中木谷精米所が玄米一俵に付八圓の相場にて廉賣せるを知り二俵を買取りたることは事實なるも被告が米商に對して脅迫を加へたる事跡並他の脅迫者と共犯の關係あることの事跡の認むべきものなく寧ろ單純なる廉賣米買取に過ぎざる事實なりと認むるの外なきを以て其の所爲は罪と爲らざるものなりと思料し起訴の手續を爲さず。

(ロ) 違警罪即決處分の危險

「米騒動」事件に際り司法警察官に依る各種流言蜚語の取締として違警犯處罰令第二條第十六號並第三條第十五號該當者に對し違警罪即決處分の適用を見たる事例多きは義に之を指摘したるところなれども、之等の事犯中にも往々にして騒擾惹起の嫌疑に基くものあるに依り、右即決處分は明白なる偶發的派生事犯に限定するの要あり其の他の犯罪、例へば同處罰令第一條第四號の所謂面會強請又は強談威迫の行爲に對し十分なる捜査を爲すことなく、濫に違警罪即決處分を適用したる結果、後日に至り右犯罪が騒擾行爲の一部なること判明したるも即決處分確定し居り檢擧に支障を來たしたる事例あり。之が一例として「米騒動」事件取調中に現はれたる左記通牒を掲示すべし。

大正七年十月一日附司法省法務局長發内務省警保局長宛

違警罪即決處分に關する件通牒

過般各地方に起り來たる米價に關する騒擾事件に關し騒擾罪關の罪の首魁若は助勢者として證據十分なる事案に對し別紙神戸地方裁判所檢事正報告の如く所轄岩屋警察分署は警察犯處罰令第一條第四號に該當するものとして處分を爲したる結果公訴權消滅に歸し起訴の手續を爲す能はざることと相成たるもの有之右は事案の調査徹底せざるの致す處なりやに認められ將來處分上大に考慮を要すべきことと致思考候別紙報告書見に供し候間御用濟の上は返戻相成度候

追て客年中東京市下谷區西黒門町二十二番地遠藤徳右衛門なる者印刷せる誇大廣告を全國に配布し各地の購買者に對し不當の粗悪品を販賣したる事件に付全國警察署に於て前後百拾數回警察犯處罰令第二條第六號に依り即決の言渡を受け何れも正式裁判申立の結果水戸區裁判所に於て内一件に付科料五圓に處せられ右判決確定したる爲め他は連續犯たるの關係上全部免訴の判決相成り

たる事件有之候右は這回の事件とは相違のものに有之候得共爲御參考申添候

(八)罰金刑求刑事件に對する略式請求の可否

司法當局が「米騷動」事件の檢擧方針として犯情稍惡質なる附和隨行者に對しても之が檢擧處罰を期したること既に述べたるところなるが、騷擾罪の附和隨行者は刑法第百六條に依り法定刑五十圓以下の罰金なるを以て之が起訴手續としては如何に取扱ふべきやの問題あり、當時は林大審院檢事が大阪及名古屋兩控訴院檢事局に調査出張したる際現實に右の問題に關し法律並實際の兩方面に亘りて論議せられたることありたるが如し。而して當時司法省當局に於ては一般警戒上の效果より觀察し、附和隨行者に對しても略式手續に依らず普通の公判手續に依り之を處罰するを相當なりと爲す方針を採

りたるものにして、今日と雖極めて參考に資すること多き問題なるを以て玆に左の資料を引用したり。

大正七年八月二十七日附大審院檢事林賴三郎發大阪及名古屋兩控訴院檢事長宛書簡

騷擾事件に依る附和隨行者に對し刑事略式手續を適用するを相當とするや否やの件に關し、法務局長の意見相質し候處、這回の騷擾事件の如きは普通の手續に依り公判の審判を經由すること一般警戒の上に於て其效大なるべきを以て成る可く略式手續に依ることを避けたく、又一應の取調に於て附和隨行者と認めらるる者と雖も、他の關係者に對する取調の結果、單純なる附和隨行者に止まらざるを發見することなきに非ず。殊に騷擾に關する事態の重大にして放火殺傷强盜等の伴ふが如き場合に於ては附和隨行者と雖事情の如何に依り相當重刑を科せらるべきものなれば末だ他の關係者に對する豫審手續の終結せざるに先ち、早急に略式手續に

依りて事件より離脫せしむるは其の當を得ざるを以て縱令一應の取調に於て附和隨行者に過ぎずと認めらるる場合と雖、指揮者率先助勢者等と共に豫審に附するか、又は指揮者率先助勢者等に對する豫審々理の結果、事の眞相明かとなり、單純なる附和隨行者に過ぎざること疑なきに至りたる後に於て略式手續に依るを相當とす可しとの趣旨に有之、必ずしも絕對に略式手續に依るを不可と爲すに非ず候に付、右御了承相成度此度申進候也。

(二) 嚴罰主義の當否

一般に犯罪者に對し如何なる刑罰を課すべきかは本來裁判所の裁量に俟つべく、司法當局が關與すべき問題に非ず。然るに「米騷動」事件に際り未だ裁判を見ざるに拘らず、恰も司法當局が右事件の犯人に對し嚴罰主義なる方針を埃りたるが如き辯護士側の論難攻擊を惹起したるは幾に之を指摘したるところなり。惟ふに右の如き批評を發生せしめたる所以は、各辯護士團が司法當局者の「米騷動」に對する對外的聲明の政治的意義を誤解し、採りて以て之を法律論に移したるに因るものなるべし。大阪朝日新聞大正七年八月二十四日附に依れば、日本辯護士協會特別調查委員花井博士其の他の諸氏は同日東京地方裁判所檢事局に大田黑檢事正を、司法省に松室司法大臣を歷訪し、今回の騷擾事件に關し詳細の事情を聽取したるが、事件に關する事項に就ては過般來各新聞紙にて司法當局が嚴罰主義を採る等傳ふるものありたるも、右は檢擧を嚴重に爲すことを誤り傳

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

へたるものなること明かとなれる旨の報道ありたる事實は過般の事情を物語るものと謂ふべし。然も尚之等の批評を考察するに、其の根據は單純なる誤解のみに歸すべからざるものあり。惟ふに右の批評は一面には司法當局の前記の如き檢擧徹底の方針が社會に與へたる一の反響には非ざる歟、又他面には「米騷動」事件に對する司法當局の見解態度と一般辯護士團の夫れとが各向ふところを異にしたるに依るものと謂ふべし。

顧みれば「米騷動」事件に對する檢擧の徹底が克く事態の不安動搖を救ひたるは何人も之を否定し得ざる事實にして、敢て此種檢擧が不當なりと做す批評は之を聽かざりしも、處罰問題に對しては「米騷動」發生の原因如何と關聯して縱横の論議之に集中せられたる觀あり。日本辯護士協會が前顯調査報告中に記載したるところは其の結論的批評とも見るべきものにして右の代表的なる批評若干を掲示すれば左の如し。

米騷動事件の司法處分

辯護士　卜部喜太郎

今回の米騷動に連座して司法處分に付せられたる被告人は甚だ多數なるが如し、苟も法律に違反したる行動ありたる以上は相當の刑罰を課して懲戒すべきは勿論の事なり。併し暴動の結果一般の治安に及ぼす影響の重大なる一方面のみを見て驚きの餘り神經を過敏にして「太い彼等だ、白晝の強盜放火である、嚴罰せざる可からず」と單稿に斷案するは果して經世家の愼重なるべきか、(一般の將來を戒むる深き思慮に出でたる忠言ならば格別なり)吾人は嚴罰の可否を問ふに先ちて各地に於ける騷擾事件の爲めに檢擧せられたる被告人は果して如何なる種類の人なるかを論議せざる可からず、民衆群集して暴動を爲すに當りて警察の力を以て之を制するに由なく、現に兵力を借りて幸うじて鎭靜せしめたる始末なれば暴動の現場に於て其の巨魁若くは中心人物を逮捕するは難事なり。多數の警察官は只群衆と伍して其爲すが儘に追隨するを

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

常とす。時として群衆に混入したる警察官の一隊は之を覺らざる他の群衆が共同動作の一類と認めて疑はざるの奇觀を呈し、客觀的には警察官も亦暴動の加勢者たる事實を否認す可からざる場合無きに非ず、群衆中に在りて警察官たることを認知せられんか、恐るべき危險は立ち所に至らん、用意周到なる警察官は豫め其危險を避くるを慣用手段とし自ら挺して難に殉ぜんとする者稀なり、然れば暴動の現場にて主謀者若くは其團體を一網打盡するは極めて至難事なり、偶々現行の際檢擧せらるる者なきにあらざれども捕はるる多くは附和雷同の彌次馬なり、彌次馬たりとも犯罪は犯罪なり。之を處罰すべきは當然なれども太い奴等だ、嚴重に處分することゝ力瘤を入れる程の犯狀あるべしや、素より彌次馬とて用捨ならぬ太い奴輩も絕無にあらざるべけれども概して彌次馬とは附和隨行者なり、雷同者なり、主犯者にあらず、刑罰法規は附和隨行者を目して重しとせざるなり、然らば說者の所謂嚴重處分論は彌次馬の一類に對するにあ

らずして主謀者に對する擬律なりと推せざるべからず、尙更に嚴重の考慮を費さゞる可からざるは他なし、暴動の原因如何の問題是なり、一般民衆に共通する生活難の爲めに暴擧を敢てするに至れりとせんか、申す迄もなく由々敷社會問題なり、是れ刑罰問題を超越したる國家の大事なり、之が前後策は經世家の手腕に待たざる可からず、一人一個の刑罰問題として輕々に論ずべきに非ず、普通の刑罰論は一人一個か社會共存の法規に抵觸するに因つて生じ、常に一般民衆の利害と相反す、然るに今回の米騷動は一般民衆に共通せる生活難より起れりとすれば、其の間に甚しき徑庭あるを認めざるべからず、從つて之を刑罰するに就て其の情狀及刑の量定に關して、主として其の動機に着眼するを要す、果して然らば今回の騷動事件の爲めに檢擧したる被告人に就ては第一に事件の主動者なりや、第二に事件の主動者ならば彼等は眞に物價騰貴の爲めに生活難に陷れりや、生活難は彼等の階級に在りて共通に襲來せる悲慘事なりやを仔細に探

206

査せざるべからず、第三に彼等は一定の生業を有せりや、彼等は其生業に最善の努力を盡しつゝありや彼等は其生業に最善の努力を盡しつゝありて尚生活難に苦めりや、彼等の家庭の情態如何等も微を穿ち細に渉りて査察せざるべからず、夫れ彼等にして一定の生業を營み最善の努力を爲しつゝあるに拘らず物價騰貴の爲めに生活難に陷れりとせんか、然かも生活難が犯罪の直接の動機なりとせんか、犯罪必罰の本則は一歩も枉ぐ可からざれども其の情狀並刑の量定を爲すに當りて冷淡視し去るべき事ならんや、詐欺强盜の犯人が人間共存の法規を無視して不法の私欲を逞しうすると比較して其情狀果して如何あるべきか、加之最善の努力を惜まず生業を勵むとも尚生活難に陷れる者の痛苦の叫びが民衆の暴動を惹起したりと假定し、一人の努力辛うじて一家數口を糊する者を永く牢獄に投じたる結果の慘憺たるを推想すれば法律運用の任に當る者をして社會の爲め國家の爲めに三たび思を致しむるものなくんばあらざるなり。

吾人は今回の米騷動の原因を詳にせず、又騷擾事件の爲めに檢擧せられたる被告人の罪狀を知悉せず、從つて輕々に其處分を論議するを好まざれども事苟も一般民衆に共通の生活難より起る事案なりせば其審理を爲すに就て最も綿密に其動機原因を査察し其處分の妥當を失せざるを期すると同時に社會問題として前後の經綸を行ふ者の爲めに缺く可からざる資料を供給することに全力を傾注せられん事を望まざるべからず、若し夫れ刑法の運用が社會政策と關聯する所大なるべきを顧慮一番せば太い奴等だ、白晝强盜放火だ、嚴重に處分すべしと斷言して憚らざる一流知名の法律大家に對しては正なり慈ならざるべからず、刑は嚴なり酷なるべからず、古往今來酷吏國を過らざるはなしとの苦言を呈し且苦笑を促して止まんのみ。

―法律新聞大正七年九月十三日附參照―

騷擾罪の處分　　法律新聞社說

「所謂八月暴動に於ける被告人の數は三四千人の多きに上り、今や

209

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

一應其の取調を終りて、不日各當該裁判所に其の審理を見んとするものの如し。而して當局者は頻りに嚴罰主義を聲明し、苟くも國家の秩序、社會の良俗を紊亂することと斯くの如きものに對しては、法定刑期の最高限を科せざるべからずとなす。吾人も亦當局者と共に八月暴動を以て犯罪なりとするものなり。從つて之を處罰することに何等の異議を有するものに非ず。然れども當局者の如く之を尋常一様の騷擾罪となし、夫れに伴ふ殺傷、強盜、放火、毀壞を以て一種獨立性を有する犯罪なりとして、之を數罪せんとすることは思はざるの甚しきものと言はざるべからず、八月暴動の如き種類の騷擾罪は、不幸にして過去にも二三の事實として存在す。乃ち首魁は一年以上十年以下の懲役又は禁錮、單に附和雷同したるに過ぎざるものは五十圓以下の罰金に該當するものとし、特に殺傷、強竊盜、放火、毀壞等の所爲あるときは、刑法各正條の示すところに依つて之を處斷すべしとすること、從來の裁判の通例なるが如し。斯くの如

きは明文炳乎として爭ふべきにあらず。唯問題は寛嚴の程度にあり。如何に狀情を酌量すべきかの問題にあり。換言すれば、八月暴動の如き種類の犯罪は、之を嚴罰すべきか、若くは寛大に取扱ふべきかにあり、而して當局者の聲明するところに依れば、檢擧を嚴酷にし之に臨むに重刑を以てせんとす。吾人は其の方針の不當を難ずるに躊躇せざるなり。

思ふに、犯罪は常に吾人の一定の認識に基くことに依りて、之を處罰するの必要を生ず、然るに八月暴動の如きは卽ち群衆心理の作用に外ならず。個人犯罪にあらずして團體犯罪なり、團體的作用なきときは發生せざるの犯罪なり、此故に其團體にして一たび解消せんか、群衆は忽ち一個の良民と化し何等刑法の目的とする危險性、反社會性を有することなし。其の結果多大なることに儘きて、之を處罰せんとする如きは、現行刑法が根本思想として採用したる主觀主義に添はざるものにして、却つて既に棄てたる客觀主義の舊套を襲

ふものに過ぎず。群衆心理の作用は團體の消滅と共に個人の胸裏に殘留せざるが故に、當局者が之を處罰せんとする時期には、單に一個の良民を虐待するの結果を生ず。果して然らば團體行動は何が故に生れたるか、之を八月暴動に査察すれば、歐洲大戰に伴ふ經濟上の大變動、並に之に對する當局施設の過誤が、直に國民の生活を壓迫したるが爲にして全然政治問題社會問題に屬す、既に當局の政策が原因となりて、八月暴動の如き團體的作用、群集心理に基く犯罪を成立するに至りしものとせば、當局者が之を嚴罰せんとすることは、一種の矛盾と言はざるべからず。吾人は問はんと欲す。司法當局者、內務當局者は八月暴動を目するに、單純なる一揆とするの勇氣ありや、若し然りとせば、政府は何が故に突如穀類收用令を發布したるや、既に八月暴動を以て、其原因を生活上の苦痛にありと認めたるが爲に外ならずとせば、八月暴動の遠因は當局者の失政なり。其原因を芟除して國民を救濟することは、政治的施設に待

たざるべからずして、刑法上の處罰に依りて其の目的を達し得べきにあらず、群衆心理の作用に依る團體的犯罪は、群衆の解散と共に直に消失し、其暴動の參加者は一種の夢幻として過去を悔ひつつあるに過ぎず。之を嚴罰するも何等の利益あることなし。刑法の威信は國民をして恐怖せしむるに非ずして、國民をして其處刑に滿足せしむるに在りとせば、八月暴動の如き犯罪を嚴罰することは、却つて累を後日に貽すものなり。吾人は當局者が之を査察せんことを望まざるを得ず。司法の目的と一致せずと言ふ勿れ、裁判の要諦は國民生活の社會意識に適合するにあり、國民意思、社會意思は直に國家意思と同一轍を爲すものなるが故に、法律の適用は必ず國民と社會との生活を考慮中に加へざるべからず、此意味に於て吾人は八月暴動を嚴罰するの必要なきを信じ、寧ろ當局が退いて其の政策を改むるの賢なるに如かざるを思ふ。吾人豈に濫りに暴動に與するものならむや。一[illegible]

269

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records

律新聞同月十八日附參照）

然り而して「米騒動」が一般民衆の生活不安又は困難を基礎的原因と爲したる事實及「米騒動」に在りては當時の良民にして群衆心理に化せられ遂に犯人として檢擧せられたる者多數なる事實は、固より處罰上慎重考慮せらるべき重要問題なりと雖、之等の事實あるの故を以て濫に米騒擾犯人は總て之を寬刑に處すべしと謂ふが如き結論には到達するを得ざるべし。前揭批評中に於ても騒擾罪の首魁指揮を始め放火、掠奪、殺傷の如き惡質犯人なることと前揭各統計表に依るも明白なるのみならず、之が處罰の問題は嚴罰主義か將又寬刑主義かと謂ふが如き抽象的原則を以て解決し得ざる各種問題を包藏し居れるは、既に縷說したるところに依るも明白なり。

斯て惟ふに司法の本領は、法道一如の具現に在り、法は國法を指して道は皇道に通ず。即ち國法は我國體の本義に照し、大御心の御發現に外ならず、職を司法に奉ずる者常に大御心を奉體せずんばあ

るべからざるなり。犯罪に對する檢擧並處罰の目的は、應報主義に依るに非ず、將又社會防衞主義に依るに非ず、實に國家社會の治安を確保し、國民をして國策に順應せしめ、大御心を宣揚し奉ると共に犯人を改過遷善して大御心に歸服せしむるに在り。換言せば檢擧並處罰は罪惡に對する公權的修祓に外ならず。其の罪惡に臨むや、斷々乎として秋霜烈日の如く、其の罪惡を化するや光風霽月の如し。苛察以て能事終れりと爲すべからず、嚴罰必ずしも階なりと爲すべからず、寬刑亦必ずしも慈なりとすべからざるなり。

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

(ホ) 檢事の求刑の標準と裁判結果の全般的狀況

「米騷動」事件に對する檢事の求刑が抑々如何なる標準又は根據に依りたるか、而して右求刑と裁判結果とが如何なる關係に在りたるかに就き些か冗言を費すも徒爾に非ざるべし。一般的に觀察すれば「米騷動」事件に於ては檢事の求刑に對し裁判結果は稍輕減せられたる傾ありと謂ふを得べく、中には事實の認定又は情狀に對する見解を異にしたる結果兩者の間著しき懸隔を生じて、檢事控訴を見るに至りたる事例亦尠からず。左に掲ぐる資料は卽ち檢事の立場に於て求刑の根據を明かにし、求刑と判決との懸隔が生じたる爲、檢事控訴に及びたる理由を述べたるものとして稍注目すべきものなるを以て之を拔萃引用したり。

大正八年五月二十六日附廣島地方檢事正報告

科刑の當否に關する問答の件

廣島市西部に於ける騷擾は㈠昨年八月十一、十二、十三の三日間

に亘り其の暴動區域は廣島市及隣接町たる安佐郡三篠町佐伯郡己斐町の一市二町に跨り其の襲擊を受けたる被害米商の數は約百六七十名に達せるのみならず其の被害の程度は經濟的物質上の損害に於て米穀類の撒棄器物の毀壞及米廉賣に因る損害を合し數萬圓の巨額に及べると同時に所謂騷擾罪の主たる法益卽ち地方の靜謐を擾亂せる點に於ても廣島市をして約五日間に亘り殆ど無警察の狀態に陷らしめ僅かに軍隊の威力を以て其間の秩序を維持し得たるが如き其の犯情頗る輕からざるものあると共に㈡本件騷擾行爲は本縣下に於ける騷擾の先驅を爲したるものにして呉、可部、庄原、矢野及廣島市東部に於ける騷擾行爲等が凡て直接、間接、本件騷擾に因り刺戟誘發せられたる關係あると且又㈢本件騷擾行爲は米價暴騰が唯一の起因に非ず、豪商成金等に對する一種の嫉妬卽ち階級的反抗思想の潛在が其の遠因を爲せるに非ざるやの疑ありしを以て以上三個の重要なる事情を參酌し本件は之を相當嚴罰

に處する必要あるものと認め檢事局に於ては其求刑に付き特に愼重の考慮を拂ひたり（以下一部略）由來裁判所に於ては騷擾事件の審判を爲すに當り暴行破壞の多少を唯一無二の量刑標準と爲し對個人的犯罪と同一視し犯罪區域の廣狹、經濟的物質上の損害並に地方人心に危惧不安の念を與へたる程度の大小等換言すれば騷擾罪の主たる法益たる地方靜謐攪亂程度の輕重大小に着眼せず騷擾罪なるものに對する徹底的理解を缺くに非ざるやの嫌あり、隨て裁判所に刑裁量の基本的觀察なくして檢事の求刑を半減するの標準なるに似たり。

而して裁判結果の全般的狀況に付ては、前揭「騷擾犯人に對する檢事處分表」記載の起訴人員數を基礎とし、大正七年十二月末現在の狀態を計上すれば左の如し。卽ち

起訴人員數七七〇八名の內譯は

求豫審　六一七三名

求公判　一二六七名

求略式　二六八名

求豫審人員數六一七三名の內譯は

有罪　五一一二名

免訴其の他　二〇一名

未濟　八六〇名

通常又は略式裁判繫屬人員數は

豫審有罪終結　五一一二名

求公判　一二六七名

求略式　二六八名

合計　六六四七名

通常又は略式裁判繫屬人員六六四七名の內譯は

有罪　四二七二名

無罪免訴　一〇四名
其の他　四二名
未済　二二八名

起訴人員總數七七〇八名の既済未済の内譯は

既済合計　四六二〇名
有罪　四二七二名
無罪免訴其の他計　三四八名
猶豫　二〇一名
通常又は略式裁判　一四七名
未済合計　三〇八八名
猶豫　八六〇名
通常又は略式裁判　二二二八名

右の通常又は略式裁判に於て有罪の裁判を受けたる被告人四二七二名に就き更に其の刑罰の内容を明かにすれば

死刑　なし
懲役合計　二六五二名
無期　七名
五年以上　一四三名
一年以上　一二一六名
六月以上　九四四名
六月未満　三一〇名

の内譯状態と爲るものとす。

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

HASTEN

JAPAN[illegible] SECTION
For ORIE[illegible] [illegible]ION
LIBRARY O[illegible] CONGRESS

警保局文書
日比谷公園焼打ノ件
大.七年 米騒動ノ件

LW 9/60
GPO

裏面白紙